

十日町市中心市街地活性化基本計画

平成 25 年 7 月

(平成 25 年 6 月 28 日 認定)

(平成 25 年 11 月 29 日 第 1 回変更)

新潟県十日町市

目 次

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	
〔1〕十日町市の概要	1
〔2〕中心市街地の現状分析	9
〔3〕中心市街地でのこれまでの取り組みと評価	59
〔4〕中心市街地の課題と基本的な方針	70
2. 中心市街地の位置及び区域	
〔1〕位置	73
〔2〕区域	74
〔3〕中心市街地に適合していることの説明	75
3. 中心市街地の活性化の目標	
〔1〕中心市街地活性化の目標	81
〔2〕計画期間の考え方	83
〔3〕数値目標の設定	83
〔4〕目標を達成するための具体的な主要事業	86
〔5〕具体的な数値目標の考え方	111
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に 供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	
〔1〕市街地の整備改善の必要性	131
〔2〕具体的事業の内容	132
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	
〔1〕都市福利施設の整備の必要性	135
〔2〕具体的事業の内容	135
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供 給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業 等に関する事項	
〔1〕街なか居住の推進の必要性	141
〔2〕具体的事業の内容	141
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化の ための事業及び措置に関する事項	
〔1〕商業の活性化の必要性	144
〔2〕具体的事業の内容	144
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	
〔1〕公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	156
〔2〕具体的事業の内容	156
◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所	158

9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	
〔1〕 市町村の推進体制の整備等	159
〔2〕 中心市街地活性化協議会に関する事項	166
〔3〕 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進	175
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	
〔1〕 都市機能の集積の促進の考え方	177
〔2〕 都市計画手法の活用	177
〔3〕 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	178
〔4〕 都市機能の集積のための事業等	180
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項	
〔1〕 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	182
〔2〕 都市計画等との調和	182
〔3〕 その他の事項	184
12. 認定基準に適合していることの説明	186

様式第4 [基本計画標準様式]

○基本計画の名称：十日町市中心市街地活性化基本計画

○作成主体：新潟県十日町市

○計画期間：平成25年7月から平成30年3月まで

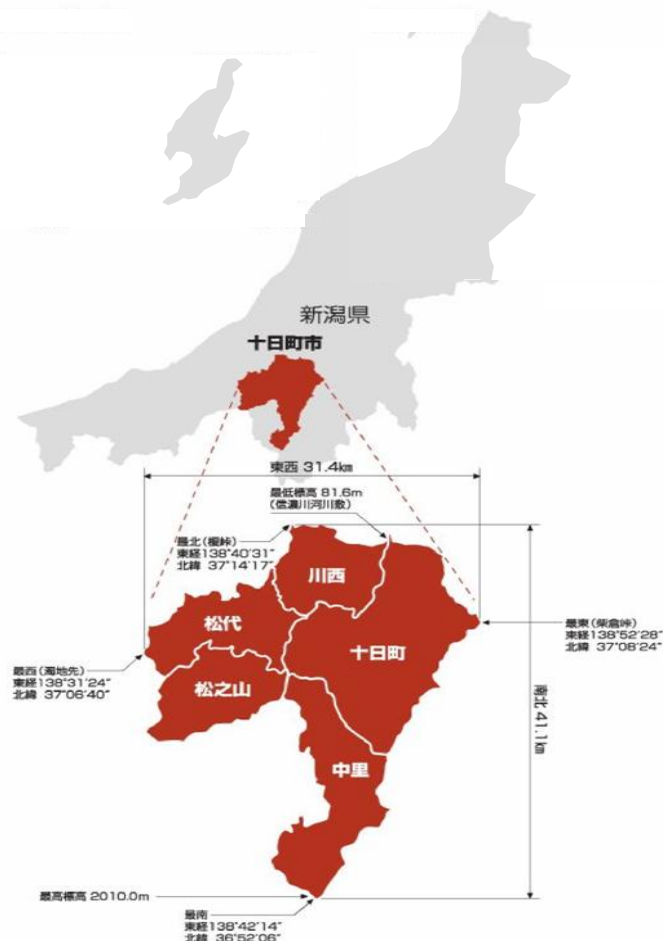
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] 十日町市の概要

(1) 位置・地勢・気候

十日町市は、新潟県南部の長野県との県境に位置しており、東は南魚沼市、魚沼市、西は上越市、柏崎市、南は湯沢町、津南町、北は小千谷市、長岡市などと接し、東京から約200km、新潟市から約100kmとなっている。市域は東西31.4km、南北41.1kmの広がりをもっており、面積は589.92k㎡である。

■十日町市の位置



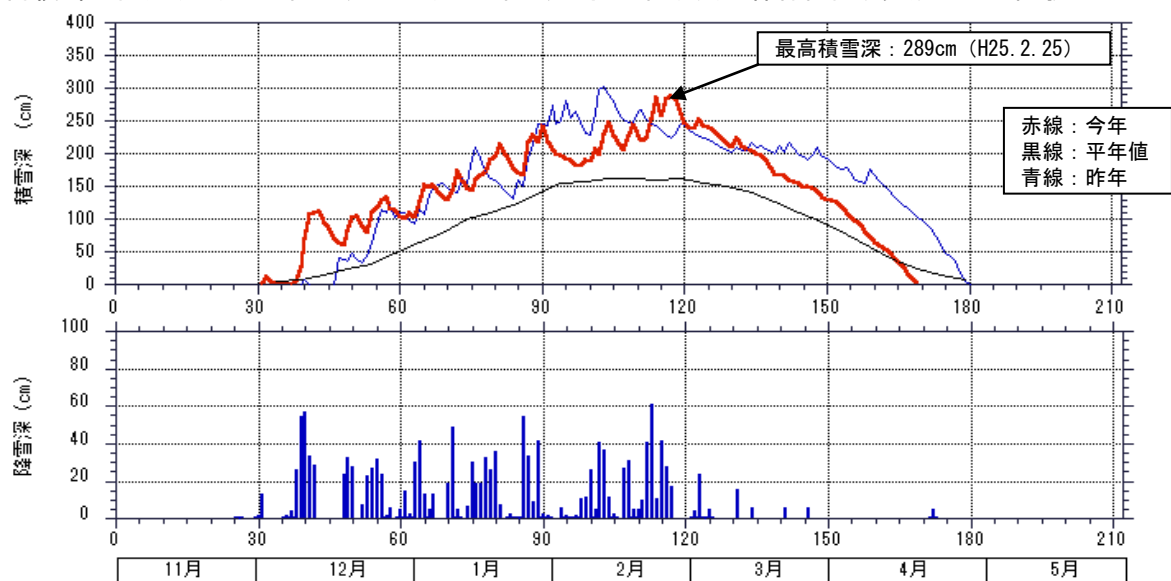
市の東側には魚沼丘陵、西側には東頸城丘陵の山々が連なり、中央部には日本一の大河信濃川が南北に流れ、中心市街地が位置し広大な圃場をもつ十日町盆地とともに雄大な河岸段丘を形成している。また、西部中山間地域には渋海川が流れ、流域に点在する集落や棚田が美しい農山村の景観を呈している。そして、最南部は上信越高原国立公園の一面を占め、標高2,000m級の山岳地帯となっている。

■十日町盆地（中央部が市街地・南側から撮影）



気候は日本海気象区分に属し、四季折々に季節感があふれる。毎年の平均積雪深が2メートルを超える全国有数の豪雪地帯であり、1年の3分の1以上が降積雪期間となる。この気象条件が独自の生活文化の形成や経済活動の発展等に大きな影響を与えてきた。

■降積雪の状況（平成24年11月～平成25年5月：独立行政法人森林総合研究所十日町試験地 HP より）



■ギネスにも登録された十日町雪まつり



■市民の協働による歩道除雪



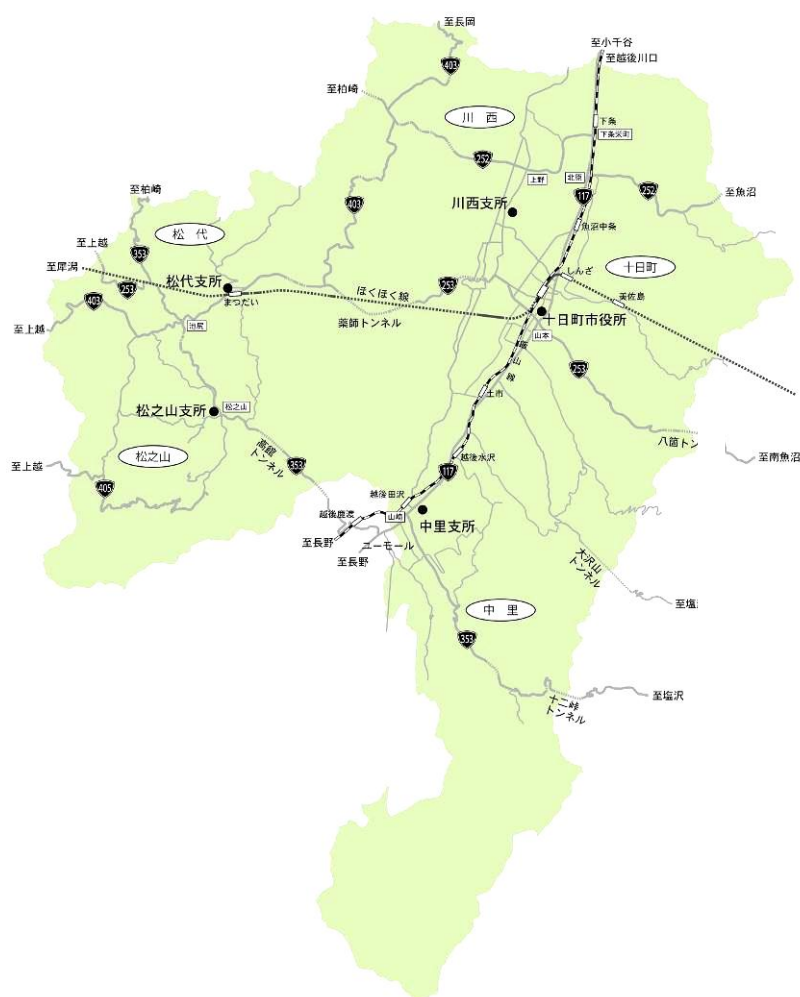
(2) 交通体系

道路網については、市内には6本の国道が走り、その中でも新潟県と長野県を結ぶ国道117号が中心市街地を南北に通じ、小千谷市、長岡市などと接続している。西側の柏崎市及び東側の魚沼市とは国道252号で接続し、上越市及び東側の南魚沼市とは国道253号で接続している。国道253号は、関東方面から関越自動車道を経由した市中心部へのアクセスの要であり、関西・北陸方面からのアクセスの際も北陸自動車道経由での同国道利用が主となるなど、この3本の国道が骨格を形成している。

鉄道網は、新潟県と長野県を結び、国道117号と並行して南北に走るJR飯山線と、首都圏と北陸方面を結び、越後湯沢～福井間で「特急はくたか」が運行される北越急行ほくほく線が走る。いずれの路線も、市街地内に立地する十日町駅を発着としており、県内外から市内への移動を容易にしている。

これら交通網利用による所要時間は、東京方面から関越自動車道経由で約3時間、上越新幹線及び北越急行経由で約2時間、北陸方面からは北陸自動車道経由で約2時間30分、北越急行経由で約2時間30分となっている。

■道路・鉄道網



■越後湯沢～金沢間を走る特急はくたか



(3) 沿革

十日町市を含む中魚沼・東頸城地方一帯で人類の活動が始まったのは古く、数万年前の旧石器時代の石器類が出土している。もっとも数の多い縄文中期（5,000 年前）の遺跡からは、縄文土器の華とうたわれる「火焰型土器」が大量に出土し、特に笹山遺跡出土の土器群は、平成 11 年に縄文土器として初の国宝に指定されている。

古墳時代から平安時代末期に至る間は資料が乏しいが、12 世紀後半に入ると、大井田氏を中心とする新田一族が新田義貞の討幕挙兵に馳せ参じて以来、越後南朝の拠点となる。

戦国時代に入ると、越後一帯に君臨した上杉謙信が関東出兵の際に居城春日山から市内の松代～城之古～六箇～三国街道を行く上杉軍道など、歴史に再び登場する。

江戸時代初めになると、越後縮が作られるようになり、1673 年に縮市場が開設され、十日町は小千谷、堀之内とともに縮の三市場として繁栄した。

その後、天明期をピークに縮の生産が漸次衰退する局面を機に、十日町は麻織物から絹織物への転換を試み、明治初期までの十日町絹織物草創期と呼ばれる試行錯誤・試練の時期を経て、大正から昭和初期にかけて新しい機業地として発展した。

これ以降、絹織物産業は戦後から高度経済成長期にかけて、全国有数の和装産地として地域の発展を支えることになる。また、昭和 50 年に絹織物産地として世界的に有名なイタリアのコモ市と姉妹都市提携を結び、現在も交換留学など交流を続けている。

近年では、里山と現代アートの融合をテーマにした「大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ」を平成 12 年から 3 年ごとに開催するなど、古くは「妻有（つまり）」と呼ばれた中魚沼地方とほくほく線（北越急行）で結ばれた東頸城松之山郷が一体となった取り組みを行っている。この交流やつながりから、平成 17 年 4 月 1 日、旧十日町市、川西町、中里村、松代町及び松之山町の 5 市町村が新設合併して新十日町市が誕生した。

合併直前の平成 16 年に発生した新潟県中越大震災をはじめ、度重なる豪雪や豪雨など災害に見舞われたが、その度に、地域を挙げて「活力のあるまちづくり」に取り組み、大学との連携による新ビジネス創出や、世田谷区など交流地域との関係強化によって交流人口拡大を図るなど、地域内外の力を結集して、子育て世代をはじめ、お年寄りや障がいのある人に優しい「選ばれて住み継がれるまち」を目指している。

■コモ市との姉妹都市提携 35 周年



■国宝火焰型土器



■中越大震災



■NPO による子ども教室

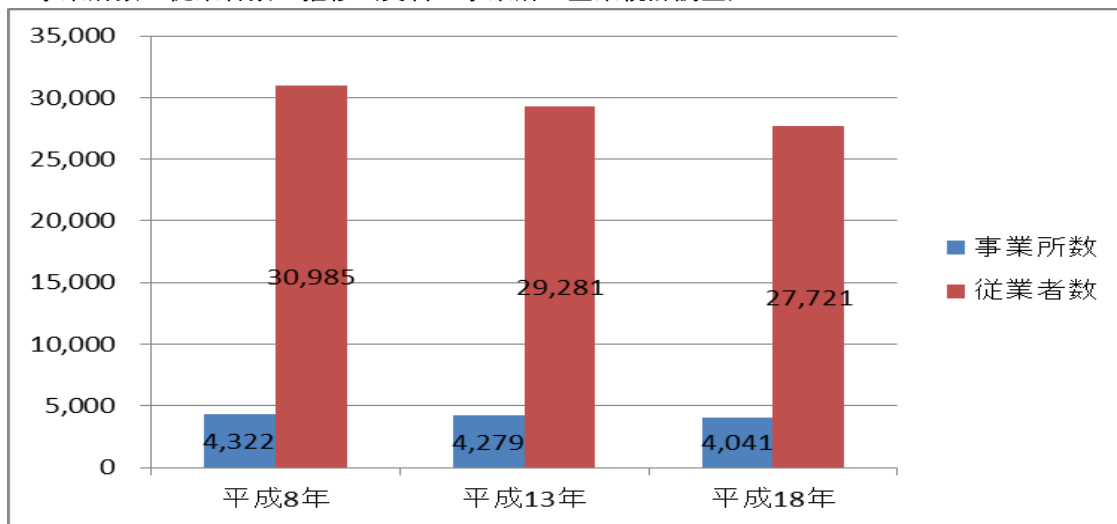


(4) 産業

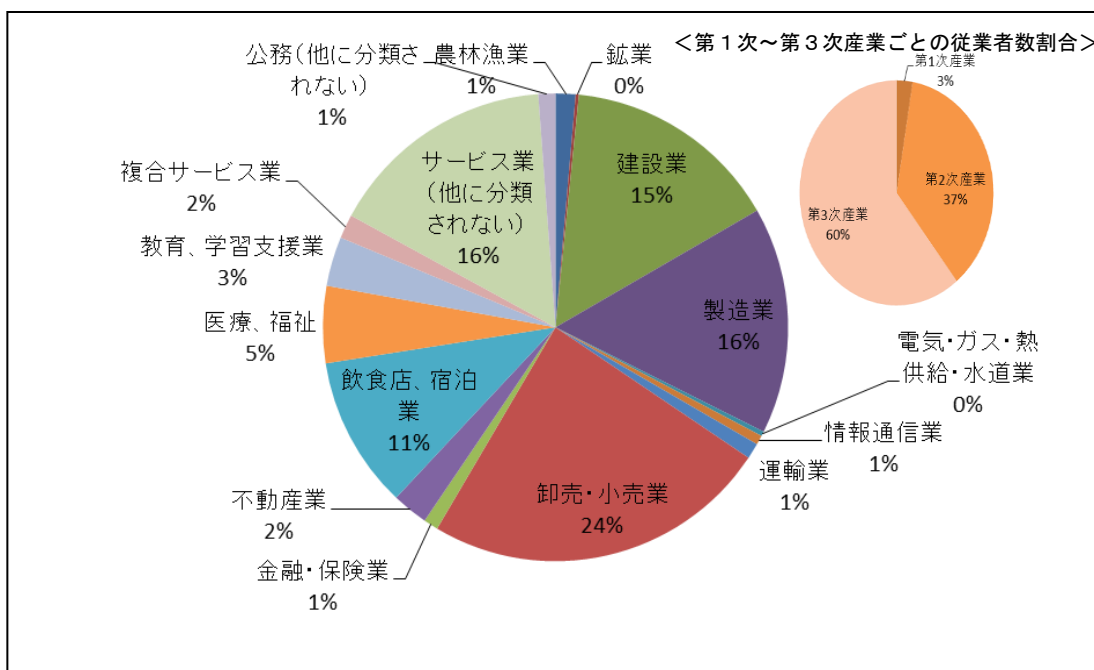
①産業構造

事業所企業統計調査によると、事業所数・従業者数とも減少傾向にある。事業所数の構成比で見ると小売業・サービス業などの第3次産業が約7割を占め、第2次産業については、そのうち建設業・製造業が約2割ずつを占める。

■事業所数・従業者数の推移（資料：事業所・企業統計調査）



■産業大分類ごとの従業者数の割合（資料：平成18年事業所・企業統計調査）



地域別には、旧十日町市の地域は古くから絹織物を主産業に栄え、高度経済成長期には最盛期を迎えたが、昭和50年代に入ると生活様式の変化等による構造不況に陥り、それ以降、現在まで出荷額や従業者数が減少している。

一方、川西地域、中里地域、松代地域及び松之山地域は稲作を主体とする農業を主産業としてきたが、新規学卒者の市外流出や昭和45年からの減反政策などもあり、農業離れや後継者不足が問題となっている。

②取り組み

平成 23 年に、隣接する津南町と共同で企業立地促進法に基づく「十日町地域（十日町市・津南町）産業活性化基本計画」を策定し、国から同意を受けたほか、独自の税制優遇制度や助成及び融資制度などによって雇用の創出及び地域企業の育成、新分野進出・新規創業の支援を行っている。また、国内最高級とされる魚沼産コシヒカリをはじめ、全国シェアの上位を占めるなめこに代表されるきのこの栽培などの農林業振興や食品加工業の育成にも力を入れており、それらを連携させた6次産業化・高付加価値化を目指している。さらに農山村地域の特性を活かしたグリーンツーリズムの推進など多様な活動を展開している。

その他、日本三大薬湯の一つに数えられる松之山温泉、柱状節理の溪谷美を誇る清津峡、豊かな大自然に包まれた当間高原リゾート、「大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ」開催をきっかけとするアートのあるまちづくりなどを地域資源としながら、観光交流人口の拡大を進めている。



特に「大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ」は、平成 24 年の第 5 回展で会期中の入込客数が約 49 万人を数え、前回は約 3 割上回る過去最高を記録した。県内経済波及効果も 46 億 5 千万円と試算され、地域内でも商業者の多くから会期中の売り上げが増加したとの声が聞かれる。

また、地域の集落・町内で地域コミュニティ活動の活発化やまちづくりに対する意識が高まるなど、地域活性化におけるさまざまな成果が報告されているほか、各メディアを通じた情報発信による地域の認知度向上にも効果を発揮している。

このことから、「大地の芸術祭の里」を新たな地域ブランドと位置づけ、さまざまな施策に反映することとしている。

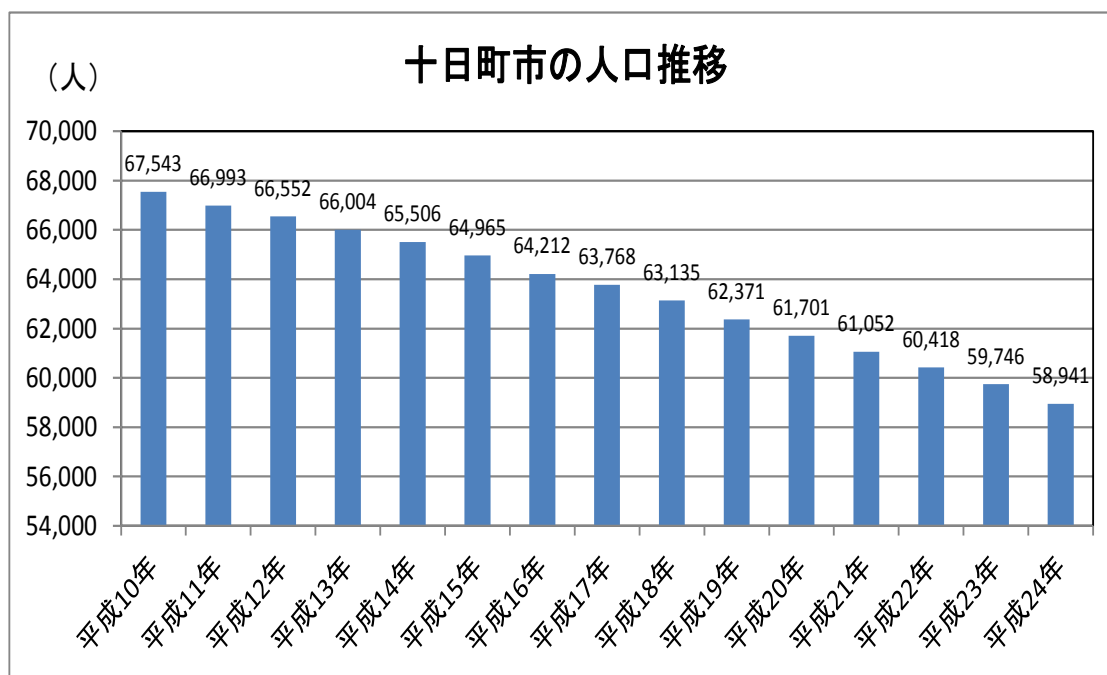


(5) 十日町市の人口

①人口・世帯数

本市の人口は減少傾向を続けており、平成24年3月末現在の住民基本台帳人口は58,941人で、平成12年と比較すると11.4%減少している。

世帯数は、平成12年の19,497世帯が平成24年には20,048世帯に増加し、増加率は2.8%となっており、1世帯当たり人員は3.41人から2.94人に減少している。



資料（住民基本台帳人口（各年3月31日時点）、平成17年以前は合併前の町村を合算）

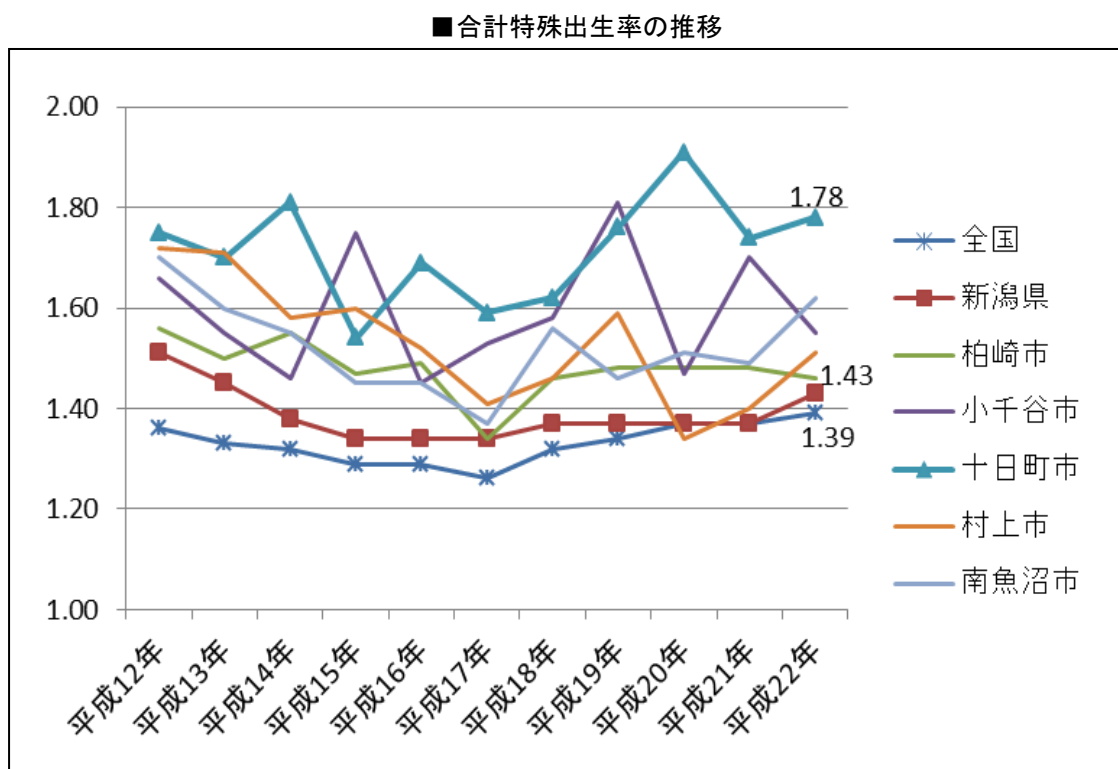
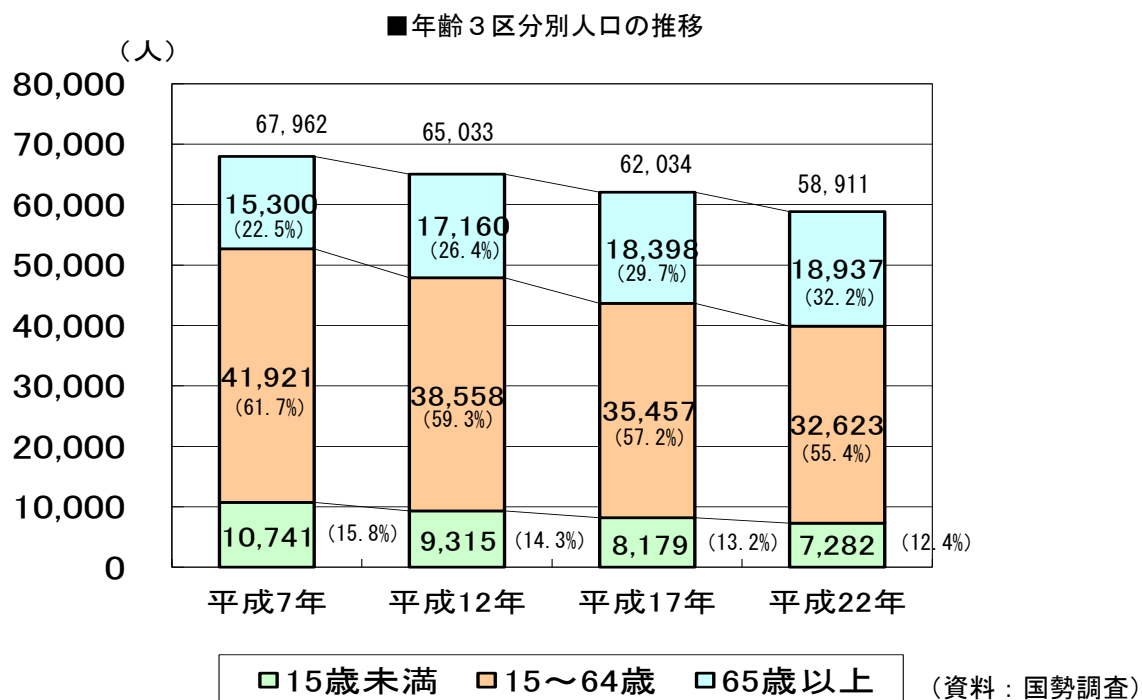
＜参考＞人口及び世帯数の推移（単位：人、世帯、人/世帯）

	H12	H17	H22	H24	H12・H24 比
人口	66,552	63,768	60,418	58,941	△11.4%
世帯数	19,497	19,825	20,020	20,048	2.8%
1世帯当たり人員	3.41	3.22	3.02	2.94	—

②少子高齢化の進行

年齢別人口構成をみると、平成22年国勢調査では、年少人口（15歳未満）が占める割合は12.4%、老年人口（65歳以上）が占める割合は32.2%となり、平成7年から15年間で年少人口割合は3.4ポイント減少、老年人口割合は9.7ポイント増加しており、少子高齢化が進行している。

一方で、合計特殊出生率の推移をみると平成22年が1.78となっており、全国平均の1.39及び新潟県平均の1.43を上回り、また、比較的規模が類似する柏崎市、小千谷市、村上市、南魚沼市なども上回っている。平成22年の値を平成12年と比較すると0.03ポイントの上昇となっており、年によって若干の変動はあるものの、少子化の進行には一定の改善傾向がみられる。



(資料：新潟県「平成 23 年福祉保健年報」)

〔2〕 中心市街地の現状分析

（１） 十日町市中心市街地の概要

本市の中心市街地は、中央を南北に走る国道117号沿いに形成され、それと並走するＪＲ飯山線と北越急行ほくほく線の十日町駅を中心に、公共交通機関の結節点となっている。

また、年に複数回地域を代表する大規模イベントが開催されるなど、市民のハレの場として定着しているほか、絹織物製造を中心とした各種産業や地域住民の日常生活を支える商業など、古くから本市の経済・文化活動の中心となってきた。

以上のことから、「十日町市都市計画マスタープラン」（平成20年３月）においても、市街地が含まれる旧十日町市の中心部が「都市拠点」とされており、商業機能の集積、活力ある都市づくりを推進する地域と位置づけられてきた。

また、絹織物産業が盛んな頃、工場で働く女工向けの商業を中心に栄えた商店街では、豪雪地帯ならではの総延長約3.6kmにも及ぶアーケードが市街地全域に設置され、現在においても健在である。

一方、古くからの細かい街路や町並みが残る地区でもあり、雪が大量に降る冬期は、中心部でありながら自動車の通行に支障をきたすところも多い。また、織物産業の衰退などによる織物関係事業所の跡地や、震災等を機にした転居による空洞化も進んでいる。

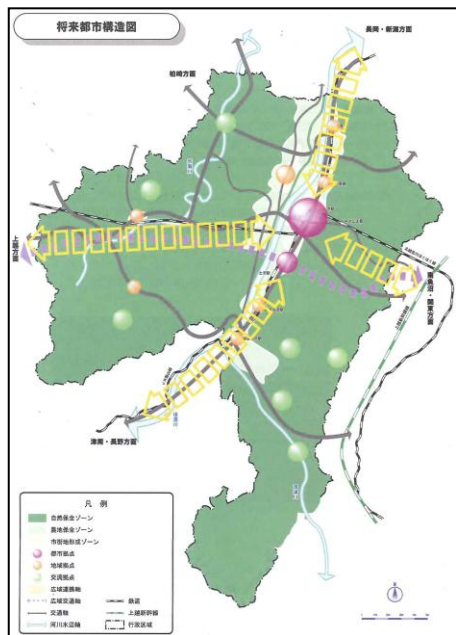
中心市街地の中心部には平成18年に開設した市役所本町分庁舎や金融機関、診療所などの公益施設が点在し、南側には市役所本庁舎や税務署など官公庁が集積している。

また、中心市街地の北端に位置する「道の駅クロスTEN」、「越後妻有里山現代美術館キナーレ」は、周辺地域の観光拠点として大きな役割を果たしている。

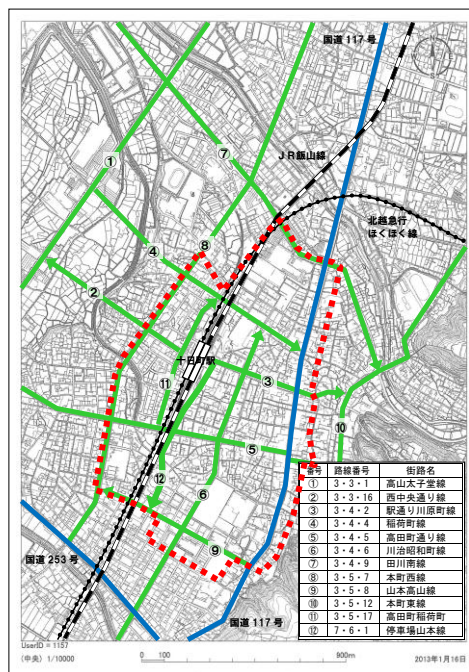
■きものまつり（稚児行列）



■都市構造図（十日町市都市計画マスタープラン）



■中心市街地の交通



(2) 中心市街地に蓄積されている既存ストック

①社会資本資源

ア) 交通

中心市街地内に位置するＪＲ飯山線及び北越急行ほくほく線十日町駅は、通勤通学者や市外からの来訪者の受け入れの玄関口となる施設である。特に、着地型旅行受け入れの促進など交流人口増加施策の重要な拠点として、他の公共交通機関との結節点となる同駅は不可欠な施設となっている。

イ) 快適な移動環境

十日町駅と接続する中心市街地には総延長約 3.6 km にも及ぶアーケードが整備されている。アーケードの整備エリア以外では一部歩道融雪装置が設置されており、降雪期等でも天候に影響されない歩行空間及び回遊環境が確保されている。その他、エリア内の主要道路には排雪のための流雪溝が整備され、歩行者・車両とも降雪期でも快適に移動できる環境が確保されている。

■市街地に整備されたアーケード



ウ) 情報の受発信環境

中心市街地のアーケード内には放送設備が整備されており、地元コミュニティFM放送の番組が常時放送されるなど地域情報を得やすい環境が確保されている。その他、主要な交差点に設置された案内看板により、住民、来街者とも目的地へスムーズに移動できる対応がなされている。

②景観資源と独特な住居景観

ア) 街路の景観整備

アーケードの支柱に統一されたフラワーポットを飾る「花いっぱい運動」などの美化活動に取り組んでいる。特に、十日町駅に近接する智泉禅寺がある昭和町通り商店街では、歩道のバリアフリー化や統一的な花植え運動など、住民主導による景観美化活動に取り組み、市内でも先進的なエリアとなっている。

■智泉禅寺山門前でのおもてなし



イ) 独特な住居景観

住宅が密集する中心市街地では、積雪に耐える耐雪型住宅や、1階がコンクリート造りで屋根勾配が急峻な落雪式住宅、1階部分の窓の「雪囲い」など、住宅環境に工夫を凝らされており、豪雪地ならではの景観を醸し出している。

■住宅環境（耐雪型住宅）



③文化資源

ア) アートのまちづくり

地域の自然・ひと・歴史・文化などと調和した「彫刻のあるまちづくり」と「作家と地域住民のつながり・市民の生活の中に融和していく空間の創造」などを目的に、平成7年から「石彫シンポジウム」が展開されて、80体ほどの作品群が設置されている。

また、平成12年から3年に一度開催されている「大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ」では、空き店舗等を活用した作品を展開している。

作家の作品制作の支援やワークショップへの参加、来街者のおもてなしに、商店街や町内組織、市民団体などが積極的にかかわり、住民・来街者参加型のアートによるまちづくりを進めている。

その他、エリア北側に位置する「道の駅クロステン」「越後妻有里山現代美術館キナーレ」は大地の芸術祭を核とした「大地の芸術祭の里」ブランドづくり、来街者との交流及び地域情報の発信などの重要な観光拠点施設となっている。

イ) 雪国文化

中心市街地とその周辺区域では、冬の厳しさと美しさを知り尽くした市民の雪に打ち克つ気概と「雪を友とし、雪を楽しむ」という発想から生まれた「十日町雪まつり」が毎年開催されている。市民手づくりの雪まつりの原点にある町内会や職場、市民活動団体などによる雪像づくりを通じ、独自のコミュニティが醸成されている。このような取り組みは、数年に一度見舞われる豪雪などの自然災害に打ち克つ住民の「つながり力」を強くし、中越大震災以降、高い組織率となる自主防災組織の礎となっているといえる。

また、農家の人々が冬期間の副業として竹やわらなどで作った生活用品や民芸品を持ち寄る露店市で明治時代に始まったと言われる「節季市（通称：チンコロ市）」など、雪国ならではの歴史や文化を伝えるイベントや取り組みが行われている。

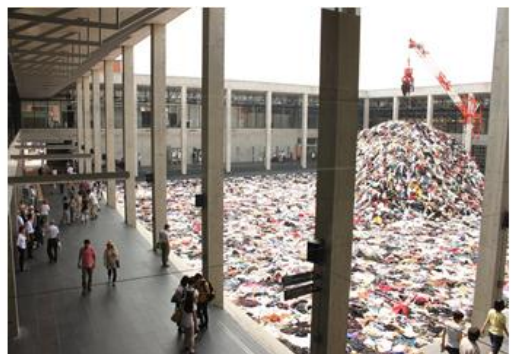
■石彫作品



■大地の芸術祭作品（空き店舗）



■越後妻有里山現代美術館キナーレ



■町内会による雪像づくり



■節季市



■チンコロづくり



ウ) 市民活動

中心市街地周辺に拠点を構える中央公民館は、戦後の公民館制度創設当時から活発な活動を展開してきた。なかでも、青年学級の機関誌や演劇活動、婦人学級の文集制作などが評価され、これまでに「優良公民館」として3度の文部大臣表彰を受賞するなど、高い評価を得ている。

こうした公民館活動からたくさんの市民活動団体や市民サークルが派生し、中心市街地周辺を拠点に芸術・文化、福祉ボランティア活動などを展開している。

一方、市町村合併を契機に「協働のまちづくり」の機運が高まり、「市民活動ネットワークひとサポ」といった市民活動を支援する組織が誕生し、人と人や組織と組織をつなげる活動も展開されている。

また、「十日町きものまつり」や「きものの街のキルト展」など、地域を支えた織物産業の歴史性を活かした和が感じられるイベントや、市の名称の由来とも言われる市(いち)を復活させた「とおか市」など幅広い世代を取り込んだイベントが開催され、地域や世代を超えた交流が図られている。

■キルト展



■きものまつり



■とおか市



(3) 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析

①人口に関する現状分析

ア) 人口・世帯の状況

【中心市街地内人口】

5,008 人（平成 12 年）⇒4,372 人
（平成 24 年）

・ 中心市街地内人口は減少が続いており、全市より人口減少のペースが早い

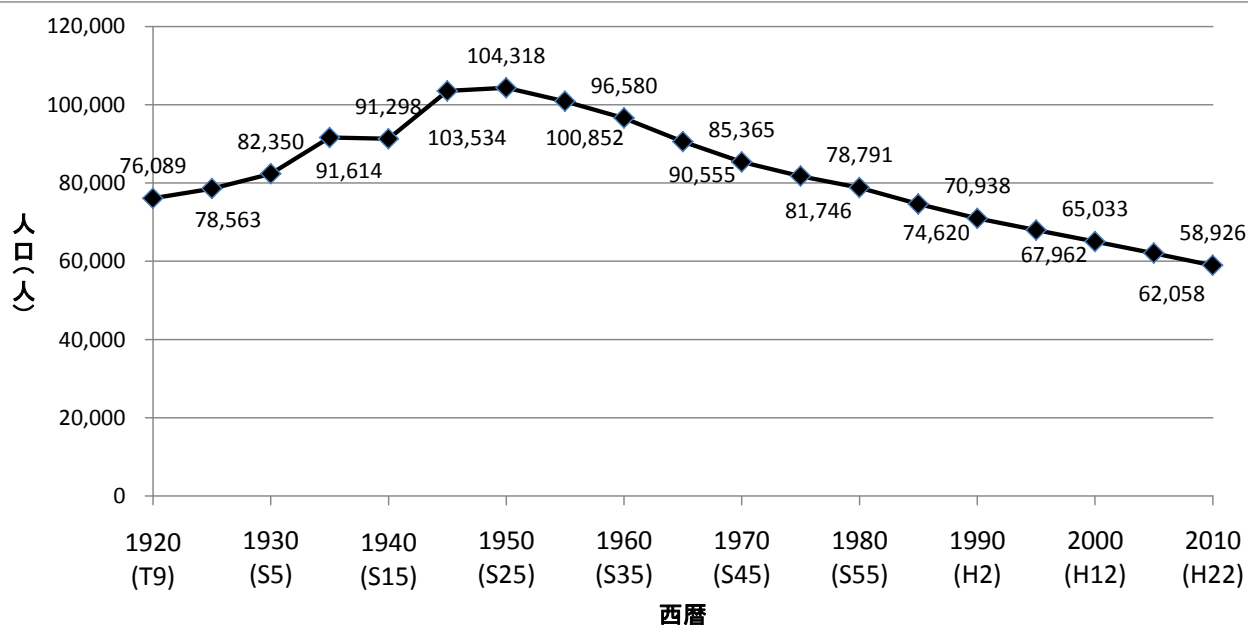
当市の人口は、昭和 25 年（1950 年）をピークとして減少の一途をたどっている。少子化による自然減と、戦後の高度経済成長とともに進行する大都市圏への人口流出による社会減の両者を反映しているものと考えられる。また、年代別で確認すると、生産年齢人口は一貫して減少しているものの、少子化の進行は、近年やや緩やかになっている。

全市と同様に中心市街地の人口も減少を続けており、平成 24 年には平成 12 年の約 87% の 4,372 人となっている。同じ平成 12 年から平成 24 年にかけて全市の人口は 89% となっていることから、全市に比べても人口減少のペースが早くなっている。

これは、豪雪地帯であるため、敷地が広く屋根雪処理が容易にでき、道路も広く便の良い郊外の新興住宅地の人気が高いことと、平成 16 年の中越大震災で被災した世帯が、市外に移転したことなどが要因になっているものと想定される。

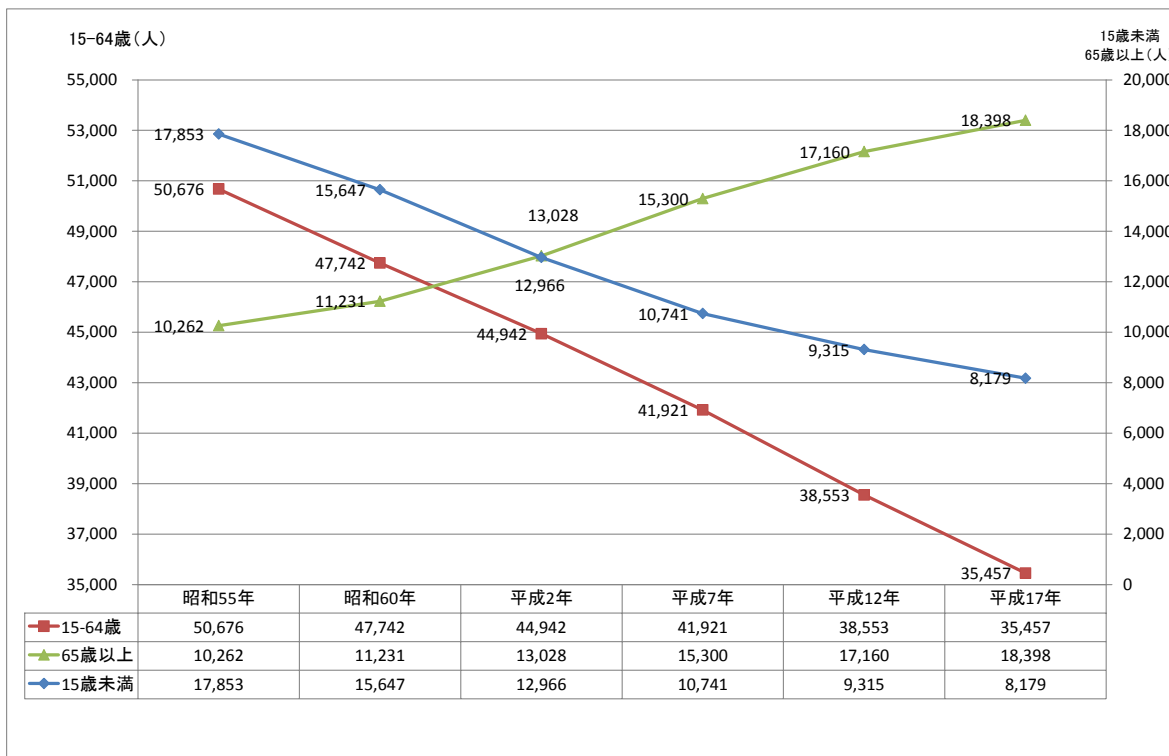
また、当市の世帯構成は、三世帯世帯の割合が高く、単独世帯の割合が低いという特徴がある。

●総人口の推移



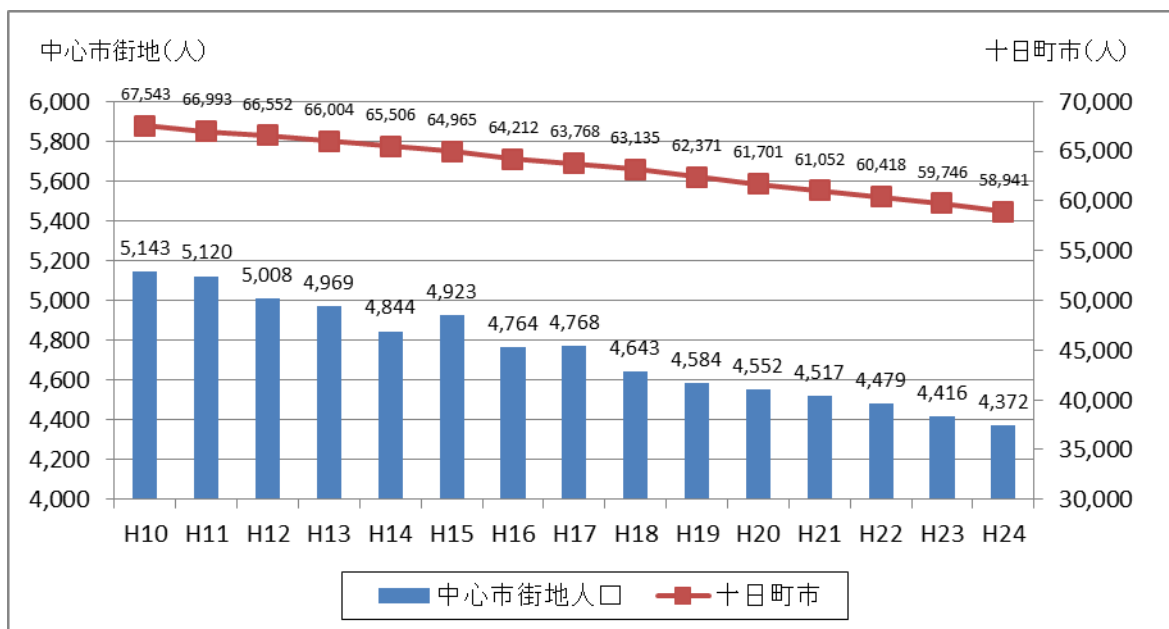
(出典) 国勢調査より／H12 年以前は合併前の旧 5 市町村分を合計)

●総人口の年代別構成の推移



(出典)国勢調査(H12年以前は合併前の旧5市町村分を合計)

●中心市街地の人口推移



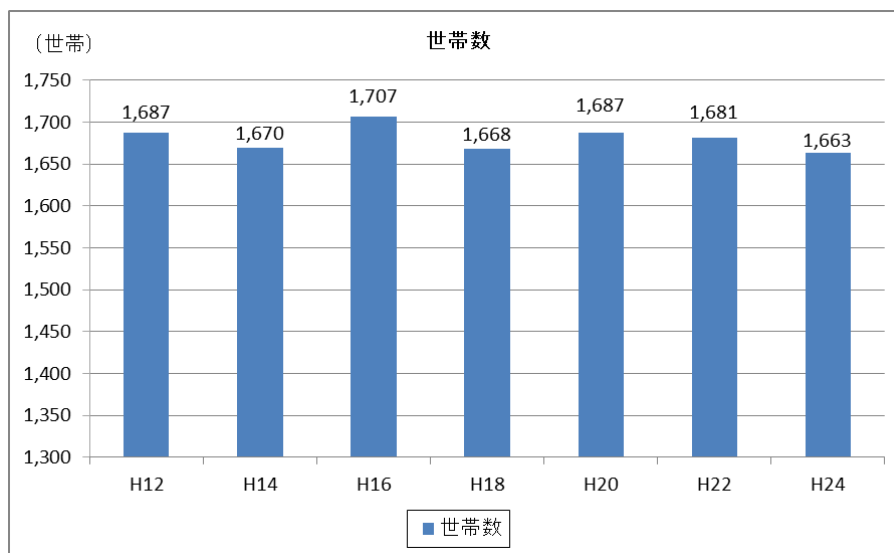
(出典)住民基本台帳:各年3月31日現在

●市町村及び中心市街地の人口推移

項目	単位	中心市街地		全市	
		H12 年	H24 年	H12 年	H24 年
人口	人	5,008	4,372	66,552	58,941
(人口増減率)	%	—	-12.6	—	-11.4
市人口シェア	%	7.5	7.4	—	—
(%増減差)	ポイント	—	-0.1	—	—
世帯数	世帯	1,687	1,663	19,497	20,048
(%増減差)	%	—	-2.4	—	2.8

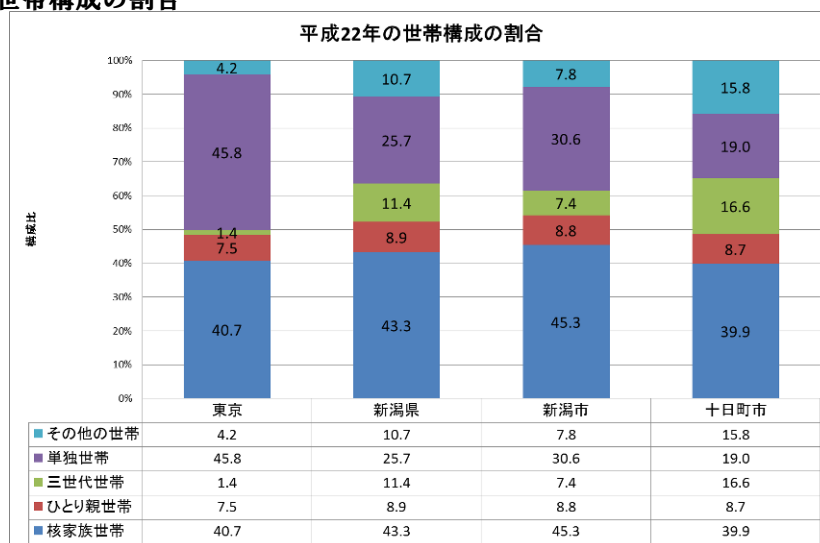
(出典)住民基本台帳:各年 3 月 31 日現在

●中心市街地の世帯数の推移



(出典)住民基本台帳:各年 3 月 31 日現在から作成

●世帯構成の割合



(出典)国勢調査から作成

イ) 高齢化の状況

【中心市街地高齢化率】
26.1%（平成 12 年）
⇒33.0%（平成 24 年）

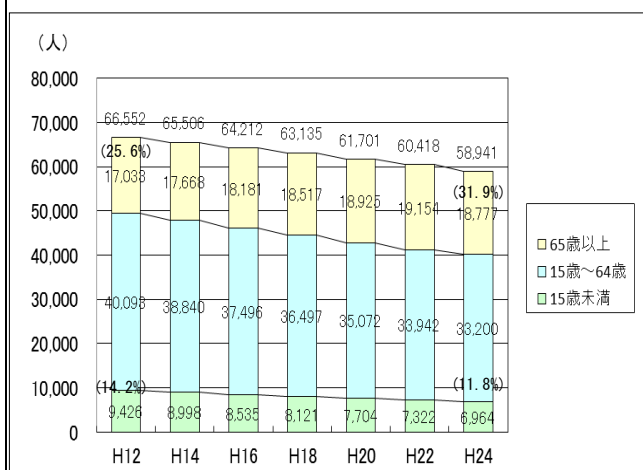
- ・ 高齢化が進んでおり、中心市街地の高齢化率は全市の高齢化率より高い
- ・ 中心市街地区域内でも中心部の高齢化が特に進んでいる
- ・ 雪下ろしで転落するなどの事故が多い。

中心市街地においても全市と同様に急速に高齢化が進み、しかもそのペースは、全市に比べてやや早い。郊外の新興住宅地への転居傾向がある一方、古くから中心市街地に住む高齢者などは、住み慣れた場所に留まることを選ぶ傾向が強いと考えられる。

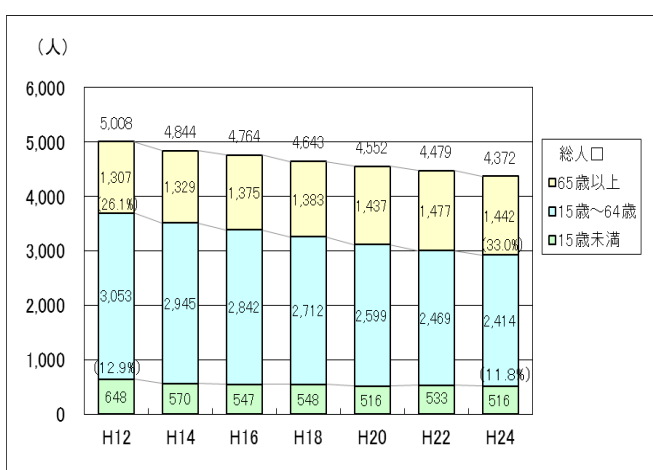
また、屋根の雪下ろし時の転落など雪処理中の高齢者の事故が多く発生している。

少子化については、全市と類似しているが、近年はその減少に下げ止まりの傾向がみられる。

●全市の年齢構成



●中心市街地の年齢構成



（出典）住民基本台帳：各年 3 月 31 日現在

●全市及び中心市街地の高齢化率の推移

項目	単位	中心市街地		全市	
		H12 年	H24 年	H12 年	H24 年
老年人口構成比（65 歳～）	%	26.1	33.0	25.6	31.9

（出典）住民基本台帳：各年 3 月 31 日現在

●全市及び中心市街地の少子化の推移

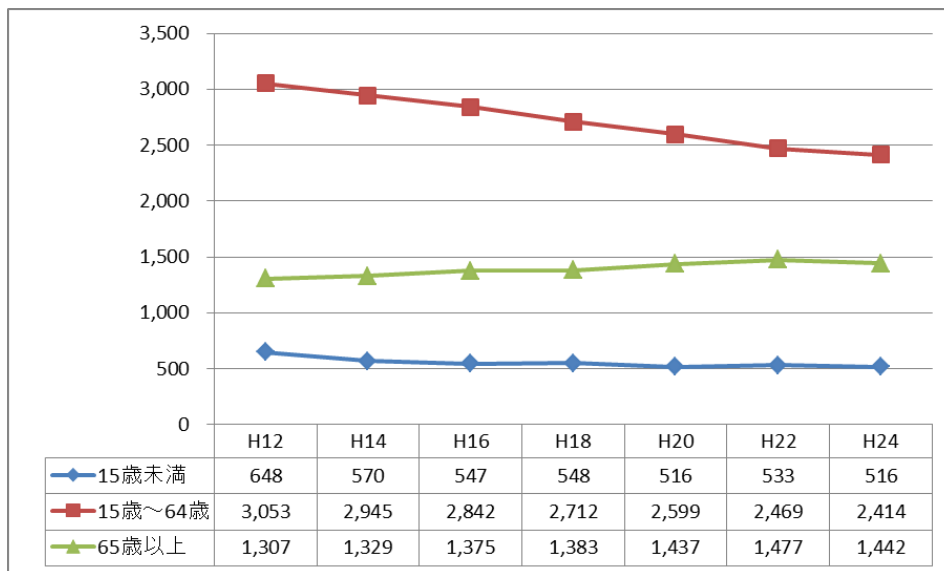
項目	単位	中心市街地		全市	
		H12 年	H24 年	H12 年	H24 年
年少人口構成比（～14 歳）	%	12.9	11.8	14.2	11.8

（出典）住民基本台帳：各年 3 月 31 日現在

●雪害による人的被害（全市）

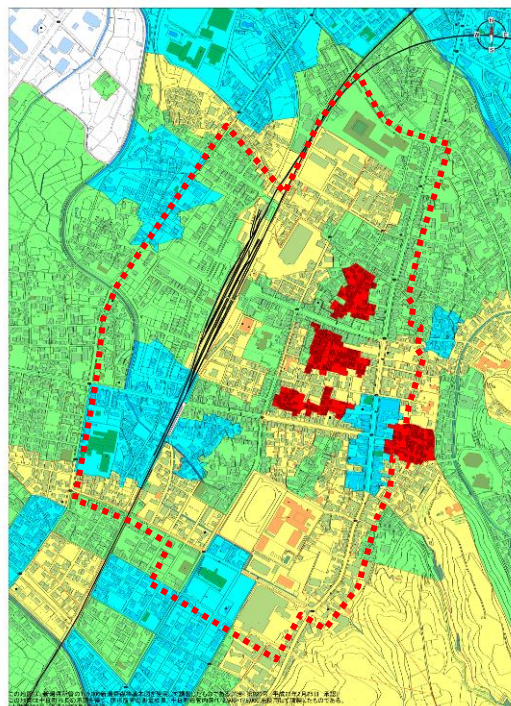
	H19 年	H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H23 年の死亡の内訳
死亡	1	1		2	4	・61 歳男性：除雪作業による ・72 歳男性：雪下ろし中に 2 階から転落 ・62 歳男性：雪下ろし中に屋根から転落 ・29 歳男性：大型除雪機に巻込まれる
重傷者		12	1	26	5	
軽傷者	1	5	3	13	31	

●中心市街地における人口の年代別構成の推移



（出典）住民基本台帳：各年 3 月 31 日現在

●中心市街地における行政区別による高齢化分布



中心市街地活性化区域

55歳以上の人口割合		
	40%未満	
	40%～50%未満	
	50%～60%未満	準高齢化 (55歳以上割合 50%以上)
	60%以上	

（出典）住民基本台帳：平成 24 年 3 月 31 日から作成

ウ) 人口動態

【社会増減】

－17 人（平成 19 年～平成 23 年の 5 年間の平均）
※H17、H18 は地震による特殊要因のため除外

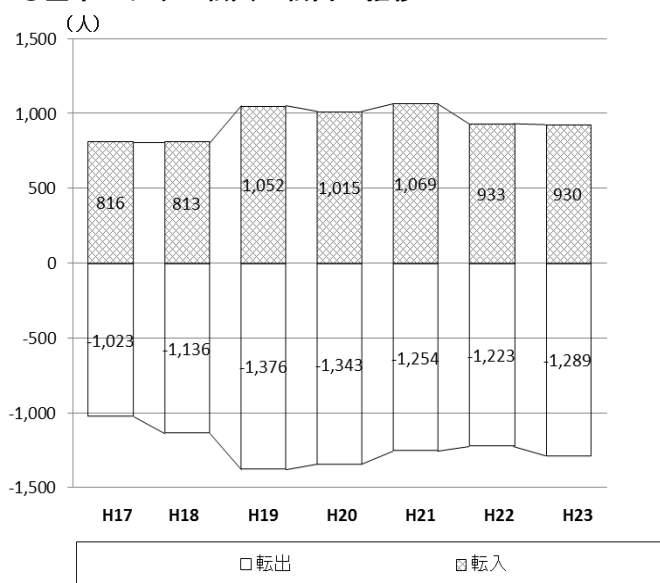
・転入者の減少が、社会減につながっている。

全市では転入人口に比較して転出人口が大きく上回っており、平成 17 年に比較すると増加する傾向にある。

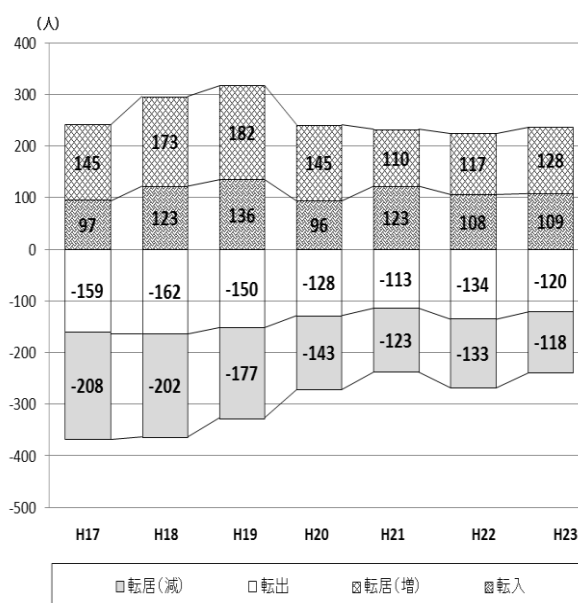
中心市街地では、平成 16 年の新潟県中越大地震で被災した老人世帯が生活再建のため、中心市街地外域の家族と同居するケースが相次いだため、平成 17 年と平成 18 年は転出が大きかったが、その後の転出は減少傾向にある。

中心市街地内への転入は平成 18 年、19 年に増加したが、その後は減少傾向に転じ、毎年数人～50 人程度の社会減少となっている。

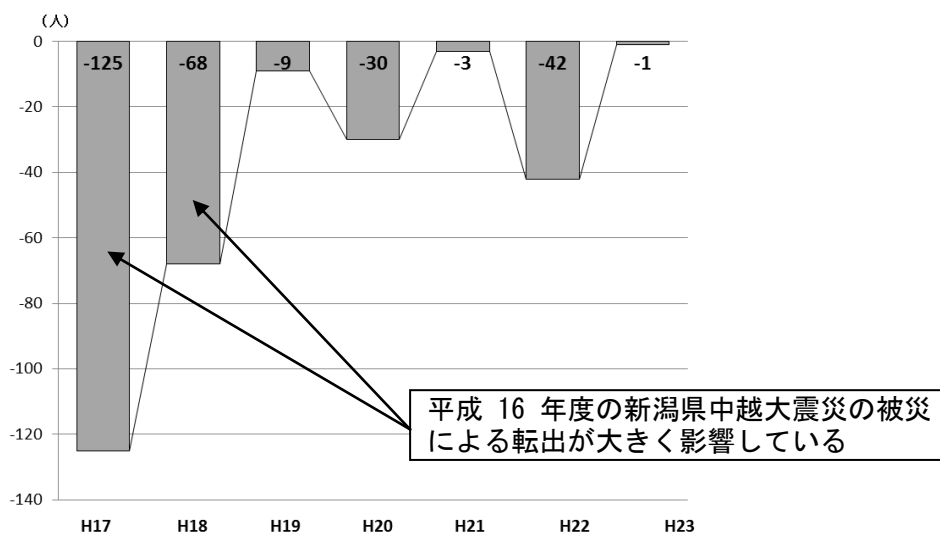
●全市における転入・転出の推移



●中心市街地における転入・転出の推移



●中心市街地における社会増減



(出典)住民基本台帳を集計

エ) 通勤・通学や就業人口の状況（全市）

【昼夜間人口比】 98.2%（平成 2 年） ⇒ 98.1%（平成 22 年） 【流入・流出人口】 1,284 人の流出超過（平成 22 年）	・ 常住人口、昼間人口ともに減少しているが昼夜間人口比はほとんど変わらず推移 ・ 全市的に流出超過であるが、近年は通学による流入人口が多くなっている。
---	--

市の昼間人口の推移

平成 22 年までの過去 20 年間で、常住人口、昼間人口ともに約 1 万人減少しているものの、昼夜間人口比はほとんど変わらずに推移している。これは、近隣の大規模都市との距離が比較的離れているため、当市地域が単独の都市圏を構成していることによると考えられる。

●昼間人口の推移（「国勢調査」より）

年次	常住人口	昼間人口	昼夜間人口比
平成 2 年	70,938	69,668	98.2%
平成 7 年	67,962	66,346	97.6%
平成 12 年	65,028	63,360	97.4%
平成 17 年	62,034	60,803	98.0%
平成 22 年	58,911	57,800	98.1%

※ H12 年以前は合併前の旧 5 市町村分を合計

周辺市町村との通勤・通学の状況と推移、その要因について

通勤通学については、いずれも平成 22 年までの過去 20 年間に於いて流出超過の傾向にある。ただし、通学状況については、平成 9 年のほくほく線開業以降、流入が増えている。

周辺市町村との間で最も人の動きが活発なのは津南町であり、流入が流出を上回ってはいるが、流出も最も多い地域である。続いて、南魚沼市、小千谷市、長岡市と、近隣都市への流出傾向が大きい。

●周辺市町村との通勤状況（「国勢調査」より）＊15 歳以上の就業者

年次	当市が従業地		当市が常住地		流入超過数
	総数	他市町村からの通勤（流入）	総数	他市町村への通勤（流出）	
平成 2 年	37,877	1,568	38,771	2,462	△894
平成 7 年	36,277	1,766	37,552	3,041	△1,275
平成 12 年	33,551	1,967	35,130	3,546	△1,579
平成 17 年	31,885	2,380	33,159	3,654	△1,274
平成 22 年	28,708	2,327	29,992	3,711	△1,284

※ 平成 12 年以前は合併前の旧 5 市町村を合算し、5 市町村域内での流入流出を差し引いて算出

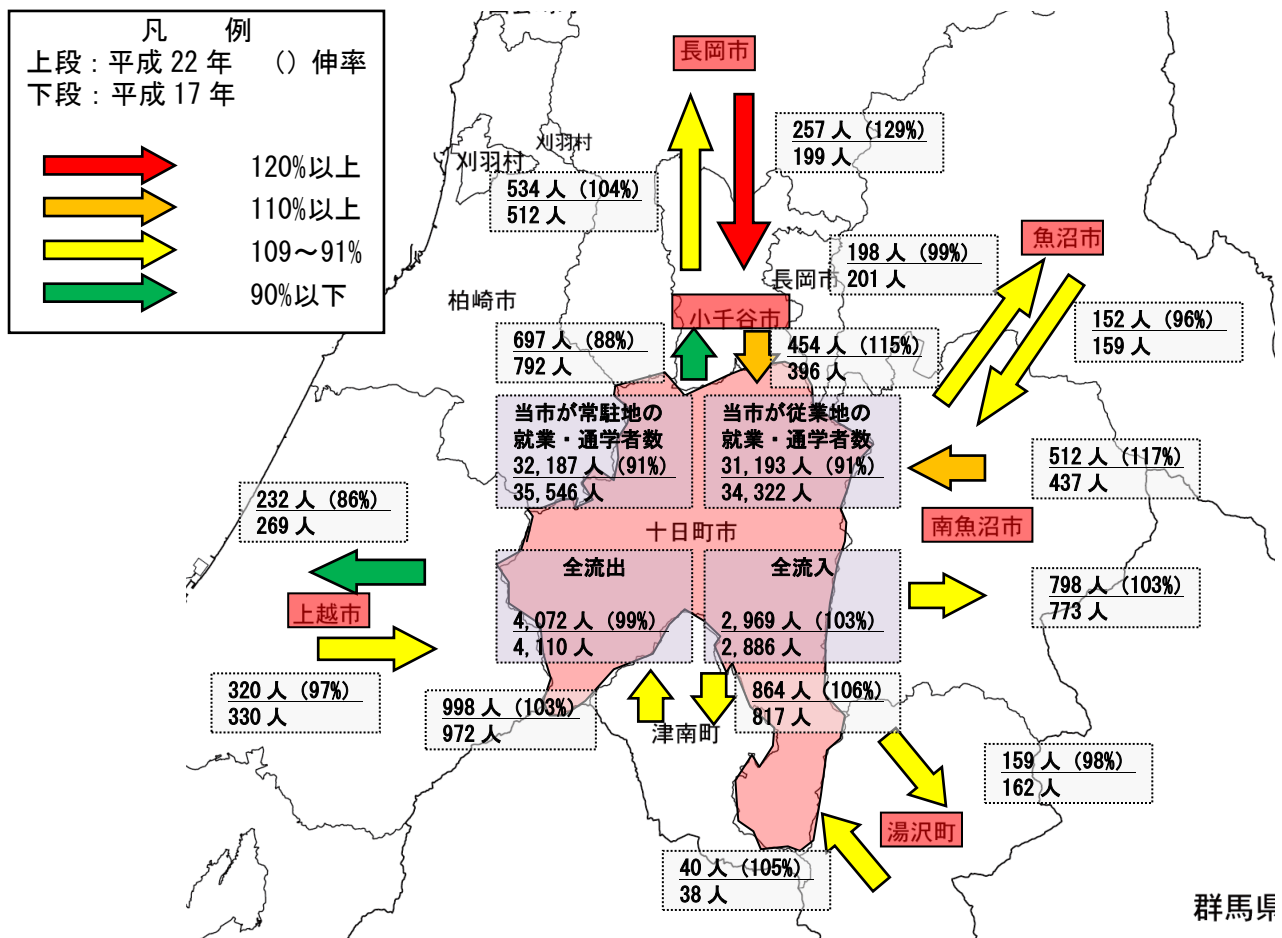
●周辺市町村との通学状況（「国勢調査」より）＊15歳以上の通学者

年次	当市が通学地		当市が常住地		流入超過数
	総数	他市町村からの通学（流入）	総数	他市町村への通学（流出）	
平成2年	3,610	224	3,982	596	△372
平成7年	3,125	321	3,461	657	△336
平成12年	2,744	546	2,826	628	△82
平成17年	2,437	506	2,387	456	+50
平成22年	2,485	642	2,195	361	+290

※ H12年以前は合併前の旧5市町村を合算し、5市町村域内での流出入を差し引いて算出

●周辺市町村との流出入状況詳細（「国勢調査」より）

(人)		津南町	南魚沼市	小千谷市	長岡市	上越市	魚沼市	湯沢町	その他	総数
平成17年	流出	814	773	792	512	269	201	162	587	4,110
	流入	972	437	396	199	330	159	38	355	2,886
平成22年	流出	864	798	697	534	232	198	159	590	4,072
	流入	998	512	454	257	320	152	40	236	2,969
内伸率 H22/H17	流出	106%	103%	88%	104%	86%	99%	98%	101%	99%
	流入	103%	117%	115%	129%	97%	96%	105%	66%	103%



◆人口に関するまとめ

■中心市街地の人口減少と高齢化が進行。

全市の人口は、昭和 25 年をピークとして、戦後の高度経済成長に合わせた大都市圏への人口集中に伴う生産年齢人口の社会減に加えて、近年の少子化による自然減によって減少の一途をたどっている。

中心市街地の人口は全市と同様に減少を続けており、その減少ペースは全市より早く進行している。また、全市の世帯数は増加しているが、中心市街地内の世帯数は減少傾向にある。

中心市街地への転入人口は近年横ばい状況であるが、転出人口は増加傾向にあり、中心市街地の人口減少の原因となっている。中心市街地は宅地などの敷地面積が狭く、屋根雪の処理スペースや駐車スペースの確保のため、敷地が広くとれる郊外に転出することも少子高齢化の一因と想定される。

さらに、中心市街地の高齢化率は全市に比べて高く、特に昔から市街地を形成していた中心部における少子高齢化は著しく進行している。

豪雪地域である当市では、屋根の雪下ろしで転落するなど、雪処理中の事故が多く発生している。

■通学による流入人口が増加。

常住人口、昼間人口ともに減少しているものの、昼夜間人口比はほとんど変わらずに推移している。これは近隣の大規模都市との距離が比較的離れており、当市地域が独立した都市圏を構成しているものと考えられる。

また、平成 9 年に南魚沼市の越後湯沢駅と上越市の犀潟駅を結ぶ北越急行ほくほく線が開業したことにより、近年当市への通学者が増加していることから、平成 17 年には流入が超過に転じ、平成 22 年にはさらに増加している。

②建物・土地利用等に関する現状分析

ア) 中心市街地の土地・建物の利用状況

【土地・建物利用状況】

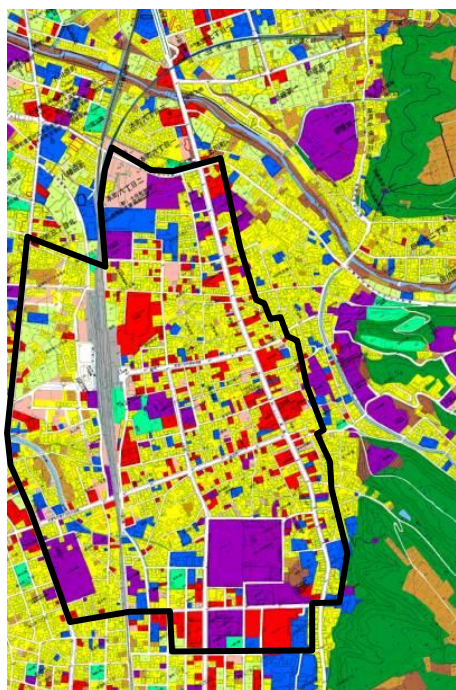
- ・ 国道や県道などの幹線道路沿いに商業用地が連担している。
- ・ 中心市街地は住宅用地としての土地利用が多い。
- ・ 中心市街地には老朽化した空きビルや空き地が点在している。
- ・ 駅西土地区画整理事業が完了し、優良宅地が整備された。

中心市街地の土地利用は、国道や県道などの幹線道路沿いに商業用地が連担しており、中心市街地の北側と南側には公益施設用地が比較的大きく広がっている。また、中心部は都市計画用途地域の商業地域の指定がされているが、実際は多くが住宅用地として利用されている。

また、平成 16 年の中越大震災の被災を機に廃業し、未利用のまま老朽化した空きビルがあるほか、被災により建物が取り壊され、空き地となっている土地が多く点在している。

さらに、地場産業の織物業が好景気の頃に建築された事務所ビルにおいては、織物業の衰退による業務縮小のため空きフロアが増加している。

また、区域の西側には、平成 5 年から平成 25 年にかけて実施された十日町駅西土地区画整理事業で、優良宅地が整備され、宅地化が進んでいる。

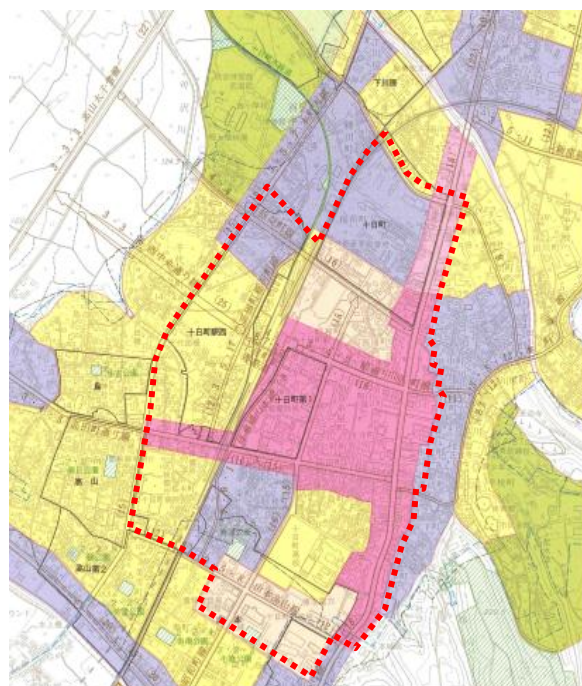


凡 例		
自然的利用	農地	田
		畑
	山林	
	水面	
	その他自然地	
都市的土地利用	宅地	住宅用地
		商業用地
		工業用地
	公共公益用地	
	道路用地	
	交通施設用地	
	公共空地	
	その他公的施設用地	
	その他の空地	



中心市街地活性化区域

●中心市街地の都市計画用途地域



中心市街地活性化区域

● 中心市街地の土地・建物の状況



中心市街地活性化区域

平成5年から平成24年にかけて駅西土地区画整理事業が実施され、13.8haに及ぶ区域に優良宅地が整備された。



平成16年の中越大地震の被災により取り壊された映画館跡地



平成16年の中越大地震の被災により取り壊された織物工場跡地



旧娯楽会館：平成16年の中越大地震により被災し廃業した大型商業ビル（平成24年8月に解体）



旧田倉：平成16年の中越大地震後に廃業した大型商業ビル（平成24年11月に解体）



地場産業である織物業の不況により廃業した工場跡地



イ) 地価に関する状況

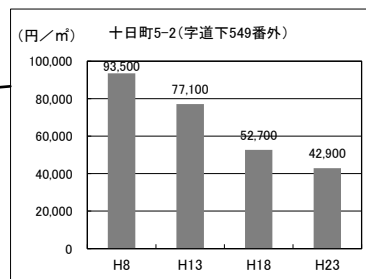
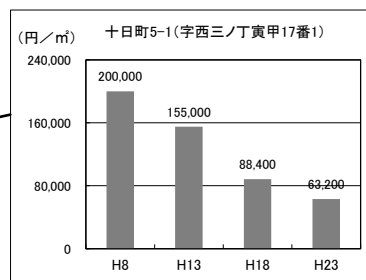
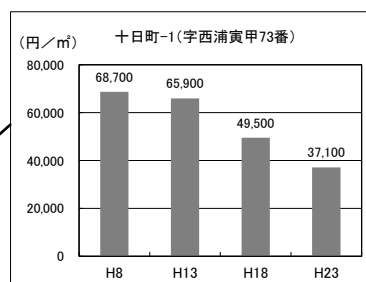
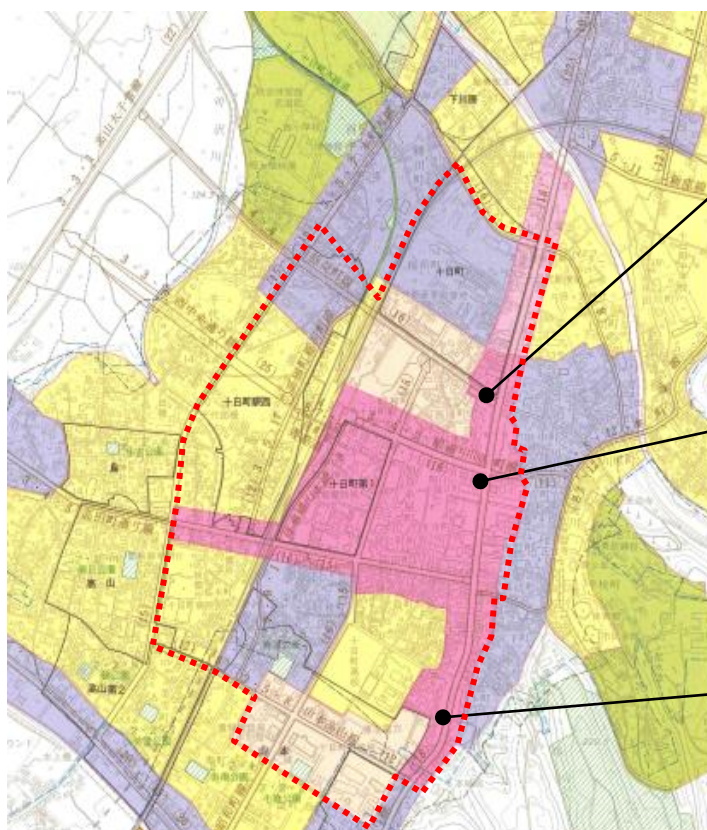
【地価】

200,000 円/㎡ (平成 8 年)
⇒ 63,200 円/㎡ (平成 23 年)

・ 中心市街地の商業地は地価の下落が著しい。

地価公示ポイントの単純平均で比較すると、平成 8 年から平成 23 年までの 15 年間で、公示価格が市全域で概ね 4 分の 3、中心市街地で 2 分の 1 に下落した。特に中心市街地の商業地では 3 分の 1 以下まで大幅に落ち込んだところもある。

● 中心市街地内の地価公示ポイントと地価の推移



中心市街地活性化区域

● 市内の地価の推移

ポイント	住所	用途区分	公示価格(円/㎡)				増減率 (H8→H23)
			H8年	H13年	H18年	H23年	
十日町-1	字西浦寅甲73番	住宅地	68,700	65,900	49,500	37,100	△ 46.0%
十日町-2	四日町新田305番4	住宅地	38,900	39,600	31,800	28,200	△ 27.5%
十日町-3	寿町2丁目2番28	住宅地	60,100	60,600	47,900	42,300	△ 29.6%
十日町-4	上新井40番1	住宅地	18,100	18,500	17,400		—
十日町-5	上野甲1035番1	住宅地	8,600	17,400	16,500	15,100	75.6%
十日町5-1	字西三ノ丁寅甲17番1	商業地	200,000	155,000	88,400	63,200	△ 68.4%
十日町5-2	字道下549番外	商業地	93,500	77,100	52,700	42,900	△ 54.1%
十日町5-3	水口沢18番1	商業地	34,000	34,100	31,100	27,800	△ 18.2%
増減率の平均		市全域の地価公示ポイント(十日町-4を除く)					△ 24.0%
		中心市街地(十日町-1、十日町5-1、十日町5-2)					△ 56.2%

出展：国土交通省「土地総合情報ライブラリー」

ウ) 住宅建築に関する状況

【住宅建築】

- ・中越大震災からの復興が進むにつれて、建築申請件数が減少している。
- ・住宅建築時に約 15%が、中心市街地内から市街地外に移転している。

住宅の建築確認申請件数

十日町市中心市街地活性化推進室調べ

年度	総数	市街地内→市街地内		市街地内→市街地外	
		件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
平成 17 年度	(43) 57	(39) 51	(90.7) 89.5	(4) 6	(9.3) 10.5
平成 18 年度	(22) 38	(20) 35	(90.9) 92.1	(2) 3	(9.1) 7.9
平成 19 年度	(18) 26	(15) 21	(83.3) 80.8	(3) 5	(16.7) 19.2
平成 20 年度	(15) 23	(12) 18	(80.0) 78.3	(3) 5	(20.0) 21.7
平成 21 年度	(7) 20	(5) 16	(71.4) 80.0	(2) 4	(28.6) 20.0
平成 22 年度	(1) 11	(1) 7	(100.0) 63.6	(0) 4	(0) 36.4
計	(106) 175	(92) 148	(86.8) 84.6	(14) 27	(13.2) 15.4

※ 建築確認申請受付一覧表から申請者地番が中心市街地内の地番のものを抽出しているため、中心市街地活性化基本計画の中心市街地の区域との整合はない。

※ 件数 () 内数値は、中越大震災と中越沖地震の被災によるもの。

※ 市街地内→市街地外には、区域内アパート居住から郊外へ新築した場合も含む。

中越大震災以降 6 年間について、中心市街地内の住宅の建築確認申請件数をみると、中越大震災からの復興が進むにつれて、建築確認申請の件数が減っている。また、市街地内から市街地外へ移転する割合が年々増えており、平均して 15.4%となっている。

これは、被災というやむを得ない理由のため、震災直後は新たに土地を取得する余裕がなく、現在地での建て替えが多かったが、その後は、将来計画に基づくものが多くなり、アパート居住者などが新たに住宅を取得する場合に、地価が安く敷地面積が広い郊外の宅地を求めるケースが増えたものと考えられる。

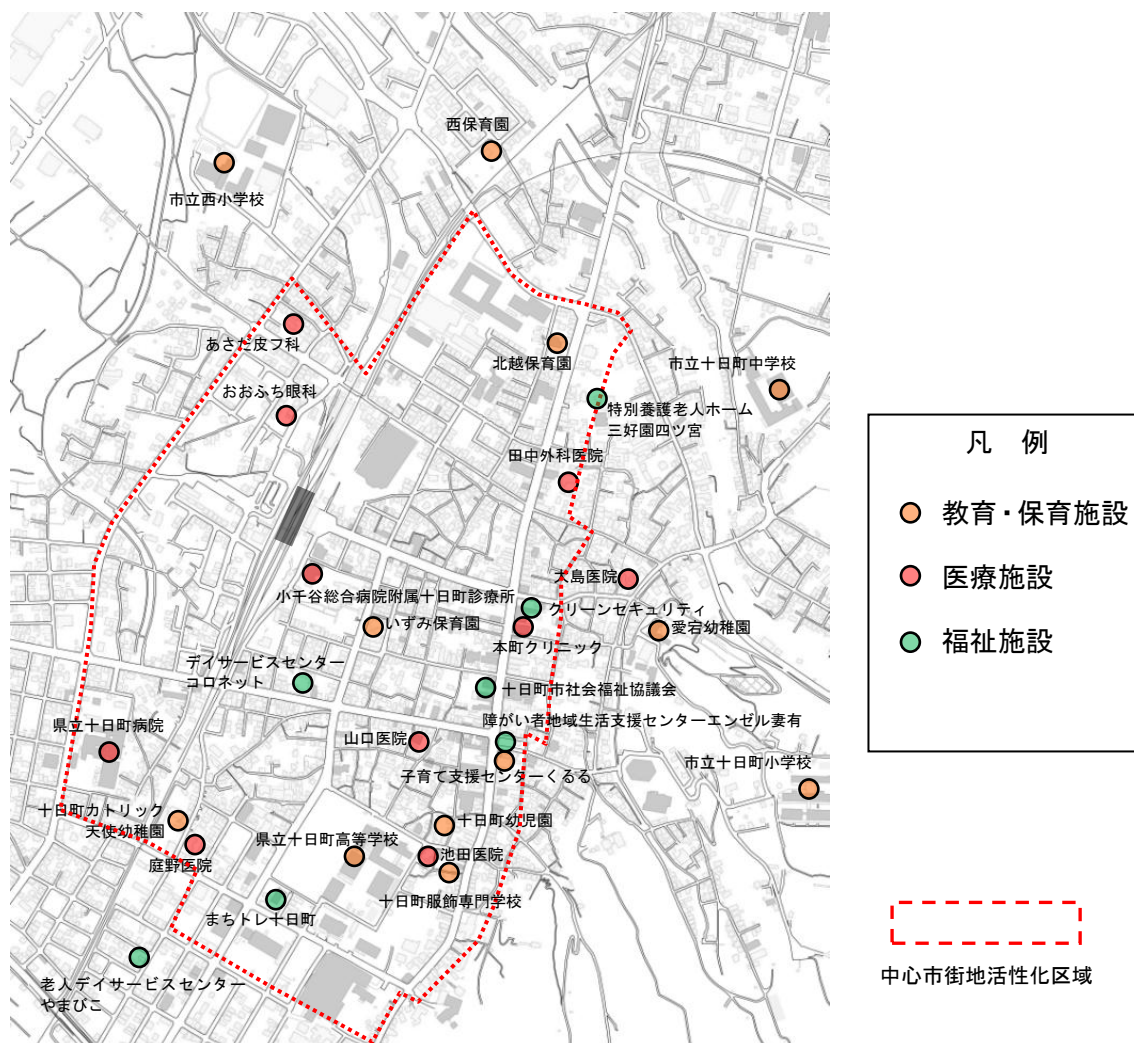
【生活関連施設】

- 昭和 40～50 年代にかけて建設された公益施設は、広大な土地を求め中心市街地の隣接周縁部に立地してきたが、市民会館や中央公民館など一部の施設は老朽化や耐震上の問題から建て替えの時期に来ている。

●公共公益施設の立地状況



●中心市街地の医療・教育・福祉施設の立地状況



中心市街地には多くの医療施設や福祉施設が集積されている。

「県立十日町病院」は、中心市街地の医療施設や福祉施設と一体的に連携を図る必要があるため、現在地での建て替えが決定している。

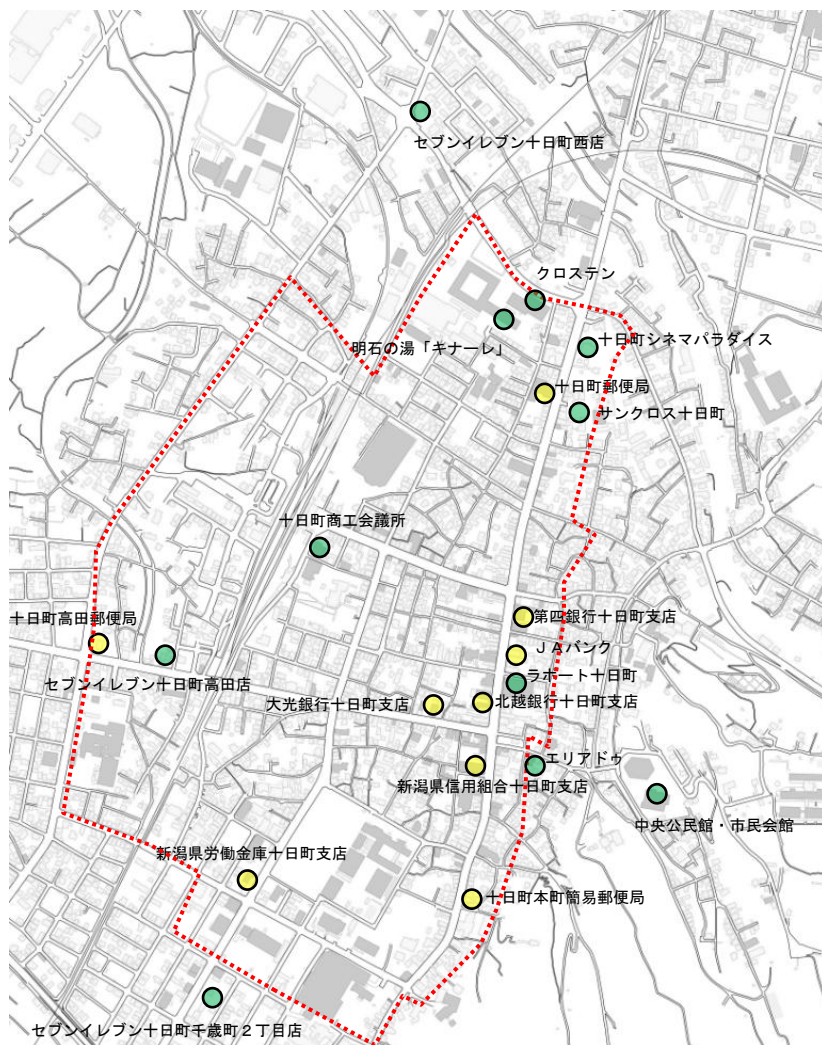
一方で、今後少子高齢化にともなって子育て世代や高齢者向けの居住・生活サービスの需要が増加すると見込まれるが、これに対応する施設が不足している。

●中心市街地の大規模な医療施設の規模及び診療科目

	県立十日町病院	
施設の階数	6階	
病床数	275	
診療科目	内科	眼科
	外科	泌尿器科
	整形外科	耳鼻科
	産婦人科	神経内科
	小児科	放射線科
	脳外科	麻酔科
	リハビリテーション科	

●中心市街地付近の生活利便施設、娯楽施設等の立地状況

施設	立地状況
金融機関	郵便局 3 局、銀行 5 行、J A バンク 1 行 (第四銀行十日町支店、北越銀行十日町支店、大光銀行十日町支店、新潟県信用組合十日町支店、新潟県労働金庫十日町支店)
健康増進施設	総合体育館、市民体育館、明石の湯(キナーレ内)、エリアドゥ
ホール・ギャラリー	中央公民館・市民会館、サシクロス十日町(総合福祉センター) クロステン、十日町商工会議所
集宴会場	結婚式場 1 館(ラポート十日町)、集宴会場を備えた旅館等 3 軒(旅館清水屋、ホテルむかでや、原田屋旅館)
娯楽施設	単館映画館 1 館(「十日町シネマパラダイス」126 席)
飲食施設	中心市街地内に多く点在している
コンビニエンスストア等の利便性の高い物販施設	セブンイレブン十日町高田店 セブンイレブン十日町西店 セブンイレブン十日町千歳町 2 丁目店



凡 例	
●	金融機関
●	その他生活利便施設、娯楽施設等

中心市街地活性化区域

◆建物・土地利用等に関するまとめ

■中心市街地は住宅用地としての土地利用が多い。

中心市街地は、国道や県道などの幹線道路沿いに商業用地が連担しているものの、住宅地としての土地利用が多い。

■建物ストックの老朽化と遊休地などの増加。

中心市街地内には、高度経済成長と地場産業の織物業の発展とともに昭和 40 年代に建設された商業ビルや織物工場が多く点在しているが、平成 16 年の中越大震災による被災や老朽化しているものが多く、その改築や耐震化が求められている。

また、工場などが取り壊され未利用のままとなっている遊休地や業務縮小のため空きフロアとなっているビルも増加していることから、これらの有効利用が求められている。

■市街地内から市街地外への建て替えが増加。

中越大震災からの復興が進むにつれて、建築確認申請の件数が減少している。また、地価が安く、敷地が広い郊外の宅地を求める傾向があることから、市街地内から市街地外へ移転する割合が年々増える傾向にあり、平均して 15.4%となっている。

■市民活動の拠点施設が老朽化。

活発な市民活動を支える拠点である市民会館や中央公民館などが老朽化や耐震上の問題から建て替えの時期に来ている。

■少子高齢化に対応した生活サービス施設が不足。

公園や図書館などの公共公益施設は、建設に広大な土地が必要であったことから中心市街地の隣接周縁部に建設されてきたが、平成 18 年には市役所機能の一部を本町分庁舎に移設したほか、県立十日町病院の建て替えは中心市街地内の現在地で決定しているなど、公益施設を中心市街地に集積する取り組みを進めている。

その他、医療、福祉施設や金融機関などは中心市街地に集積しているが、少子高齢化に対応した子育て世代や高齢者向けの居住・生活サービス施設が不足している。

③商業・観光に関する現状分析

ア) 中心市街地の歩行者・自転車の通行量

【歩行者・自転車通行量】

5,841人・台（平日）⇒3,346人・台（休日）
4,031人・台（平成17年）
⇒4,397人・台（平成23年度）

・休日より平日の通行量が多い、地域密着型商業※の街である。
・平成18年の市役所分庁舎設置が通行量増加につながったと考えられる。

平成23年に行った調査によると、いずれの調査地点においても休日よりも平日の通行量が多いことから、地域密着型商業※が中心の街であるといえる。各地点別では、本町分庁舎前が特出して多く、次いで駅前（「志天」前）、駅通り（共立観光前）と続く。自転車の利用は、平日こそ歩行者の10分の1から5分の1程度あるが、休日はどの地点もほとんどない。

また、平成17年の結果と比較すると、平成18年に市役所機能の一部を移転した本町分庁舎前で約2割の増加がみられるが、ほかの地点ではほぼ横ばいである。

●中心市街地の各調査地点の平日・休日の歩行者・自転車通行量の比較（平成23年度調査）

地点名		歩行者		自転車		合計		
		平日	休日	平日	休日	平日	休日	休日/平日
1	島田屋酒店前	411	213	91	8	502	221	44.0%
2	本町分庁舎前	1,910	1,092	213	11	2,123	1,103	52.0%
3	旧田倉前	486	349	138	10	624	359	57.5%
4	共立観光前	733	622	87	5	820	627	76.5%
5	でんきのデンデンムシ駐車場前	537	333	103	4	640	337	52.7%
6	志天前	1,031	691	101	8	1,132	699	61.7%
合計		5,108	3,300	733	46	5,841	3,346	57.3%

<参考数値>

7	市道稲荷町線（稲荷町3丁目東）	206		101		307		
8	市道川治昭和町線（昭和町4丁目）	494		182		676		
9	市道十日町駅連絡道線（十日町駅連絡道地下道）	297				297		

【調査地点：1～6】（中心市街地活性化推進室調査）

平成23年度調査の調査日時（平日・休日の2回実施）

平日：平成23年5月26日（木）7:00～19:00

休日：平成23年5月29日（日）7:00～19:00

【調査地点：7～8】（建設課調査）

平日：平成22年10月14日（木）7:00～19:00

休日：平成23年5月29日（日）7:00～19:00

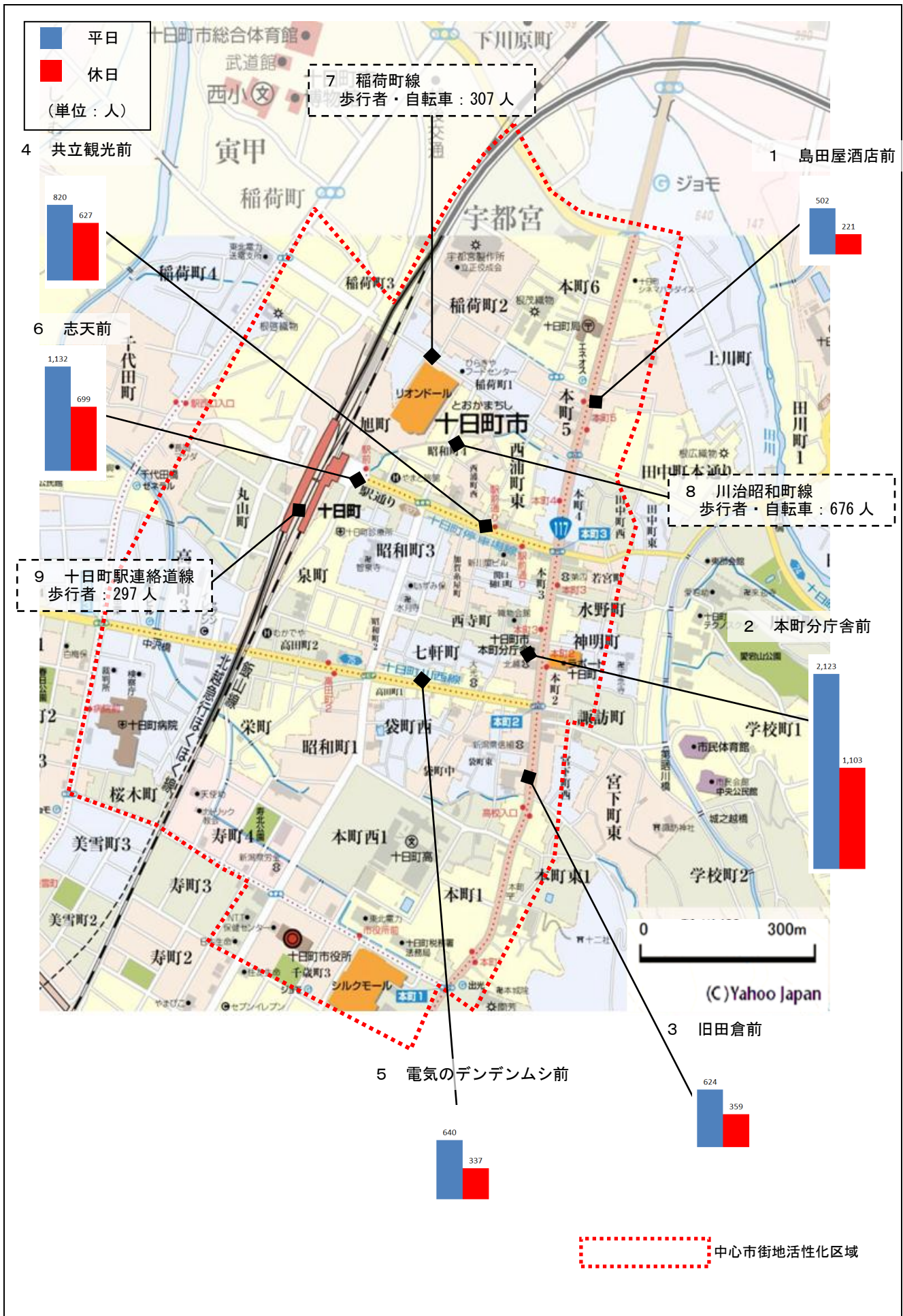
【調査地点：9】（都市計画課調査）

平日：平成22年6月7日（月）7:00～19:00

休日：平成23年5月29日（日）7:00～19:00

※経済産業省関東経済産業局の商店街分類より（ターゲティング分類等による中心市街地・商店街の活性化成功事例調査事業及び中心商店街・商店街の競争力強化のための指針提供事業）

- ・地域密着型商店街：地域の生活に密着した商店街
- ・近隣広域型商店街：地域住民に限らず周辺地域からも来街者のある商店街
- ・広域観光型商店街：遠方からの来街者の多い商店街

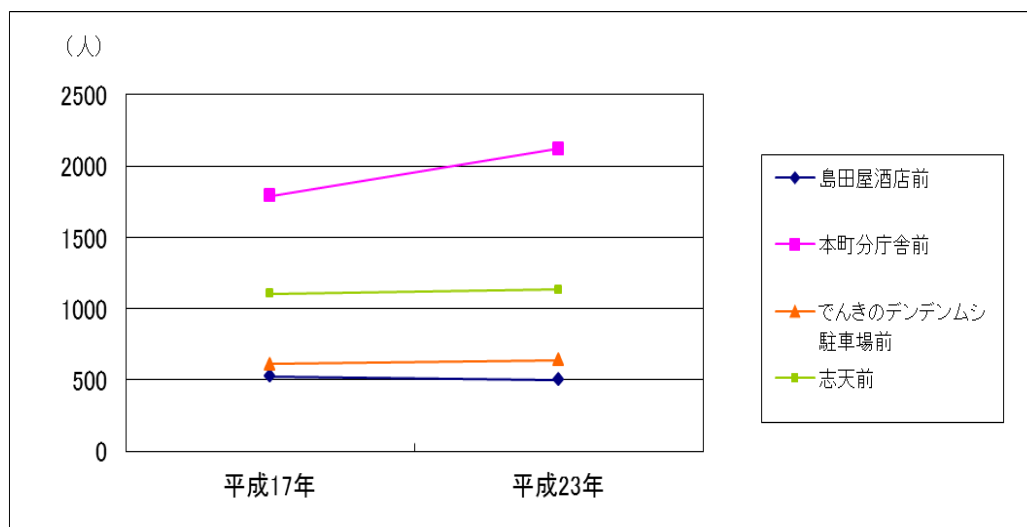


●歩行者・自転車通行量の推移（平日）（平成17年・23年度調査）

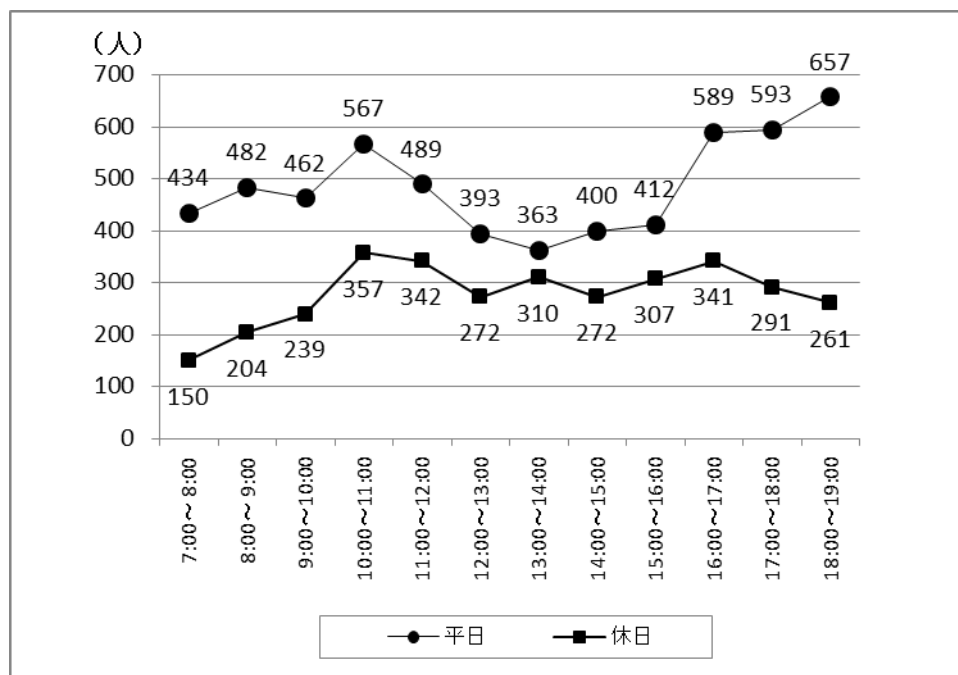
地点名	歩行者		自転車		合計		
	平成17年	平成23年	平成17年	平成23年	平成17年	平成23年	23年/17年
1 島田屋酒店前	401	411	123	91	524	502	95.8%
2 本町分庁舎前	1,583	1,910	207	213	1,790	2,123	118.6%
3 でんきのデンデンムシ駐車場前	518	537	93	103	611	640	104.7%
4 志天前	994	1,031	112	101	1,106	1,132	102.4%
合計	3,496	3,889	535	508	4,031	4,397	109.1%

平成17年、平成23年の各調査日時

平成17年5月12日(木) 7:00～19:00、 平成23年5月26日(木) 7:00～19:00



●時間帯別通行量（平成23年度調査）



イ) 商業活動の状況

【中心市街地内の小売業事業所数】

199 店（平成 6 年）⇒129 店（平成 19 年）

【中心市街地の小売業売場面積】

18,641 ㎡（平成 6 年）⇒7,969 ㎡（平成 19 年）

【中心市街地の小売従業者数】

1,155 人（平成 3 年）⇒497 人（平成 19 年）

【中心市街地の小売年間販売額】

17,465 百万円（平成 3 年）⇒6,318 百万円（平成 19 年）

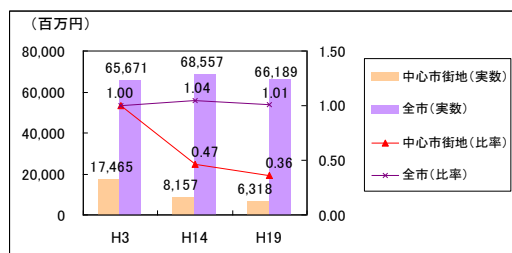
・ 中心市街地商店街の全体が商業の衰退状況にあるが、特に本町1丁目～4丁目にかけての衰退が著しい。

小売事業所数は、全市と中心市街地商店街ともに右肩下がり推移している。小売業売場面積、小売業従業者数及び小売年間販売額は、全市がほぼ横ばいで推移しているのに対し、中心市街地商店街は平成 3 年または 6 年に対し平成 19 年は 50%前後の減少率となっている。

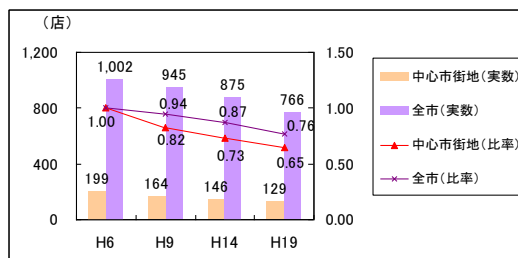
また、中心市街地内の商店街ごとの状況をみると、本町 1～4 丁目の落ち込みが著しく、特に“地域のデパート”的存在であった衣料品小売の「田倉」が平成 16 年に閉店した本町 1～2 丁目では、どの指標も大きく低下している。

全市では、小売事業所数が減少する一方で売場面積が増加しているが、これは年間小売販売額や小売従業者数が大きく減少していないことからわかるように、郊外型の大規模小売店舗に商業の中心が移ってきていることがみてとれる。

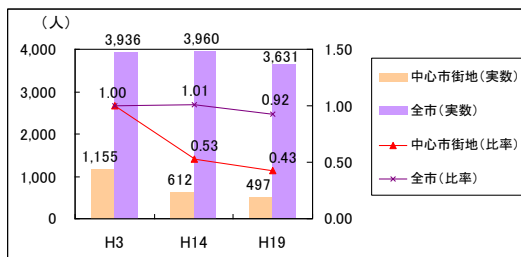
●年間小売販売額の推移



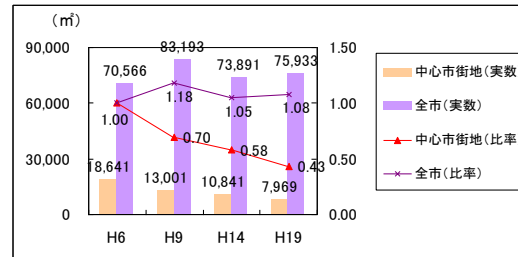
●小売事業所数の推移



●小売従業者数の推移



●小売業売場面積の推移



資料：商業統計（H6、H9 の「小売従業者数」、「小売年間販売額」は、旧町村のデータがないため掲載していない。）

●中心市街地の各商店街の小売業年間販売額等の推移

	小売年間販売額 (百万円)			小売従業員数 (人)			小売事業所数 (店舗)			小売業売場面積 (㎡)		
	H14	H19	比率	H14	H19	比率	H14	H19	比率	H14	H19	比率
本町 1, 2 丁目	2,880	1,690	58.6%	210	161	76.7%	32	25	78.1%	3,587	1,490	41.5%
本町 3, 4 丁目	1,918	1,362	71.1%	138	110	79.7%	32	28	87.5%	3,162	2,466	78.0%
本町 5, 6 丁目	620	624	101.0%	49	44	89.8%	17	16	94.1%	344	596	173.3%
高田町昭和町	1,635	1,593	97.4%	132	115	87.1%	41	38	92.7%	2,383	2,214	92.9%
駅通り	1,104	1,049	95.0%	83	67	80.7%	23	22	95.7%	1,365	1,203	88.1%
主要商店街計	8,157	6,318	77.5%	612	497	81.2%	145	129	89.0%	10,841	7,969	73.5%
全市	68,557	66,183	96.5%	3,960	3,631	91.7%	875	766	87.5%	73,891	75,933	102.8%
全市での主要商店街のシェア	11.9%	9.5%	-2.4P	15.5%	13.7%	-1.8P	16.6%	16.8%	0.2P	14.7%	10.5%	-4.2P

資料：商業統計「二次加工統計表」より

ウ) 大規模小売店舗と消費動向の状況

【中心市街地内の買物利用割合】 68.5%（昭和 55 年） ⇒ 28.1%（平成 22 年）	・郊外の大規模小売店舗での買い物割合の高まりや、十日町市以外での買い物も多くなってきている。
---	--

平成 7 年頃から郊外型の大規模小売店舗での買い物利用割合が高くなる一方で、平成 22 年の中心市街地の買物利用割合は大型小売店舗を含めても 28%にまで落ち込んでいる。

また、旧十日町市以外で買い物をする割合はここ近年では 20%前後にとどまっていることから、市内の店舗間での顧客の奪い合いが続いていると考えられる。

中心市街地での消費動向の衰退を食い止めるため、市や商業関係団体では商店街の魅力向上に取り組んでいるが、大規模小売店舗を含めた大規模集客施設の郊外立地を抑制する計画的な土地利用規制を通じて、郊外への商業スプロール化を防ぐ必要がある。

●中心市街地内の主要な大規模小売店舗（市調査）

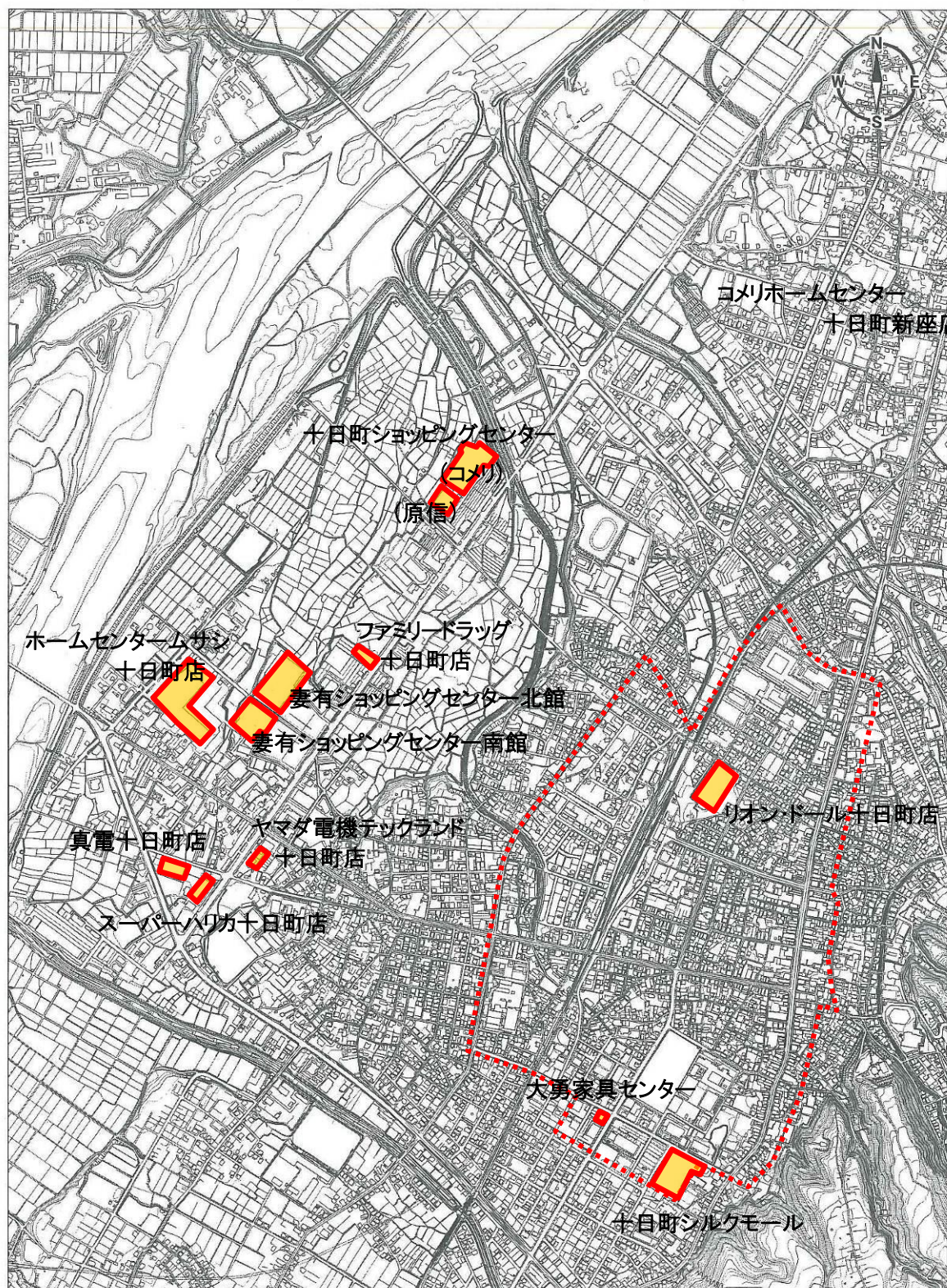
名 称	店舗面積 (㎡)	出店	店 舗 構 成			駐車 台数	営業 時間
			業 態	核 店 舗 (主要販売品)	店舗 数		
リオン・ドール 十日町店	5,491	S54.12	スーパー	リオン・ドールコーポレーション、ひらせ いホームセンター (食料品、衣料品、家庭用品、書籍、映像)	8	400	09:00 ～ 22:00
十日町シルクモール (原信十日町店)	7,403	H5.04	その他	原信、三喜、タツミヤ、セリア、星光堂薬 局、ワシントン靴店 (食料品、衣料品、医薬品、靴・カバン)	13	500	09:00 ～ 21:00
大勇家具センター	1,400	S43.12	専門店	大勇家具センター (家具類、インテリア用品)	1	15	09:00 ～ 20:00

●中心市街地外的主要な大規模小売店舗（市調査）

名 称	店舗面積 (㎡)	出店	店 舗 構 成			駐車 台数	営業 時間
			業 態	核 店 舗 (主要販売品)	店舗 数		
十日町SC（コメリHC十 日町店・原信十日町北店）	7,970	H15.03	その他	コメリ、原信 (DIY、家庭用品、食料品)	2	416	09:00 ～ 21:00
コメリホームセンター 十日町新座店	1,911	S62.10	ホーム センター	コメリ (自動車用品、家庭用品、DIY、園芸用品)	1	100	09:00 ～ 20:00
妻有SC北館（イオン十日町店）	10,178	H6.11	ショッピング センター	イオンリテール (食料品、衣料品、身の回り品、家庭用品)	15	343	09:00 ～ 22:00
妻有SC南館（ケーズデン キ十日町店）	5,054	H15.11	専門店	北越ケース (家電、情報通信機器)	6	498	10:00 ～ 20:00
ホームセンタームサシ 十日町店	14,023	H17.04	ホーム センター	アークランドサカモト (DIY、家庭用品、衣料品、食料品)	1	660	09:00 ～ 19:30
ファミリードラッグ 十日町店	1,182	H19.04	専門店	マツモトキヨシ甲信越販売 (医薬品、化粧品、家庭用品)	2	44	09:30 ～ 21:00
スーパーハリカ十日町店	1,224	H8.07	専門店	ハリカ (贈答品、酒類、清涼飲料)	3	38	9:30 ～ 20:00
真電十日町店	1,500	S61.10	専門店	ノジマ (家電、情報通信機器)	1	100	10:00 ～ 20:00
中里SC U-MALL (ラポート十日町中里店)	1,980	H4.5	スーパー	ラポート十日町 (食料品、家庭用品、衣料品、身の回り品)	9	106	09:30 ～ 20:00
ヤマダ電機テックランド 十日町店	1,540	H24.3	専門店	ヤマダ電機 (家電、情報通信機器)	1	115	10:00 ～ 22:00

●中心市街地と周辺の大規模小売店舗の分布状況

十日町市丑 付近



UserID = 1157

(中央) 1/12500

0

1km

2013年1月24日



中心市街地活性化区域

●旧十日町市の買物地区利用割合の変遷

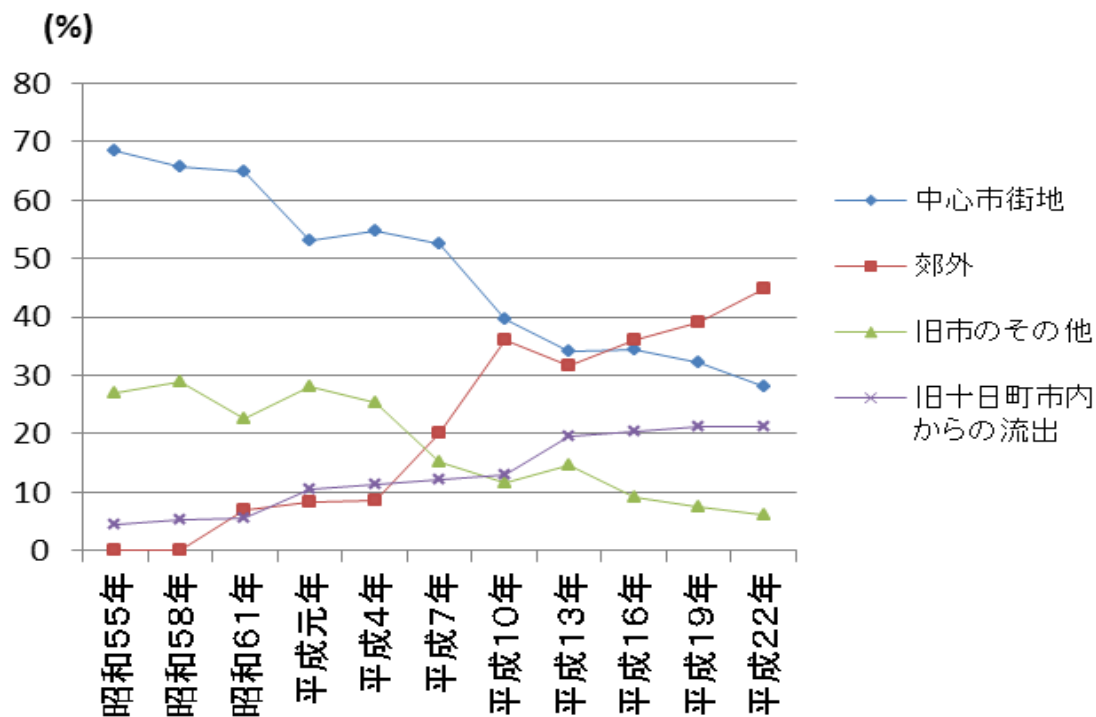
単位 (%)	中心市街地								郊外				中心市街地 計	郊外 計	左記以外の旧十日町市内	旧十日町市内 合計	旧十日町市内から旧市外への流出
	本町1丁目～本町2丁目 注1	本町3丁目～本町4丁目 注2	本町5丁目～本町6丁目	駅通り	高田町1丁目～高田町4丁目	昭和町1丁目～昭和町3丁目	リオン・ドール	十日町シルクモール	高山(R253沿い) を除く 注3	トーカイ～しまむら(妻有SC) 注3	下島(ジャスコ付近) 注3	下島(原信・コメリ以外)	下島(左記以外の地区)				
全品目																	
昭和55年	(1)7.6	30.3	4.1	10.6	6.8		9.1							68.5	0.0	27.0	4.5
昭和58年	(1)8.7	29.0	3.1	7.6	5.2		12.1							65.7	0.0	29.0	5.3
昭和61年	(1)8.8	31.2	(2～6)	6.1	4.8		14.0		7.0					64.9	7.0	22.6	5.5
平成元年	14.8	14.2	2.4	5.0	3.9		12.8		8.4					53.1	8.4	28.0	10.5
平成4年	12.9	12.2	2.7	4.5	4.3		18.1		8.6					54.7	8.6	25.3	11.4
平成7年	8.1	7.1	1.5	2.5	2.9		14.2	16.2	6.9	13.1				52.5	20.0	15.3	12.2
平成10年	5.5	4.7	0.8	2.2	1.8	1.0	11.3	12.2	6.0	30.0				39.5	36.0	11.6	12.9
平成13年	4.8	4.2	0.9	2.5	1.7	1.1	6.6	12.3	4.1	3.5	24.2			34.1	31.8	14.6	19.5
平成16年	3.9	2.8	0.7	2.4	1.6	1.0	10.3	11.6	3.3		20.5	4.3	8.0	34.3	36.1	9.2	20.4
平成19年	3.5	2.4	0.4	2.5	2.4	0.7	10.1	10.1	3.4		26.0	7.0	2.8	32.1	39.2	7.5	21.2
平成22年	1.9	1.4	0.4	0.8	3.0	0.6	10.5	9.5	2.8		29.5	9.5	3.0	28.1	44.8	6.0	21.1

注1) 昭和55年～61年度は本町1丁目のみ。

注2) 昭和55・58年度は本町2丁目を含み、昭和61年度は本町2丁目～6丁目を地区とした。

注3) 平成7年度は(トーカイ～しまむら)を含まない。

※新潟県「平成22年度 中心市街地に関する県民意識・消費動向調査報告書」を元に作成



エ) 商店街の状況

【アーケードの延長】

L=3.6km

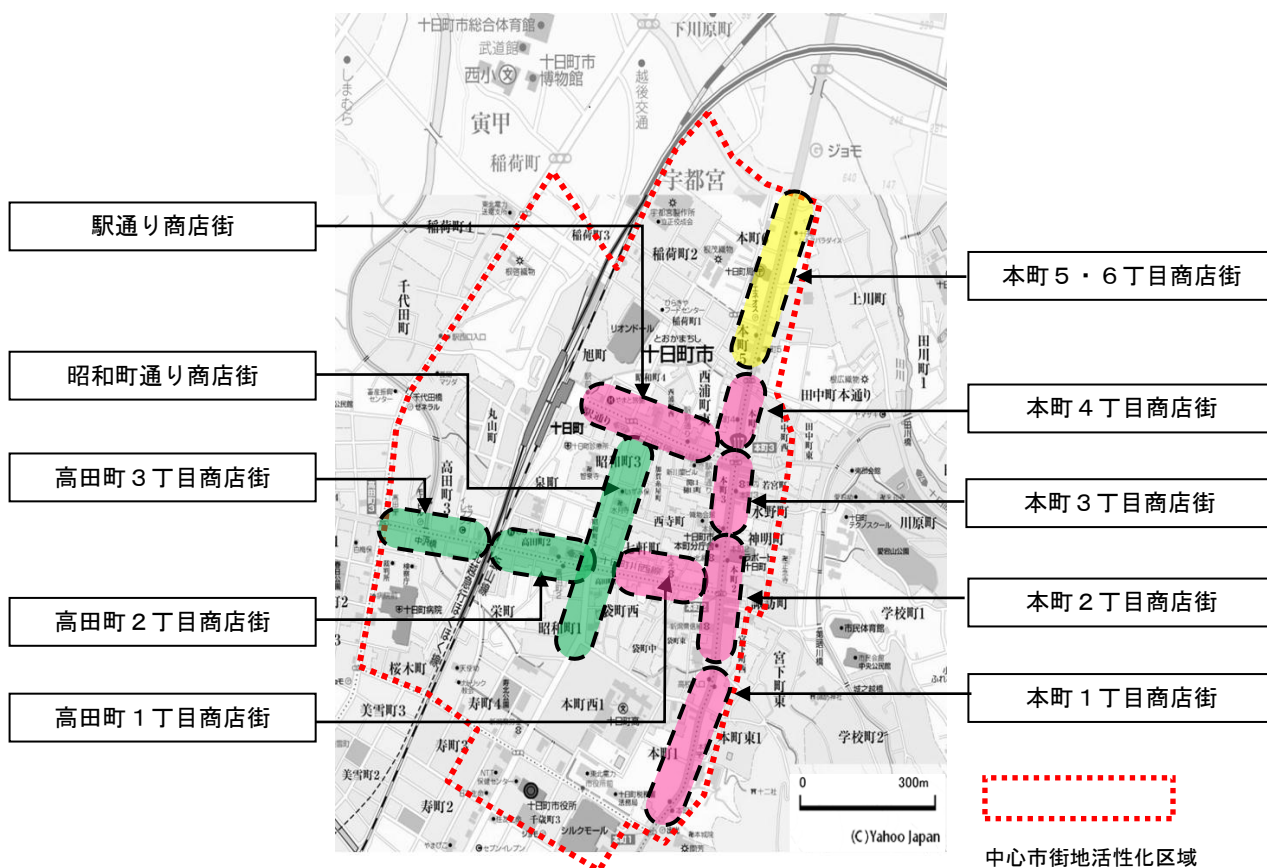
【空きビル・空き店舗】

老朽化した空きビルが点在。閉店した店舗は住宅併用のため貸し出す物件は少ない。

- ・国道や県道などの幹線道路沿いに連担している商店街はアーケードや融雪歩道が整備され、安全で快適な歩行空間となっている。
- ・老朽化した空きビルが点在し、近隣住民に不安を与えている。

中心市街地には国道や県道などの主要幹線道路沿いに10の商店街が存在する。これらの商店街では、老朽化したアーケードのリニューアルと道路拡幅による歩道設置に併せた融雪歩道の整備を平成2年から平成15年にかけて実施し、約5.3kmもの快適な歩行空間が確保されている。そのため、全国でも有数の豪雪地域であっても、冬期間でも来街者の利便性と安全が確保されている。

●中心市街地商店街の位置と施設状況

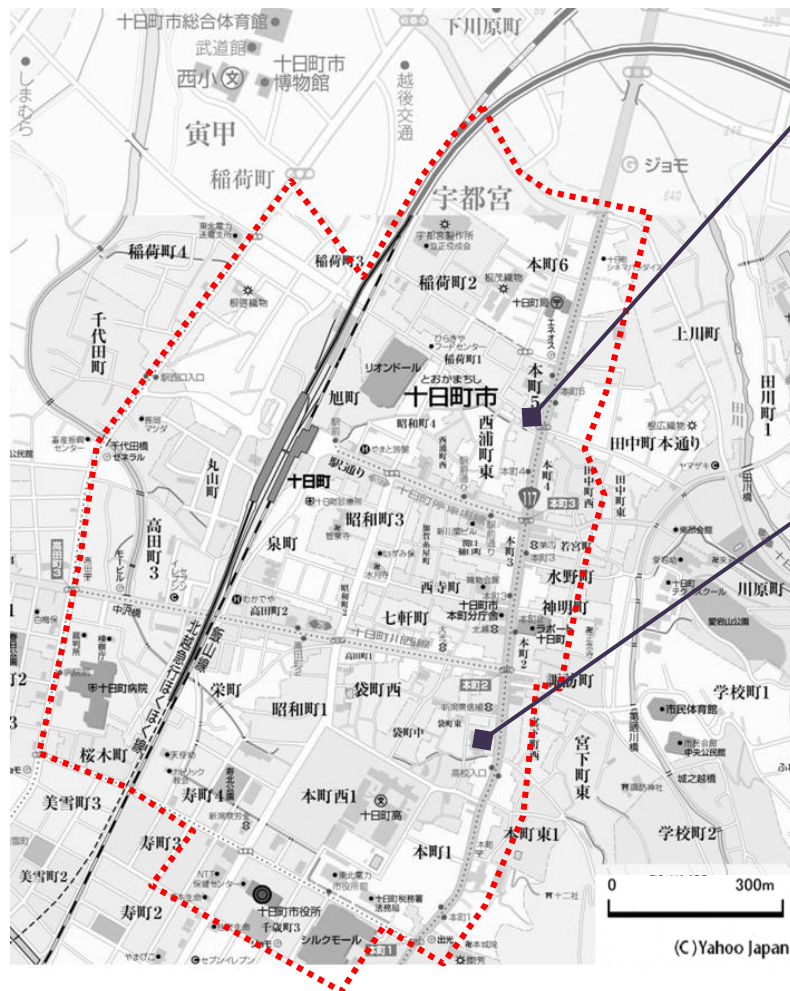


組合名	施設状況	施設延長(m)
○振興組合		
1 十日町市本町一丁目商店街振興組合	アーケード	678
2 十日町市本町二丁目商店街振興組合	アーケード	504
3 十日町市本町三丁目商店街振興組合	アーケード	295
4 十日町市本町四丁目商店街振興組合	アーケード	285
5 十日町市本町五・六丁目商店街振興組合	一部アーケード	616
6 十日町市駅通り商店街振興組合	アーケード	706
7 十日町市高田町一丁目商店街振興組合（通称：コモ通り商店街）	アーケード	551
○協同組合		
8 十日町市高田町二丁目商店街協同組合	融雪	391
9 十日町市高田町三丁目商店街協同組合	融雪	452
10 十日町市昭和通り商店街協同組合	融雪	879
	計	5,357

※施設の延長は道路の両側をカウント

	本町1	本町2	本町3	本町4	本町5・6 (アーケード)	（ヘカレー歩道）	駅通り	高田町1	高田町2 (融雪歩道)	昭和町通り (融雪歩道)	合計
アーケードの長さ(m)	677.93	504.00	294.76	285.00	252.10	363.73	706.00	551.00			3634.52
アーケードの柱数(本)	104	65	30	30	34		97	112			472
アーケード建設日(年月)	平成11年～ 12年	平成13年～ 15年	平成6年	平成9年11 月	平成13年11 月	平成14年11 月	平成9年～ 10年	平成2年1月	平成5年	平成9年～ 10年	

●大規模な空きビル・空き店舗の状況



旧娯楽会館：平成 16 年の中越大震災により被災し廃業した大型商業ビル（平成 24 年 8 月解体）



旧田倉：平成 16 年の中越大震災の被災により廃業した大型商業ビル（平成 24 年 11 月解体）



中心市街地活性化区域

●空き店舗の状況（平成 25 年 4 月現在）

所在地	店舗名	店舗の一部にあるテナント
本町 1 丁目	旧イトー楽器	
本町 1 丁目	旧花むら	
本町 2 丁目	のとやビル第 2	1 F：メガネスーパー
本町 2 丁目	福対協	
本町 4 丁目	中徳（1 階と 2 階）	
本町 5 丁目	アーバンプラザビル 2 階（202 号室、203 号室）	1 F：ラーメンクマ
高田町 1 丁目	やまもビル 2 階（しるえっと）	1 F：m i j o t
高田町 2 丁目	すぐやビル 2 階	1 F：スナックメロディ

オ) 観光の状況

【観光入込客数（全市）】

161 万人（平成 16 年）⇒252 万人（平成 22 年）

【主要な観光入込客数（中心市街地）】

- ・明石の湯：13 万人／年（日平均：約 430 人）
- ・道の駅クロステン：約 30 万人／年
- ・里山現代美術館キナーレ：約 9 万人（3 年に一度の会期中）

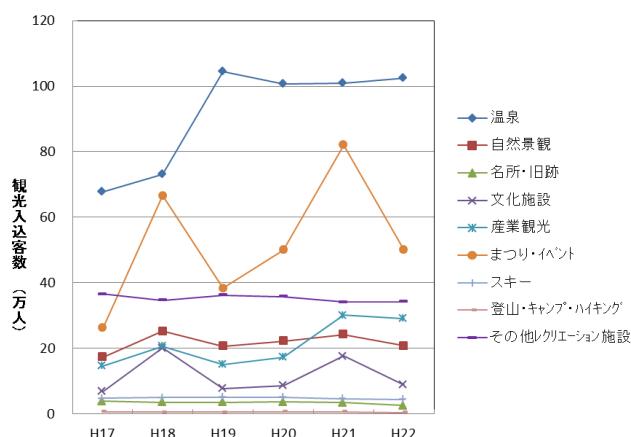
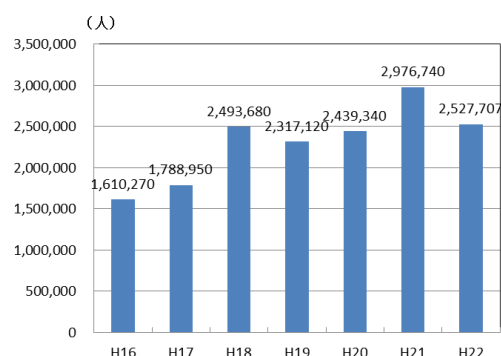
- ・全市の観光入込客数は「大地の芸術祭」などの新たな取り組みにより年々増加傾向にある。
- ・中心市街地内の観光施設にも多くの観光客が訪れている。

全市の観光入込客数は年々増加傾向にある。これは温泉施設の利用客の増加の影響が大きい、このほか平成 12 年から開催されている「大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ」も大きく寄与している。3 年ごとに開催されるトリエンナーレ形式であり、開催年には国内だけでなく海外からも多くの観光客が訪れ、平成 18 年、平成 21 年の観光入込客数は大きく伸びている。また、会期終了後も数多くの恒久作品が残っているため、開催年以外の年でも内外から多くの観光客が訪れる。

中心市街地内では「大地の芸術祭」の主要作品である「越後妻有交流館キナーレ」が平成 24 年にリニューアルされ「越後妻有里山現代美術館キナーレ」として生まれ変わり、芸術祭期間中の約 2 ヶ月間だけで約 93,000 人の来場があった。「道の駅クロステン」も同時期にリニューアルしたため、今後の入込客数の増加が期待されている。

一方、これらの施設と商店街との連携が不足しているため、中心市街地の中心部への回遊性につながっていないという課題がある。

●十日町市への観光入込客数の推移



●主要な観光施設の入込客数の推移（市内）

十日町市の主要な観光地	観光目的	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
芝峰温泉	温泉	31,760	95,300	107,200	105,670	100,760	98,510	66,844
ゆくら妻有	温泉	-	-	12,950	117,490	102,060	118,590	111,599
ミオン中里	温泉	-	-	23,040	215,880	212,500	198,550	212,060
松之山温泉	温泉	199,830	188,230	230,290	240,610	243,620	252,990	-
千手温泉	温泉	212,670	208,140	209,950	223,310	205,170	205,750	-
温泉	温泉	124,350	129,140	130,800	126,280	127,180	120,800	-
松之山温泉(旅館)	温泉・健康	-	-	-	-	-	-	73,770
松之山温泉(日帰り入浴施設:鷹の湯)	温泉・健康	-	-	-	-	-	-	79,410
松之山温泉(日帰り入浴施設:ナスティユウ湯の山)	温泉・健康	-	-	-	-	-	-	107,430
ベルナティオ	温泉・健康	-	-	-	-	-	-	112,245
明石の湯	温泉・健康	-	-	-	-	-	-	123,690
四季彩館ベジパーク	産業観光	-	-	-	-	-	104,630	-
スキー場	スキー	-	-	49,740	51,040	-	-	-
当間高原リゾート	その他	264,410	283,190	276,040	252,430	258,680	250,450	154,576
まつだい雪国農耕文化村センター	文化施設	-	-	80,110	-	32,050	89,660	-
十日町雪まつり	まつり・イベント	85,000	140,000	138,000	184,000	300,000	315,000	325,000
大地の芸術祭	まつり・イベント	-	2,000	369,750	-	20,330	327,670	-
ふるさと会館	産業観光	56,390	56,390	63,890	52,380	82,890	91,120	77,426
清津峡	自然景観	75,350	92,580	98,700	89,980	90,490	86,880	76,977
美人林	自然景観	53,760	62,840	113,550	76,160	91,620	110,960	91,800

新潟県観光統計情報より

●主要な観光資源の分布（市内）

■松代雪国農耕文化村センター
まつだい「農舞台」
（大地の芸術祭）



■ナカゴグリーンパーク



■光の館（大地の芸術祭）



■星と森の詩美術館



■「星峠の棚田」



■神宮寺



■十日町情報館



■日本三大薬湯「松之山温泉」



中心市街地

■十日町市博物館に展示される
国宝「火焰型土器」



■越後松之山「森の学校」キョロロ



■美人林（ブナ林）



■当間高原リゾート「ベルナティオ」



■上越国際当間スキー場



■なかさと清津スキー場



■日本三大渓谷「清津峡」



■小松原湿原



●主要な観光などの資源の分布（中心市街地）

■越後妻有里山現代美術館「キナーレ」



■道の駅クロステンとギネス認定の「つるし雛」



■コミュニティ放送
「ほっこりラジオ エフエムとおかまち」



■明石の湯



■おとぎの国美術館



■石彫プロムナード ●:石彫設置箇所



中心市街地活性化区域

(C)Yahoo Japan

●施設概要（中心市街地）

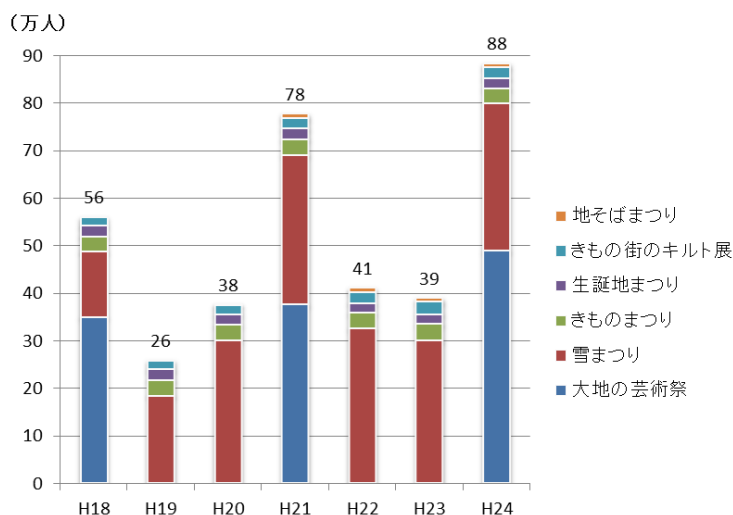
施設名	内容	入込数や特徴など
越後妻有里山現代美術館「キナーレ」	大地の芸術祭の作品かつ拠点施設であり、1階部分の回廊は芸術祭の期間中作品が展示される。その他の期間は年間を通じて各種イベントが行われる。	・芸術祭期間中（約2ヵ月間） 平成21年：4万人（期間中） 平成24年：9.3万人（期間中） ・主なイベントの利用 「きものの街のキルト展」、地そばまつり、手づくり市 など
コミュニティ放送「ほっこりラジオエフエムとおかまち」	平成16年に発生した新潟県中越大地震直後、「臨時災害放送局 十日町市災害FM」として開局され、災害や生活情報を約1ヵ月にわたり放送し、その後市民からの強い要望に基づき民間により開設されたラジオ局。	・市民出演による放送や地域情報、各種イベントの生中継、生活関連情報などを放送。 ・地域情報のポータルサイトの開設や地域情報満載のフリーペーパー誌「ORADOKO」を発行。
道の駅クロステン	地場産業振興センターとして建設され、土産品の販売や地元食材によるレストランやレセプションホールなどを併設している。	・年間入込客数：約30万人／年 観光団体客やホールの利用 平成24年にリニューアルオープンし、ギネス認定を受けた「つるし雛」が展示されている。
明石の湯	「キナーレ」に併設され、モダンでスタイリッシュな広い浴室を備えたデザイン性の高い温泉施設。	・利用客数：13万人／年
石彫プロムナード	市民団体による『芸術文化のかおるまちづくり』が取り組みられ、地域の自然・ひと・歴史・文化などと調和し、「彫刻のあるまちづくり」として設置された石彫プロムナード。	・毎年、全国から作家を公募し、平成24年は18回目となるシンポジウムによる作品制作が行われた。 全作品：80体 中心市街地内：66体
おとぎの国美術館	「源氏物語」・「百人一首」・「わらべの詩」・「森のどうぶつたち」など紙ねんど人形が約1,000体展示されたギャラリー。	・地元織物会社の運営による美術館来館者数：1,300人（年間）

●中心市街地に効果を与える主なイベント等の状況（中心市街地）

行事・催事・イベント名	時期等	内容	入込数や特徴など
十日町きものまつり	5月	“きもの”がテーマのイベント。成人式に出席する若者をはじめとした市民がきものを着て街を練り歩くほか、稚児行列、ファッションショー、きものパーティ、無料茶席など、多彩なイベントが行われる。 	約3万4,500人（H25）
十日町石彫シンポジウム	7月～8月	「アートがかおるまちづくり事業」として始まった。街中の石彫作品をめぐるスタンプラリーや、石彫の絵コンテストなども開催。	
大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ	7月下旬～9月上旬（3年に一度）	アーティストと地域住民とが協働して地域に根ざした作品を制作。 平成24年にはキナーレを拠点として、中心市街地の空き店舗にも作品の展示が行われ、多くの来街者でにぎわった。	市内全体 約49万人（H24）

行事・催事・イベント名	時期等	内容	入込数や特徴など
きものの街のキルト展	9月	中心市街地の店舗のウィンドウなどにさまざまな色や技法のキルトを飾り付ける。 「きものの街のキルトコンテスト」では、全国からキルト作品を募集し、応募者全員のキルト作品を一同に展示する。また、期間中はキルト作家によるキルト講習会や、スタンプラリーを行う回遊性の取り組みが行われる。 	中心市街地内作品：約 110 作品 入込客数 期間中： 約 2 万 3,000 人 (H24)
生誕地まつり	10月第2日曜日	立正佼成会の開祖・庭野日敬氏の生誕地であることを祝う祭り。全国各地から会員が訪れ、各地域の祭りを披露する。商店街でも連動してイベントを行う。	来街者数： 約 2 万 1,500 人 (H24)
そば王国・越後十日町「地そば」まつり	11月	十日町の食文化の一つである「そば」を広く PR するため、地域のそば店が一堂に集結し、各店こだわりの味を食べ比べできるイベント。	入込客数： 約 8,500 人 (H24)
節季市 (チンコロ市)	1月10日 15日 20日 25日	農家の人々が、主に冬期間の副業として竹やわら等で作った生活用品、民芸品を持ち寄り開かれる市。犬や十二支を模った小さなしんこ細工の「チンコロ」が人気で、別名「チンコロ市」とも呼ばれる。 	国立歴史民俗博物館の常設展示資料にも選定されており、県外から買いに訪れる人が多い。
十日町雪まつり	2月	昭和 25 年から続く現代雪まつりの元祖。巨大なステージが雪で作られてさまざまなイベントが開催されるほか、市内に 20 ヶ所以上の「おまつりひろば」が設置される。中心市街地では市民の制作による雪像や広場が設置され、多くの観光客が訪れる。 	約 31 万人 (H25 年)
各商店街等の主要なイベント	7月	駅通り七夕まつり (駅通り)	
	8月	コモ通り夏祭り (高田町 1 丁目)	
	8月	十日町おまつり (中心市街地全体)	
	9月	十五夜まつり (本町 5・6 丁目)	

●中心市街地に効果を与える主なイベント等の入込客数の推移 (中心市街地)



◆商業・観光に関するまとめ

■休日より平日の方が歩行者・自転車通行量が多く、地域密着型商業の街である。

休日よりも平日の歩行者・自転車通行量が多い地域密着型商業が中心の街である。特に、商業施設や金融機関、公益施設が集積している本町分庁舎前の通行量が特出して多い。

■本町分庁舎の設置により歩行者通行量が増加。

平成 17 年と平成 23 年を比較すると、本町分庁舎前においては歩行者通行量が約 20% 増加している。これは、平成 18 年に市役所の事務所の一部と住民票発行などのサービスを本町分庁舎に設置した効果が大きいと考えられる。

■郊外型の大規模小売店舗の進出等により、買い物利用割合が低下。

郊外型の大規模小売店舗での買い物利用割合が高くなってきており、中心市街地の買物利用割合は大規模小売店舗を含めても 28% にまで落ち込んでいる。

小売販売額や従業者数などすべての指標において、本町 1 ～ 4 丁目の落ち込みが著しく、地域のデパート的存在であった衣料品小売の「田倉」が平成 16 年に閉店した本町 1 ～ 2 丁目が特に大きく落ち込んでいる。

■アーケードや融雪歩道により雪国でも安全な歩行空間が確保されている。

中心市街地の商店街は国道や県道などの主要幹線道路沿いに形成され、豪雪地域という特性からアーケードや融雪歩道が整備されており、来街者や高齢者にも優しい安全で快適な歩行空間が確保されている。今後施設整備を行っていく上では、豪雪地域という特性に配慮し、この既存ストックを有効に活用した施設の配置等を考えることが必要である。

■老朽化した空きビルが点在し、近隣住民に不安を与えている。

アーケードなどの施設は、更新されているものの、高度成長期の昭和 40 年～50 年にかけて建築された商業や事務所ビルは、更新されておらず老朽化が進んでいる。特に地場産業の低迷や不況による廃業で老朽化した空きビルは、平成 16 年の中越大震災の被災を受けたことにより、危険建物となって近隣住民に不安を与えるとともに、都市景観上も好ましくない状況となっていることから、建替えや改修が望まれている。

■観光集客施設と商店街との回遊性が不足。

5 月の「きものまつり」に始まり、2 月の「十日町雪まつり」まで、毎年概ね隔月ごとに中心市街地内で四季折々の多彩なイベントが開催されている。一方、「越後妻有里山現代美術館キナレ」「道の駅クロステン」などの観光集客施設と商店街との連携が不足しているため、回遊性に課題がある。

④交通の状況

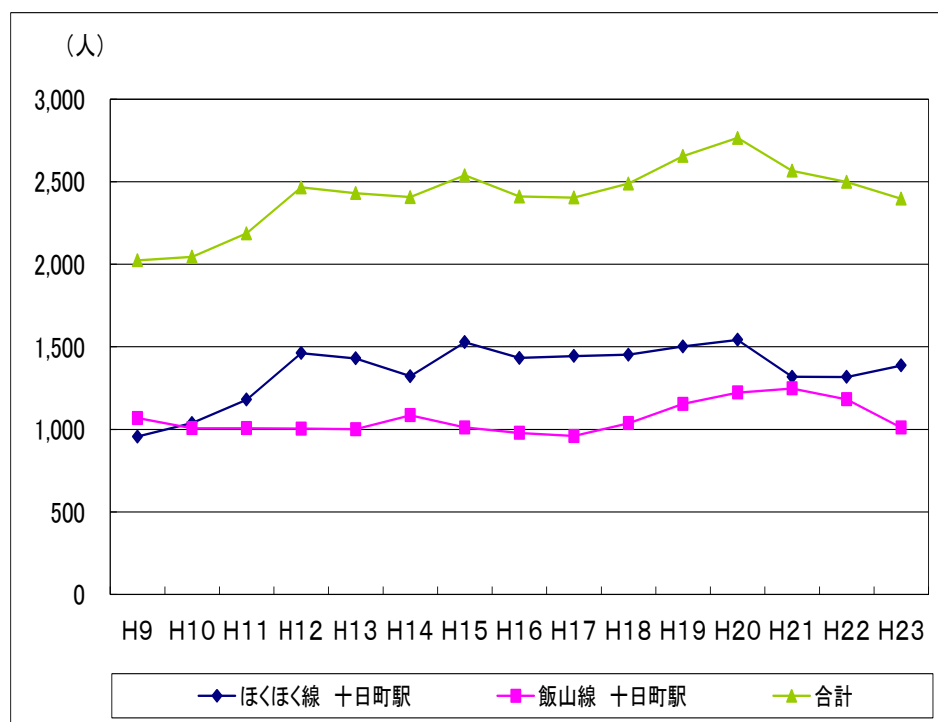
ア) 鉄道の利用状況

【鉄道利用者】

- ・ 鉄道利用者は平成 20 年をピークに緩やかな減少傾向にある。

J R 飯山線十日町駅、北越急行ほくほく線十日町駅の 1 日あたり平均乗降者数は、両駅の合計で平成 20 年をピークに緩やかに減少し、平成 23 年は約 2,400 人となっている。J R 飯山線十日町駅の乗降者数は、平成 21 年まで増加した後に減少し、平成 10～13 年と同水準となっている。平成 18 年以降の増加は、平成 18 年度に隣町にある津南高校が中等教育学校に移行されたことに伴い、鉄道を利用する通学者が増えたことに起因すると考えられる。ほくほく線十日町駅の乗降者数は、平成 20 年から 21 年にかけて大きく減少し、その後横ばいとなっている。

● J R 飯山線十日町駅及びほくほく線十日町駅の一日あたり平均乗降者数の推移



	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
ほくほく線 十日町駅	956	1,038	1,180	1,462	1,430	1,322	1,528	1,432	1,444	1,452	1,502	1,542	1,318	1,317	1,387
飯山線 十日町駅	1,068	1,007	1,007	1,004	1,001	1,085	1,011	978	960	1,037	1,154	1,223	1,248	1,182	1,010
合計	2,024	2,045	2,187	2,466	2,431	2,407	2,539	2,410	2,404	2,489	2,656	2,765	2,566	2,499	2,397

※平成 20 年以前は「十日町市鉄道輸送活性化地域行動計画（平成 21 年 9 月）」より

※平成 21 年以降は十日町市調べ

イ) バス路線の状況

【予約型乗合タクシー】 十日町駅東口降車人数：104 人 十日町駅東口乗車人数：281 人(177 人増)	中心市街地内の停留所ごとの乗降者数の内訳をみると、降車した付近で所用を済ませたのち、十日町駅東口まで徒歩等で移動している人が多い。
--	---

●民間路線バスの運行状況

路線バスは、中心市街地と周辺部及び他市町村とを結ぶ路線を、民間4社で計 14 路線運行している。最も人口流動が多い津南町を結ぶ路線は、上下線合わせて 42 便運行しているが、その他の路線は、半分以下の便数であり、うち急行バスを除く 10 便ほどは朝・昼・夕に各 1 ～ 2 本という状況にある。



中心市街地活性化区域

路線 No	運行路線	中心市街地の主な停留所						便数 (片側)
		クロスステン	本町6丁目	本町3丁目	本町1丁目	十日町駅前	十日町 病院	
1	《急行》十日町=小千谷=長岡駅		○	○	○		○	13
2	《高速バス》十日町=新潟	○	○	○	○			5
3	十日町=中里=津南	○	○	○	○	○(一部)	○(一部)	22
4	十日町=倉下	○	○	○	○			1
5	十日町=関根=池の平=長里	○	○	○	○	○		5
6	十日町駅前=ジャスコ=新宮=宮中=中里=倉俣=田代	○	○	○		○	○	3
7	《急行》湯沢=清津峡=津南=森宮野原							0
8	十日町=六箇	○	○	○	○	○		4
9	十日町=新水=菅沼=後山	○(一部)	○	○	○		○(一部)	6
10	十日町=高島=鉢	○	○	○		○	○	7
11	十日町=川西=小千谷	○	○	○		○	○	10
12	十日町=上野=仙田=室島=小白倉	○	○	○		○	○	5
13	《循環》十日町=千手=上野=栄橋=十日町	○	○	○	○	○	○	3
13	《循環》十日町=栄橋=上野=千手=十日町	○	○	○	○	○	○	3
14	十日町=松代=松之山			○		○	○	5

資料：市調査

市では、公共交通が整備されていない集落（交通空白地）の解消や高齢者の移動手段の確保を図るため、集落と中心市街地とを結ぶ予約型乗合タクシーを運行している。

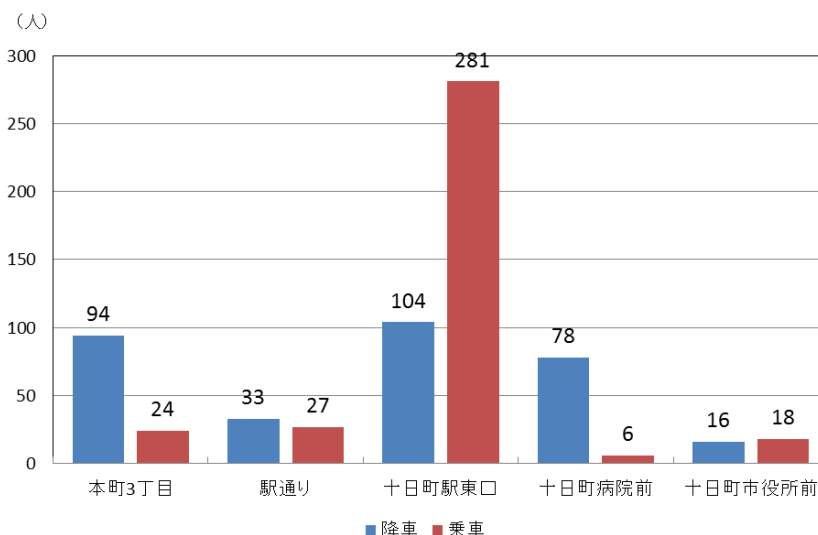
平成 23 年 9 月から 5 路線の運行を開始し、平成 24 年 7 月からは 2 路線を加えて、現在 7 路線で運行を行っている。

中心市街地の停留所ごとの乗降者数の内訳をみると、各集落から中心市街地に向かう往路の場合は本町 3 丁目で約 29%、十日町駅東口で約 32%、十日町病院で約 24%の降車比率となっている。一方、中心市街地から各集落への帰路の乗車箇所は、十日町駅東口で約 79%の人が乗車している。これは各施設で所用を済ませたのち、徒歩などで十日町駅東口まで移動していると考えられる。

●予約型乗合タクシーの運行状況（市調査）

路線 No	運行路線	運行開始	運航日 （曜日）	運行便数	運賃 （1 回）	延べ利用人数（人）	
						H23年度 （9月より）	H24年度 （10月まで）
1	美佐島線	H23.9～運行	月・水・木	各6便 （3往復）	200円	487	536
2	水沢線	H23.9～運行	火・金	各4便 （2往復）	400円	85	132
3	真田線	H23.9～運行	火・木	各4便 （2往復）	500円	78	74
4	六箇線	H23.9～運行	火・金	各4便 （2往復）	400円	45	21
5	飛渡線	H23.9～運行	月・水	各4便 （2往復）	600円	11	14
6	八箇線	H24.7～運行	火・木	各4便 （2往復）	400円	—	26
7	仙田線	H24.7～運行	金	各4便 （2往復）	600円	—	3
	合計					706	806

●予約型乗合タクシーの中心市街地での停留所ごとの乗降者（市調査：H23.9～H24.3）



	降車人数	割合	乗車人数	割合
本町3丁目	94	28.9%	24	6.7%
駅通り	33	10.2%	27	7.6%
十日町駅東口	104	32.0%	281	78.9%
十日町病院前	78	24.0%	6	1.7%
十日町市役所前	16	4.9%	18	5.1%
計	325		356	

ウ) 駐車場の状況

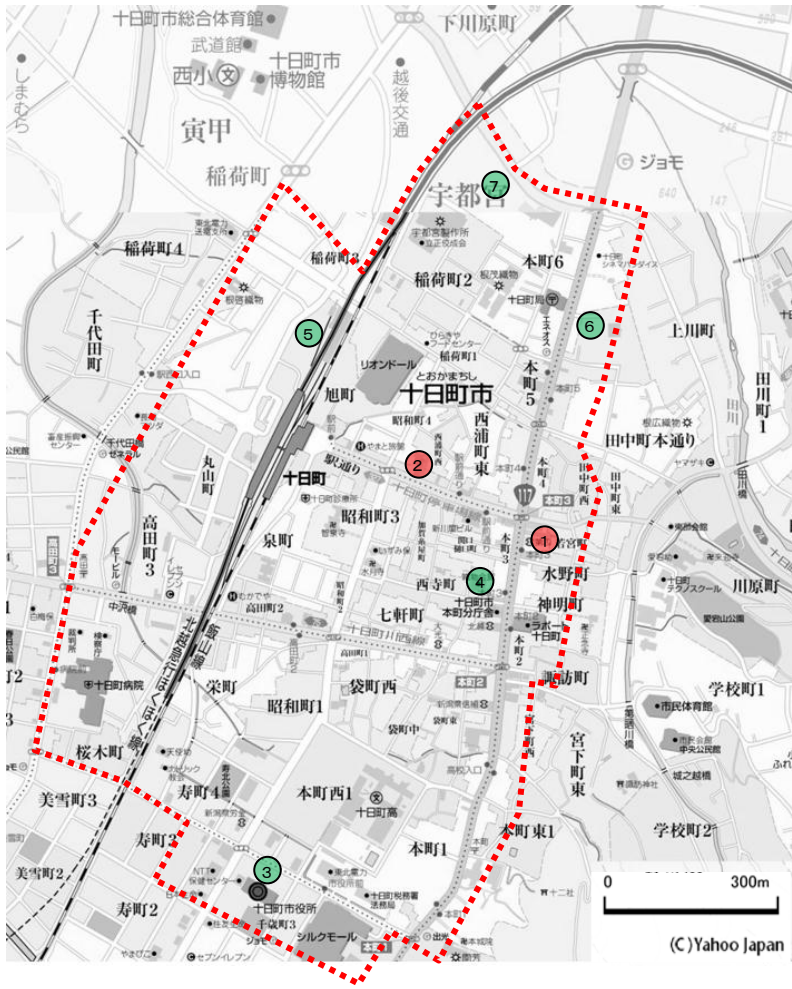
【駐車場】
・ 中心市街地内には買物客等が利用できる時間貸しの駐車場が不足しており、アンケート調査でも駐車場のニーズが高くなっている。

○ 中心市街地に不足している駐車場

中心市街地内の駐車場の収容台数の合計は、市役所や本町分庁舎などの職員駐車場を含めて 960 台となっている。このうち時間貸しで利用できる駐車場は 160 台と少なく、冬期間になると一部の駐車場を月極として貸し出すケースがあり、中心市街地内の買物客が利用できるスペースは少なくなる。市民アンケートや来街者ヒアリングでも中心市街地内の駐車場へのニーズが高い。

市役所の職員駐車場やキナーレの駐車場は休日の中心市街地内のイベントに無料開放しているが、これら公益施設の駐車場を含めても中心市街地内の収容台数は不足気味である。

● 中心市街地内の駐車場調べ



記号	箇所		駐車台数
①	セントラルパーキング	時間貸し	75
②	セントラルパーキング	時間貸し	85
③	市役所	無料	241
④	本町分庁舎	無料	36
⑤	十日町駅西口広場	無料	113
⑥	サンクロス十日町	無料	50
⑦	キナーレ・道の駅	無料	360
	計		960
	時間貸しの計		160

中心市街地活性化区域

◆交通に関するまとめ

■中心市街地周辺部からバス利用での来街者は、中心市街地内を徒歩等で移動。

中心市街地内の停留所ごとの乗降者数の内訳をみると、降車した付近で所用を済ませたのち、十日町駅東口まで徒歩等で移動している人が多い。

このことから生活利便性の高い中心市街地を形成させることが求められる。

■中心市街地内の駐車場が不足。

中心市街地内には買物客等が利用できる時間貸しの駐車場が不足しており、アンケート調査でも駐車場のニーズが高くなっている。

また、不足している中心市街地に駐車場を確保することにより、中心市街地内で行われるイベント等への来街者のアクセスを向上させることが可能である。

(4) 地域住民のニーズ等の把握・分析

①市民アンケート調査

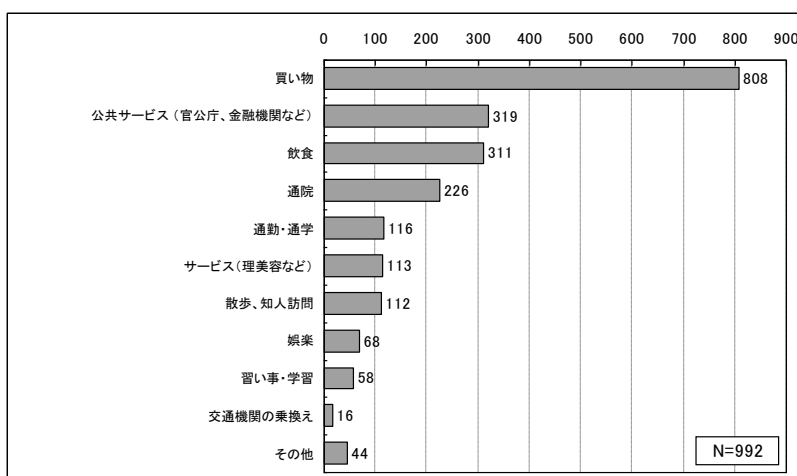
■調査実施の概要

○調査対象	-----	市民 2,000 名（無作為抽出）
○調査機関	-----	十日町市（産業観光企画課）
○調査時期	-----	平成 23 年 2 月 25 日（金） 郵送による配布
○回収期間	-----	平成 23 年 3 月 10 日（木）までに投函（郵送回収）
○結 果	-----	配布 2,000 票、 回収 1,235 票、 回収率 61.8%

ア) 来街目的

○買い物を目的に来街する人が多い

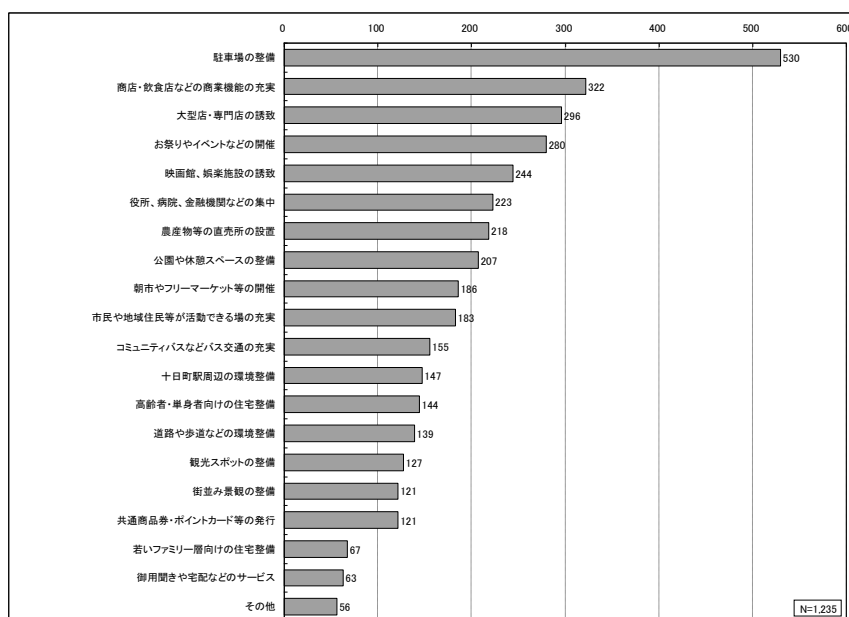
中心市街地に出かける主な目的は、「買い物」が最も多く(808 件)、次いで「公共サービス（官公庁、金融機関など）」(319 件)、「飲食」(311 件)となっている。



イ) 中心市街地に対するニーズ

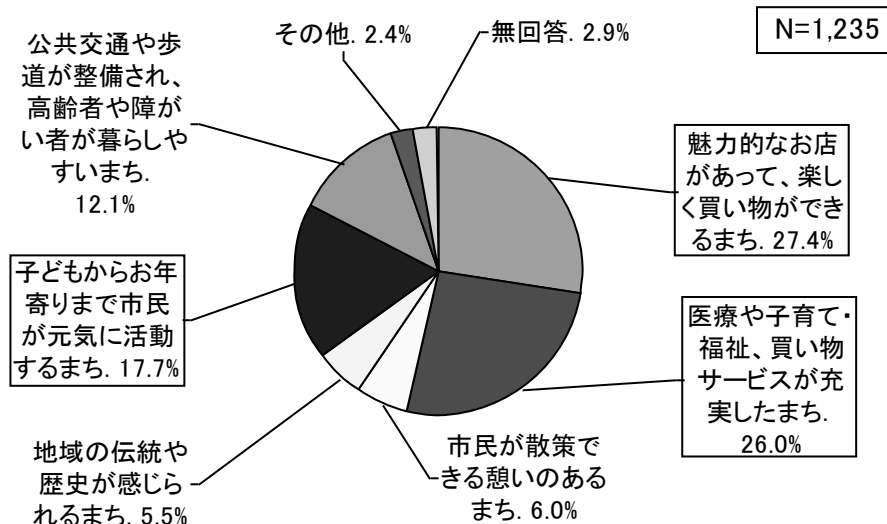
○駐車場の整備に対するニーズが高い

中心市街地を活性化するために必要だと思う取り組みは、「駐車場の整備」が最も多く(530 件)、次いで「商店・飲食店などの商業機能の充実」(322 件)、「大型店・専門店の誘致」(296 件)、「大型店・専門店の誘致」(296 件)、となっている。



○「買物環境」「医療・子育て・福祉」「市民活動」に対するニーズが高い

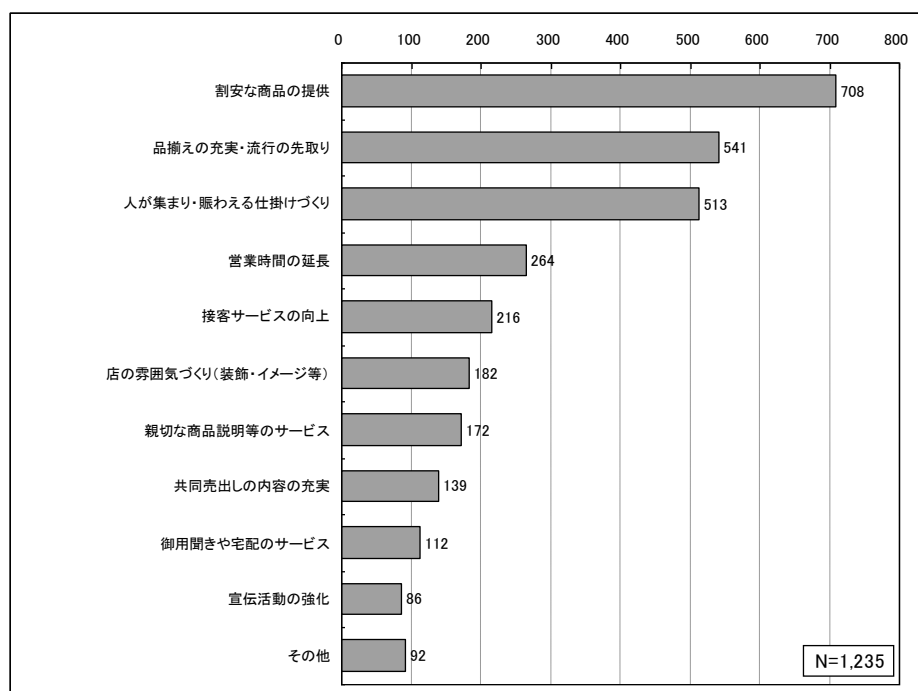
中心市街地の「今後こうあって欲しい」というイメージは、「魅力的なお店があって、楽しく買い物ができるまち」が最も多く(27.4%)、次いで「医療や子育て・福祉、買い物サービスが充実したまち」(26.0%)、「子どもからお年寄りまで市民が元気に活動するまち」(17.7%)となっている。



ウ) 中心商店街に対するニーズ

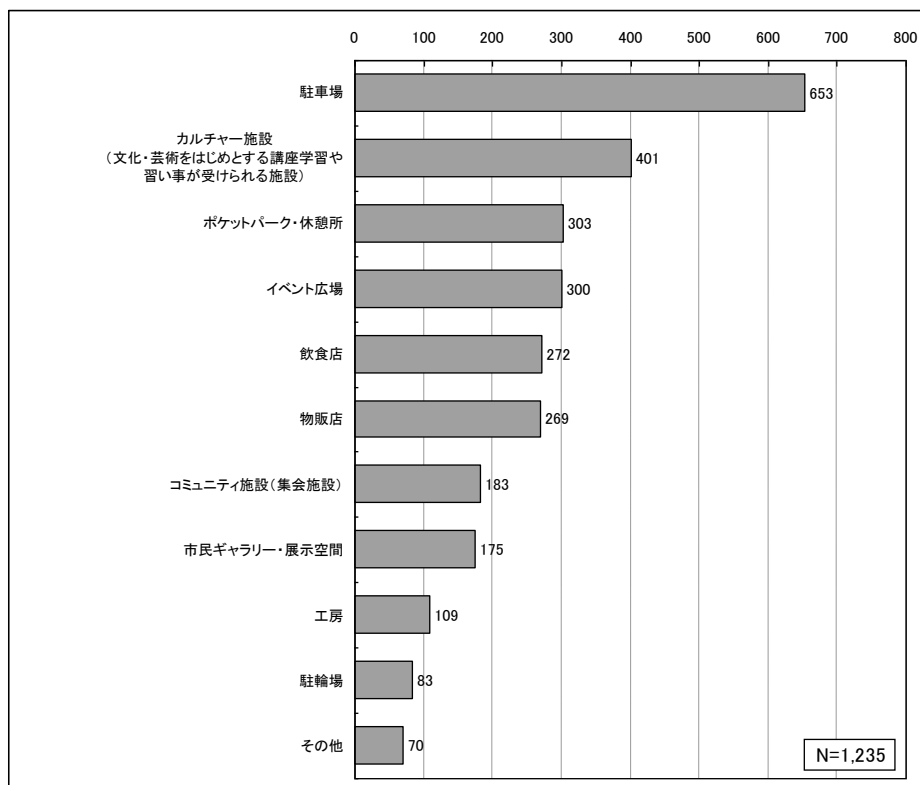
○商店街に対しては「割安な商品」のニーズが高い

中心市街地の商店街に望むものは、「割安な商品の提供」が最も多く(708件)、次いで「品揃えの充実・流行の先取り」(541件)、「人が集まり・賑わえる仕掛けづくり」(513件)となっている。



○空き店舗、空き地の活用方法として「駐車場」「カルチャー施設」のニーズが高い

中心市街地の空き店舗、空き地の活用方法として有効と思われるものは、「駐車場」が最も多く(653件)、次いで「カルチャー施設(文化・芸術をはじめとする講座学習や習い事が受けられる施設)」(401件)、「ポケットパーク・休憩所」(303件)となっている。



②来街者ヒアリング調査

本ヒアリング調査は、実際に中心市街地に来街している幅広い年齢層の市民・来訪者及び郊外にある拠点施設を利用している市民(郊外生活者主体)を対象として、中心市街地を利用している生活者及び郊外拠点施設を利用している郊外生活者の2つの視点から、中心市街地の利用実態、印象・評価、ニーズ等を把握し、中心市街地活性化の方向性を探ることを目的に、経済産業省「平成23年度中心市街地商業等活性化支援業務(中心市街地活性化の取り組みに対する診断・助言等支援事業)」を活用して実施した。

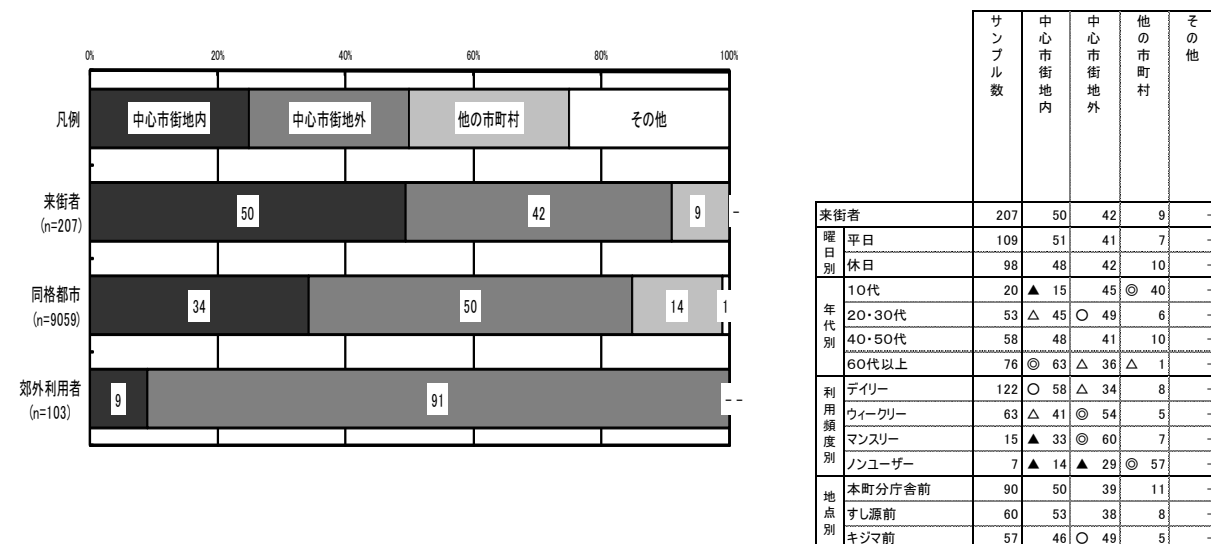
■調査実施の概要

- 調査日時：平成23年10月7日(金)、8日(土) 10:00~18:00
- 調査方法：調査員による街頭面接アンケート調査
- 調査地点：《中心市街地》
 - ・A. 本町分庁舎前(Aコープ)〔本町2丁目〕
 - ・B. すし源(えびすラーメン)〔本町3丁目〕
 - ・C. キジマ前(村熊商店)〔駅通り〕
- 《郊外拠点》
 - ・D. イオン十日町店
- サンプル数：《中心市街地》207票 《郊外拠点》103票

ア) 来街範囲

○近隣からの来街者が多い

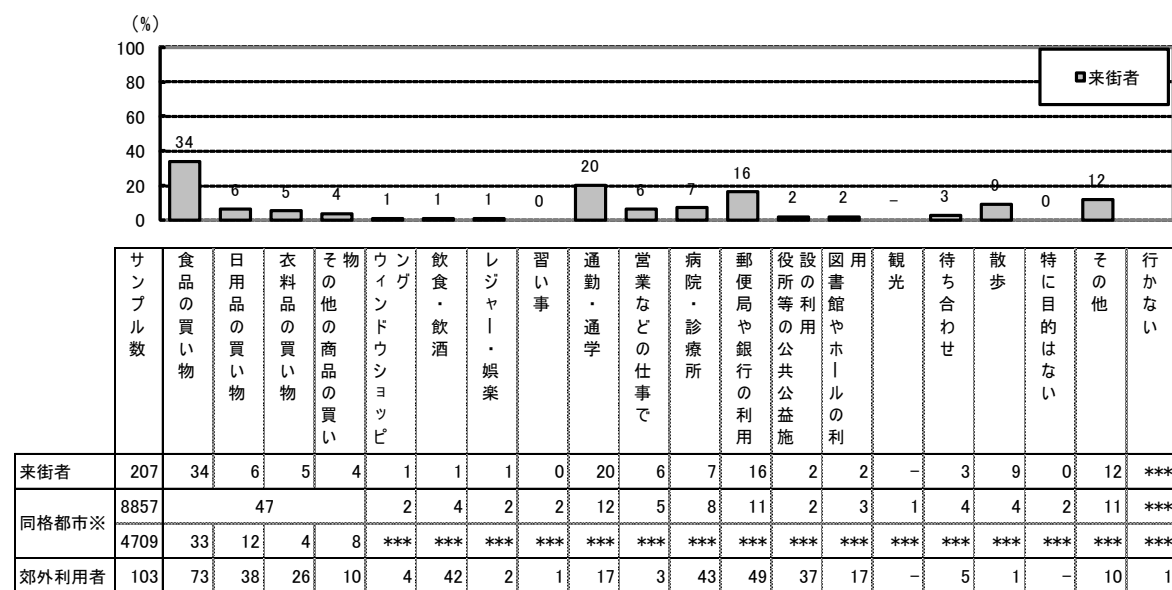
「中心市街地内」からの来街が5割と同格都市と比べて地元からの来街比率が高い。平日・休日ともその傾向に大きな変化はない。60代以上では、「中心市街地内」からの来街が多い。一方、郊外施設利用者のほとんどは「中心市街地外」の居住者であり、中心市街地の内と外とで生活圏が分離している。



イ) 来街目的

○来街目的は、「食品の買い物」「通勤・通学」「郵便局や銀行の利用」が多い

「食品の買い物」が最も多く（34%）、次いで「通勤・通学」（20%）、「郵便局や銀行の利用」（16%）となっている。郊外施設利用者においても、「食品の買い物」（73%）、「郵便局や銀行の利用」（49%）、「病院・診療所」（43%）、「飲食・飲酒」（42%）と、中心市街地への来街目的は比較的高く潜在する

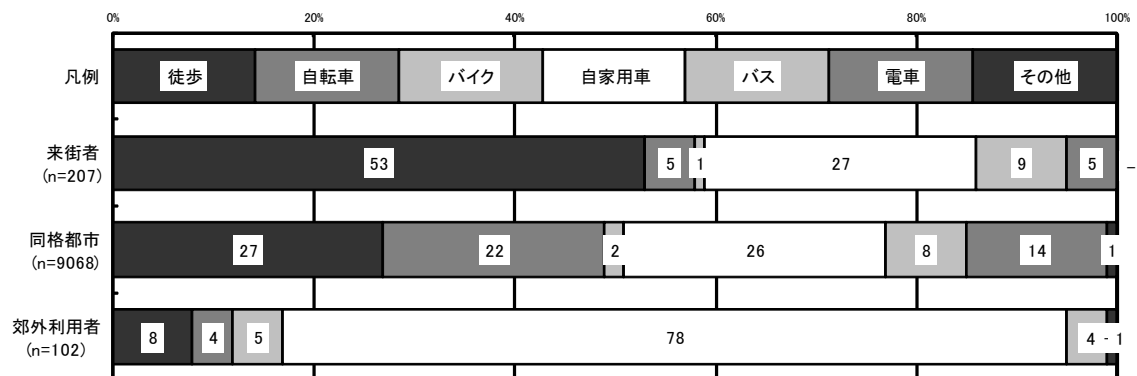


※同格都市の上段はH15年～H23年の平均値（「買い物」は1つで調査）、下段は「買い物」を4つに区分したH19年～H23年の平均値（「買い物」を4つに区分して調査）。

ウ) 中心市街地までの交通手段

○徒歩による来街が多い

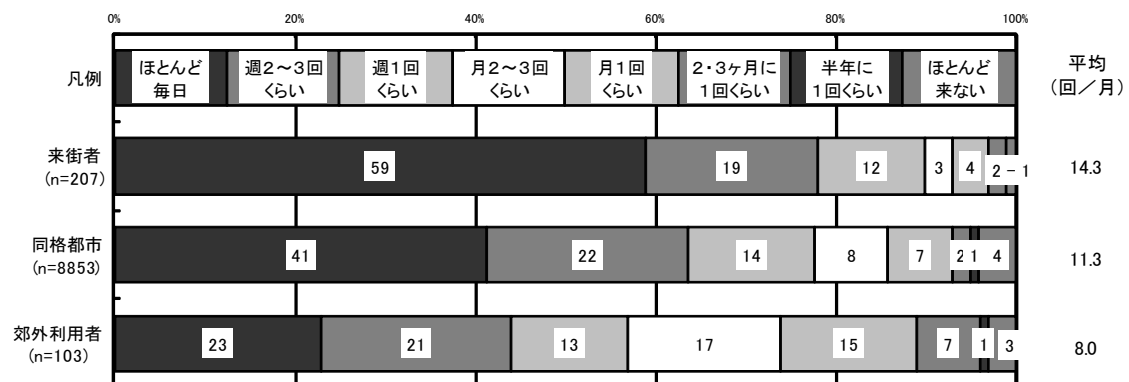
「徒歩」が最も多く約53%、次いで「自家用車」が約27%となっている。郊外利用者は8割弱が自家用車で中心市街地へ来街している。



エ) 来街頻度

○来街頻度が高い

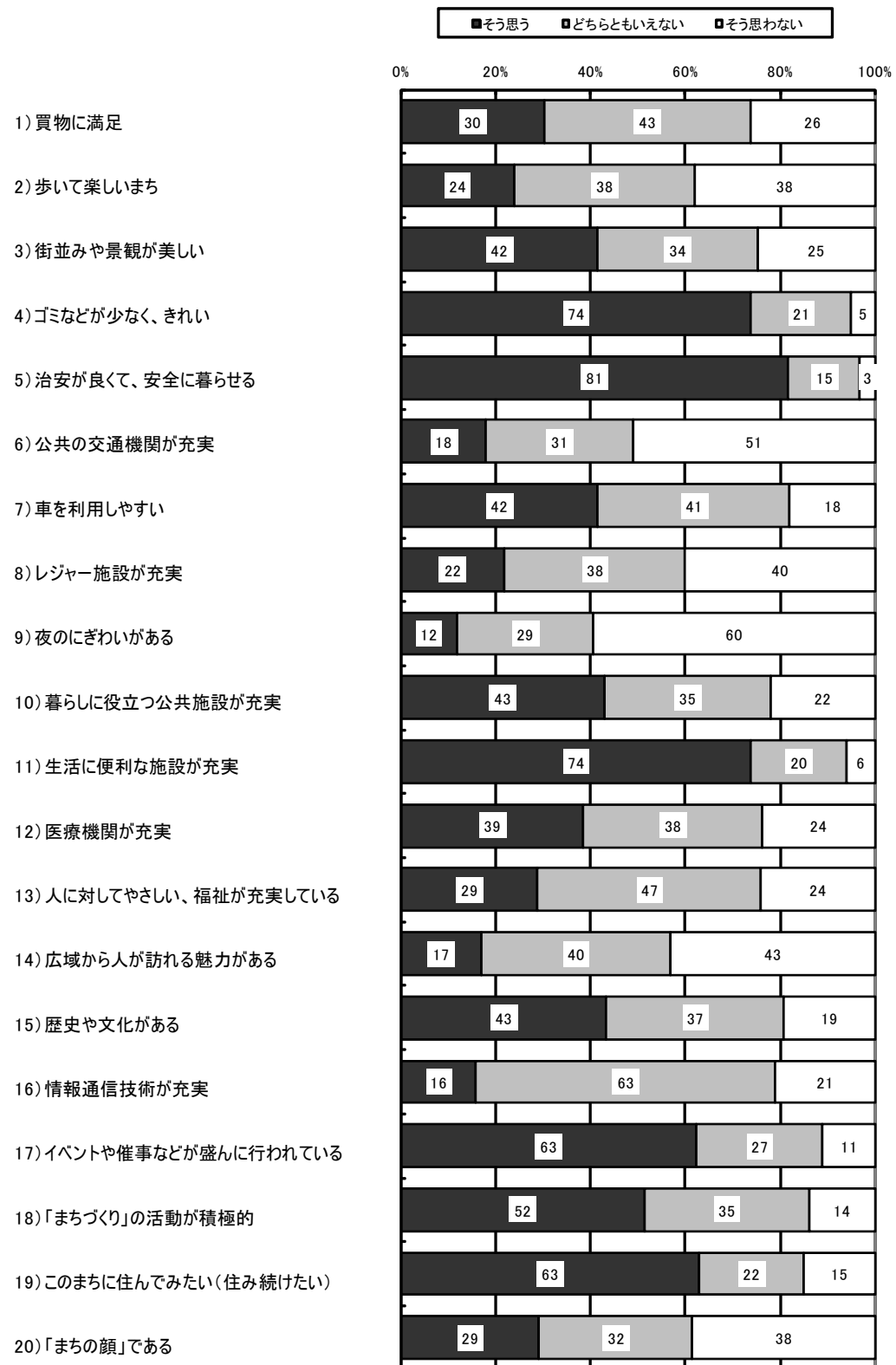
「ほとんど毎日」が最も多く約59%となっており、食品の買い物や通勤・通学を目的とした来街が多いことを反映しているといえる。郊外施設利用者の中心市街地への平均来街回数は8.0回と、中心市街地来街者の14.3回と比べて2/3程度であり、中心市街地の内と外での生活圏の分離が際立っている。



オ) 中心市街地の印象・評価

○中心市街地への来街者からは、部分的に一定の評価を受けている

評価が高い項目は、治安や環境面の他、イベントやまちづくり活動の積極さなど。
評価が低い項目は、公共交通機関、街としての楽しさや魅力に関する項目など。



カ) 中心市街地の印象評価×全体満足度の傾向

■来街者

○整備の優先度が高く、今後必要になりそうな機能（優先度順）

- 1) 広域から人が訪れる魅力がある
- 2) 「まちの顔」である
- 3) 買い物に満足
- 4) 歩いて楽しい
- 5) 公共交通機関が充実

《優先度－１：優先度が高く、今後必要になりそうな機能》

●整備の優先度が高く、まちの満足度を高めるために、今後必要になりそうな機能

- 1) 広域から人が訪れる魅力がある
- 2) 「まちの顔」である
- 3) 買い物に満足
- 4) 歩いて楽しい
- 5) 公共交通機関が充実
- 6) 人に優しい福祉が充実

《優先度－２：一層の整備・増強が必要になりそうな機能》

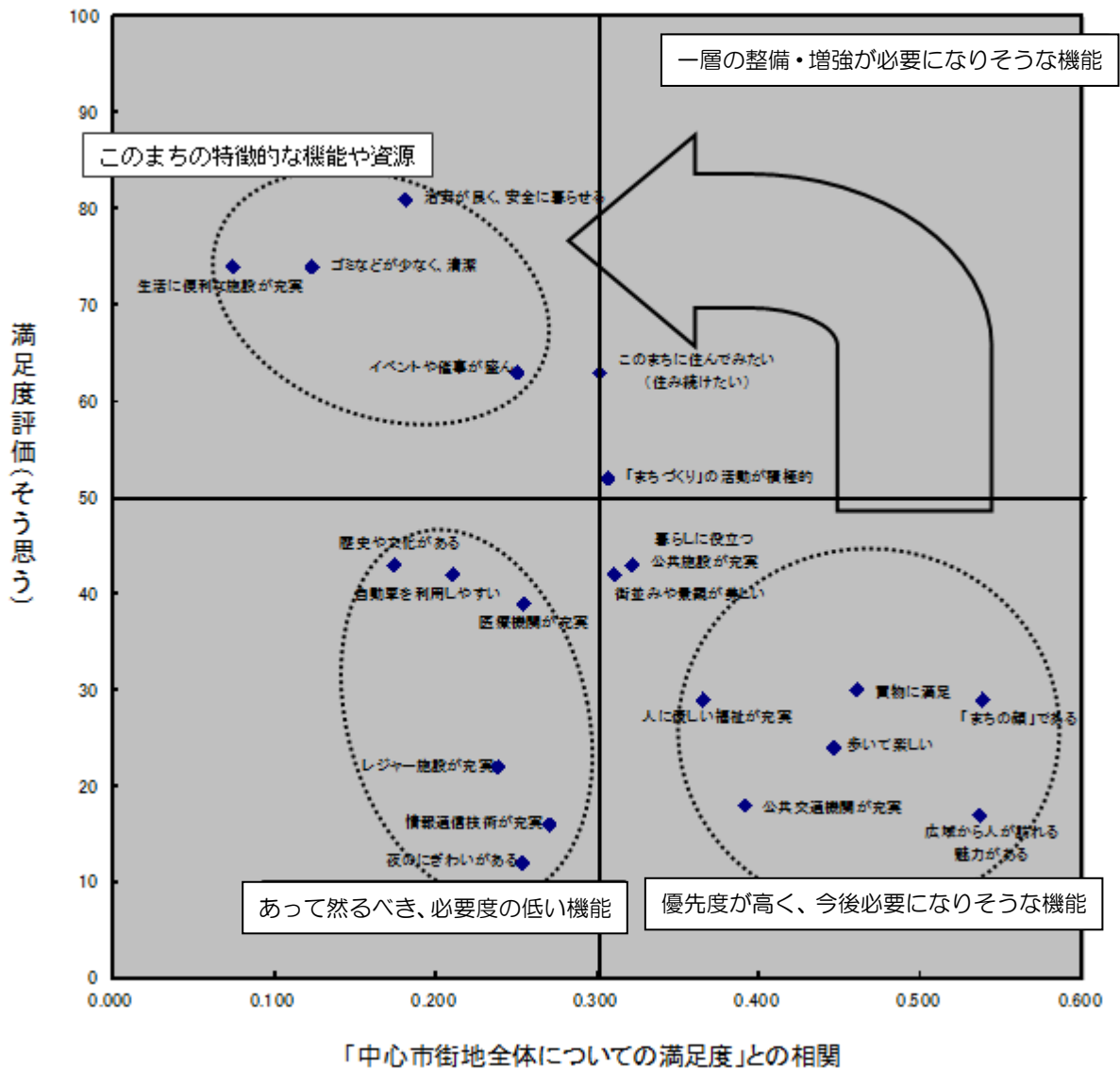
●まちの満足度を下げないために、一層の整備・増強が必要になりそうな機能 ・特になし

《優先度－３：このまちの特徴的な機能や資源》

●更に磨くことで、強みとして活かすことができそうな、まちの特徴的な機能や資源

- 1) 生活に便利な施設が充実
- 2) ゴミなどが少なく、清潔
- 3) 治安が良く、安全に暮らせる
- 4) イベントや催事が盛ん

■ 中心市街地来街者



《上図の見方》

- 縦軸：各項目について「そう思う」（評価する）と回答した人の割合を表す。
- 横軸：右にある項目ほど、中心市街地全体に対する満足度を高めるうえで重要な項目である可能性を示唆している。（右にプロットされている項目ほど、各項目に対して「そう思う」（評価する）と回答した人が、同じく中心市街地全体についての満足度に対しても「満足」や「まあ満足」と回答したという関係性が強い。）
- 全体：各項目に対する現状の満足度（縦軸）が低いにもかかわらず、「中心市街地全体についての満足度」との相関（横軸）が高い項目を改善することは、まちの満足度向上に直結する可能性が高い項目であり、そういった項目は図の右下に集まる。一方、各項目に対する現状の満足度（縦軸）は高いながらも、「中心市街地全体についての満足度」との相関（横軸）が低い項目は、それらの改善に取り組んでもまちの満足度向上に直結する可能性が薄く、そういった項目は左上に集まる。

キ) 中心市街地へのニーズ

○総合医療施設、総合文化・教育施設、高齢者の集いのスペース、大型商業施設、衣料品やその他の専門店の充実について、来街者からのニーズが高い

中心市街地についてさらに充実すべきもの、欠けているものについての自由意見をキーワードで分類すると下表のようになる。

A. 日常の買物施設など

項目	件数 (件)	割合 (%)
1. 大型商業施設	4 1	19.8
2. 食品系	1 7	8.2
3. 衣料品系	3 9	18.8
4. その他専門店系	4 9	23.7
5. ○○な店	9	4.3
6. 運営面	1 7	8.2
7. 駐車場	5	2.4
8. 交通手段・アクセス・立地	2	1.0

B. 医療施設など

項目	件数 (件)	割合 (%)
1. 総合/規模	5 7	27.5
2. 利便性/設備	3	1.4
3. 専門性	1 2	5.8
4. 運営面	2 8	13.5
5. 駐車場	4	1.9
6. 交通手段・アクセス・立地	2	1.0

C. 高齢者対応施設など

項目	件数 (件)	割合 (%)
1. 施設面	5 5	26.6
2. 運営面	8	3.9
3. 交通手段・アクセス・立地	9	4.3

D. 教育文化施設など

項目	件数 (件)	割合 (%)
1. 文科系	5 8	28.0
2. 教育系	1 7	8.2
3. コミュニティ系	2	1.0
4. 運営面	2	1.0
5. 駐車場	1	0.5
6. 交通手段・アクセス・立地	6	2.9

E. その他の施設など

項目	件数 (件)	割合 (%)
1. 駐車場	2 3	11.1
2. レジャー・アミューズメント系	2 6	12.6
3. スポーツ系	4	1.9
4. カルチャー系	1	0.5
5. 生活サービス/インフラ	3	1.4
6. 憩い系	1 2	5.8
7. 交通機関・立地	7	3.4
8. その他	1 0	4.8

〔3〕 中心市街地でのこれまでの取り組みと評価

（１） 旧十日町市中心市街地活性化基本計画の取り組み

①旧十日町市中心市街地活性化基本計画の概要

平成 17 年の市町村合併前の旧十日町市では、平成 12 年度に、旧中心市街地活性化法に基づいた十日町市中心市街地活性化基本計画（以下、旧基本計画）を策定した。地域の商業者や住民、関係機関、行政からなる「作業部会」でワークショップ形式により素案を作成し、商業関係者からなる「中心市街地商店街連絡調整会議」から逐一意見を聞くなど、より関係者の意見を反映させる体制で計画策定が進められた。

■旧基本計画の概要

1. 策定年度：平成 13 年 3 月策定

2. 将来像：「暮らしやすい『街』・行ってみたい『街』」

暮らしやすい『街』

- 安心して暮らせる街
- 少子高齢化社会に対応した街
- 快適な生活空間の創出

行ってみたい『街』

- 魅力あふれる街
- 活気とふれあいに満ちた街
- 中心市街地は市民共有の財産

3. 実現のための基本方針

①安心・快適、暮らし続けたい街づくり

- ・降雪時や災害時などに備えた、安心して暮らせる住環境整備
- ・公的資本と民間資本の有機的な連携による、快適な生活空間の創出

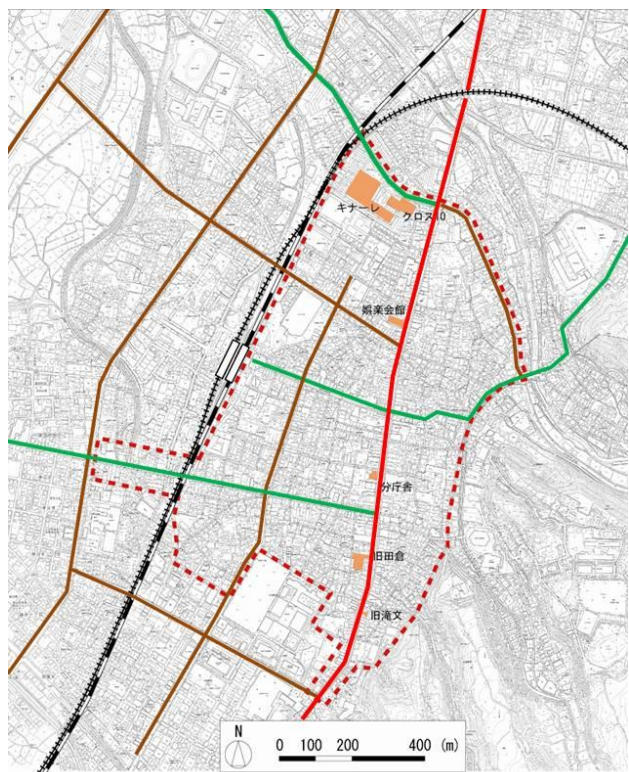
②人を惹きつけ活気にあふれる街づくり

- ・歴史・伝統、娯楽性による市民生活の中心としての活気づくり
- ・人・モノ・情報の集積による地域の経済循環の拡大

③世代間・地域間の交流によるふれあいに満ちた街づくり

- ・地域社会の活性化

4. 区域



②各事業の実施状況と評価

旧基本計画では、中心市街地活性化のテーマとして「暮らしやすい『街』・行ってみよう『街』」を掲げ、市街地の整備改善のための事業として 10 事業、商業等の活性化のための事業として 10 事業に取り組むこととした。

平成 24 年 3 月現在、完了・実施（継続含む）事業が 16 事業、未着手・中止事業が 4 事業となっている。

4 事業が未着手・中止となった要因としては、平成 16 年 10 月に新潟県中越大震災が発生したことや地権者の合意が得られなかったことが挙げられる。

ア) 事業実施状況

事業区分	事業の位置づけ				事業の実施状況			
	短期 (3 年以内)	中期 (5 年以内)	長期 (10 年以内)	超長期 (20~30 年後)	合計 (A)	完了・実施 (B)	未着手・中止	実施率 (B/A) %
市街地の整備改善のための事業	●駅東口駐車場整備事業 ●案内看板等誘導施設設置事業 ・十日町ステーション南側進入路整備事業（※1） ●十日町ステーション整備事業	●旧織物会館活用推進事業 ・街路整備事業（川治昭和町線・稲荷町線）（※1）	●市街地公園等整備事業 ●街路整備事業（田川南線） ●寺町通り石畳等環境整備事業	・細街路環境整備事業	10	7	3	70.0%
商業等の活性化のための事業	●商店街アーケード等整備事業 ●TMO 構想等作成事業	・高齢者集合住宅整備事業 ●コミュニティ施設整備事業 ●きれいな街づくり運動推進事業 ●市街地駐車場整備事業 ○商店街空き店舗等活用事業 ○コミュニティバス運行事業 ●戦略的「商店街」創出支援事業	○企業誘致・起業の推進		10	9	1	90.0%
事業数合計	6	9	4	1	20	16	4	80.0%
完了・実施	5	7	4	0		16		
未着手・中止	1	2	0	1			4	
実施率	83.3%	77.8%	100.0%	0.0%				

●完了事業、○実施中事業、・未着手事業

イ) 市街地の整備改善事業

番号	事業名	事業概要	事業の進捗状況	事業による効果	事業推進上の課題や今後の予定等
1	市街地公園等整備事業	泉町公園 (681 m ²) ・ 本町 2 丁目広場 (520 m ²) →新設 : H17 年度～H21 年度	継続。 (現在、具体的新設計画なし。)	-	子育て世代から公園整備の要望が強い。
2	駅東口駐輪場整備事業	用地確保・「屋根付き駐輪施設」設置。→～H14 年度	完了	利用台数は一日平均 20 台程度。	-
3	案内看板等誘導施設設置事業	歩行者用市街地誘案内看板 (サイン) 設置事業→新設 : H17 年度～H18 年度 (誘導案内看板= 9 基・周辺案内看板= 6 基、総合案内看板= 5 基)	完了	数値データはないものの、来訪者の利用はみられた。	-
4	旧織物会館活用推進事業	現状のまま 5 年間多目的に公共活用。さらに駐車場等として整備。	駐車場として完了	本町分庁舎用駐車場として、職員及び分庁舎来訪者が利用。	-
5	旧織物会館活用推進事業	跡地利用として高齢者集合住宅の建築を目指し、十日町 TMO 協議会による高齢者住宅調査研究を実施→H18 年度～H19 年度 (支援内容 : 先進地視察・研究報告書作成等)	完了	-	プロポーザル方式で高齢者集合住宅の建築を計画したが、応募がなく計画が頓挫したため、駐車場として利用。
6	街路整備事業 (川治昭和町線・稲荷町線)		未着手	-	沿線住民の関心が薄く、合意形成が困難。 道路用地の大半が用地交渉困難な不在地主用地。
7	街路整備事業 (田川南線)	県道十日町千手線 (W=16m L=500m) 、新潟県事業中→H24 年度完了予定。	継続 (整備中)	-	H24 年度完了予定。
8	十日町ステージ南側進入路整備事業	十日町駅～キナーレ、クロステン間の歩行者動線整備 (L=500m) →H23 年度～H27 年度	未着手	-	計画沿線住民との合意に至らず。本計画において再事業化。
9	細街路環境改善事業		未着手	-	本計画において再事業化。
10	寺町通り石畳等環境整備事業	寺町通り整備 (W=6.0m L=270m) →H21 年度 舗装 1,800 m ² ・消雪パイプ布設替え L=431m・側溝整備 L=74m	完了	当初計画を大きく変更し、冬季間も高齢者が安心して歩ける道路として整備。(側溝の段差、隙間・雪の消え残り解消等)	和の雰囲気を持たせた石畳舗装等の高質空間を形成する計画だったが、地元の合意が得られないことや、事業費削減等、大幅に計画を変更。

番号	事業名	事業概要	事業の進捗状況	事業による効果	事業推進上の課題や今後の予定等
11	十日町ステージ整備事業	越後妻有交流館キナーレの建設(平成15年度完成) 第2回大地の芸術祭作品(きもの回廊)、温泉棟(明石の湯)	完了	来場者数: 142,574人(平成21年度)	大地の芸術祭開催年以外の来館者数の増加を図る必要がある。

●評価

[効果があった取り組み]

- ・駅東口駐輪場の整備や案内看板等誘導施設の設置によって、来街者の利便性向上が図られた。

[効果が少なかった取り組み]

- ・市街地公園等整備事業で2か所の公園を整備し、市民の憩いの場、イベント会場などとして利用されているが、中心市街地内には公園緑地が少ないため、子育て世代からの整備要望が強い。
- ・寺町通り石畳等環境整備事業は、地元のコンセンサスが得られず、冬季の交通利便性を優先した一般的な道路整備にとどまってしまったが、伝統産業である「きもの街」を体感できる景観や空間の整備が望まれている。
- ・予定していた街路整備事業(川治昭和町線、稲荷町線)と細街路環境改善事業は未着手となり、区域内の細街路では、冬期間の交通確保のための消雪パイプの敷設(更新)や屋根雪や道路脇の雪を処理するための流雪溝の整備が必要である。
- ・旧織物会館活用事業での高齢者集合住宅の建築は応募者がなく頓挫し暫定的に駐車場として使用しているが、市民アンケートによると、駐車場の整備を望む声は相変わらず多い。
- ・大地の芸術祭十日町ステージに位置づけられている越後妻有交流館「キナーレ」は、平成15年度に整備された後、平成23年度から平成24年度にかけて行った改修工事により、「越後妻有里山現代美術館キナーレ」として生まれ変わった。また、同時期に改修工事が行われた「道の駅クロステン」とともに、これまで以上の集客力とにぎわいをみせているが、南側進入路が未整備のままとなっているため、中心市街地内の中心部への回遊性につなげていない。

ウ) 商業の活性化事業

番号	事業名	事業概要	事業の進捗状況	事業による効果	事業推進上の課題や今後の予定等
1	企業誘致・起業の推進	中心市街地に事業所スペースが小規模な情報通信関連及び都市型の新事業を誘致。	実施中	-	-
2	高齢者集合住宅整備事業	旧織物会館の活用	未着手 (駐車場整備済み)	駐車場は商店街利用客の駐車場として活用。	高齢化の進行に対応するため、本計画において再事業化。

番号	事業名	事業概要	事業の進捗状況	事業による効果	事業推進上の課題や今後の予定等
3	コミュニティ施設整備事業	TMO、民間団体が主体となって行政の支援を受けながら中心市街地にコミュニティ施設を整備する。5年～10年。	一部実施中	中心市街地のにぎわい創出と商店の売上向上をめざしてコーディネーターを採用。空き店舗を事務所として活用。空き店舗を老人サロンとして開設（H22年度）	-
4	きれいな街づくり運動推進事業	モラル向上の推進。緑や花いっぱいの通り（歩道の演出・管理体制を整備した中におけるゴミ箱・分別回収ボックスの設置）	一部実施中	-	TMO事業として商店街のアーケード支柱に花のプランターを設置し、季節の花を植えて美化とイメージアップを図る。
5	市街地駐車場整備事業	既存施設の利便性を高める方策を研究した上で、住民ニーズや商店街としての利用度を踏まえて行政の支援を受けた中で商業団体によって実施。	完了	十日町セントラルパーキング協同組合が東北電力十日町営業所跡地を購入し第3駐車場としH17年に整備。市内4カ所の駐車場を管理。	依然として不足しているため、本計画において再事業化。
6	商店街空き店舗等活用事業	空き店舗活用により商店街の賑わいを創出。コミュニティ利用・チャレンジショップ・アンテナショップ・環境ステーション利用	一部実施中	空き店舗を借り受けて事業を始める者に対し、1年間家賃の一部を補助。家賃の2分の1・上限5万円。	昼間からの営業が条件であるが職種によってはクリアできない問題あり。
7	商店街アーケード等整備事業	アーケード及びカラー舗装等の商店街の環境整備。	完了	本町1～4丁目、高田町1丁目はアーケードを整備、高田町2・3丁目はカラー舗装で整備した。平成14年で各商店街の工事は完了。	通行人や買い物客の利便性は向上されたが施設の維持管理費の問題を多く抱えている。
8	予約型乗合タクシー運行事業	市内周辺部と中心市街地内を結ぶ予約型乗合タクシーを運行。	実施中	高齢者の中心市街地における買い物・通院の交通手段が確保。	-
9	戦略的「商店街」創出支援事業	消費者ニーズを反映した店づくりを行うため実施する各種事業。主にソフト事業で構成（個店経営・後継者育成セミナー、商店街のマップ作成、カードシステムの研究・開発、商店街ファサード整備等）。	一部実施中	TMO事業で平成15年以降各種事業を展開（個店経営・後継者育成セミナー、個店を紹介するガイドマップ作成、統一した景観を作るファサード整備・暖簾及び格子の垣根等、石彫活用事業、高齢者向けカード事業）。	-
10	TMO構想等作成事業	タウン・マネジメント機関の設立に向けた準備。TMO構想・計画の作成。	完了	平成15年7月、TMO構想と計画を作成し十日町市に報告。	事業主体や財源などが不明確なまま進めたため、未実施の事業が残存。

エ) TMO事業

番号	事業名	事業概要	事業の進捗状況	事業による効果	事業推進上の課題や今後の予定等
1	花いっぱい事業	アーケードへのフラワーポット、プランター等の設置、花植え 年2回	H16 年度～	共同作業を通じた関係者の連帯感が醸成され、開始以来継続して実施。	アーケード支柱に設置するため、来街者の視認性が低く、華美性に欠ける。
2	統一清掃事業	アーケード内の統一清掃日を設定し2回実施	H16 年度	単年度で終了	
3	一店逸品（一品）事業	カタログ製作	H16 年度	単年度で終了	商店街カタログ作成事業に継承
4	商店街カタログ作成事業	おすすめ商品カタログの作成、設置	H17 年度～H19 年度	地元高校生がカタログ写真の撮影に参加したことで話題、来街者の拡大につながった。	
5	セミナー開催事業	小布施町、青森市、富山市などから講師を招へいし、まちづくりや中心市街地活性化の先進事例を研修した	H17 年度～H20 年度、H23 年度	活気ある中心市街地の形成に取り組む機運の醸成につながった。	先進地の事例研究など継続したセミナー開催が必要。
6	一斉放送設備設置の提案事業	防災システム構築のための設備、ミニ FM などを検討・提案	H17 年度	商店街アーケード区域と中心市街地全域のそれぞれに合った放送設備の設置などを市に提案	
7	統一景観形成事業	駅通り商店街に検討事業を委託きもの製作工程看板の作成、設置	H17 年度～H18 年度	駅通り商店街をモデル地区として景観の統一を検討。その後、駅通り商店街の単独事業に移行した。	検討成果が駅通り商店街のみの帰属となり、他の商店街に波及しなかった。
8	高齢者集合住宅の検討事業	先進地視察を実施し、報告書を作成	H17 年度～H18 年度	検討の結果、中心市街地に必要不可欠な施設であること等を確認。	本計画で再事業化。
9	コミュニティ施設整備事業	中越大震災で被災し移転改築する商工会議所会館にコミュニティ施設を併設 市民ポケットプラザ、和室研修室、多目的ホール	H17 年度	商店街の情報発信基地、中心市街地の回遊ルートの起点として高齢者や主婦などに利用されている。 商店街組合等と連携した積極的な活性化活動の拠点となっている。	

番号	事業名	事業概要	事業の進捗状況	事業による効果	事業推進上の課題や今後の予定等
10	街なか石彫作品活用事業	スタンプラリーや絵のコンテストを実施	H18 年度～H21 年度	スタンプラリーは初回 44 人が H20 には 208 人、絵のコンテストは初回 30 人が H21 には 128 人に増加するなど商店街への誘客効果につながったが、予算等の関係で終了。	中心市街地及び周辺地域に設置されている石彫の数は約 80 体あり、まちなかの回遊性につながる魅力の一つとなっていることから再開すべき。
11	エコひいきクラブ設置事業	H19 年度～H20 年度に検討を行い、H21 年度からシルバーカード事業と空き店舗活用事業を実施。 〔シルバーカード事業〕 60 歳以上の高齢者を対象にしたカードを発行し、さまざまな特典を付与しながら個店の活性化や賑わいにつなげる。 〔空き店舗活用事業〕 ホームページでの空き店舗情報の提供や空き店舗を借り上げ、高齢者の休憩場所として提供する取り組みを実施。	H19 年度～	〔シルバーカード事業〕 実施当初は、新規顧客の囲い込みにつながったが、回を重ね、店舗でサービスのバラつきが出るなどの課題あり。 〔空き店舗活用事業〕 空き店舗のみの情報では、変化が少なく効果が不明確。休憩場所の提供は管理委託を受けた高齢者組織への負担が過大となり、H24 年度で運営方法の変更を余儀なくされた。	〔シルバーカード事業〕 既存のカード事業に付加するサービス部分を補助金で充てたため、補助金が減額されると事業自体の吸引力が低下。 〔空き店舗活用事業〕 商店街来訪者の立ち寄りや休憩場所としての利用は多く、継続すべき。チャレンジショップの併設など、高齢者組織への管理委託以外の運営方法を検討すべき。
12	100 円商店街事業	十日町商店街振興組合連合会主管事業の広告宣伝等を支援。	H22 年度～H23 年度	アンケートによると、「またやってほしい」と答えた人が 98%、「また来たい」と答えた人が 97%と好評。	

●評価

[効果があった取り組み]

- ・きれいな街づくり運動推進事業は、TMO 事業で花いっぱい事業として取り組み、商店街のイメージアップにつながった。
- ・エコひいきクラブ設置事業の空き店舗活用事業は、高齢者や来街者への休憩所や憩いの場の提供としてサービス向上につながった。
- ・調査研究、セミナーの開催、商店街の魅力向上につながる事業などさまざまな取り組みを継続して展開してきた。

- ・ 中心市街地及び周辺地域に設置されている石彫を活用したスタンプラリーなどの取り組みは、回を重ねるごとに参加者が増え好評であった。石彫は、街なかの回遊性につながる当市独自の中心市街地の魅力の一つであり、今後の活用が期待されている。

[効果が少なかった取り組み]

- ・ 市街地駐車場整備や商店街アーケード等整備事業の実施により、予定した商業関係施設が整備されたが、市民アンケートなどによると引き続き駐車場整備を望む声は多い。
- ・ 商業の活性化のためのソフト事業は、TMO構想を策定しTMO協議会により実施されたものなど、予定した事業はおおむね実施することができたが、中越大震災などの影響もあり、商店街の衰退に歯止めはかからず、継続した商店街活性化のための取り組みが必要である。
- ・ TMOが協議会という形態で組織され、毎年構成団体から選出された代表者が役員に就任し、事業を立案し実施する方式をとっているため、近年は活動がマンネリ化し、縮小傾向になっている。
- ・ TMO事業が、県や市、商工会議所からの補助金によって支えられているため、事業内容・規模が補助金額に左右され、自立性に欠ける。
- ・ TMO協議会の組織再構築や新たに組織を創設するなど、自立してまちづくり活動を担う新たな組織の創設が必要であるとの意見がある。

(2) その他の取り組み

①市街地整備関連の取り組み

番号	事業名	事業概要
1	駅前広場整備事業	J R 飯山線十日町駅東口の駅前広場で、石張舗装や縁石の敷設、ロードヒーティングの設置など歩行者空間の整備を実施。
2	泉町公園（備蓄倉庫）	地域の防災施設として、地下貯水槽と備蓄倉庫を一体的に整備。
3	駅西区画整理事業（十日町駅西口周辺整備及び市道高田町稲荷町線改良）	駅西地区 13.8ha の区域で平成 5 年度から始まった区画整理事業は、平成 24 年度をもって工事が完了。中心市街地の区域では、十日町駅西口周辺整備と市道高田町稲荷町線改良が行われ、市の玄関口としての魅力及び歩道整備による歩行者の安全性の向上を図った。
4	本町東線歩道設置事業	幅員 3m の歩道を 55m 整備し、冬期間における歩行者の安全性が向上した。

●評価

- ・ 平成 13 年度以降、旧基本計画に掲載した事業に着手し、中心市街地の活性化に取り組んできたが、中越大震災やその後の自然災害の影響で空き地・空き店舗が増加したことや、震災前後に田倉、娯楽会館の 2 つの大型集客施設が相次いで廃業となったことなどは、中心市街地の活力を低下させる大きな要因となった。そのため、旧基本計画や TMO 構想に掲載された事業以外にも市街地の整備や商業の活性化に取り組んだが、復旧復興のための事業が優先される中で効果的な事業を実施することができなかった。
- ・ 中越大震災及び平成 17 年の市町村合併から 8 年が経過し、震災からの復興が進み、新市の進むべき方向が共有されるようになったことから、ようやく中心市街地活性化に取り組む時が到来したといえる。さらに、廃業後も活用されずに廃墟と化していた 2 つの大

型集客施設を市の所有としたことを端緒として、この跡地活用を核とした市街地整備が期待される。

②商業・商店街関連の取り組み

番号	事業名	事業概要
1	中心市街地にぎわい力アップ事業	平成 22 年度、平成 23 年度 (1) 地域、商店、商工会議所、行政による中心市街地活性化のためのネットワーク構築を目的に空き店舗を活用した拠点施設を設置 (2) 中心市街地活性化コーディネーターの設置 (3) 商店街の認知度及び個店売上アップのためのイベントとして毎月 10 日に「とおか市」を開催 平成 24 年度 (1) イベント企画 ①とおか市の開催 ・毎月 10 日に開催。4 月の新人歓迎会、5 月の逸品大会、6 月のジャンケン大会など毎回テーマを設定し、来街者増加のための趣向を凝らす。 ②にぎわいサタデー ・毎月最終土曜日に商店街でイベントを開催し、来街促進とにぎわいの創出を図る。 ・5 月には、商店街カラオケキャラバン、6 月には商店街的イケメン総選挙を開催。 (2) 空き店舗活用事業 ・駄菓子、アクセサリーなどのチャレンジショップによって新規創業や中心市街地への出店意欲を醸成。 (3) 情報発信 ・商店街の情報を外部に発信。
2	商店街の空き店舗を活用した大地の芸術祭作品展開	平成 24 年度の第 5 回大地の芸術祭では、中心市街地の空き店舗など 7 カ所で作品を展示し、商店街組合と連携して作品の管理を行った。 作品展示のほか、地域住民や子供たちを対象としたワークショップを開催した。
3	きものの街のキルト展（平成 16 年度～）	平成 24 年度の第 9 回きものの街のキルト展は、9 月 15 日（土）～30 日（日）の 16 日間開催され、中心市街地内の店舗や公益施設など 130 を超える会場に全国から出品されたキルト作品が展示された。 期間中は市内外から多くの見学者が訪れた。回を重ねるごとに見学者数が増加しており、近年は延べ 25,000 人程の入込数となっている。 期間中は 54 店が参加するスタンプラリー、ハギレや手芸作品の販売、土産品の紹介・販売、飲食店 9 店による特別メニューの提供など、商店街と連携した回遊性や誘客につなげる取り組みを実施した。

●評価

- ・中心市街地にぎわい力アップ事業の取り組みは、商業関係者と行政の連携、若手経営者や市民活動団体の中心市街地活性化への機運の高まりにつながった。また、これまで商店街とつながりが薄かった子供たちや中学生、高校生といった世代を巻き込み、商店街への誘客効果を上げている。これらの取り組みは今後さらにブラッシュアップすることが期待されている。
- ・大地の芸術祭やきものの街のキルト展は、当市の地域資源や魅力を活用した新たな取り

組みとして定着した。これらの取り組みをブラッシュアップすることで、さらなるにぎわいの創出が期待できる。

伝統行事「節季市」の現代版として毎月 10 日に商店街で開催される「とおか市」



にぎわいサタデーで好評を博した「商店街的イケメン総選挙」



「キルト展」は、市内外から婦人層を中心に多くの見学者が訪れる。市内の小学生も授業の一環として訪れ、精巧な細工が施された力作に見入っていた。



(3) 中心市街地の衰退要因とこれまでの取り組みのまとめ

①中心市街地の衰退要因

ア) 人口の減少及び高齢化の進行

中心市街地の人口が減少する中、高齢者人口は増加傾向にあり、人口の減少率、高齢化率はともに全市のそれよりも高くなっている。人口減少の要因は、全国的な傾向としてのモータリゼーションの進展による商業施設の郊外化に伴って中心市街地の求心力が低下したことや、主要産業である織物産業が昭和 50 年代以降に急速に低迷したことにより中心市街地の経済力が低下したためと推測される。

また、豪雪地の住宅密集地は、他の地域に比べて雪処理の負担が大きく、若い世代が

流出する原因となっていることや、中越大震災による被災で高齢者世帯などが移転を余儀なくされたことも大きな要因となっている。

イ) 中越大震災の影響などによる空きビル、未利用地が点在

かつて中心市街地の中心的存在としてにぎわいを見せていた旧田倉、旧娯楽会館といった大型集客施設が、中越大震災と前後して廃業し、未利用のまま廃墟と化していたほか、被災により取り壊された工場跡地が未利用のまま点在している。

ウ) 郊外型の大規模小売店舗の進出による商店街の衰退

平成 6 年に市内に初めて郊外型の大規模小売店舗が進出してから中心市街地での買い物利用割合は減少の一途をたどっており、10 年ほど前から郊外型の大規模小売店舗での買い物利用割合が中心市街地を上回り、さらに差が広がる傾向にある。

また、全市の小売事業所数、小売業売場面積、小売従業員数、年間小売販売額はすべてほぼ横ばいで推移しているのに対し、中心市街地における小売業売場面積、小売従業員数、年間小売販売額は減少傾向にある。

さらに、中心市街地の商店街ごとの状況をみると、本町 1～4 丁目は、郊外型の大規模小売店舗が進出するまでは買物地区利用割合が 30%程度あったが、近年では 3%程度にまで落ち込んでいる。

②これまでの取り組みの評価

ア) 市街地の整備改善

集客施設や案内看板の整備など来街者の利便性向上が図られたが、未実施の事業もあり、一体的な効果を引き出すまでには至らなかった。細街路や公園緑地、景観形成、駐車場などの整備を望む声は引き続き多い。

イ) 商業の活性化・TMO事業

空き店舗を活用した休憩所の提供や花いっぱい運動は、来街者へのサービス提供や商店街のイメージアップとして効果があった。

TMO協議会の再編や自立してまちづくり活動を担う組織の創設が求められている。

ウ) その他の取り組み

2つの大規模集客施設の跡地など未利用地の活用が期待されている。

にぎわい力アップ事業で試行されたさまざまな取り組みをブラッシュアップすることで、さらなる商店街への誘客が期待されている。

大地の芸術祭の中心市街地での作品展開やきものの街のキルト展、石彫シンポジウムなどは、当市の特徴的な取り組みで、中心市街地への誘客や回遊性の創出が期待できることから、今後の積極的な活用が期待される。

[4] 中心市街地の課題と基本的な方針

(1) 中心市街地の課題

中心市街地の現状や地域のニーズを踏まえ、中心市街地の課題を整理する。

課題1 まちなか居住の促進

- ・ 中心市街地の宅地は、敷地面積が狭く、冬期間の屋根雪の処理や駐車場の確保が負担となり、住宅の改築に当たり敷地面積が広い郊外に移転する傾向がある。
- ・ 中心市街地には、少子高齢化の進行に伴って需要増加が見込まれる子育て世代や高齢者向けの住宅が不足している。
- ・ 旧田倉跡地（本町2丁目）、旧娯楽会館跡地（本町5丁目）は、平成16年の中越大震災で被災して遊休地となっていることから、市民からも中心市街地の整備にあたって有効活用が求められている。
- ・ 十日町駅西土地区画整理事業で優良宅地が造成され、市道などの都市基盤が整備されたことから、今後はこの区域を中心市街地内での新たな居住重点地区として位置づけ、保留地や市有地を宅地分譲に活用しつつ、よりゆとりのある環境でのまちなか居住の促進を図る必要がある。
- ・ 中心市街地内には、冬期間の交通確保のための消雪パイプの布設や側溝の整備が求められている道路がある。

課題2 にぎわいの創出

- ・ 中心市街地には、少子高齢化の進行に伴って需要が見込まれる子育て世代や高齢者の生活支援に即した生活サービス機能の充実が求められている。
- ・ 郊外型の大型小売店舗との差別化を図るため、市民のまちづくり活動と連携するなど商店街の新しい魅力を掘り起こす必要がある。
- ・ 新たな商業施設を整備するとともに、「石彫シンポジウム」などの地域資源を最大限に活用したソフト事業を展開し、中心市街地内の回遊性を高める必要がある。
- ・ これまで中心市街地のまちづくり活動を担ってきたTMO協議会に代わって組織されたNPO法人による、市民活動や商業者との連携の支援が求められている。
- ・ 来街者のアクセスの向上を図るため、駐車場の整備が求められている。

課題3 地域コミュニティ機能の再生

- ・ 市民の「つながり力」という強みを最大限活かすとともに、中間支援組織や市民団体の育成を図るために、市民活動・交流のための拠点施設を重点的に整備するほか、まちづくり活動に対する支援を強化することで、中心市街地のコミュニティの活発化を図る必要がある。

(2) 中心市街地活性化の基本的な方針

① 活性化の基本理念

【基本理念】

「新たなにぎわい」に満ちた「魅力あるまち」の創造

～ “安心・快適・ときめき” のまちづくり～

十日町市では、少子高齢化の進行や地域経済の低迷といった課題が山積するなか、「選ばれて住み継がれる十日町市」を市政運営の信念として掲げ、一人でも多くの市民がこの地に魅力を感じ、愛着を持ちながら後世の代まで住み続けられるように、さまざまな取り組みを進めている。

「十日町市総合計画後期基本計画」のまちづくりの重点方針のひとつである「活力ある元気なまちづくり」においては、「怒涛の人の流れの創出」に向けて、地域の資源や魅力を最大限に活用した誘客力の強化を図っている。

とりわけ中心市街地では、里山の原風景・棚田、信濃川の雄大な河岸段丘、全国屈指の降雪量を誇る雪などの「自然資源」や、悠久の国宝・火焰型土器やきもの、「大地の芸術祭」に代表される現代アートといった「文化資源」、雪の恵みから育まれた米やそば、酒などの「食資源」など、十日町市内に点在する豊かな地域資源の情報発信・展開拠点としての機能の強化を図ることとしている。

一方で、人口減少、少子高齢化の進行により、都市機能の整備・維持にかかる市民一人当たりのコストが上昇し、極めて重要な課題となっている。

ついては、都市基盤が既に整っている中心市街地の優位性を十分に活かしつつ、住宅や商業施設、公益施設等の都市施設をさらに集約し、コンパクトな都市経営を目指すことが重要となっている。

また本市は、平成 16 年の中越大震災をはじめ、平成 19 年の中越沖地震、平成 23 年の長野県北部地震、新潟・福島豪雨などの相次ぐ自然災害の経験や、毎年 2 m を超す積雪と向き合ってきた歴史から、地域ぐるみの防災活動や克雪活動がとりわけ活発である。これらの活動が地域コミュニティの醸成や市民活動の活性化など、市民の「つながり力」の維持に大きく寄与している。

昭和 50 年代までの中心市街地は、当時隆盛であった織物産業にけん引される形で市民経済が発展し、活気にあふれにぎわいがあった。しかし 21 世紀に入り、低成長・人口減少時代に突入した今、本市の中心市街地の活性化にあたっては、本計画で挙げた課題と特性を十分に勘案して、十日町市本来の強みである市民の「つながり力」や「市民活動」といった社会的な資本を活かし、かつて織物産業で活気のあった頃とは異なる「新たなにぎわい」を生み出すこととする。さらに既存の都市基盤資本を最大限活用しつつ、子供からお年寄りまでが住み続けられる雪国ならではの「安心で快適なときめきのあるまちづくり」を進めていくこととする。

なお、本計画の実現にあたっては、行政が先導的に事業に取り組み、民間投資の誘発を図るものとする。

②活性化の基本方針

基本方針①：雪国でも快適で安心して暮らし続けられるまち

生活環境の魅力を向上させるため、市民の除雪の負担を軽減する支援策や、居住促進のための支援策等を拡充するほか、少子高齢化に対応した居住施設の整備を進め、まちなか居住を促進する。

基本方針②：歩いて楽しいまち

少子高齢化にともない、今後需要が増大すると予想される子育て世代や高齢者の支援を目的とした生活利便施設を整備する。

また、商店街の中に新たな商業施設や案内機能などを整備するとともに、新たな魅力を掘り起こし、中心市街地内の回遊性とにぎわいを創出する。

基本方針③：いきいきとまちづくり活動ができるまち

十日町市の強みである「市民のつながり力」を最大限に活かし、市民活動・交流のための拠点を重点的に整備するほか市民のまちづくり活動への支援を強化し、地域コミュニティの活性化を目指す。

2. 中心市街地の位置及び区域

〔1〕 位置

位置設定の考え方

十日町市の中心市街地は、J R 飯山線十日町駅と北越急行ほくほく線十日町駅が存在し、また市の南北方向の幹線道路である国道 117 号が通っており、本市における交通網の結節点となっている。市内他地域と比べて居住人口密度が高く、また公共公益施設、医療機関、商業施設等の都市機能が集積している地区であり、本市の中心部としての役割を果たしていることから、当該地域を本計画における十日町市中心市街地として位置付ける。

(位置図)



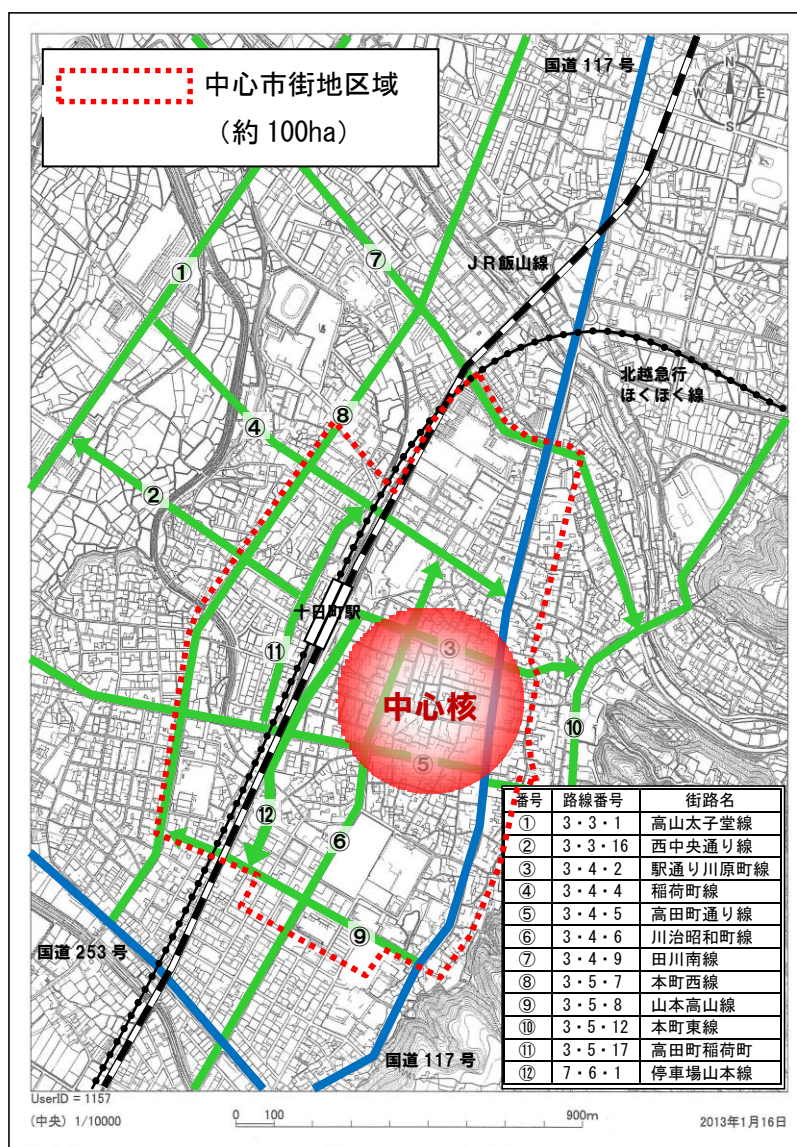
[2] 区域

区域設定の考え方

中心市街地の区域は、古くから十日町市の「顔」として機能してきた本町2丁目（一部）、本町3丁目、高田町1丁目、昭和町2・3丁目、駅通りの各商店街で囲まれる区域を中心核と位置づけ、中心核を包含した駅東の既成市街地及び十日町駅を中心とした約100haのエリアを設定する。

区域境界は、北側は都市計画道路3・4・9田川南線とする。東側は、用途地域の境を区域境界とし、商業地域及び近隣商業地域を区域内とする。西側は、境界は都市計画道路3・5・7本町西線とし、駅西土地区画整理区域及び県立十日町病院周辺を含める。南側の境界は、用途地域の境を区域境界とし、市庁舎及びショッピングセンター十日町シルクモール周辺を含め、下図の通り設定する。

(区域図)



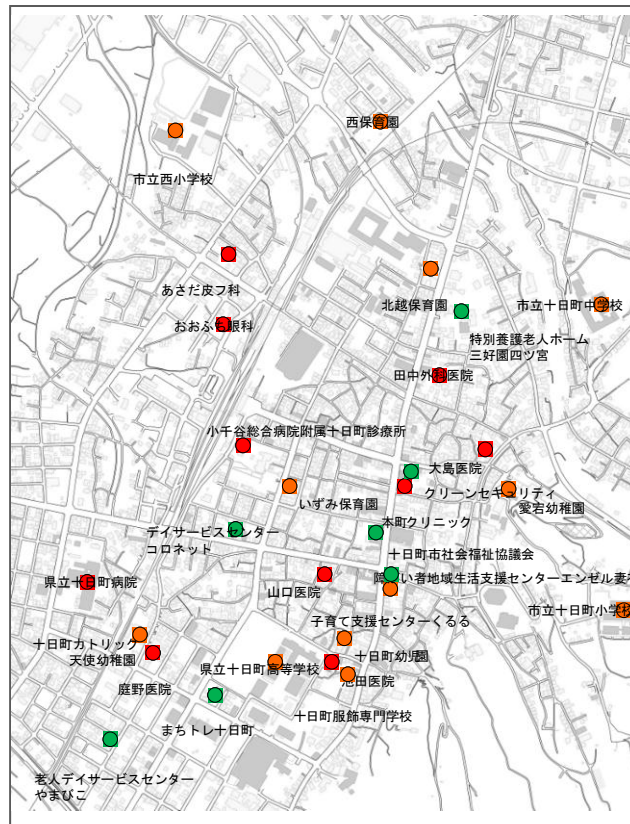
〔3〕 中心市街地に適合していることの説明

要 件	説 明																																								
第 1 号要件 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること	本市の中心市街地は、面積的には全市の 0.13% の範囲に、商業や事業所、医療施設、教育施設などの都市機能が集積しており、本市の経済や文化の中心としての役割を果たしている。 ○中心市街地には小売業が集積している 十日町市は旧十日町市、川西町、中里村、松代町及び松之山町の 1 市 3 町 1 村が、平成 17 年に合併して誕生した。市域の多くを山間部が占める地理的特性から、広範囲に宅地、農村集落が散在しており、比較的平坦部の多い旧十日町市市街地に小売商業者が集積する。 全市に占めるシェア（平成 19 年）は、小売店舗数は約 17%、年間販売額は約 10%、売場面積は約 10%、従業者数は約 14% となっており、当該市街地に相当数の小売商業者が集積しているといえる。 ■全市に占める中心市街地の小売業の割合 <table><tr><th colspan="2"></th><th>中心市街地</th><th>十日町市</th><th>中心市街地のシェア</th></tr><tr><td>事業所数</td><td>店</td><td>129</td><td>766</td><td>16.8%</td></tr><tr><td>従業者数</td><td>人</td><td>497</td><td>3,631</td><td>13.7%</td></tr><tr><td>年間販売額</td><td>百万円</td><td>6,318</td><td>66,189</td><td>9.5%</td></tr><tr><td>売場面積</td><td>m²</td><td>7,969</td><td>75,933</td><td>10.5%</td></tr></table> （出典：平成 19 年商業統計） ※中心市街地の数値は、立地環境特性格データのうち、区域内に立地する集積地区（商店街）の集計値を計上している。 ○中心市街地には事業所が集積している 十日町市の各種事業所のうち、約 22% の事業所が中心市街地に集積しており、約 18% の従業者が就業している。 ■各種事業所の状況 <table><tr><th colspan="2"></th><th>中心市街地</th><th>十日町市</th><th>中心市街地のシェア</th></tr><tr><td>事業所数</td><td>事業所</td><td>835</td><td>3,804</td><td>22.0%</td></tr><tr><td>従業者数</td><td>人</td><td>4,851</td><td>27,227</td><td>17.8%</td></tr></table> （出典：平成 21 年経済センサス）			中心市街地	十日町市	中心市街地のシェア	事業所数	店	129	766	16.8%	従業者数	人	497	3,631	13.7%	年間販売額	百万円	6,318	66,189	9.5%	売場面積	m ²	7,969	75,933	10.5%			中心市街地	十日町市	中心市街地のシェア	事業所数	事業所	835	3,804	22.0%	従業者数	人	4,851	27,227	17.8%
		中心市街地	十日町市	中心市街地のシェア																																					
事業所数	店	129	766	16.8%																																					
従業者数	人	497	3,631	13.7%																																					
年間販売額	百万円	6,318	66,189	9.5%																																					
売場面積	m ²	7,969	75,933	10.5%																																					
		中心市街地	十日町市	中心市街地のシェア																																					
事業所数	事業所	835	3,804	22.0%																																					
従業者数	人	4,851	27,227	17.8%																																					

○多くの施設が集積している

中心市街地には、医療施設や教育・福祉施設が集積している。また、多くの生活利便施設や娯楽施設等も立地している。

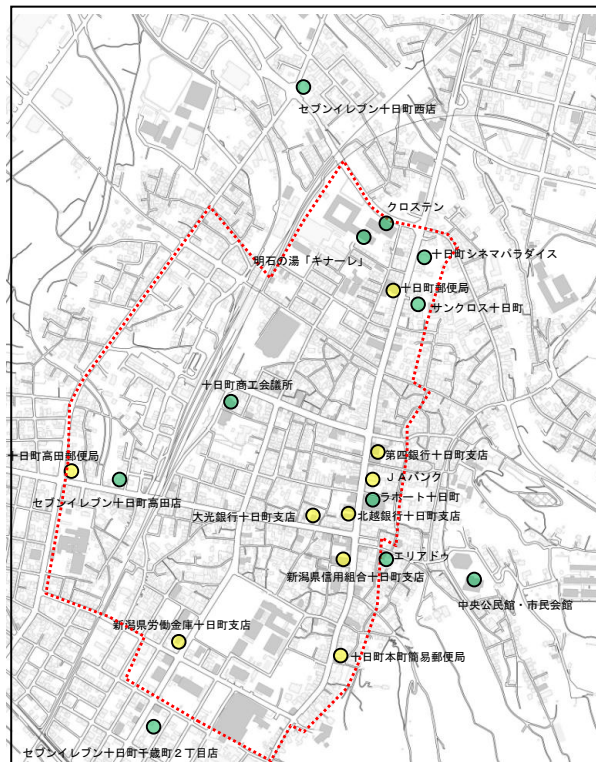
■医療、教育・福祉施設の立地状況



凡 例

- 教育・保育施設
- 医療施設
- 福祉施設

■生活利便施設、娯楽施設等の立地



凡 例

- 金融機関
- その他生活利便施設、娯楽施設等

中心市街地活性化区域

要 件		説 明																				
第 2 号要件 当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること		○小売業の店舗数、販売額等は減少し、シェアは低下 商業統計によると、中心市街地商店街の小売事業所数、小売売場面積、小売従業者数、小売年間販売額ともに減少傾向にあり、全市に占めるシェアも低下している。 ・小売年間販売額は、平成 14 年から平成 19 年にかけて 77.5%に減少し、全市に占めるシェアは 11.9%から 9.5%へと 2.4 ポイント低下している。 ・小売従業者数は、平成 14 年から平成 19 年にかけて 91.7%に減少し、全市に占めるシェアは 15.5%から 13.7%へと 1.8 ポイント低下している。 ・小売業事業所数は、平成 14 年から平成 19 年にかけて 89.0%に減少し、全市に占めるシェアは 16.6%から 16.8%へとほぼ横ばいとなっている。 ・中心市街地商店街の小売業売場面積は、平成 14 年から平成 19 年にかけて 73.5%に減少し、全市に占めるシェアは 14.7%から 10.5%へと 4.2 ポイント低下している。																				
		(出典：商業統計) ○大規模小売店舗の郊外出店による中心市街地の商業機能低下 中心市街地内に大規模小売店舗は 3 店舗（リオン・ドール十日町店、十日町シルクモール、大勇家具センター）立地しているが、郊外ロードサイドへの大規模小売店舗の出店により、中心市街地の商業機能は相対的に低下している。 ■大規模小売店舗数の推移 <table><tr><td></td><td>平成 13 年 3 月</td><td>平成 24 年 3 月</td></tr><tr><td>市内大規模小売店舗</td><td>9 店舗</td><td>13 店舗</td></tr><tr><td>中心市街地内大規模小売店舗</td><td>3 店舗</td><td>3 店舗</td></tr></table>													平成 13 年 3 月	平成 24 年 3 月	市内大規模小売店舗	9 店舗	13 店舗	中心市街地内大規模小売店舗	3 店舗	3 店舗
	平成 13 年 3 月	平成 24 年 3 月																				
市内大規模小売店舗	9 店舗	13 店舗																				
中心市街地内大規模小売店舗	3 店舗	3 店舗																				

○空き店舗が見られる

平成 25 年 4 月現在、中心市街地商店街には空き店舗が 10 件ある。

■空き店舗の状況（平成 25 年 4 月現在）

所在地	店舗名	店舗の一部にあるテナント
本町 1 丁目	旧イトー楽器	
本町 1 丁目	旧花むら	
本町 2 丁目	のとやビル第 2	1 F：メガネスーパー
本町 2 丁目	福対協	
本町 4 丁目	中徳（1 階と 2 階）	
本町 5 丁目	アーバンプラザビル 2 階	1 F：ラーメンクマ
高田町 1 丁目	やまもビル 2 階（しるえっと）	1 F：m i j o t
高田町 2 丁目	すぐやビル 2 階	1 F：スナックメロディ

○地価の下落

中心市街地の商業地においては、地価の下落が著しい。

■市内の地価の推移

ポイント	住所	用途 区分	公示価格(円/㎡)				増減率 (H8→H23)
			H8年	H13年	H18年	H23年	
十日町-1	字西浦寅甲73番	住宅地	68,700	65,900	49,500	37,100	△46.0%
十日町-2	四日町新田305番4	住宅地	38,900	39,600	31,800	28,200	△27.5%
十日町-3	寿町2丁目2番28	住宅地	60,100	60,600	47,900	42,300	△29.6%
十日町-4	上新井40番1	住宅地	18,100	18,500	17,400		—
十日町-5	上野甲1035番1	住宅地	8,600	17,400	16,500	15,100	75.6%
十日町5-1	字西三ノ丁寅甲17番1	商業地	200,000	155,000	88,400	63,200	△68.4%
十日町5-2	字道下549番外	商業地	93,500	77,100	52,700	42,900	△54.1%
十日町5-3	水口沢18番1	商業地	34,000	34,100	31,100	27,800	△18.2%
増減率の平均		市全域の地下公示ポイント(十日町-4を除く)					△24.0%
		中心市街地(十日町-1、十日町5-1、十日町5-2)					△56.2%

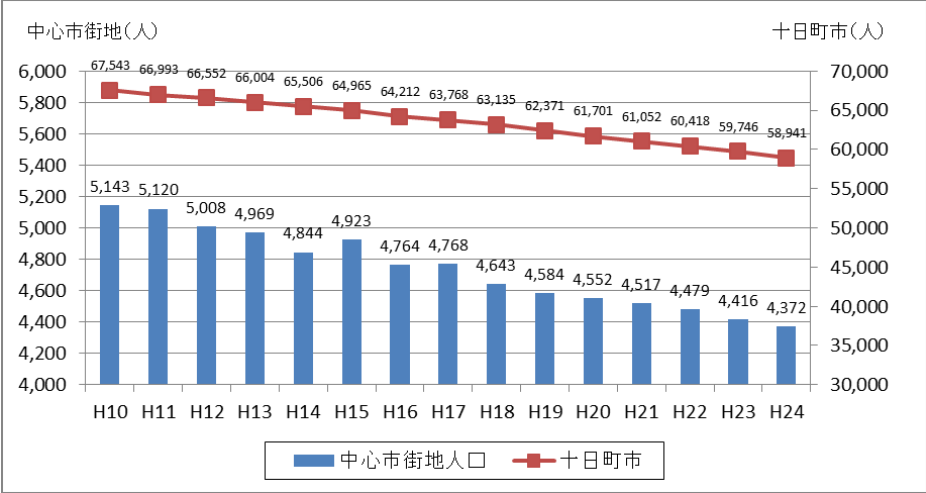
※各年1月1日現在

出典：国土交通省「土地総合情報ライブラリー」

○人口の減少

中心市街地の人口は減少を続けている。

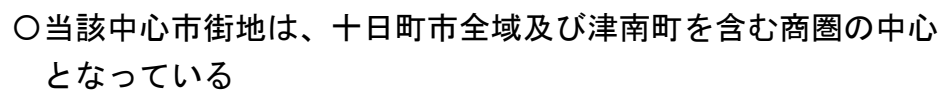
■中心市街地の人口推移



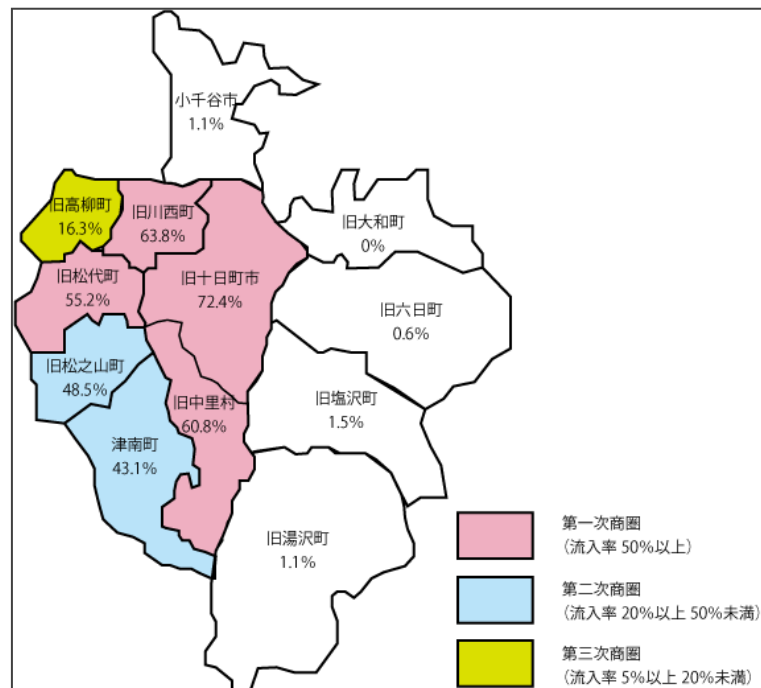
(出典)住民基本台帳：各年 3 月 31 日現在

要 件	説 明		
第 3 号要件 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること	中心市街地の活性化は総合計画等と整合性をもって進めることとしており、中心市街地の活性化は十日町市全域及び周辺地域の発展にとって有効かつ適切である。 ○十日町市総合計画後期基本計画における位置付け 十日町市総合計画後期基本計画（計画期間：平成 23～27 年度）の総論において、「まちづくり重点方針Ⅱ 活力ある元気なまちづくり」として、「交流拠点の機能を増強させながら、中心市街地の再生・活性化を図る」ことが挙げられ、重点施策として「交流人口の増加による中心市街地の再生」が掲げられている。 ■十日町市総合計画後期基本計画における位置付け（抜粋） まちづくり重点方針Ⅱ「活力ある元気なまちづくり」 <table border="1" data-bbox="507 835 1428 1391"> <tr> <td data-bbox="507 835 1428 1216"> 1 「怒涛の人の流れ」の創出 ①大地の芸術祭による誘客力の強化 ②交流人口の増加による中心市街地の再生 →中心市街地活性化基本計画の策定（新規） →キナーレ施設改修事業、アート作品設置・運営事業 →キナーレ南側歩行者進入路整備事業 ③商店街の賑わいの創出 →中心市街地商業活性化推進事業（新規） ④温泉地とリゾートの魅力向上支援 ⑤体験型観光交流の推進 ⑥あらゆる観光イベントの誘客力の向上 </td><td data-bbox="507 1216 1428 1391"> 2 地域に活力を生む経済政策の強化 ①企業誘致の積極的展開 ②新製品開発・新分野への展開の支援 ③企業経営の強化と企業家の支援 ④商店街の賑わい創出（上記 1 の③再掲） </td></tr> </table> ○十日町市都市計画マスタープランにおける位置付け 『将来都市構造の方針』における位置づけ（一部抜粋） ○「市街地形成ゾーン」：十日町市中心部は、都市ゾーンのうち「市街地形成ゾーン」として、「賑わいの創出」と「コンパクトな都市形成」を図るとしている。 ○「都市拠点」：また、拠点としては「都市拠点」とし、「商業機能の集積を図るとともに、活力ある都市づくりを担う都市基盤の整備を推進する」としている。 『土地利用の方針』における位置づけ（一部抜粋） ○「中心商業エリア」：十日町市中心部の土地利用方針は、「中心商業エリア」として、「本町通り、駅通り、昭和通り、高田町通りの 4 つの商店街及びそれらに囲まれた市街地は、商業、事	1 「怒涛の人の流れ」の創出 ①大地の芸術祭による誘客力の強化 ②交流人口の増加による中心市街地の再生 →中心市街地活性化基本計画の策定（新規） →キナーレ施設改修事業、アート作品設置・運営事業 →キナーレ南側歩行者進入路整備事業 ③商店街の賑わいの創出 →中心市街地商業活性化推進事業（新規） ④温泉地とリゾートの魅力向上支援 ⑤体験型観光交流の推進 ⑥あらゆる観光イベントの誘客力の向上	2 地域に活力を生む経済政策の強化 ①企業誘致の積極的展開 ②新製品開発・新分野への展開の支援 ③企業経営の強化と企業家の支援 ④商店街の賑わい創出（上記 1 の③再掲）
1 「怒涛の人の流れ」の創出 ①大地の芸術祭による誘客力の強化 ②交流人口の増加による中心市街地の再生 →中心市街地活性化基本計画の策定（新規） →キナーレ施設改修事業、アート作品設置・運営事業 →キナーレ南側歩行者進入路整備事業 ③商店街の賑わいの創出 →中心市街地商業活性化推進事業（新規） ④温泉地とリゾートの魅力向上支援 ⑤体験型観光交流の推進 ⑥あらゆる観光イベントの誘客力の向上	2 地域に活力を生む経済政策の強化 ①企業誘致の積極的展開 ②新製品開発・新分野への展開の支援 ③企業経営の強化と企業家の支援 ④商店街の賑わい創出（上記 1 の③再掲）		

■将来都市構造図



■旧十日町市の商圈（平成22年調査）（旧市町村単位で集計）



新潟県「平成 22 年度 中心市街地に関する県民意識・消費動向調査報告書」を元に作成

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 中心市街地活性化の目標

中心市街地活性化の3つの基本方針「雪国でも快適で安心して暮らし続けられるまち」、「歩いて楽しいまち」、「いきいきとまちづくり活動ができるまち」に対応した目標を以下のとおり定め、具体的な活性化事業に取り組むこととする。

基本方針1：雪国でも快適で安心して暮らし続けられるまち

目標1

暮らす人を増やす

◆安心して快適に暮らす

- ・ 少子高齢化に対応した居住環境の整備を図るため、老人福祉機能や子育て支援機能が一体となった高齢者及び一般世帯向けの居住施設を整備する。
- ・ 急速に進む人口減少・少子高齢化に対処するため、市民の屋根雪処理の負担を軽減するための支援策を拡充するほか、中心市街地に共同住宅を供給する事業者を支援する事業や中山間地から中心市街地への住み替えを支援する事業を創設するなど、安心して快適に暮らせる居住環境を整備する。

◆安全で快適に移動する

- ・ 中心市街地内の細街路の整備や消雪施設の整備、歩道照明の設置等を行うことにより、市民や来街者が安全で快適に移動できる環境を整備する。

基本方針2：歩いて楽しいまち

目標2

訪れる人を増やす

◆憩いの場をつくる

- ・ 子供からお年寄りにやさしいまちづくりを行い、訪れる人を増やすことを目指す。
- ・ 本町2丁目に整備する高齢者及び一般世帯向け住宅に、子育て支援施設や老人デイサービス施設を併設し、子供とお年寄りのふれあいを大切にした施設や、中心市街地の案内機能や休憩施設、授乳スペースなどを完備した「市民交流センター」を本町3丁目の中心部に整備し、訪れた人に憩いの場を提供する。

◆楽しく歩く環境をつくる

- ・ 中心市街地の北側に位置し、大地の芸術祭の作品が設置されている「越後妻有里山現代美術館キナール」や「道の駅クロステン」に訪れる人が中心市街地へ足を延ばす仕組みづくりとして、中間に位置する本町5丁目に「(仮称) 産業・文化発信館」を整備し、十日町市の地域資源を発信するとともに、中心市街地の商業機能を拡充する。また、来街者の動線の確保と回遊のためのソフト事業を組み合わせ、訪れる人が歩いて楽しい環境を整備する。

- ・これらの施策を実施する上では、十日町市の魅力ある地域資源や「大地の芸術祭の里」というブランドを生かした施設整備に配慮する。
- ・TMO協議会に代わってまちづくり活動を担う「NPO法人にぎわい」（中心市街地整備推進機構）が、「中心市街地にぎわい力アップ事業」で、小学生による「商店街こども店長」や高校生による「まちなか文化祭」などを開催して、多様な世代が活動する場や次世代が中心市街地への関心を高める機会を創出する。
- ・商工会議所と商業関係者が連携して、中心市街地商店街の将来のあるべき姿を模索するとともに、まちや個店の魅力の再発見及び情報発信力の強化を図る。

◆まちなかにアクセスしやすくする

- ・中心部に時間制有料立体駐車場を整備するほか、新たに整備する公益施設に付帯する無料駐車場を活用して、イベント時などにおける中心市街地外からの来街者のアクセスの改善を図り、訪れる人が便利な環境を整備する。
- ・また、環境にやさしい中心市街地を目指すために、電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド車（PHV）のための充電設備を設置した駐車場の整備を行う。
- ・中心市街地と交通空白地域との間で、予約型乗合タクシーを運行し、高齢者など交通弱者の支援を行う。

基本方針３：いきいきとまちづくり活動ができるまち

目標 3

活動する人を増やす

◆市民活動の拠点をつくる

- ・老朽化して建て替えが必要となっている中心市街地の外縁部に位置する市民会館と中央公民館を、中心市街地の広大な遊休地である織物工場跡地に「（仮称）十日町市市民文化ホール・中央公民館」として新たに整備することで、公益施設のまちなか回帰を進めるとともに、市民の文化活動や余暇活動を推進する場を整備する。
- ・また、市民アンケートで空き店舗、空き地の活用方法としてニーズが高いカルチャー施設として、本町３丁目に「市民活動センター・まちなか公民館」を整備する。

◆市民活動を支援する

- ・少子高齢化により町内活動の低下が懸念されている中心部において、点在する遊休地や公園・広場を活用して、市民や地域住民が協働でコミュニティガーデンを整備して、地域コミュニティの再生や中心市街地の魅力の向上を目指す。
- ・これら市民活動をさらに強化するため、民間からの積極的な寄附により造成した基金を活用し、市民自身による交流・にぎわいづくりを資金的に支援する。

〔2〕計画期間の考え方

本基本計画の計画期間は、平成 25 年 7 月から、目標達成のための事業が進捗し、その事業実施の効果が現れると考えられる平成 30 年 3 月までの 4 年 9 月とする。

〔3〕数値目標指標の設定の考え方

中心市街地活性化の目標の達成状況を的確に把握するために、「暮らす人を増やす」、「訪れる人を増やす」、「活動する人を増やす」の目標ごとに数値目標指標を設定する。

（1）「暮らす人を増やす」の数値目標指標の考え方

数値目標指標①	人口の社会動態（5 年間）
---------	---------------

中心市街地の居住人口は市全体と同様に減少を続けており、平成 24 年には平成 12 年の約 87% の 4,372 人となっている。

人口動態のうち、出生と死亡による自然増減は過去からの年齢構成に由来する構造的な問題であり、中心市街地活性化法が想定する概ね 5 年間の取り組みでコントロールすることは困難である。これに対して、中心市街地活性化の居住環境整備の取り組みの効果を端的に表す指標として適切であることから、「目標 1 暮らす人を増やす」の数値目標指標として「中心市街地内人口の社会動態」を設定する。

参考指標①	・ 住宅供給戸数 ・ 克雪住宅化戸数 ・ 住みたい度指数
-------	--

十日町駅西土地地区画整理事業内の保留地などの宅地分譲や住宅供給を促進するため、「まちなか居住共同住宅供給事業」の創設や、屋根雪処理のための融雪装置の設置を支援する「克雪すまいづくり支援事業」を拡充する。

また、中山間地等に住む市民が利便性の高いまちなかに住み替える場合、資産の売却・賃貸及び既存住宅の除却や跡地の緑化等に対して支援する「まちなか住み替え促進事業」を創設する。

「暮らす人を増やす」目標達成に向けて、数値目標指標を補完する上記の参考指標を設け各種施策の検証を行っていく。

(2)「訪れる人を増やす」の数値目標指標の考え方

数値目標指標②

歩行者・自転車通行量（平日）

歩行者・自転車通行量は、中心市街地の来街者や回遊の動向などを総合的に把握することができる指標である。また市民にも理解されやすい指標であることから、「目標2 訪れる人を増やす」の数値目標指標として「歩行者・自転車通行量（平日）」を設定する。

なお、本市の中心市街地は、休日に観光等の目的で広域から大勢が来街するというよりは、平日に通勤・通学・買い物など生活に密着した目的で来街する人が多いことから、歩行者・自転車通行量は平日の通行量を数値目標指標として設定する。

参考指標②

- ・ 駐車場利用台数（年間）
- ・ 予約型乗合タクシー利用者数（年間）
- ・ 歩行者・自転車通行量（休日）

時間制有料駐車場の整備及び予約型乗合タクシーの運行を通じて、中心市街地の区域外から来街する市民等の動向を把握するとともに、併せて休日の歩行者・自転車通行量を把握して中心市街地のにぎわいを多面的に分析するため、上記の参考指標を設定する。

(3)「活動する人を増やす」の数値目標指標の考え方

数値目標指標③

文化、活動施設の利用者数及び屋外活動者数（年間）

市民が芸術文化とふれあい、市民自らによる創作活動を行う場を提供することで、人と人が結びつき、新たな交流が生まれることを目指して、「活動する人を増やす」に関する数値目標指標として文化、活動施設の利用者数及び屋外活動者数（年間）を設定する。

参考指標③

- ・ 市民活動支援事業の活用者数（年間）
- ・ 拠点施設整備の満足度指数

市民活動を支えるための取り組みとして、民間からの積極的な寄附による基金を活用し、市民自身による交流・にぎわいづくりを資金的に支援する事業を創設することから、「活動する人を増やす」目標の検証を行うために上記の参考指標を設定する。

＜計画の体系図＞

「新たなにぎわい」に満ちた「魅力あるまち」の創造

～” 安心・快適・ときめき “のまちづくり～

＜課題１＞

まちなか居住の促進

・まちなか居住を促進し、生活環境の魅力を向上させるため、市民の除雪の負担を軽減する支援策や、居住促進のための支援策等を拡充するほか、人口減少・少子高齢化に対応した居住施設を整備する必要がある。

＜課題２＞

にぎわいの創出

・人口減少・少子高齢化にともない、今後需要が増大すると予想される子育て世代や高齢者の支援を目的とした生活利便施設を整備する必要がある。
・商店街の中に新たな商業施設や案内機能などを整備するとともに、新しい魅力を掘り起こし、中心市街地内の回遊性と商店街のにぎわいを創出する必要がある。

＜課題３＞

市民によるまちづくり活動の活性化

・市民活動・交流のための拠点を重点的に整備するほか、市民のまちづくり活動への支援を強化し、地域コミュニティの活発化を図る必要がある。

【基本方針：１】

雪国でも快適で安心して暮らし続けられるまち

【基本方針：２】

歩いて楽しいまち

【基本方針：３】

いきいきとまちづくり活動ができるまち

目標１：暮らす人を増やす

目標達成のための主要事業

◆安心して快適に暮らす

- 23. サービス付き高齢者住宅・ファミリー向け都市型住宅の整備事業
- 24. まちなか居住共同住宅供給事業
- 25. 克雪すまいづくり支援事業
- 26. まちなか住み替え促進事業
・まちなか居住重点地区の居住促進（土地区画整理事業完了地区）

◆安全で快適に移動する

- 4. 道路消雪施設整備事業
- 5. 歩道照明設置事業
- 6. 細街路整備事業

【目標指標】
人口の社会動態
(H25～H29 年)

【参考指標】

- ・住宅供給戸数
- ・克雪住宅化戸数
- ・住みたい度

目標２：訪れる人を増やす

目標達成のための主要事業

◆憩いの場をつくる

- 11. 老人デイサービス施設整備・子育て支援施設整備事業
- 12. 市民交流センター整備事業
- 19. ラポート周辺地域活性化整備事業

◆楽しく歩く環境をつくる

- 3. キナーレ南側進入路整備事業
- 16. 石彫プロムナード活用事業
- 18. まちなか「花の情報マップ」作成事業
- 27. (仮称)産業・文化発信館整備事業
- 28. 中心市街地にぎわい力アップ事業
- 33. 中心市街地まちと個性の魅力掘り起こし事業
- 34. 中心市街地情報板設置事業
- 57. 「とおかまちナビ」サービス事業

◆まちなかにアクセスしやすくする

- 1. 中心市街地駐車場整備事業
・大型公益施設に付帯する駐車場整備事業

【目標指標】
歩行者・自転車通行量
(平日)

【参考指標】

- ・駐車場利用台数
- ・予約型乗合タクシー利用者数
- ・歩行者・自転車通行量（休日）

目標３：活動する人を増やす

目標達成のための主要事業

◆市民活動の拠点をつくる

- 10. (仮称)十日町市市民文化ホール・中央公民館整備事業
- 13. 市民活動センター・まちなか公民館整備事業

◆市民活動を支援する

- 2. コミュニティガーデン整備
- 15. 市民の健康づくり推進事業
- 54. 中心市街地活性化基金による市民活動支援事業

【目標指標】
文化、活動施設の利用者数
及び屋外活動者数
(年間)

【参考指標】

- ・市民活動支援団体数
- ・拠点施設整備の満足度

《主要事業位置図》



目標 1 : 暮らす人を増やす 《安心して快適に暮らす》

■23. サービス付き高齢者住宅整備事業・ファミリー向け都市型住宅整備事業

(旧田倉跡地活用事業)

平成 16 年の中越大震災で被災して空きビルとなった衣料品小売店「田倉」の跡地を活用して、高齢者及び一般世帯向けの賃貸住宅を整備する。

また、子育て支援施設やディサービス施設、サテライトクリニック、多目的ホールを併設し、子育て世代や高齢者が安心して生活できる住宅を提供する。

- 事業主体：特定目的会社
- 敷地面積：1,760 m²
- 構造：鉄骨造 地下 1 階、地上 4 階
- 延べ床面積：3,496 m²
- 主要な施設：

サービス付き高齢者住宅：30 戸（2・3 階）

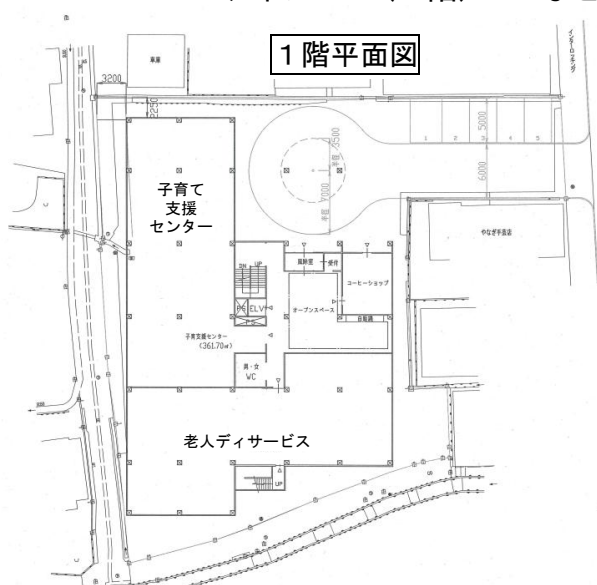
ファミリー向け都市型住宅：15 戸（4 階）

子育て支援施設（1 階）

老人ディサービス施設（1 階）、サテライト診療室（1 階）

オープンスペース（地域住民の交流の場）（1 階）

コミュニティカフェ（1 階） など

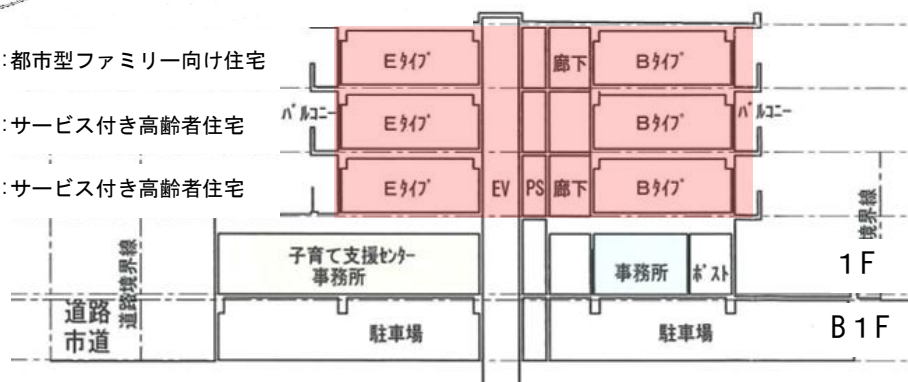


建物断面図 (Building Section Diagram)

4 階：都市型ファミリー向け住宅

3 階：サービス付き高齢者住宅

2 階：サービス付き高齢者住宅



■十日町駅西土地区画整理事業地内の宅地分譲

十日町駅西土地区画整理事業は、中心市街地に優良宅地を確保するとともに、十日町市の玄関口にふさわしいまちづくりを行うため、平成5年から着手し平成25年3月に完了した。

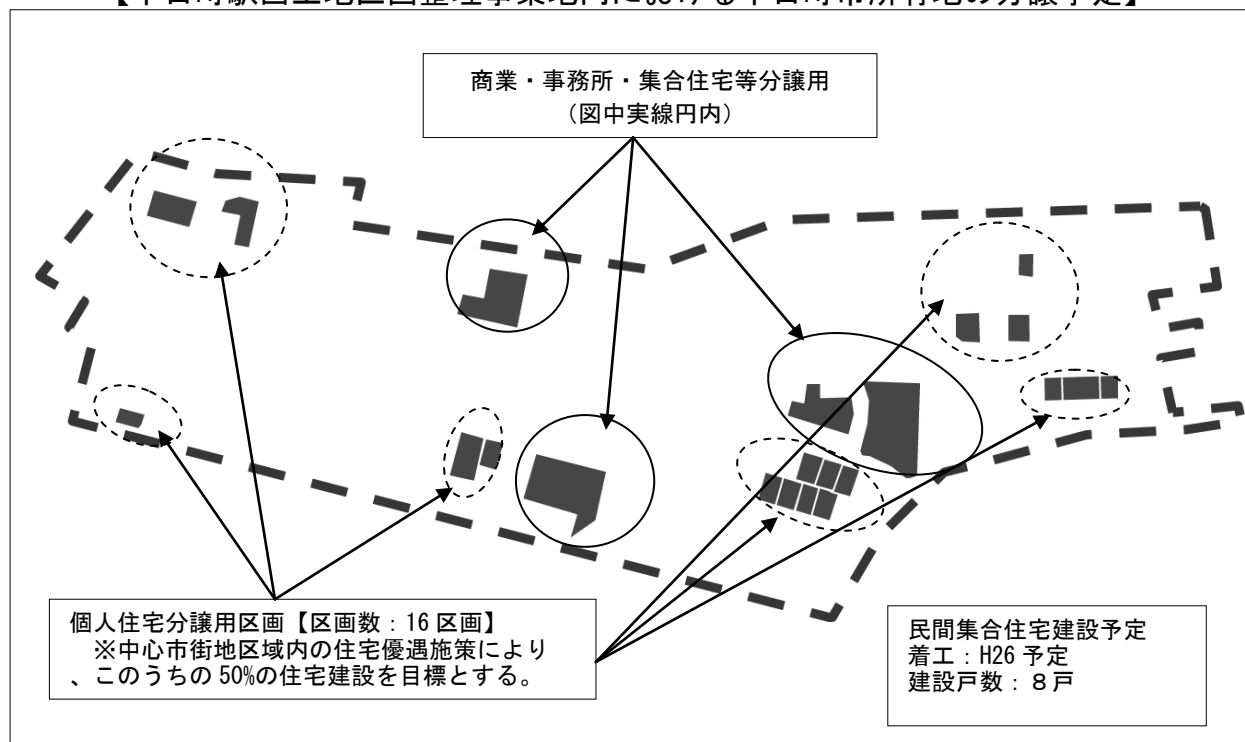
この区域内には十日町市が所有する分譲地が約9,600㎡あり、このうち16区画を個人住宅用として分譲を予定している。

融雪による屋根雪処理住宅に支援する「克雪すまいづくり支援事業」や、中心市街地に住み替えをする場合の既存住宅の除去及び跡地の緑化等に対して支援する「まちなか住み替え促進事業」といった中心市街地への居住促進施策の積極的な活用を促すことで、中心市街地活性化基本計画期間中の5年間で、16区画のうち8区画での住宅建設を進める。

また、その他4区画において、民間事業者による8戸の集合住宅の建設が平成26年に予定されている。

このほか国の中心市街地共同住宅供給事業を広く周知することにより、これら市が所有する大区画の分譲地に民間事業者による集合住宅等の供給を促進する。

【十日町駅西土地区画整理事業地内における十日町市所有地の分譲予定】



■24. まちなか居住共同住宅供給事業（認定の中心市街地活性化区域内のみ）

まちなか居住人口の回復のため、共同住宅の供給を促進し、市民の多様な住宅ニーズに応えた良好な住宅建設を誘導することを目的に、優良な共同住宅建設に対し助成する。

■25. 克雪すまいづくり支援事業

屋根雪処理による落下事故の防止や雪国でも快適に生活するために、屋根融雪装置（地下水の開放利用を伴うものは除く）を設置した住宅及び融雪構造（生活余熱利用等）にする住宅の建設・改造への支援を行う。

- ・現行助成額 44 万円（全市）
- ・嵩上げ支援 66 万円（中心市街地地域）

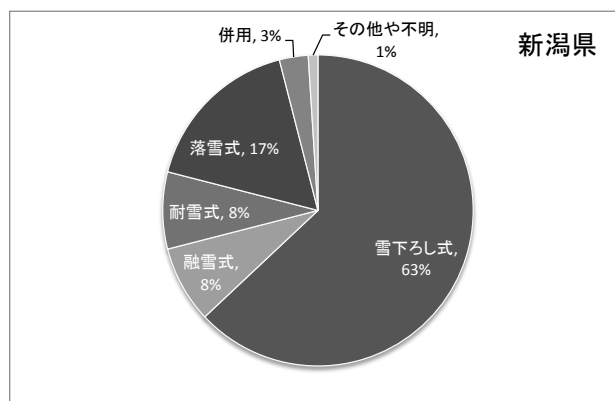
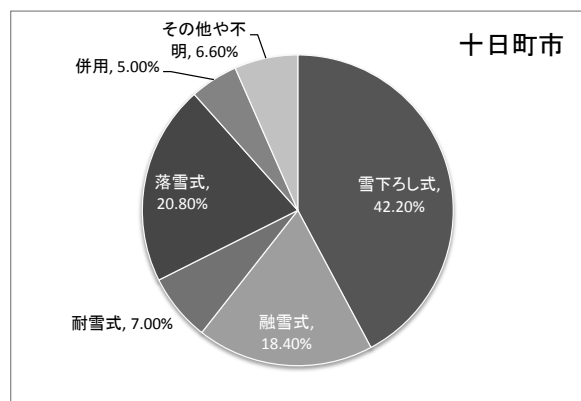
■現在の屋根雪処理の方法

	雪下ろし式	融雪式	耐雪式	落雪式	併用	その他や不明
十日町市※ ¹	42.2%	18.4%	7.0%	20.8%	5.0%	6.6%
新潟県※ ²	63%	8%	8%	17%	3%	1%

※1 H23.3 十日町市住生活基本計画

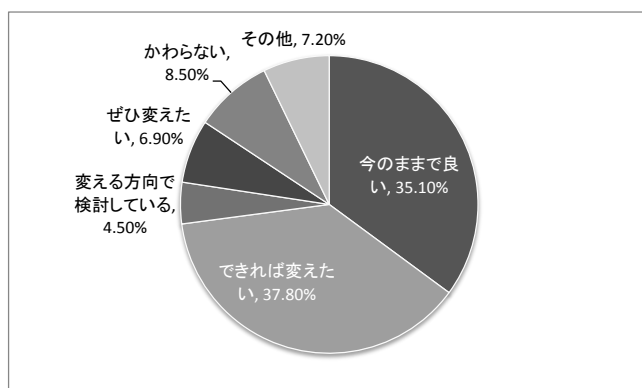
※2 H24.3 新潟県「雪国の住環境改善検討委員会報告書」

十日町市は県内でも特別豪雪地域に属しており、雪下ろし方式以外による屋根雪処理を行う割合は、新潟県全体の 36% に比べて 51% と高くなっている。



■屋根雪処理方法の変更希望

	今のままで良い	できれば変えたい	変える方向で検討している	ぜひ変えたい	かわらない	その他
十日町市	35.1%	37.8%	4.5%	6.9%	8.5%	7.2%

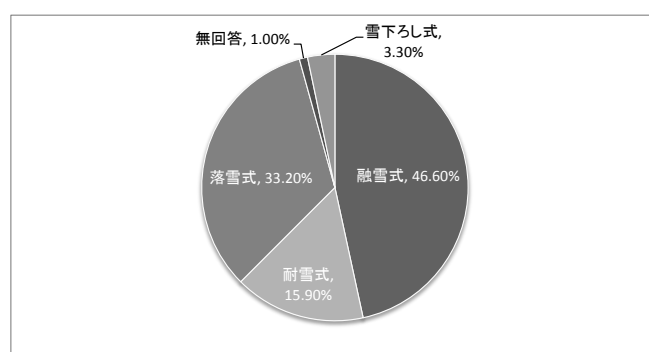


H23.3 十日町市住生活基本計画

■屋根雪処理方法の変更の具体的方法

	融雪式	耐雪式	落雪式	無回答	雪下ろし式
十日町市	46.6%	15.9%	33.2%	1.0%	3.3%

H23.3 十日町市住生活基本計画



市民の約半数(49.2%)が現在の屋根雪処理方法を変更したいと考えており、その具体的な方法としては、融雪式が46.6%、落雪式33.2%、耐雪式15.9%となっている。

以上から、十日町市民の多くが住環境整備における雪対策は大きな課題であると考えており、屋根雪処理に係る支援の拡充を行うことは、居住誘導を図る上で有効な施策である。

特に中心市街地内は郊外に比べて宅地面積が狭く、隣接住宅との関係から、落雪式の屋根雪処理を採用することは比較的困難であることから、融雪式の屋根雪処理への支援拡大を行う。

■26. まちなか住み替え促進事業

中山間地等に居住する市民が利便性の高いまちなかに住み替えるにあたって、資産の売却・賃貸及び既存住宅の除却や跡地の緑化等に対して支援する。

・既存住宅処分費補助：50万円／戸

目標１：暮らす人を増やす 《安全で快適に移動する》

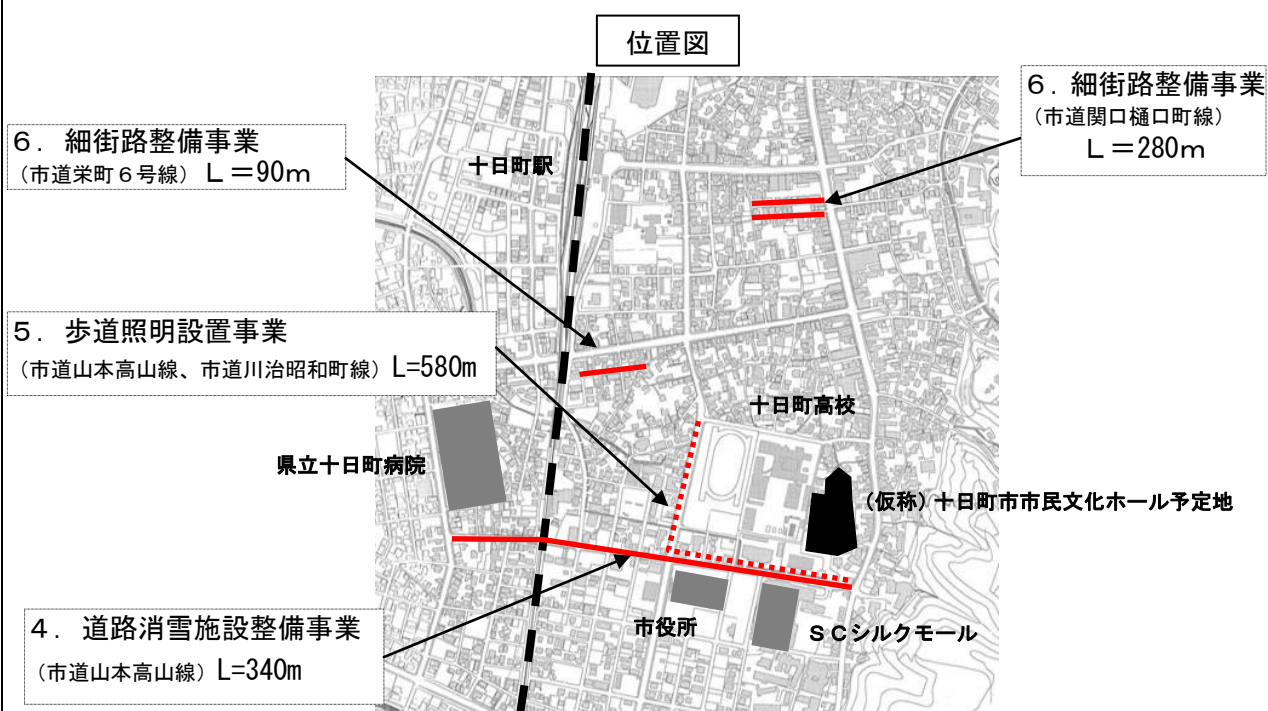
- 4. 道路消雪施設整備事業（市道山本高山線）
- 5. 歩道照明設置事業（市道山本高山線、市道川治昭和町線）
- 6. 細街路整備事業（市道関口樋口町線、市道栄町 6 号線）

ショッピングセンター「十日町シルクモール」のリニューアル（平成 25 年 3 月）や「（仮称）十日町市市民文化ホール」の整備によって、市道山本高山線を利用する自動車と歩行者の通行量が増加することが想定される。

本路線は冬期間の機械除雪の堆雪により道路や歩道幅員が狭小となることから、消雪施設を整備して通年的に自動車及び歩行者の安全で快適な通行を確保する。

さらに、十日町高校グラウンドに接する市道川治昭和町線沿いには街路灯がなく、市役所や国県の出先機関などの官公庁が集積し通勤・通学者が多いことや、これから整備する（仮称）十日町市市民文化ホール等の利用者が安全に通行するためにも、市道山本高山線と併せて歩道照明を設置する。

また、市街地内の未整備の細街路 3 路線の側溝を蓋付側溝に改修し、住民や来街者の安全な通行を確保する。



目標 2 : 訪れる人を増やす 《憩いの場をつくる》

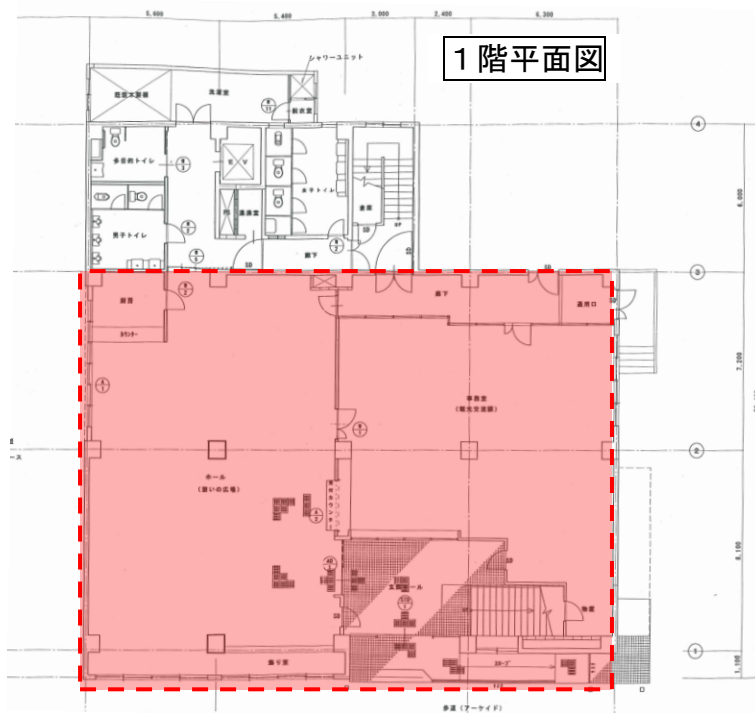
■12. 市民交流センター整備事業（本町分庁舎）

平成 18 年に市役所機能の一部を移した本町分庁舎の 1 階部分を市民交流センターとしてリニューアルし、来街者への中心市街地の案内機能や交流・憩いの場を提供する。

また、案内機能や休憩施設、トイレ等を市民や来街者が気軽に使える施設とし、まちなか回遊の拠点施設の一つとして機能させることを目的とする。

<施設概要>

- 事業主体：十日町市
- 既存施設の再生
- 主要施設：市民交流スペース、休憩所、授乳スペース、中心市街地内の案内所機能



■11. 老人ディサービス施設整備事業・子育て支援施設整備事業

(旧田倉跡地活用事業)

平成 16 年の中越大震災で被災して空きビルとなった衣料品小売店「田倉」の跡地を活用して、高齢者及び一般世帯向けの賃貸住宅を整備する。

また、子育て支援施設やディサービス施設、サテライトクリニック、多目的ホールを併設し、子育て世代や高齢者が安心して生活できる住宅を提供する。

●事業主体：特定目的会社

●敷地面積：1,760 m²

●構造：鉄骨造 地下1階、地上4階

●延べ床面積：3,496 m²

●主要な施設：

サービス付き高齢者住宅：30戸（2・3階）

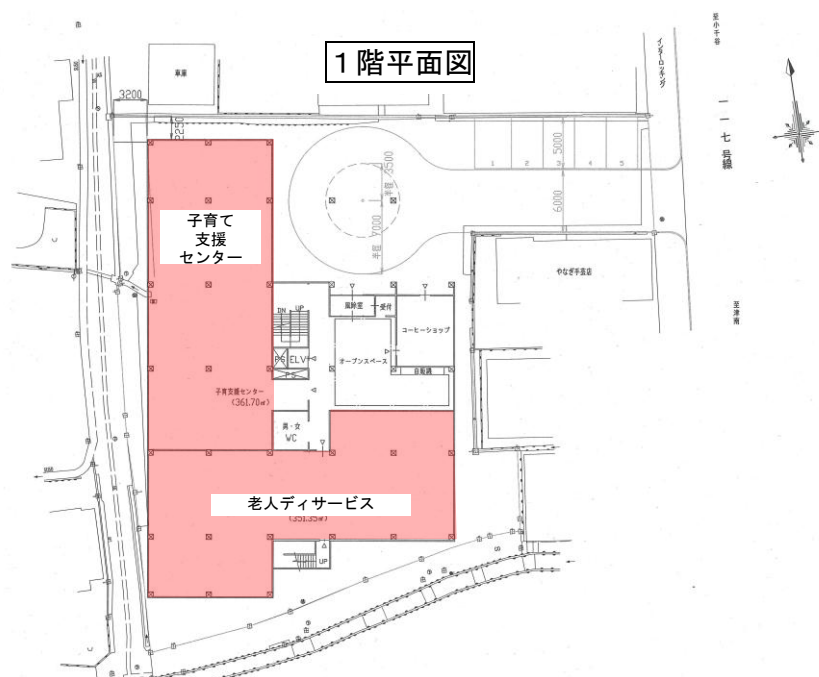
ファミリー向け都市型住宅：15戸（4階）

子育て支援施設（1階）

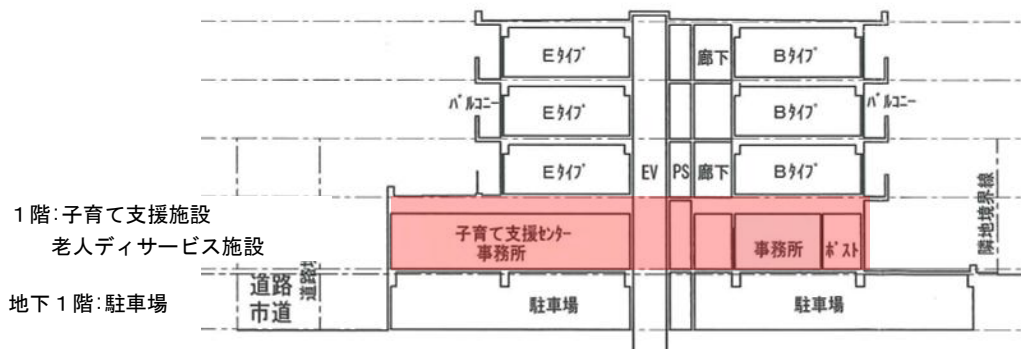
老人ディサービス施設（1階）、サテライト診療室（1階）

オープンスペース（地域住民の交流の場）（1階）

コミュニティカフェ（1階） など



建物断面図 (Building Section Diagram)



■19. ラポート十日町周辺地域活性化整備事業

1階にはAコープ（スーパー）とJ Aバンク、2階から4階までを結婚式や各種会合に使用できるホールや会議室等のある施設として拡張し、市民ホール（無料休憩スペース）やギャラリーを設置し、市民や来訪者の利便性の向上を図る。

●事業主体：十日町農業協同組合

●敷地面積：1,800 m²

●建物概要

1階	新十日町支店の新設、ギャラリー
2階	市民ホール（無料休憩スペース）
屋外	駐車場整備

目標 2 : 訪れる人を増やす 《楽しく歩く環境をつくる》

■27. (仮称) 産業・文化発信館の整備 (旧娯楽会館跡地活用事業)

かつてボウリング場や映画館など、市民の娯楽の場として親しまれていた「娯楽会館」は、地域の景気低迷などによって廃業し、さらに平成 16 年の中越大震災で被災して危険建物となっていた。その後、十日町市の所有になったことを機に、平成 24 年 8 月に解体された。

当地は集客施設である「越後妻有里山現代美術館キナーレ」や「道の駅クロステン」と、中心商店街の中間地点に位置するため、十日町の伝統や歴史を発信する市民や来街者の交流できる魅力ある施設とすることで、来街者が中心市街地内を回遊するための核となることを目指す。

<事業目的>

十日町市の歴史・文化を先導し、地域住民の憩い・学び・生活の空間とともに、他地域からの人々が交わる交流の拠点を構築する。

<事業コンセプト>

(1) 文化・歴史を内包し、発信する建築

雪、きもの、石彫、雁木、火焰型土器等の十日町の文化・歴史を建築に取り込む。

(2) 趣味・興味・交流のできる空間

市民の生活の拠点となり、趣味、興味等による交流のできる空間を提供する。

(3) 交流の玄関口

来街者の交流の玄関口としての役割を果たすため、観光名所や主要施設の情報を発信する。また地場製品の販売を行い、地域の産業や資源を P R する。

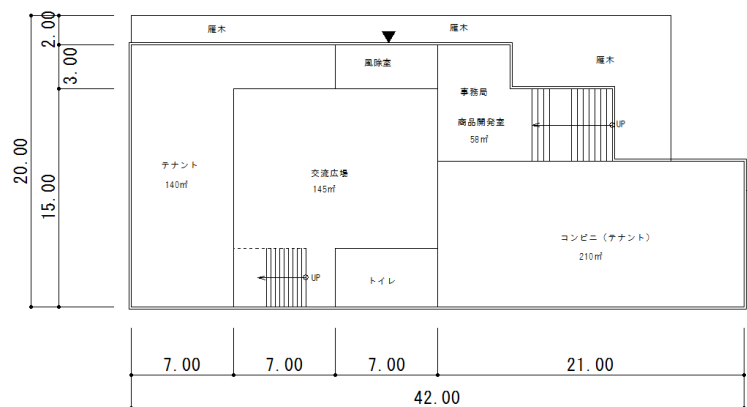
(4) 環境共生型ライフスタイルの提案

太陽光パネルやペレットストーブ等を利用した環境共生型ライフスタイルの先導的モデル施設とする。

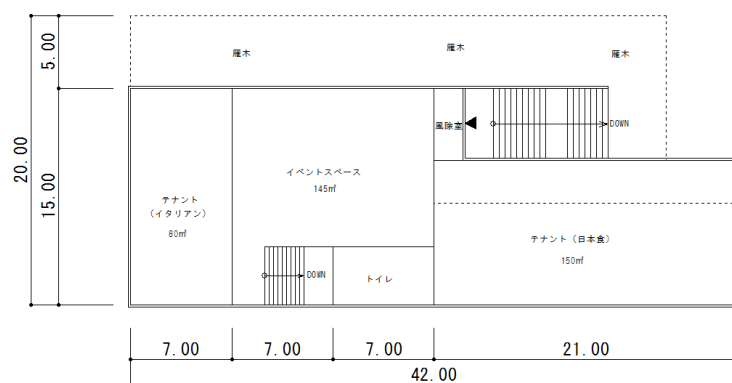
<施設概要>

- 事業主体：株式会社フラワーホーム
- 設計：手塚貴晴・由比 手塚建築研究所
- 敷地面積：1,250 m²
- 構造：木造 2 階建て
- 延べ床面積：1,200 m²
- 主要施設：1 階 テナント、交流広場、雁木
2 階 イベントスペース、レストラン

1階平面図



2階平面図



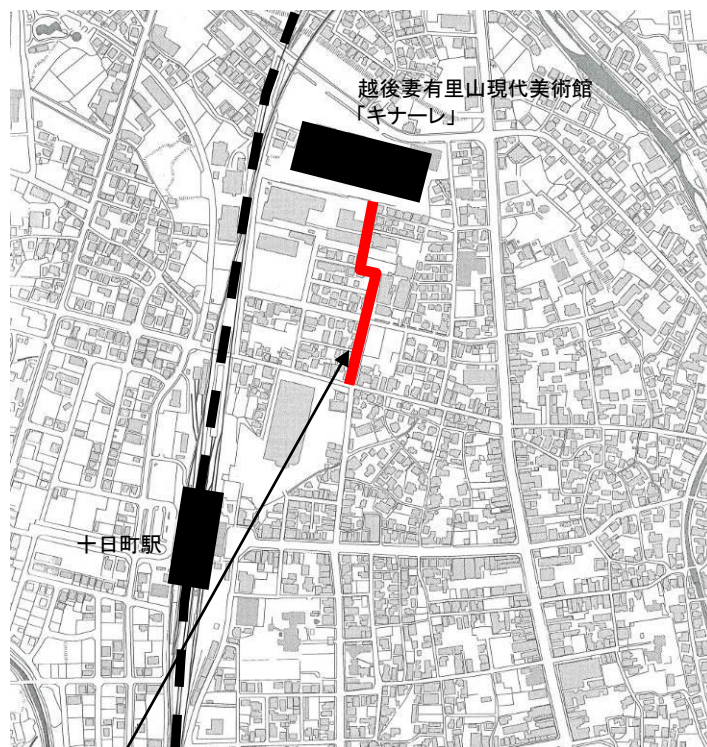
施設イメージ模型



■ 3. キナーレ南側進入路整備事業（市道宇都宮 4 号線）

中心市街地の北側に位置し、大地の芸術祭の作品が設置されている「越後妻有現代美術館キナーレ」や「道の駅クロステン」と、中心市街地中心部との歩行者のアクセス性の向上を図るため、市道宇都宮 4 号線を景観に配慮した歩行者と車が共存する道路として整備する。

位置図



キナーレ南側進入路整備事業
（市道宇都宮 4 号線）
L = 300m

■33. 中心市街地まちと個店の魅力掘り起し事業

経済産業省：中心市街地魅力発掘・創造支援事業

商業者がまちや個店の魅力を再発見し、情報発信力を強化することで、中心市街地全体の魅力と競争力を高めることにつなげる。

- 事業主体：十日町商工会議所（実行委員会形式）
- 事業内容：中心市街地魅力発掘事業
 - ・機能状況調査
 - ・消費者ニーズ調査
 - ・個店の販売力強化、商店街活性化に向けたセミナーの開催

■28. 中心市街地にぎわいカアップ事業

若手商業者を主体としたネットワークの構築を目的に開設した「商店街にぎわい研究所」を中心に、平成24年に「にぎわいプロジェクト」を立ち上げた。そのメンバーが主体となって毎月10日に行う「とおか市」と、毎月最終土曜日に行う「にぎわいサタデー」を毎月異なったテーマで開催し、多様な世代が中心市街地へ足を運ぶ機会を創出する。

●事業主体：NPO法人にぎわい（十日町市中心市街地整備推進機構）

●主要事業：とおか市、にぎわいサタデー

幼児、小学生、中学生、高校生などが中心市街地で活動を行うことにより、社会体験をすることや、街への関心を高める機会を提供する。

＜平成24年度実施の内容＞

	とおか市（毎月10日）	内容	参加店舗等
4月	商店街まるごと新人歓迎会	この春に新入生・新社会人・新婚・新定年になった人などを対象に参加店から特典・サービスを提供する。	参加：56店舗 出店：15店舗
5月	ズバリこれが私のおすすめ!!商店街逸品会	とおかまち逸品会の「逸品お披露目会」と連携して、専門店が集積する商店街の各店が自店の「逸品」を顧客にプレゼンする。	集客：400人 参加：43店舗 出店：35店舗
6月	商店街じゃんけん大会	参加店舗の中から好きな店舗を選び3店舗で勝利したらプレゼント	参加：36店舗
7月	ワンコイン商店街	価値ある商品・サービスを当日限りの500円均一	参加：45店舗
8月	商店街大ビンゴ大会	参加店舗で500円以上の購入でビンゴカードを配布。当日夕方の夏祭りイベントで、ビンゴ大会を実施	集客：500人
9月	商店街シルバーデー	シルバーの方（概ね60歳以上）は、自己申告で各店から特典が受けられる	参加：33店舗
10月	ねえ、聞いて聞いて!!コレが私のおすすめ☆	とおかまち逸品会の「逸品お披露目会」と連携して、専門店が集積する商店街の各店が自店の「逸品」を顧客にプレゼンする。	
11月	SLまつりスタンプラリー&軽トラ市	SLまつりと軽トラ市と共催でスタンプラリーを実施	

	にぎわいサタデー （月の最終土曜日）	内容	
5月	商店街カラオケキャラバン	中心市街地の5か所にカラオケ機と簡易ステージを設置した軽トラが出向き、各町内の住民にカラオケをしてもらう。	集客：200人
6月	とおかまち女子カアップ大作戦 商店街的イケメン総選挙	商店街で働くイケメン No.1 を決める目玉イベントと、リラクゼーションフェア・屋台村を展開	集客：300人
11月	商店街子ども店長	市内の小学生から子ども店長を募集し、交替で各店舗の店長を行う。	
11月	商店街ハロウィンパーティ@とおかまち	仮装して参加した顧客に駄菓子引換券を進呈	仮装行列：100人
12月	十日町商店街クリスマスイベント	中心商店街を盛り上げたい・魅力を知ってもらいたいと考えた高校生による商店のクリスマスデコレーションコンテスト	



■16. 石彫プロムナード活用事業

中心市街地の資源を活用して、多様な来街者が「まちなか回遊」できる環境を整備する。

本町5丁目に整備する「(仮称)産業・文化発信館」を拠点とした石彫めぐりコースを設定し、ウォークラリー形式による特典を設ける。

・石彫プロムナードの案内看板の設置

「(仮称)産業・文化発信館」に石彫プロムナードの案内施設を設置する。

・石彫散策ルートマップの作成



	コース名	主なルート	距離・時間
.....	石彫プロムナード	(仮称)産業・文化発信館＝本町4、5丁目＝駅通り＝昭和町通り＝高田町通り＝本町1、2丁目＝本町3丁目＝(仮称)産業・文化発信館	3km : 1.5 時間
.....	有名建築家による建築と石彫プロムナード	(仮称)産業・文化発信館【手塚貴晴】＝本町4、5丁目＝本町1、2、3丁目＝おとぎの国美術館＝昭和町通り＝駅地下ギャラリー＝ほくほく線駅西広場＝十日町市「緑道」＝十日町市博物館＝十日町情報館【内藤廣】＝越後妻有里山現代美術館「キナーレ」【原広司】＝(仮称)産業・文化発信館	5km : 2.0 時間

■18. まちなか「花の情報マップ」作成事業

中心市街地の花木の開花や、「コミュニティガーデン」の情報を掲載したマップを季節ごとに作成し、来街者の回遊性の向上を図る。

- 事業主体：NPO法人にぎわい（十日町市中心市街地整備推進機構）
- 主要事業：花の情報マップの作成、コミュニティガーデン整備事業

★コミュニティガーデン推進エリア

桜の智泉寺



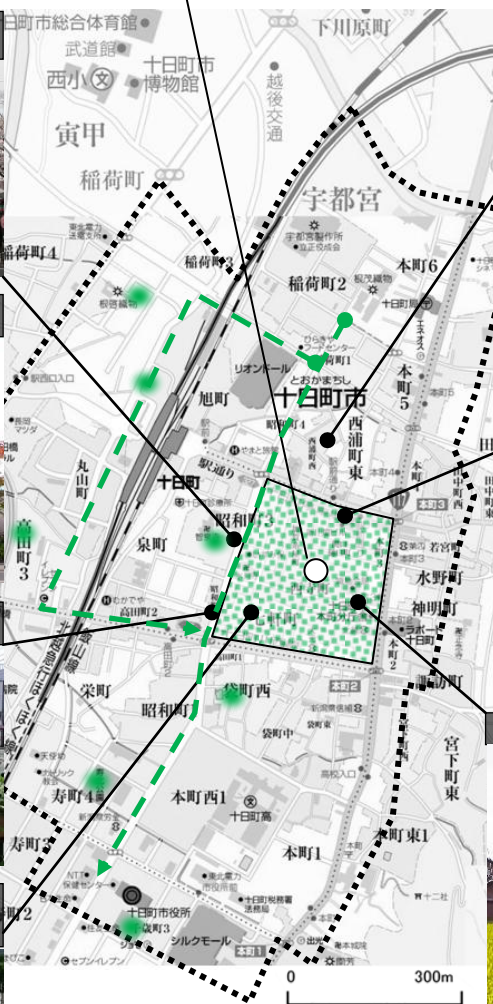
紅葉の智泉寺



街路沿いのガーデニング



空地での
イングリッシュガーデン



(C)Yahoo Japan

図中 ● : 都市公園やその他の広場等

● → : 回遊ルート

映画館跡地での
秋のコスモス畑



織物工場跡地での
夏のひまわり畑



住居跡地での春の菜の花畑



■57. 「とおかまちナビ」サービス事業

スマートフォンを街や風景にかざすと、映し出された現実の空間に検索情報が重なって見える機能を利用し、散策ルートや石彫、商店、イベントなどの情報を掲載することで、中心市街地での回遊性を向上させるツールとする。

●事業主体：十日町市

●主な取り組み：カテゴリーごとに登録内容を充実させ、中心市街地に足を運ぶ機会づくりと回遊性の促進を図る。

主な登録内容（全市）

カテゴリ名	登録件数
大地の芸術祭	301 件
石彫（中心市街地のみ）	78 件
観光地	80 件
食べる	31 件
泊まる・日帰り温泉	泊まる 17 件 日帰り温泉 7 件
買う	17 件
見る・体験する	見る 10 件 体験する 9 件
ホッとひと駅 （中心市街地のみ）	56 件
医療施設・AED	医療施設 27 件 AED 104 件
ときたび（昔日の十日町） （中心市街地のみ）	59 件
Wi-Fi スポット	37 件
十日町産コシヒカリを食べられる店	47 件

※登録件数は、時期により変動あり。



●新規取り組み：十日町市のイメージキャラクターである「ネージュ」をスマートフォン上に表示させ、中心市街地内で「ネージュ」と一緒に記念撮影ができるポイントを登録し、来街者の回遊性を促進する。

ネージュと記念撮影



ネージュ：十日町市出身のファッションデザイナーであり、レディスブランド「ZUCCA（ズッカ）」を立ち上げた小野塚秋良氏により、1994年に十日町市のキャラクターとしてデザインされたキャラクターである。十日町市では、「ネージュ」ぬいぐるみ、NeigeBookなどの商品を製作し、市のPRに活用している。

中心市街地内に散りばめるキャラクターの一例



目標 2 : 訪れる人を増やす 《まちなかにアクセスしやすくする》

■ 1. 中心市街地駐車場整備事業（市民活動センター・まちなか公民館駐車場）

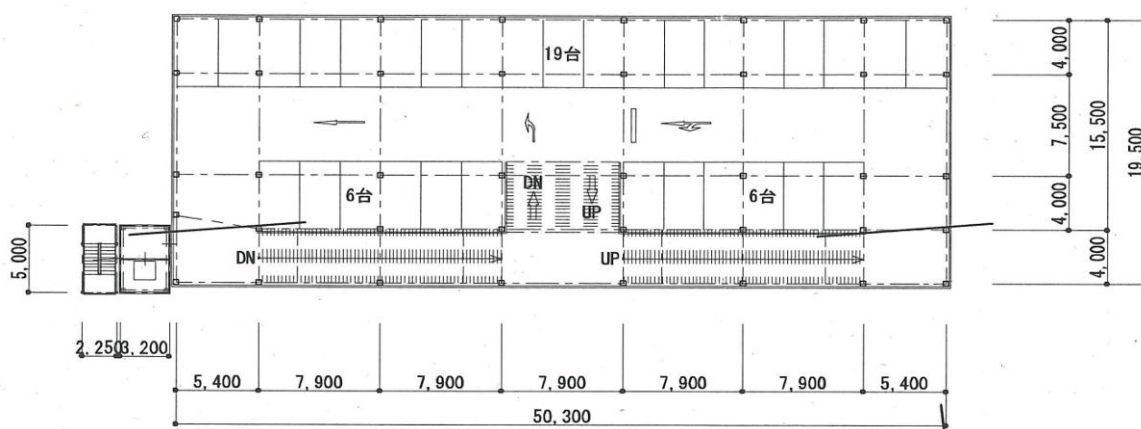
中心市街地内に不足している時間制有料駐車場を本町 3 丁目に整備し、来街者のアクセスの向上を図る。

整備にあたっては、アーケードに接して設置するとともに自走式立体駐車場形式とし、商店街との連動性や降雪時の利便性を考慮したものとする。

また、環境にやさしい中心市街地を目指すために、電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド車（PHV）のための充電設備を設置した駐車場を整備する。

- 事業主体：十日町市
- 敷地面積：1,700 m²
- 構造：鉄骨造 地上 4 階 一部棟外駐車
- 延べ床面積：2,780 m²
- 収容台数：150 台
- 付帯設備：エレベータ設備
ゲート機自動精算設備

駐車場平面図（1 F～4 F）



4 階 : 34 台
3 階 : 31 台
2 階 : 31 台
1 階 : 33 台
棟外 : 21 台

合計 : 150 台

■大型公益施設の建設に付帯する駐車場の整備

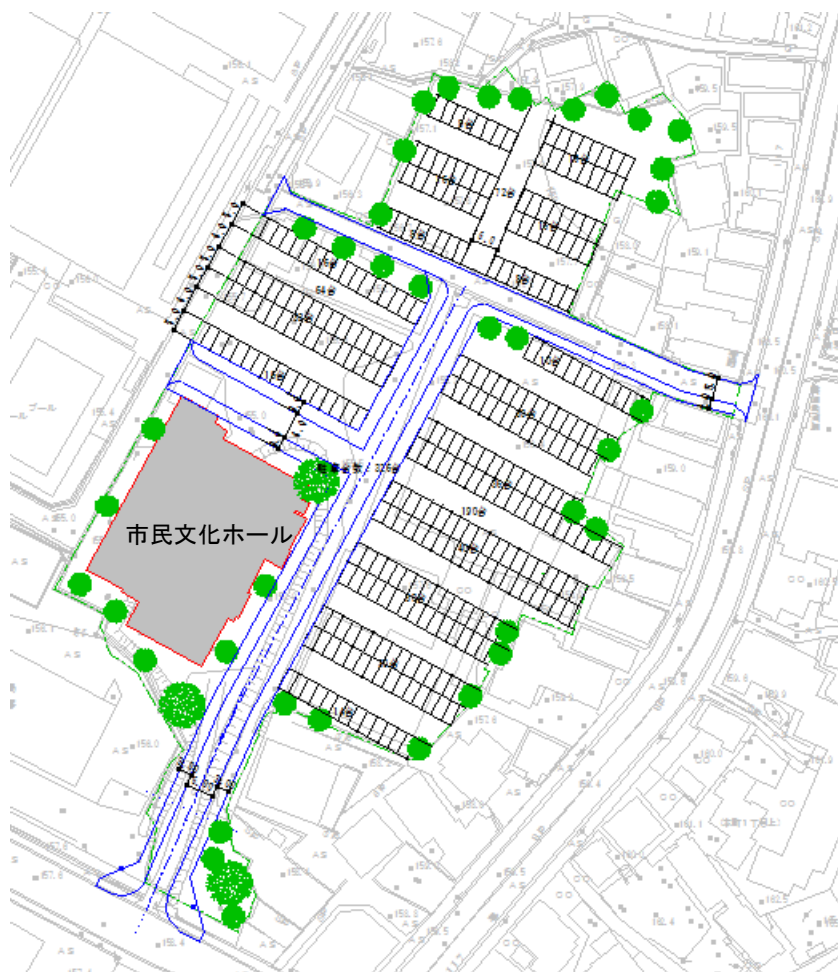
市民会館の老朽化にともなって建て替える「(仮称)十日町市市民文化ホール」内に約 230 台収容可能な駐車場を確保する。

これによって中心市街地南側の駐車場不足を補うことができ、北側の「道の駅クロステン」の駐車場約 360 台と合わせて、中心市街地で開催する各種イベント等での来街者アクセスを改善することができる。

さらに、市役所庁舎に付帯する約 240 台収容の駐車場を加えれば、休日のイベント時においてさらなるアクセスの向上が可能となる。

- 事業主体：十日町市
- 敷地面積：約 13,900 m²
- 構造：平面駐車
- 収容台数：約 230 台

駐車場平面図 (イメージ)



目標 3 : 活動する人を増やす 《市民活動の拠点をつくる》

■10. (仮称) 十日町市市民文化ホール・中央公民館の整備事業

十日町市市民会館及び十日町市中央公民館は、建設から 42 年が経過して老朽化が進み、平成 16 年の中越大震災などによる損傷が著しく建て替えが必要である。

そのため、公益施設のまちなか回帰を促し、コンパクトなまちづくりを進めるために、中心市街地の大型遊休地を活用して建設することとする。

中心市街地で市民が芸術や文化とふれあい、市民自らが創作活動を行うことで、新たな交流による輪が広がることから、商店街に整備する「市民活動センター・まちなか公民館」と「(仮称) 十日町市市民文化ホール」に併設する中央公民館の取り組みを連携させ、まちなかの回遊性の向上を図る。

●事業主体：十日町市

●敷地面積：約 13,900 m²

●規模：客席 600～800 席

リハーサル室、楽屋、展示室 など

中央公民館を併設

平面図 (イメージ)



「(仮称) 十日町市市民文化ホール」
のイメージ



■13. 市民活動センター・まちなか公民館の整備事業

中心市街地の低利用事務所ビルを、「市民活動センター・まちなか公民館」としてリニューアルし、現在中心市街地の外側に立地する中央公民館で行っている市民活動やサークル活動の場として提供する。

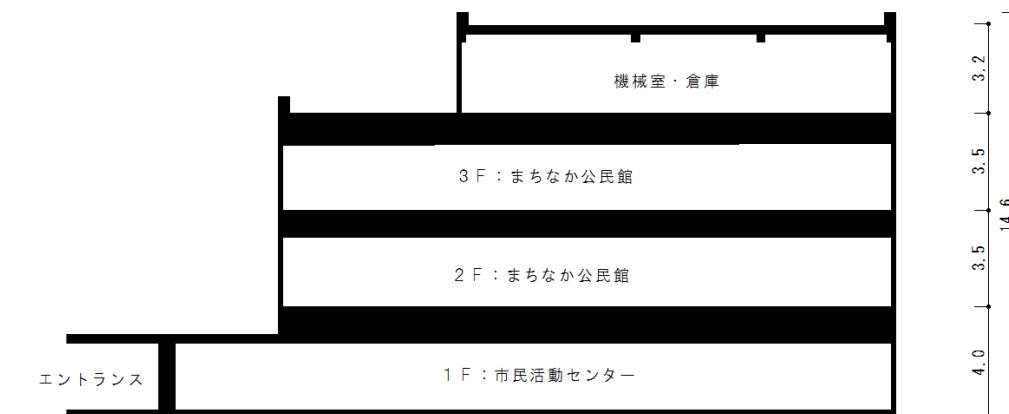
施設の整備にあたっては、市民活動団体等とのワークショップを通じて計画づくりを進めることで、中心市街地内での市民活動の活性化を図る。

また、NPO法人等の活動拠点施設と位置付けることにより、NPO間の連携を深め、新たな取り組みや活動の活性化を図ることを目的とする。

<市民活動センター・まちなか公民館>

- 事業主体：十日町市
- 低利用ビルの再生
- 敷地面積：380 m²
- 構造：鉄筋コンクリート造 地上4階
- 延べ床面積：827 m²
- 主要施設：1階 市民活動センター
2～3階 まちなか公民館
4階 機械室、倉庫

施設断面図



まちなか公民館のイメージ



市民活動センターのイメージ



目標３：活動する人を増やす 《市民活動を支援する》

■ 2. コミュニティガーデン整備事業

中心市街地の廃業した織物工場跡地や、中越大震災によって取り壊された住居跡地などの遊休地を活用して、コミュニティガーデンを整備する。

また、少子高齢化が著しく進行する中心部は地域コミュニティの低下が懸念されているため、地域住民や市民の積極的な参加を促して市民協働型のプロジェクトとして推進することで、地域コミュニティ機能の再生を図る。

さらに、中心市街地に点在する遊休地や公園・広場に四季折々の花木を植栽して、花の情報を発信することで、来街者の増加と回遊性の向上を図る。

<施設概要>

●事業主体：十日町市が「NPO法人にぎわい」（中心市街地整備推進機構）へ委託

●主要な取り組み

比較的大規模な遊休地を拠点としてNPOが中心となり地域住民との協働で整備し、周辺の遊休地や個人の庭先へ取り組みを拡大する。

旧映画館跡地



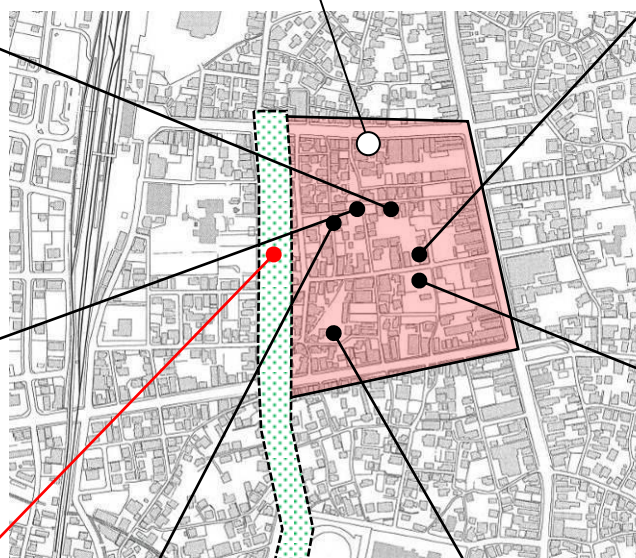
中越大震災の被災により取り壊し移転した住居跡



街路事業に併せて取り組む地域住民による景観形成



★コミュニティガーデン推進エリア



中越大震災の被災により取り壊し移転した住居跡



旧織物会社の社屋跡地



郊外へ転居した住居跡



郊外へ転居した住居跡



コミュニティガーデンのイメージ



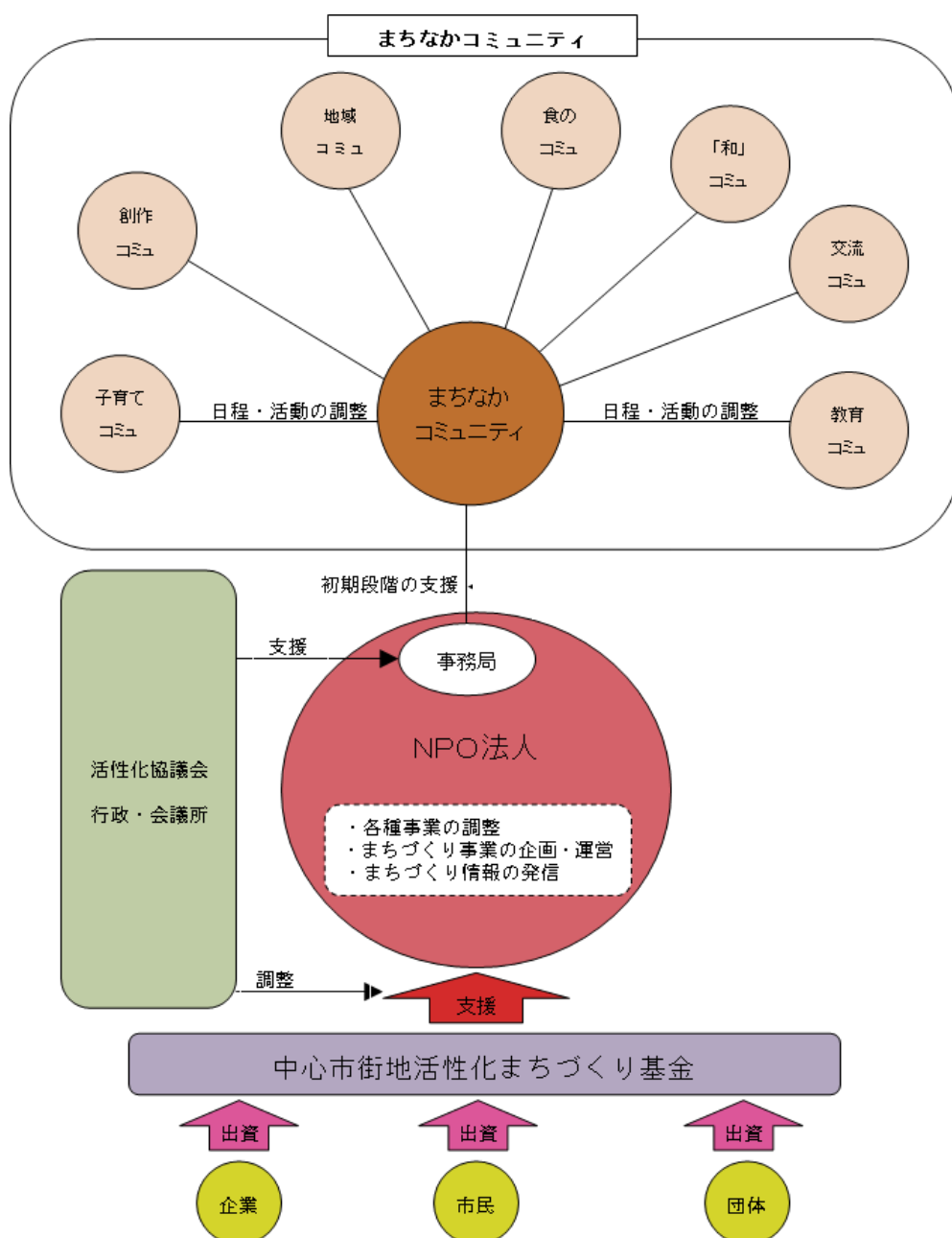
■54. 中心市街地活性化基金による市民活動支援事業

中心市街地における市民のまちづくり活動を資金的に支援するため、民間からの積極的な発意による寄附行為で基金を平成 24 年度に造成した。

この基金の運用を通じて中心市街地内における市民活動を支援し、交流とにぎわいを創出する。

＜基金造成予定金額：20,000 千円（平成 25 年 3 月末：18,500 千円造成済み＞

基金の活用と取り組みのイメージ



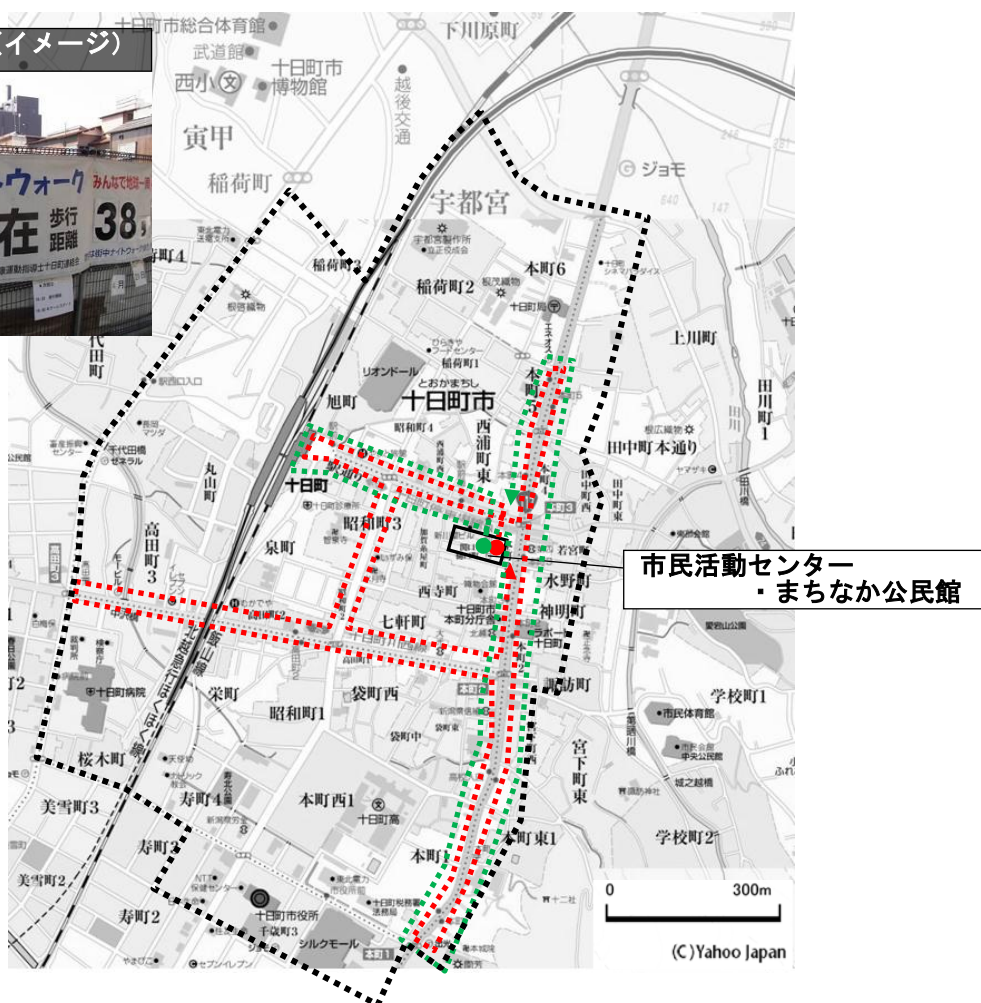
■15. 市民の健康づくり推進事業（まちなかまちじゅうウォーキングロード）

中心市街地内の約 5.3km に及ぶアーケードや融雪歩道を活用して、降雪期でもウォーキングができる健康ウォーキングロードを整備し、市民の健康増進を図るとともに、中心市街地に足を運ぶ機会を作る。

また、万歩計の歩数に合わせた特典を設けるなど、市民の健康づくりの推進を図る。

●事業主体：十日町市

●主要事業：万歩計と連動した健康管理システム、ウォーキングロードの表示サイン、距離達成による特典サービス



表示	距離数
-----	3 kmコース
-----	5 kmコース

■環境・防災対策への取り組み

十日町市では公共建築物を建設する際に、持続可能な市有建築物の整備の推進を目的として「十日町市公共建築物環境配慮指針」を定めている。本計画で整備する公共建築物についてもこの指針に基づき設計を行うことで、建築物の「環境に関する品質・性能の向上」と「外部に対する環境負荷の低減」を図る。

また、本計画で整備された公共建築物や駐車場等は、災害時の避難施設として機能するよう施設計画に配慮する。

これらの取り組みを行うことによって、安心で安全な生活環境を提供する。

■十日町市公共建築物環境配慮指針：技術指針を抜粋

環境配慮の目的				環境配慮の目標	
項目	内 容				
1 省エネルギー	(1) 負荷の低減	①	建物配置	1	建物の向き・室の配置の配慮などにより、外部からの熱負荷低減、除排雪の負荷低減に配慮する
		②	外壁・屋根・床の断熱	2	高断熱の材料や工法の採用などにより、構造体からの熱負荷の低減に配慮する
		③	窓の断熱・日射遮断・気密化	3	断熱・日射遮断性の高い建具・窓・庇の採用などにより、外壁開口部などにおける熱負荷の低減に配慮する
		④	局所空調・局所排気	4	汚染空気や熱を拡散させずに排出したり、居住域を中心とした空調を行うなどにより、無駄の少ない空調換気システムの採用を推進する
		⑤	エネルギー損失の低減	5	機器などからの発熱を低減するため、エネルギー損失の低減を考慮した設備システムの採用を推進する
	(2) エネルギー・資源の有効活用	①	エネルギーの有効かつ効率的な利用	6	エネルギーの変換及び利用が、総合的かつ効率的に実施されるような設備システムの採用を推進する
		②	電力負荷の平準化	7	電力負荷の低減及び平準化システムの採用を推進する
		③	搬送エネルギーの最小化	8	搬送エネルギーの最小化のため、省エネルギー機器の採用を推進する
		④	照明エネルギーの最小化	9	高効率照明装置や適正な照明制御方式の採用を推進する
		⑤	水資源の消費低減・有効利用	10	水使用量の削減（節水型機器の採用率100%）、排水再利用や雨水利用のシステムの採用などにより、水資源の有効利用を推進する
	(3) 再生可能エネルギーの利用	⑥	適正な運転管理が可能なシステムの構築	11	自動抑制・中央監視制御システム、適正な運転管理が可能な管理システムの採用を推進する
		①	自然採光の活用	12	自然光の活用により、照明負荷の低減に配慮する
		②	自然通風の活用	13	自然換気・通風の活用により、冷房・換気負荷の低減に配慮する
		③	自然エネルギーの利用	14	太陽光発電、太陽熱給湯、雪冷房、外気冷房等による自然エネルギーの利用に努める
		④	バイオマスエネルギーの利用	15	木質バイオマスを利用したペレットボイラー・ストーブ等を採用し、再生可能エネルギーの利用に努める
2 長寿命化		①	フレキシビリティの確保	16	将来の施設内部機能の変化に柔軟に対応できるような、フレキシビリティを確保する
		②	構造体の耐久性	17	建築構造体について、耐久性の確保や劣化防止に配慮する
		③	非構造部材・設備の合理的耐久性・更新性	18	合理的耐久性に優れ、更新・整備・点検に配慮した建築資材、設備機材、システムの採用を推進する
		④	維持管理の容易性	19	維持管理が効率的・効果的に実施できるスペースの確保、設備の更新に配慮した構造の採用を推進する
3 の（低）使用環境負荷（アル）		①	自然材料などの採用	20	環境負荷の低減、人体への安全性・快適性に配慮し、環境負荷の少ない自然材料などの採用を推進する
		②	熱帯材型枠の使用合理化	21	熱帯材の減少に配慮し、熱帯材型枠の使用の低減を推進する
		③	リサイクル材料の採用	22	廃棄物などの再利用又は再生利用した資機材の採用を推進する（グリーン購入品含む）
		④	分類が容易な材料や工法の採用	23	部分的な更新が容易で廃材などの発生が少ない機材、分解が容易な材料・モジュール材料などの採用を推進する
4 処用資材・材廃棄物の適正適使		①	建設副産物の発生抑制・再資源化	24	廃棄法、建設リサイクル法の遵守、既存部材の再利用、建設発生土抑制・有効利用、プレハブ化・ユニット化、適量購入・梱包レス化、仮設資材への配慮に努める
		②	環境負荷の大きい物質を使用した機材の使用抑制及び適正回収	25	地球温暖化防止のため、環境負荷の大きな物質（オゾン層破壊物質、温暖化係数の高いガス）を使用した資材・機材の使用の抑制、施設の有害物質（石棉、PCBなど）の100%適正処理などを推進する
		③	廃棄物の削減	26	施設運用時の廃棄物の適正な処理に配慮する
5 周辺環境保全	(1) 地域保全生態系	①	地形改変の抑制	27	必要最小限の地形の改変や既存樹木の保全により、周辺環境への影響を最小限とし、既存周辺環境の保全に配慮する
		②	緑化、地下水の涵養	28	緑化率の向上、水循環の構築、舗装方式などにより、熱負荷低減、地域生態系の保護・育成、都市気候の緩和に配慮する
		③	環境汚染物質の排出抑制	29	有害物質の発生を抑制するシステム・機器の採用、発生した場合の敷地外への排出抑制などにより、大気・水質・土壌などの汚染防止に配慮する
	(2) へ周辺の配環境慮	①	騒音・振動、風害及び光害の抑制	30	騒音・振動、風害及び光害の抑制、危険物などの適切配置、工事に伴う騒音・振動の抑制などにより施設周辺の環境保全に配慮する
		②	周辺景観への調和・統一性に配慮	31	敷地周辺への景観との調和や統一性に配慮する

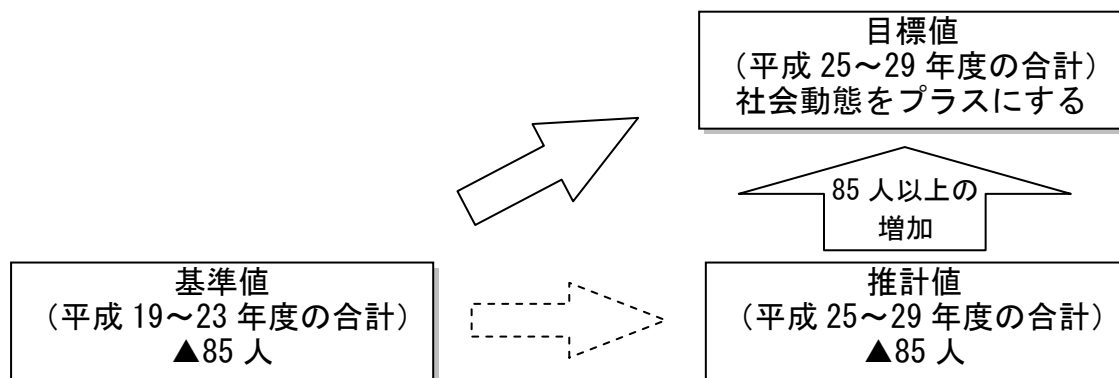
[5] 具体的な数値目標の考え方

(1) 「暮らす人を増やす」の数値目標の設定の考え方

1) 数値目標の設定

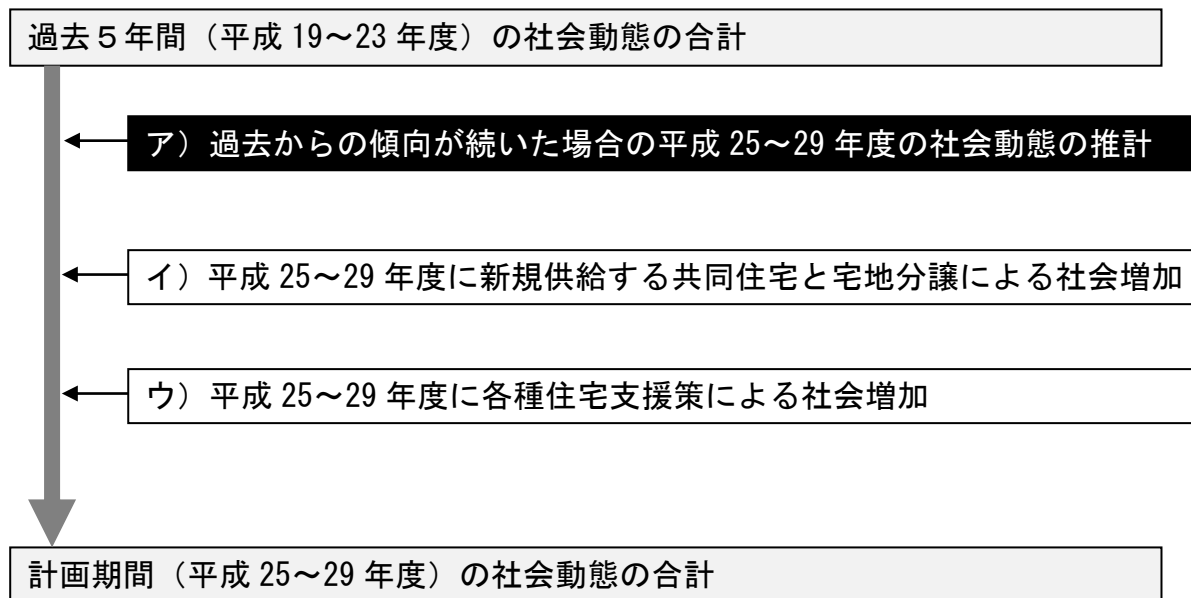
中心市街地の居住人口の社会動態は、流出が流入を上回り、毎年数人～40 人程度の減少となっている。

目標値については、平成 25～29 年度の社会動態の合計が何も取り組みを行わなければ 85 人の減少となると推計されるところを、中心市街地活性化の取り組みによりこれを食い止め、社会動態をプラスにすることを目指す。



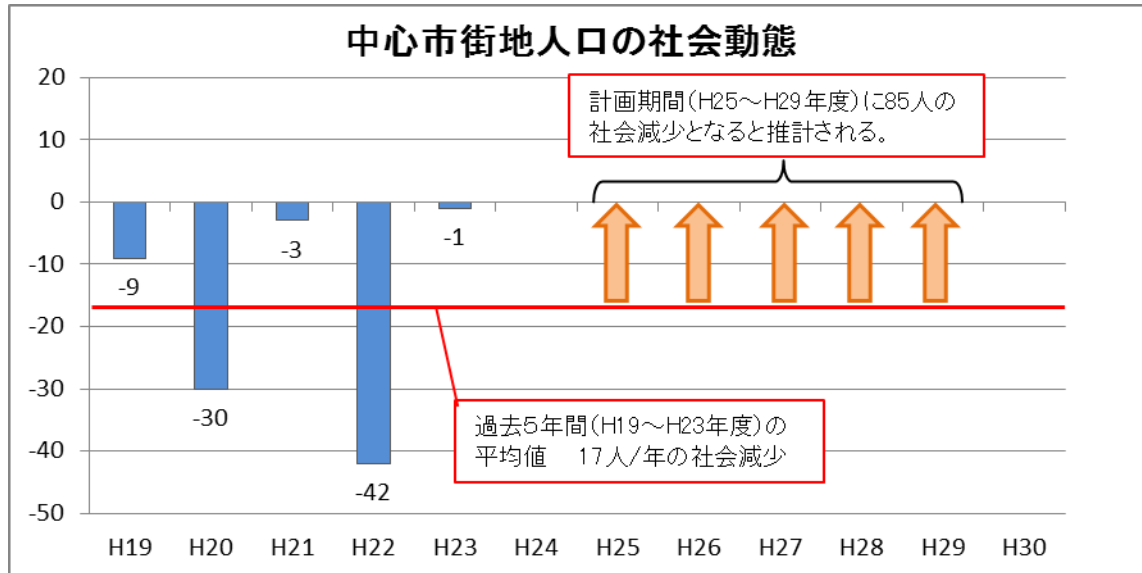
2) 数値目標の設定の根拠

数値目標については、以下のフローに基づいて設定する。



ア) 過去からの傾向が続いた場合の平成 25～29 年度の社会増減の推計

過去 5 年間（平成 19～23 年度）の社会動態の合計は 85 人（平均 17 人/年）の減少となっており、この傾向が続いた場合、計画期間（平成 25～29 年度）で 85 人の社会減少となると推計される。



イ) 平成 25～29 年度に新規供給する共同住宅や宅地分譲による社会増加

① サービス付き高齢者住宅、ファミリー向け都市型住宅整備

（旧田倉跡地活用事業）

「サービス付き高齢者住宅」及び「ファミリー向け都市型住宅」の整備によって確保される戸数と増加人数は、下表の通り、76 人と見込まれる。

■旧田倉跡地活用事業により増加する人数の見込み

住戸タイプ	予定戸数	1戸当たり人数	増加人数の見込み
サービス付き高齢者向け住宅 (33.6～37.2m ² /戸)	16 戸 (18 戸×入居率 90%)	2.00 人	32 人
サービス付き高齢者向け住宅 (25.2m ² /戸)	10 戸 (12 戸×入居率 90%)	1.00 人	10 人
ファミリー向け都市型住宅	13 戸 (15 戸×入居率 90%)	2.66 人	34 人
計	45 戸	-	76 人

※ 1 戸当たり人数：「サービス付き高齢者向け住宅」については、十日町市住生活基本計画の最低居住面積水準より算定。

(1) 単身者 25m² (2) 2 人以上の世帯 10m²×世帯人数+10m²

「ファミリー向け都市型住宅」については平成 22 年国勢調査の十日町市の「核家族世帯」の世帯人数より 2.66 人/戸と設定する。

※入居率 90%は、総務省「平成 20 年住宅土地統計調査」より十日町市の住宅総数 17,270 戸に対し空き家 1,810 戸から 空き家率：1,810 戸/17,270 戸=10.5%として算出した数値

② 十日町駅西土地区画整理区域における宅地供給

十日町駅西土地区画整理事業区域内の十日町市所有の保留地や民間所有地を 5 年間で 8 区画分譲することを目指すとともに、現在民間事業者で計画中の 8 戸分の集合住宅を加えることで増加人数を 42 人と見込む。

■十日町駅西土地区画整理事業の宅地分譲により増加する人数の見込み

住戸タイプ	予定戸数	1戸当たり人数	増加人数の見込み
十日町市所有保留地等分譲住宅	8 戸	2.66 人	21 人
民間供給集合住宅	8 戸	2.66 人	21 人
計	16 戸	-	42 人

※1戸当たり人数：「保留地分譲住宅」と「民間供給集合住宅」については平成 22 年国勢調査の十日町市の「核家族世帯」の世帯人数より 2.66 人/戸と設定する。

よって、平成 25～29 年に新規供給する共同住宅と宅地分譲による社会増加は下記の通りとなる。

①サービス付き高齢者住宅、ファミリー向け都市型住宅整備	76 人
②十日町駅西土地区画整理区域における宅地供給	42 人
計	118 人

ウ) 平成 25～29 年度に各種住宅支援策による社会増加

快適な居住環境を提供するために、下記の各種住宅支援策に取り組み、平成 25～29 年度の社会動態の増加を促進させる。

事業名	事業内容
克雪すまいづくり支援事業	屋根雪処理による落下事故の防止や雪国でも快適に生活するために、屋根融雪装置（地下水の開放利用を伴うものは除く）を設置した住宅及び融雪構造（生活余熱利用等）にする住宅の建設・改造への支援を行う。 ・現行助成額 44 万円（全市） ・嵩上げ支援 66 万円（中心市街地地域）
まちなか居住共同住宅供給事業 （認定の中心市街地活性化区域内のみ）	まちなか居住人口の回復のため共同住宅供給を促進することと、市民の多様な住宅ニーズに応え良好な住宅建設を誘導することを目的に優良な共同住宅建設に対し助成する。
まちなか住み替え促進事業	中山間地に住む市民が利便性の高いまちなかへ住み替えをする場合、資産の売却・賃貸及び既存住宅の除却や跡地の緑化等に対して支援する。 ・既存住宅処分費補助：50 万円/戸

3) 数値目標の推計結果

以上より、計画期間（平成 25～29 年度）の中心市街地の居住人口の社会動態の合計は 33 人の増加とすることが見込まれ、「社会動態をプラスにする」という目標を達成することが出来る見込みである。

ア) 過去からの傾向が続いた場合の平成 25～29 年度の社会動態の推計	▲85 人
イ) 平成 25～29 年度に新規供給する共同住宅と宅地分譲による社会増加	118 人
ウ) 平成 25～29 年度に各種住宅支援策による社会増加	—
計画期間（平成 25～29 年度）の社会動態の合計の見込み	+33 人

4) フォローアップの考え方

数値目標については、適宜、以下の方法により数値を把握し、中心市街地活性化協議会などに報告する。また、目標指標を補完する参考指標を設定し、フォローアップに反映させていくものとする。

数値目標	フォローアップ
数値指標: 人口の社会動態	市が毎月更新している住民基本台帳に基づき、毎年度 3 月末日で年間の社会動態の把握を行う。 また、サービス付き高齢者住宅やファミリー向け都市型住宅が完成する翌年度である平成 27 年度末での集計・分析を行い、達成状況を検証し、状況に応じて目標達成に向けた改善措置を講ずる。さらに、計画期間の最終年度にも再度検証を行うものとする。

参考指標	住宅供給戸数	毎年度 3 月末日 建築確認申請件数
	克雪住宅化戸数	毎年度 3 月末日 克雪すまいづくり支援事業申請者 及び建築確認申請件数
	住みたい度	平成 25 年度（事業着手前） 平成 29 年度（事業完了後） 住宅需要市民意識アンケート調査

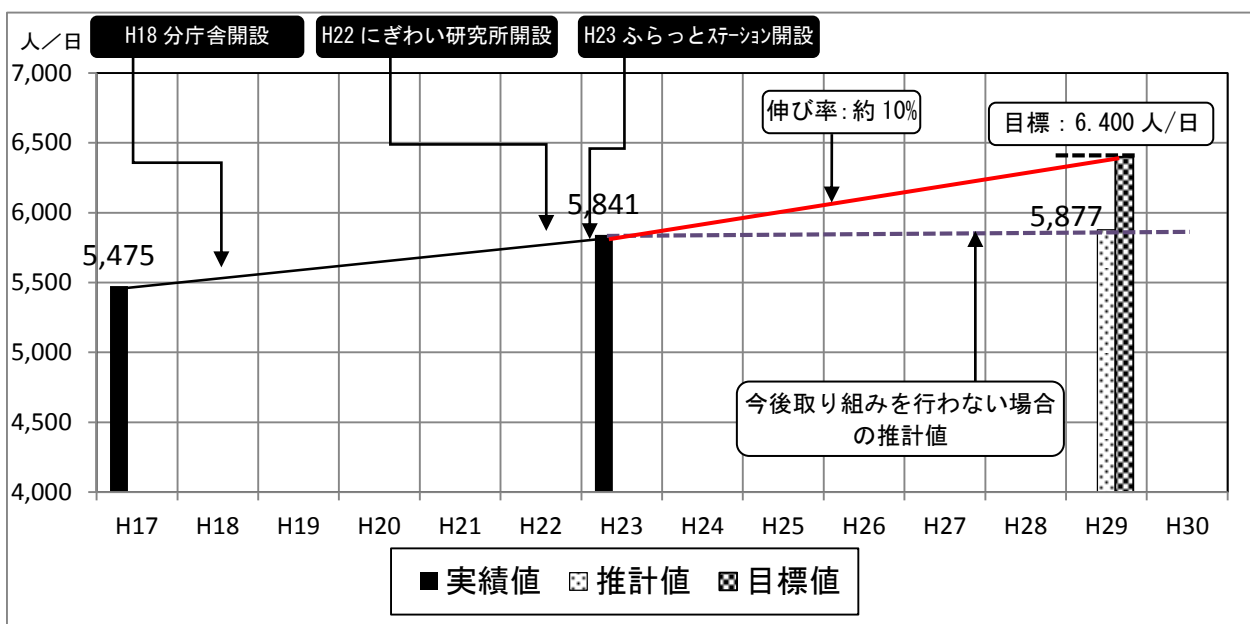
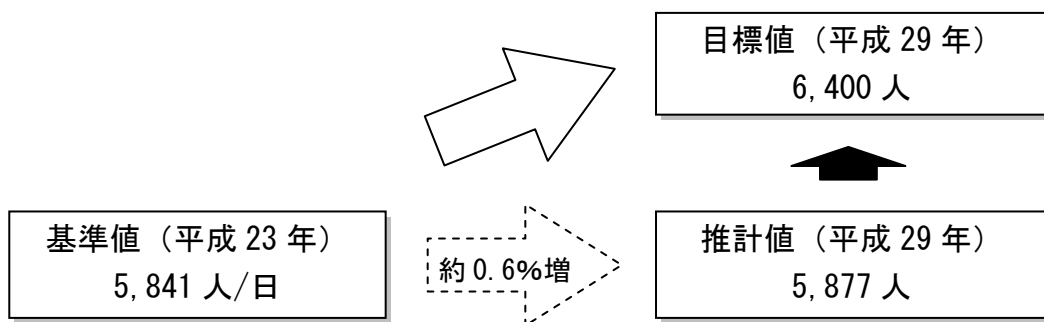
(2)「訪れる人を増やす」の数値目標の設定の考え方

1) 数値目標の設定

当市では旧法に基づいた中心市街地活性化基本計画を進めるために各種取り組みを行ってきており、平成 18 年に本町 2 丁目に市役所機能の一部と社会福祉協議会が入居する本町分庁舎が開設された。また、平成 22 年 10 月には中心市街地のにぎわいの創出のために商店街若手有志による“にぎわい研究所”が主催する月に一度の“とおか市”が開催されている。さらに平成 23 年 2 月にはTMO協議会により空き店舗を活用した交流スペース“ふらっとステーション”が開設され、この他にも商店街振興組合連合会主催の「100 円商店街」やTMO協議会主催の商店街カタログ作成など、精力的に商業活性化の取り組みが行われてきた。

このような取り組みにより平成 23 年の歩行者・自転車交通量は平成 17 年対比で 366 人／日（+6.2%）増加した。

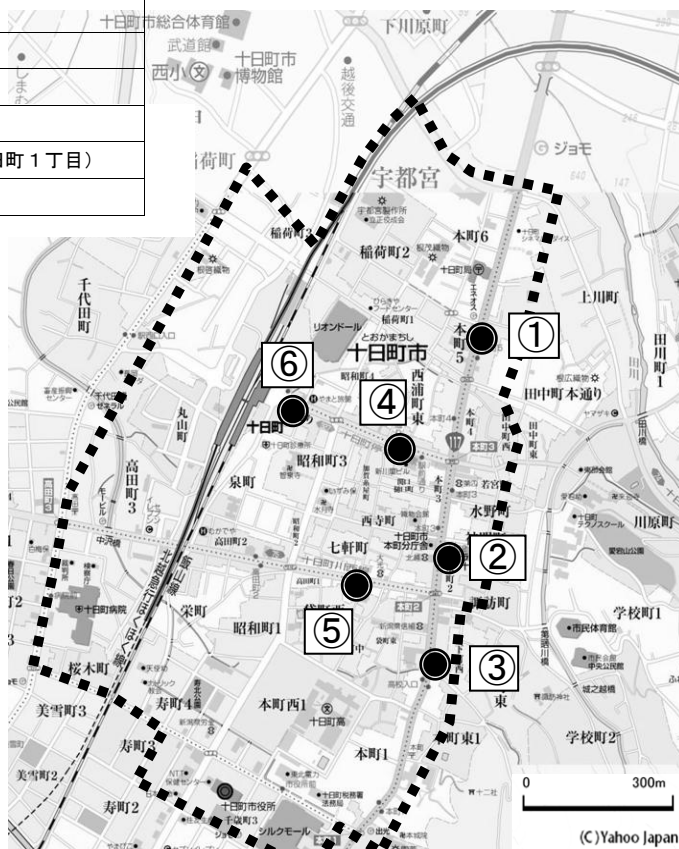
本計画で取り組む事業は、平成 23 年度までの事業に比較して、規模・内容ともに格段に充実した事業であり、通行量の増加率を約 2 倍の 10%とし平成 29 年度における歩行者・自転車通行量（平日）の数値目標を 6,400 人／日とすることを目標とする。



2) 調査地点について

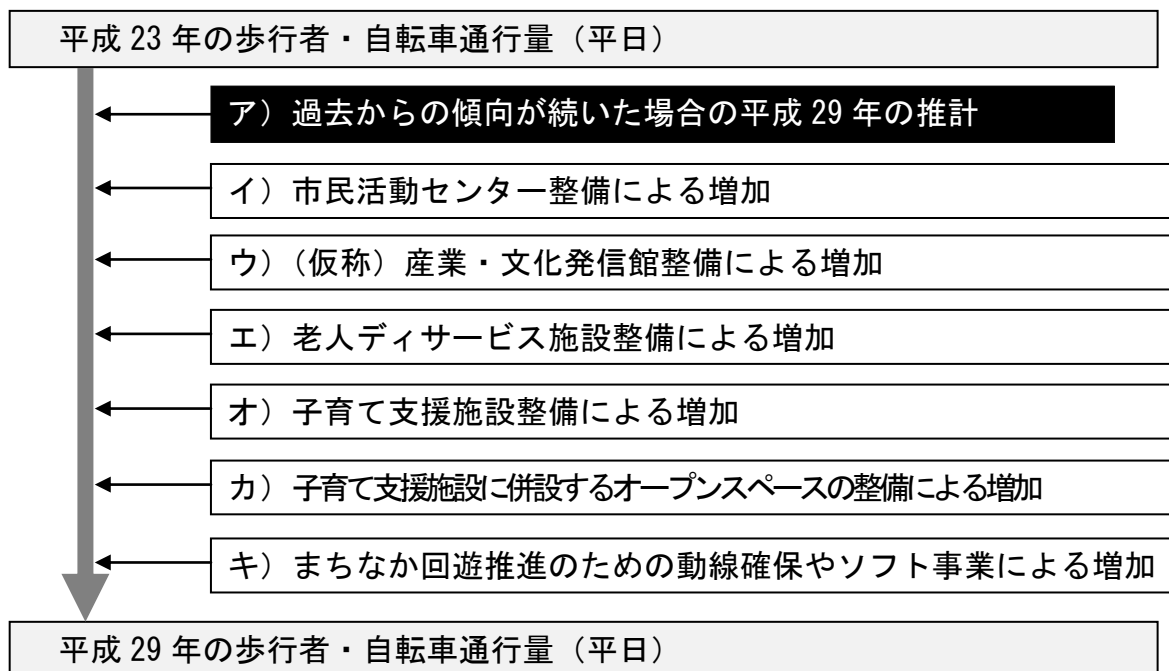
数値目標「歩行者・自転車通行量（平日）」の対象とする調査地点は、平成 23 年に調査を行った下記の 6 地点とする。

調 査 地 点	
①	島田屋酒店前（寅甲 248（本町 5 丁目））
②	本町分庁舎前（子 226-1（本町 2 丁目））
③	旧田倉前（本町 2 丁目）
④	共立観光前（駅通り）
⑤	でんきのデンデムシ駐車場前（子 249（高田町 1 丁目））
⑥	志天前（十日町駅前）



3) 数値目標の設定の根拠

歩行者・自転車通行量（平日）の数値目標については、以下のフローに基づいて設定する。



ア) 過去からの傾向が続いた場合の平成 29 年の推計

平成 17 年調査と平成 23 年調査の結果をもとに、平成 29 年の調査地点ごとの歩行者・自転車通行量を推計すると、下表のようになる。

調査によると歩行者・自転車通行量は、平成 17 年から平成 23 年にかけて②本町分庁舎前で分庁舎を開設したこと等の要因により 6.7%増加したほか、⑤でんきのデンデンムシ駐車場前や⑥志天前で増加している。

これは平成 17 年以降、各種拠点の整備のほか商店街振興組合連合会主催「100 円商店街」や TMO 協議会主催の商店街カタログ作成など、精力的に商業活性化の取り組みが行われたことに加え、高齢者人口や流入通学者が増加したことで、歩行者・自転車通行量の増加につながったものと考えられるが、今後新たな取り組みを行わなければほぼ横ばいに推移するものとし、平成 29 年の歩行者・自転車通行量は **5,877 人/日** になると推計する。

調査地点	H17	H23	H29	平成29年推計値の考え方
①島田屋酒店前	524	502	481	H23年実績値に(H23/H17)比を掛ける
②本町分庁舎前	1,790	2,123	2,123	H17年からH23年にかけての増加は分庁舎開設という特殊要因によるものであるため、H23年以降は横ばいと推計する。
③旧田倉前	624	624	624	H17およびH29年はH23と同程度と推計する。
④共立観光前	820	820	820	H17およびH29年はH23と同程度と推計する。
⑤でんきのデンデンムシ駐車場前	611	640	670	H23年実績値に(H23/H17)比を掛ける
⑥志天前	1,106	1,132	1,159	H23年実績値に(H23/H17)比を掛ける
計	5,475	5,841	5,877	
年度比較		H23/H17比 106.7%	H29/H23比 100.61%	

…網掛け部分は推計値

イ) 市民交流センター整備による増加

当事業では、本町分庁舎の 1 階部分 (約 350 m²) を市民交流センターとして整備し、来街者に対して中心市街地の案内機能や交流・憩いの場として提供する予定であることから、新たに導入する市民交流センターの分を純増として算定する。

「平成 19 年 大規模開発地区関連交通マニュアル」(国土交通省)によると、「事務所」用途の発生集中原単位は 2,900 人/ha・日であることから、「市民交流センター」の利用者数は、

$$1,500 \text{ 人 T.E/ha} \cdot \text{日} \times 350 \text{ m}^2 \div 10,000 = 52 \text{ 人/日}$$

■発生集中原単位

$$2,900 \times \alpha 1 \times \alpha 2 = 2,900 \times 0.75 \times 0.7 = 1,522 \Rightarrow 1,500 \text{ (単位: 人 T.E/ha} \cdot \text{日)}$$

$\alpha 1$: 0.75 (商業床面積率による割引率: 商業床 0 m²)

$\alpha 2$: 0.7 (鉄道駅からの距離による割引率: 距離: 800m)

と推計される。利用者はすべて「②本町分庁舎前」調査地点を通過することから、歩行者・自転車通行量の増加分は下記の通りである。

$$52 \text{ 人/日} \times 2 \text{ (往復分)} = 104 \text{ 人/日}$$

ウ) (仮称) 産業・文化発信館整備による増加

「(仮称) 産業・文化発信館整備」においては、店舗（コンビニ、飲食店など）の誘致を予定しており、店舗面積は約 500 m²を想定している。

「平成 19 年 大規模開発地区関連交通マニュアル」（国土交通省）によると、「商業施設（平日）」用途の発生集中原単位より推定する。

■発生集中原単位

$$10,600 \times \alpha 1 \times \alpha 2 = 10,600 \times 1.0 \times 0.9 = 9,540 \Rightarrow 9,500 \text{ (単位：人 T.E/ha・日)}$$

$$\alpha 1 : 1.0 \text{ (延床面積による割引率：延べ床面積 500 m}^2\text{)}$$

$$\alpha 2 : 0.9 \text{ (鉄道駅からの距離による割引率：距離：600m)}$$

当施設の利用者数は、

$$9,500 \text{ 人 T.E/ha・日} \times 500 \text{ m}^2 \div 10,000 = 475 \text{ 人/日} - (A)$$

と想定される。

来街者アンケート（⇒P.54 参照）によると、中心市街地の来街者の交通手段のうち、徒歩は 53%、自転車は 5%、バスは 9%、電車は 5%となっている。これらの交通手段による来館者数は、下記の通りである。

$$(A) 475 \text{ 人/日} \times (53\% + 5\% + 9\% + 5\%) = 342 \text{ 人/日} - (B)$$

当施設は国道 117 号に面しており、当施設の利用者は国道 117 号から出入りする。動線は、北方向（サンクロスやクロステンなど）と南方向（十日町駅など）の 2 方向に分かれるが、このうち北方向に歩いた人は「①島田屋酒店前」の調査地点を通過することになる。

よって、当事業による「①島田屋酒店前」における増加分は、

$$(B) 342 \text{ 人/日} \times 2 \text{ (往復分)} \div 2 \text{ (北方向)} = 342 \text{ 人/日}$$

と推計される。

一方、南方向に歩いた人のうち、鉄道を利用する人は「④共立観光前」及び「⑥志天前」の 2 ヶ所の調査地点を通過する。中心市街地の来街者の交通手段のうち「電車」は 5%となっていることから、「④共立観光前」及び「⑥志天前」における増加分は、

$$(B) 342 \text{ 人/日} \times 5\% \times 2 \text{ (往復分)} \times 2 \text{ (調査地点)} = 68 \text{ 人/日}$$

と推計される。

よって、「(仮称) 産業・文化発信館整備」により増加する歩行者・自転車通行量は、

$$\boxed{342 \text{ 人/日} + 68 \text{ 人/日} = 410 \text{ 人/日}}$$

と推計される。

エ) 老人デイサービス施設整備による増加

老人デイサービス施設は利用者のほとんどが車での送迎のため歩行者・自転車通行量は増加しないと考えられるが、従業員の通勤や買い物による通行量を想定すると以下のとおりとなる。

- ・従業員数：20人
- ・通勤の徒歩割合：40%

＜市役所本庁舎に通勤する職員の徒歩割合＞

徒歩 132 人／職員数 340 人＝38%⇒約 40%

よって、 $20 \text{ 人} \times 40\% \times 2 \text{ 往復} = 16 \text{ 人}$ と推計される。

オ) 子育て支援施設整備による増加

既存の子育て支援センターの1日当たり利用者数は41人/日（平成23年度）であり、そのうち車以外の交通手段による来所の比率は約3割である。

移転リニューアルすることによる利用者の増加効果は、コミュニティ施設が移転新築した他都市の事例を参考にして（下記比較参考資料1参照）、20%増加すると想定する。

よって、子育て支援施設の自家用車以外の交通手段による利用者数は、
 $41 \text{ 人/日} \times 20\% \text{ (増加率)} \times 30\% \text{ (交通分担率)} = 2 \text{ 人/日}$
と推計される。

自家用車以外の交通手段による利用者は、すべて「③旧田倉前」の調査地点を通過することから、歩行者・自転車通行量の増加分は下記の通りである。

$$2 \text{ 人/日} \times 2 \text{ (往復分)} = 4 \text{ 人/日}$$

■【比較参考資料1】公民館の移転による利用者数の変化

施設名	移転前	移転後	前後比	移転概要
中央公民館 (前橋市)	181,033 人/年	290,000 人/年	160.2%	・まちづくり交付金事業 ・複合施設「前橋プラザ元気21」内に移転
篠原公民館 (浜松市)	54,000 人/年	64,000 人/年	118.5%	・都市再生整備計画事業 ・ユニバーサルデザインによる幅広い世代の利用が増加。 ・体育館に隣接する箇所へ移転新築したことから、駐車場への駐車台数も増加し、利用者の利便性が向上

カ) オープンスペースの整備による増加

本町2丁目のサービス付き高齢者住宅、都市型ファミリー向け住宅整備に併設して整備されるオープンスペースにおいて、市民の趣味の展示や小中高校生の作品展示などによる来訪者の通行量を推定すると以下のとおりとなる。

床面積：70 m²

来訪者：36 人／日（下記比較参考資料2）

■【比較参考資料2】オープンスペースと同様な施設利用実態

- ・ 場所：にぎわい研究所内フリースペース（本町3丁目）
 - ・ 利用内容：平野礼子「おひなさま遥コレクション」
 - ・ 日時：平成25年3月1日～3月10日（10日間）
 - ・ 利用人数：718名
 - ・ 年間を通じた展示による見込み率：50%
- ∴718名÷10日×50%=35.9人／日⇒36人／日

キ) まちなか回遊推進のための動線確保やソフト事業による増加

各種施設整備による効果をよる向上させるために、下記の事業を一体的に取り組むことにより来街者の回遊性を向上させ、歩行者・自転車通行量の増加を図る。

事業名	事業内容
キナーレ南側進入路整備事業	区域の南端に位置し、市内外からの誘客力を持つ「越後妻有里山現代美術館キナーレ」や「道の駅クロステン」と中心部を結ぶ動線の整備を行い、各種ソフト事業を組み合わせることにより中心市街地内の回遊性の向上を図る。
石彫プロムナード散策コースの整備 （拠点施設：（仮称）産業・文化発信館）	本町5丁目に整備する「（仮称）産業・文化発信館」を石彫めぐりコースの拠点とした散策ルートを設定し、ウォークラリー形式などによる特典を設け、市内外の回遊性を推進する。
「花の情報マップ」の作成	中心市街地の花木の開花や、「コミュニティガーデン」の情報を掲載したマップを四季ごとに作成し、来街者の回遊性の向上を図る。
中心市街地情報板設置事業	中心市街地の各種施設における観光・イベント情報や行政情報等を発信する情報板を公益施設等に設置し、中心市街地内の回遊性向上のための仕組みづくりを行う。
とおかまちナビ活用事業	スマートフォンのカメラ画面を街や風景にかざすと、撮影された現実の空間に情報が重なって見える機能を利用し、散策ルートや石彫、商店、イベントなどの情報を掲載し、中心市街地での回遊性を向上させるツールとする。

4) 数値指標の推計結果

以上より、計画期間（平成 29 年度）の中心市街地の歩行者・自転車通行量の合計は 6,447 人／日と見込まれ、「訪れる人を増やす」という目標を達成することが出来る見込みである。

ア) 過去からの傾向が続いた場合の平成 29 年度の推計	5,877 人
イ) 市民交流センター整備による増加	104 人
ウ) (仮称) 産業・文化発信館整備による増加	410 人
エ) 老人サービス施設整備による増加	16 人
オ) 子育て支援施設整備による増加	4 人
カ) 子育て支援施設に併設するオープンスペースの整備による増加	36 人
キ) まちなか回遊推進のための動線確保やソフト事業による増加	—
平成 29 年の歩行者・自転車通行量（平日）見込み	6,447 人
目標値（平成 29 年）6,400 人／日に対し	+47 人

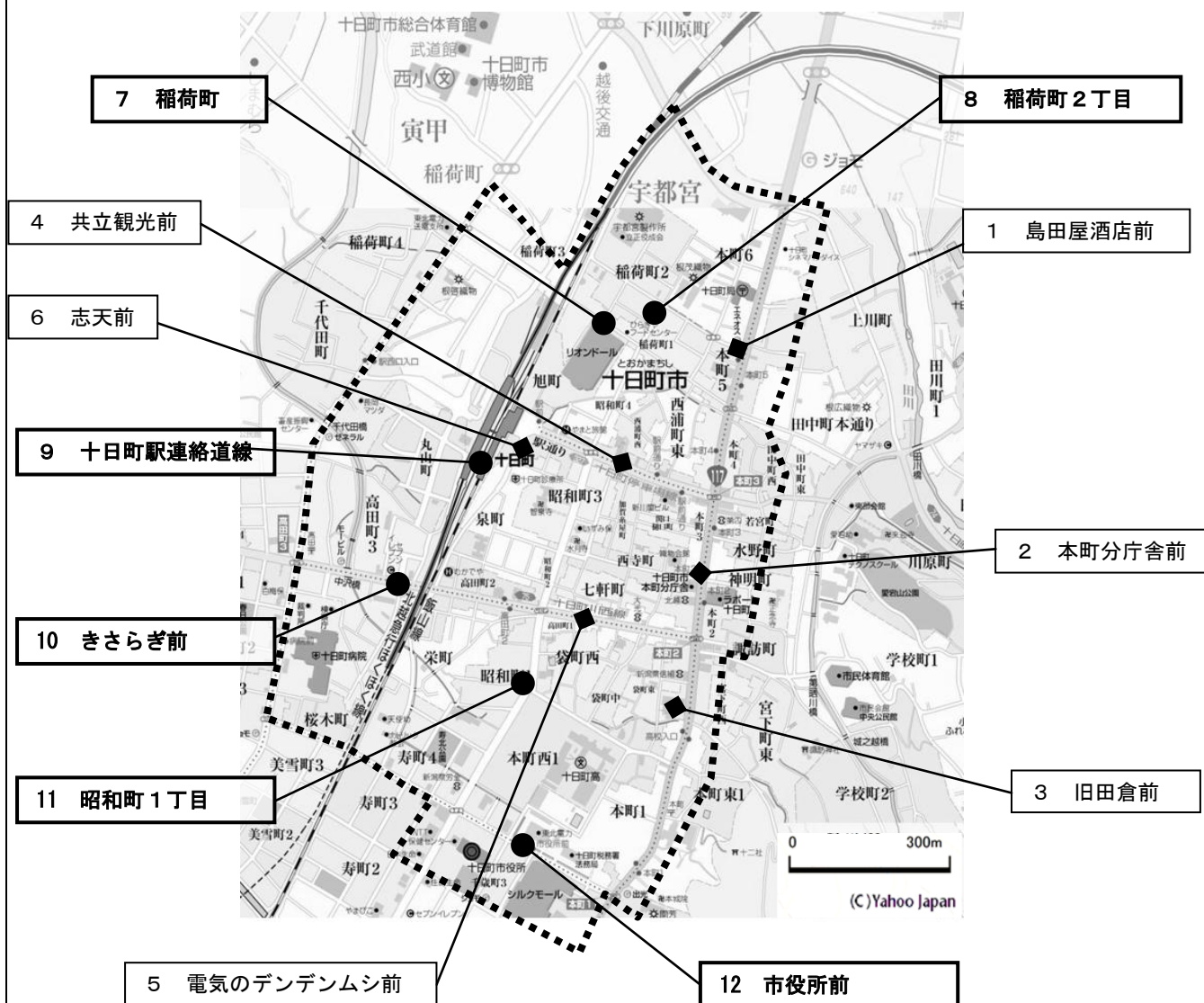
5) フォローアップの考え方

数値目標については、適宜、以下の方法により数値を把握し、中心市街地活性化協議会などに報告する。また、目標指標を補完する参考指標を設定し、フォローアップに反映させていくものとする。

数値目標	フォローアップ
歩行者・ 自転車通行量（平日）	通行量調査は毎年度 5 月第 4 週の平日に実施し、歩行者・自転車通行量の把握を行う。調査箇所については、数値目標の算定に用いた調査箇所に補完する調査地点を新たに設け、中心市街地における人の流れや傾向を把握することとする。 また、市民交流センターや（仮称）産業・文化発信館が完成する翌年度である平成 27 年度末での集計・分析を行い、達成状況を検証し、状況に応じて目標達成に向けた改善措置を講ずる。さらに、計画期間の最終年度にも再度検証を行うものとする。

参考指標	時間制有料駐車場利用台数（年間）	毎年度3月末日 施設管理からの報告
	予約型乗合タクシー利用者数（年間）	毎年度3月末日 市企画政策課からの報告
	歩行者・自転車通行量（休日）	毎年度5月第4日曜 現地調査

■歩行者・自転車通行量調査を補完する調査地点位置図
（7～12番の太枠表示地点）



中心市街地活性化区域

■各調査地点における効果把握ポイント

No.	調査地点名	町名等	効果把握ポイント
1	島田屋酒店前	本町5丁目	(仮称)産業文化発信館の整備効果
2	本町分庁舎前	本町2丁目	本町分庁舎、まちなか公民館等の整備効果
3	旧田倉前	本町2丁目	旧田倉跡地活用事業と中央公民館の整備効果
4	共立観光前	駅通り	各施設整備による来街者数
5	電気のデンデンムシ前	高田町1丁目	各施設整備による来街者数
6	志天前	駅前広場	十日町駅利用による効果
7	稲荷町	稲荷町3丁目東	各施設整備による鉄道西側からの来街者
8	稲荷町2丁目	稲荷町2丁目	キナーレ南側進入路の整備効果
9	十日町駅連絡道線	連絡地下道	各施設整備による鉄道西側からの来街者
10	きさらぎ前	高田町3丁目	各施設整備による鉄道西側からの来街者
11	昭和町1丁目	昭和町1丁目	中央公民館の整備効果
12	市役所前	千歳町3丁目	中央公民館の整備効果

※表内のNo.の四角囲みは補完調査地点

(3)「活動する人を増やす」の数値目標の設定の考え方

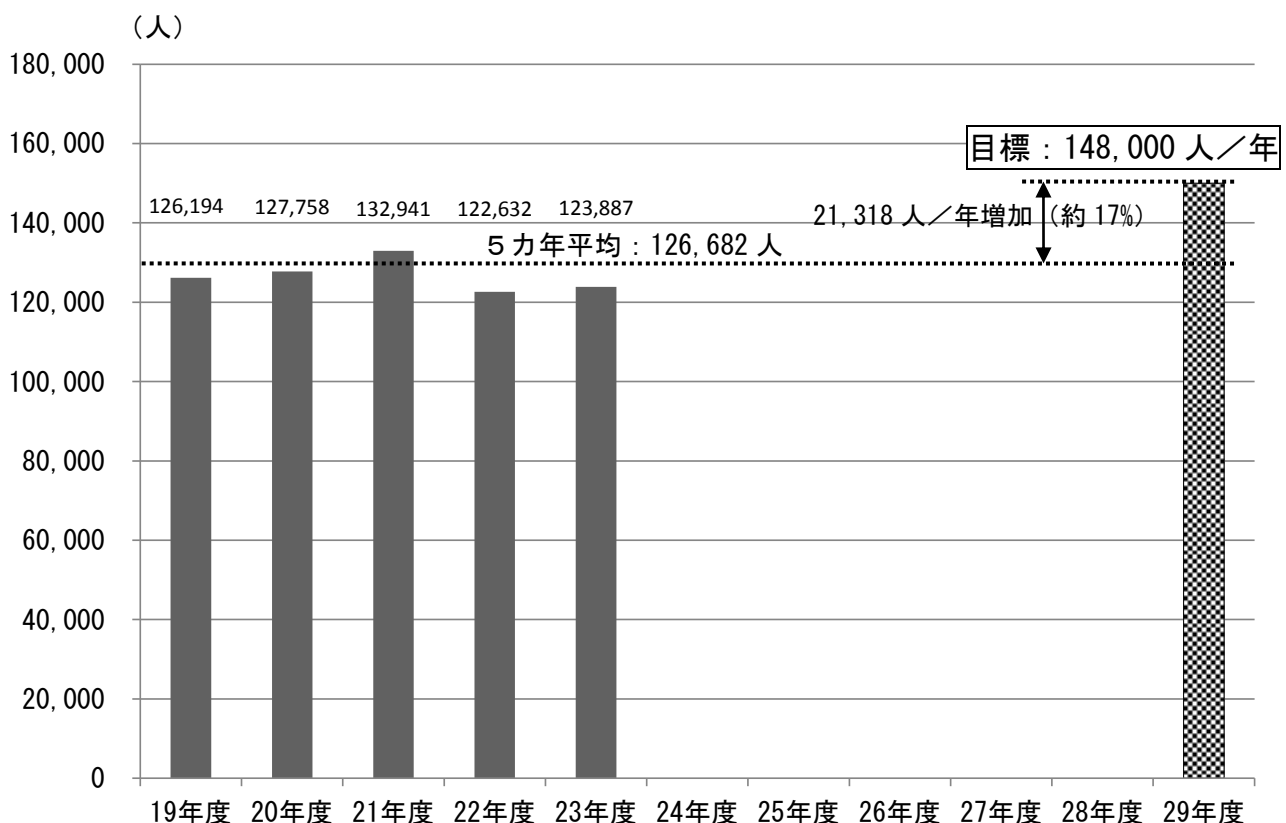
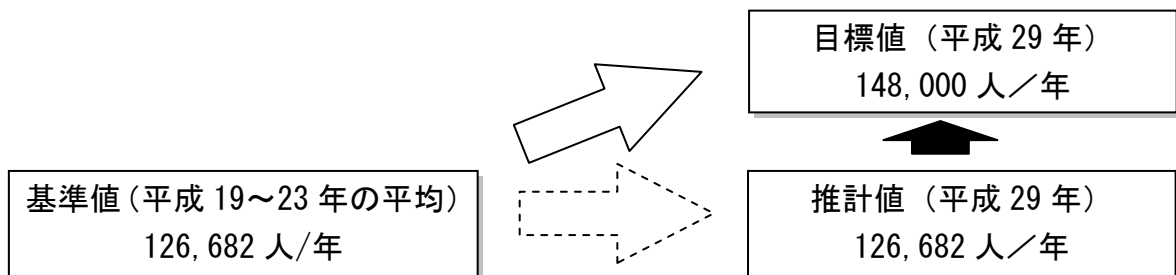
1) 数値目標の設定

「十日町市総合計画後期基本計画（H23～H27）」では、各施策に数値目標を設定し達成度を確認しており、このうち市民の文化・芸術活動や社会活動に関する施策の目標数値を本計画においても準用する。

「十日町市総合計画後期基本計画（H23～H27）」における文化・芸術活動や社会活動の数値目標を集計すると、現状 57,705 人／年（H21）を目標 67,500 人／年（H27）とする、増加率約 17%の目標値としている。

本計画の「活動する人を増やす」目標においても、市民の文化・芸術活動や市民交流を推進する環境の整備を行うことから、目標の増加率を設定する上で「十日町市総合計画後期基本計画」の増加率 17%を準用することとする。

よって、基準値を平成 19 年～23 年の 3 施設の年平均利用者数の 126,682 人／年から、中心市街地活性化の取り組みにより「文化・活動施設の利用者数及び屋外活動者数」を 148,000 人／年にすることを目指す。



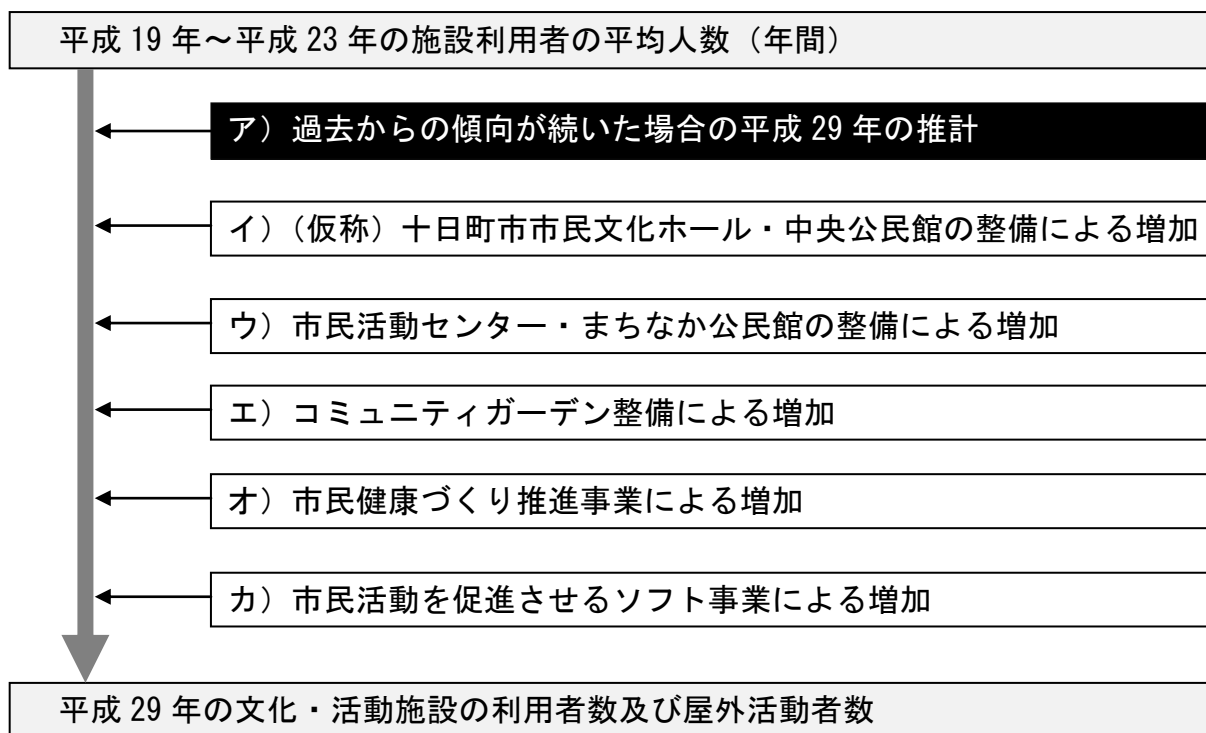
■十日町市総合計画後期基本計画の施策別数値目標

	項目	現状	目標	増加率(%)
		H21	H27	H27/H21
1	子どもたちの体験事業(教育委員会主催)への参加者数(人/年)	2,800	3,000	7.1
2	図書の貸出利用者数(人/年)	21,666	24,000	10.8
3	市美術展の入場者数(人/年)	1,774	1,900	7.1
4	文化財関連施設の入館者数(人/年)	23,480	29,000	23.5
5	環境美化運動参加者数(人/年)	5,510	7,000	27.0
6	福祉ボランティア参加者数(人/年)	2,475	2,600	5.1
	計	57,705	67,500	17.0

十日町市総合計画後期基本計画(H23~H27)抜粋

2) 数値目標の設定の根拠

数値目標については、以下のフローに基づいて設定する。



ア) 過去からの傾向が続いた場合の平成 29 年の推計

中心市街地活性化の取り組みを行わない場合の推計値は、過去 5 年間(平成 19~23 年度)の地区内にある既存の 3 施設の年平均利用者数の 126,682 人とする。

なお、現在の市民会館・中央公民館は、中心市街地活性化区域の外縁部に位置し、老朽化による建替えにより新たに区域内に建設することになるが、現在地の施設利用者数も含めて算出することとする。

■既存施設の施設利用者数

年度	市民会館ホール		中央公民館		サンクロス十日町		合計	
	利用件数 (件)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	利用人数 (人)
19年度	367	32,484	3,654	50,786	2,364	42,924	6,385	126,194
20年度	385	33,309	3,928	53,855	2,414	40,594	6,727	127,758
21年度	432	36,462	4,078	55,258	2,448	41,221	6,958	132,941
22年度	426	27,320	4,083	52,864	2,375	42,448	6,884	122,632
23年度	482	31,245	4,071	51,909	2,563	40,733	7,116	123,887
計	2,092	160,820	19,814	264,672	12,164	207,920	34,070	633,412
年平均	418	32,164	3,963	52,934	2,433	41,584	6,814	126,682

※「十日町市主要な施策の成果報告書」より

イ) (仮称) 十日町市市民文化ホール・中央公民館の整備による増加

(仮称) 十日町市市民文化ホール・中央公民館整備事業においては、「ホール」及び「公民館機能の一部」の機能を整備する予定である。

「ホール」については、計画では600～800席の規模で整備する予定であるが、現在の「市民会館ホール」(客席数528席)5ヵ年の平均利用者数の**32,164人/年**を基準として増加数を推定する。

「公民館機能の一部」については、現在の「中央公民館」には、52,934人/年(5ヵ年平均)の利用者数があるが、このうち約半数の**26,467人/日**の利用者数に相当する機能を「市民文化ホール」に併設するものとする。

■「ホール」「中央公民館」整備による利用者の増加要因

増加要因	増加率
◆利便性の高い施設位置による増加 隣接して商業施設や市役所、県立十日町高校が立地しており、多様な目的での来街者や学生などが利用しやすい環境	20%
◆駐車場台数の拡大による増加 隣接した市役所を含めると471台の駐車が可能(既存施設は260台)	
◆施設の充実による増加 既存施設は昭和46年に建設され老朽化と近年の利用実態にそぐわない施設となっている。今回の整備によりユニバーサルデザインによる幅広い世代による利用と、ステージ機能の充実や楽屋・リハーサル室などの充実で利用者の利便性の向上が期待される。	

※増加率については同様な他都市の実績により算出(比較参考資料1参照)

以上の増加要因より、施設利用の増加人数を推計すると以下となる。

$$([\text{ホール利用}]32,164 \text{ 人/年} + [\text{公民館利用}]26,467 \text{ 人/年}) \times 20\% =$$

$$11,726 \text{ 人/年 (利用者増加分)}$$

■ 市民会館ホール、中央公民館の利用者実績

年度	市民会館ホール		中央公民館	
	利用件数 (件)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	利用人数 (人)
19年度	367	32,484	3,654	50,786
20年度	385	33,309	3,928	53,855
21年度	432	36,462	4,078	55,258
22年度	426	27,320	4,083	52,864
23年度	482	31,245	4,071	51,909
計	2,092	160,820	19,814	264,672
年平均	418	32,164	3,963	52,934

本町3丁目：まちなか公民館（新設）
 本町1丁目：中央公民館（新設）
 の2箇所へ機能を再編させる。
 $52,934 \text{ 人} \div 2 \text{ カ所} = 26,467 \text{ 人/箇所}$

■ 【比較参考資料1】 公民館の移転による利用者数の変化

施設名	移転前	移転後	前後比	移転概要
中央公民館 (前橋市)	181,033 人/年	290,000 人/年	160.2%	・まちづくり交付金事業 ・複合施設「前橋プラザ元気21」内に移転
篠原公民館 (浜松市)	54,000 人/年	64,000 人/年	118.5%	・都市再生整備計画事業 ・ユニバーサルデザインによる幅広い世代の利用が増加。 ・体育館に隣接する箇所へ移転新築したことから、駐車場への駐車台数も増加し、利用者の利便性が向上

ウ) 市民活動センター・まちなか公民館の整備による増加

市民活動センター・まちなか公民館整備事業においては、本町3丁目の低利用事務所ビルを活用して、1階に「市民活動センター」を、2～3階に「まちなか公民館」を整備する。

【市民活動センター】

施設内容は、NPOなど市民活動を行う団体の活動拠点として、「中心市街地整備推進機構の事務所」、「各種NPO法人の貸事務所」、「市民活動の会議室、活動スペース」を新たに整備する。利用者数の算定にあたっては、「平成19年 大規模開発地区関連交通マニュアル」（国土交通省）の「事務所」用途の発生集中原単位を用いる。

■ 発生集中原単位：1,500 人 T・E/ha・日

$$A \times \alpha 1 \times \alpha 2 = 2,900 \times 0.75 \times 0.7 = 1,522 \text{ 人} \Rightarrow 1,500 \text{ 人 T・E/ha・日}$$

$$A : 2,900 \text{ 人 T・E/ha・日}$$

$$\alpha 1 : 0.75 \text{ (商業床面積率による割引率：商業床面積 } 0 \text{ m}^2)$$

$\alpha 2 : 0.7$ （鉄道駅からの距離による割引率：距離 460m）

1 階の延床面積は約 200 m²であることから、「市民活動センター」の利用者数は、
 $1,500 \text{ 人 T.E/ha} \cdot \text{日} \times 200 \text{ m}^2 \div 10,000 \times 304 \text{ 日/年（開館日数）} = 9,120 \text{ 人/年}$
と推計される。

※開館日数については既存の中央公民館の平成 22 年度の開館日数を使用

【まちなか公民館】

既存の「中央公民館」には、52,934 人/年（5 カ年平均）の利用者数があるが、このうち約半数の 26,467 人/日の利用者数に相当する機能を「まちなか公民館」に整備する。

公民館が移転新築した他都市の事例を参考にして施設の充実や隣接する駐車場整備（150 台収容）による利用者の利便性の向上により利用者数が 20%増加（P125 比較参考資料 1）すると想定すると、

$$26,467 \text{ 人/年} \times 20\% = 5,293 \text{ 人/日（利用者増加分）}$$

と推定される。

$[\text{市民活動センター} 9,120 \text{ 人/年}] + [\text{まちなか公民館利用} 5,293 \text{ 人/年}] = 14,413 \text{ 人/年}$

エ) コミュニティガーデン整備による増加

中心市街地内に点在する遊休地や公園・広場を活用して、市民協働によるコミュニティガーデンを整備する。

コミュニティガーデンは、地区内の大型遊休地を拠点として個人の玄関や庭先へ広めていき、最終的には地区内住民が個人の趣味としての活動になるものである。

数値指標を算定するにあたり、地区内の拠点での植栽や管理を行う活動人数を推定する。

【春・夏・秋の季節ごとの苗の植え付けや花壇整備】

$$50 \text{ 人/日} \times 3 \text{ 日/シーズン} \times 3 \text{ シーズン} = 450 \text{ 人/年}$$

【毎日の散水・除草作業など】

$$10 \text{ 人/日} \times 5 \text{ カ月} \times 20 \text{ 日/月} = 1,000 \text{ 人/年}$$

以上より、コミュニティガーデン整備での活動人数は以下のとおり推定する。

$450 \text{ 人/年} + 1,000 \text{ 人/年} = 1,450 \text{ 人/年}$

オ) 市民健康づくり推進事業による増加

中心市街地の約 5.3km におよぶアーケードや歩道は、新潟県健康ウォーキングロードに登録されている。本町 3 丁目に整備する「市民活動センター・まちなか公民館」にこのウォーキングロードを拠点とした利用者の健康管理を行う施設等を設置する。

ウォーキングロードの利用者の算定にあたっては、平成 20 年 8 月～平成 21 年 8 月にかけて行われた「街中ナイトウォーク」の実施状況を参考数値として算出する。

<開催回数：24回 参加延べ人数：593人 歩行距離合計：3,378km>
 1回当たり参加人数：約20人 1人当たり歩行距離：5.7km

※独立行政法人森林総合研究所十日町試験地「2011 気象月報」より、快晴、晴れ、曇りの日数 259 日／年より、ウォーキングロード利用日数を 250 日／年と設定する。

以上より、ウォーキングロードの利用人数を以下のとおり推定する。

$$20 \text{ 人／日} \times 250 \text{ 日／年} = 5,000 \text{ 人／年}$$

カ) 市民活動を促進させるソフト事業による増加

各種施設整備による効果をより向上させるために、下記の事業を一体的に取り組むことにより市民活動を推進させ、「活動する人を増やす」目標の達成を図る。

事業名	事業内容
中心市街地にぎわい力アップ事業	NPO法人にぎわいが若手商業者と連携してイベントを行い、多様な世代が中心市街地へ足を運ぶ機会を提供する。
中心市街地活性化基金による市民活動支援事業	市民活動をより強化するため、民間からの積極的な寄附による基金を造成し、市民自身による交流・にぎわいづくりを資金的に支援する。

3) 数値指標の推計結果

以上の取り組みにより、計画期間（平成 29 年度）の中心市街地の「文化・活動施設の利用者数及び屋外活動者数」の合計は 159,471 人／年と見込まれ、「活動する人を増やす」という目標を達成できる見込みである。

ア) 過去からの傾向が続いた場合の 29 年度の推計	126,682 人
イ) (仮称) 十日町市市民文化ホール・中央公民館の整備による増加	11,726 人
ウ) 市民活動センター・まちなか公民館の整備による増加	14,413 人
エ) コミュニティガーデン整備による増加	1,450 人
オ) 市民健康づくり推進事業による増加	5,000 人
カ) 市民活動を促進させるソフト事業による増加	一人
平成 29 年の施設利用者数（年間）見込み	159,471 人
目標値（平成 29 年）148,000 人／年に対し	+11,471 人

5) フォローアップの考え方

数値目標については、適宜、以下の方法により数値を把握し、中心市街地活性化協議会などに報告する。また、目標指標を補完する参考指標を設定し、フォローアップに反映させていくものとする。

数値目標	フォローアップ
文化・活動施設の利用者数 及び屋外活動者数	施設の利用者数は、毎年度3月末日に管理者からの報告によって把握することとする。 フラワーガーデン整備への参加者は、活動日誌によって把握することとする。 また、市民健康づくり推進事業への参加者は、活動日誌による把握と、ウォーキングの拠点と位置付ける「市民活動センター・まちなか公民館」の管理者からの毎年度3月末日の報告によって把握することとする。 大規模な施設整備は計画期間の後半に完成が予定されていることから、数値目標の数値が増加する時期は平成30年度となる見込みであるが、コミュニティガーデン整備などの効果を検証するため、中間年である平成27年度末で数値の集計・分析を行った上で達成状況を検証し、状況に応じて目標達成に向けた改善措置を講ずる。 さらに、大規模な施設が完成し効果の発現を確認できる平成30年度末で再度検証を行うこととする。

参考指標	市民活動支援事業の活用者数 (年間)	毎年度3月末日 事業申請書数により確認
	拠点施設整備の満足度	毎年度3月末日 十日町市総合計画アンケート調査

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

〔1〕市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析

本市の中心市街地には、J R 飯山線と北越急行ほくほく線の十日町駅が立地するほか、南北の幹線道路である国道 117 号が通っており、十日町市の交通の結節点となっている。

また、国道 117 号沿いに形成された商店街（本町 1 ～ 5 丁目）のほか駅通り商店街、高田町 1 丁目商店街にはアーケードが連続するほか、本町 5 丁目や昭和町通り、高田町 2 ～ 3 丁目商店街にも広い歩道と街路灯が整備されているなど、中心市街地の商店街エリアを中心に快適な歩行空間が確保されている。一方で、「駐車場をもっと整備すべき」などのニーズが高い（平成 22 年度市民アンケート調査より）。

区域の北部には、広域交流拠点である「越後妻有里山現代美術館キナレ」や「道の駅クロステン」、十日町市総合福祉センター「サンクロス十日町」、さらに区域外となる東側には市民体育館、市民会館、中央公民館などの施設が集積しているものの、いずれも区域の周縁部付近に立地し、区域の中心部に位置する商店街との面的なつながりが弱く、活発な市民交流活動が行われても、中心市街地内のにぎわいにつながりにくくなっている。

また区域内には、旧娯楽会館跡地、旧田倉跡地等の遊休施設や空き地、空き店舗が存在しており、その活用が求められている。

(2) 市街地の整備改善の必要性

道路、公園、駐車場、駅などを整備するとともに、市民自らが休み処やトイレの提供を行う「おもてなし」を進めることで、市民や来街者が快適に回遊できる環境を整理するとともに、雁木や石彫等の十日町市の歴史・文化を発信する地域資源を発掘し、街並み整備に活用する必要がある。

これらの整備にあたっては、中心市街地内に点在する遊休地を積極的に活用する必要がある。

(3) フォローアップの考え方

計画期間の各年度に各事業の進捗状況を調査し、計画期間の中間点である平成 27 年度末における目標数値の集計分析による達成状況を確認し、状況に応じて事業の改善措置を講じることとする。計画期間の最終年度には再度進捗状況を調査し、中心市街地活性化の効果を実証する。

また、目標指標を補完する参考指標を設定し、フォローアップに反映させる。

〔2〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 1. 中心市街地駐車場整備事業（市民活動センター・まちなか公民館駐車場） ○内容 自走式時間制有料立体駐車場の整備 ○実施時期 H24 年度～H28 年度	十日町市	【位置付け】 中心市街地の中心部に、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV）のための充電設備等を併設した時間制有料駐車場を整備することにより、来街者のアクセスの向上を図る。 【必要性】 中心市街地に環境に配慮した駐車場を整備し、アクセス性を高めることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	○支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（とおかまち地区〈第2期〉）） ○実施時期 H24 年度～H28 年度	充電設備については、支援措置として社会資本整備交付金（都市再生整備計画事業と一体となった効果促進事業）の活用を予定
○事業名 2. コミュニティガーデン整備事業 ○内容 中心市街地の遊休地を活用した、地域住民が管理・運営するコミュニティガーデンの整備 ○実施時期 H25 年度～	NPO 法人にぎわい、地域住民、十日町市	【位置付け】 中心市街地内の遊休地を活用して、地域住民等が管理・運営するコミュニティガーデンを整備することにより、市民によるまちづくり活動を促し、地域コミュニティの醸成を図る。 【必要性】 市民のまちづくり活動を活性化することは、「活動する人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	○支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業と一体となった効果促進事業） ○実施時期 H25 年度～H28 年度	
○事業名 3. 「キナーレ」南側進入路整備事業（市道宇都宮4号線）	十日町市	【位置付け】 「越後妻有里山現代美術館キナーレ」への南側からの進入路を歩行者と車が共存する道路として整備することにより、十日町駅から	○支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○内容 十日町駅からキナーレへ道路の整備（L=300m） ○実施時期 H24 年度～H27 年度		のアクセスを向上させる。 【必要性】 観光誘客施設と駅とのアクセスを高めることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	備 計 画 事 業（とおかまち地区〈第2期〉） ○実施時期 H24 年度～H27 年度	
○事業名 4. 道路消雪施設整備事業（市道山本高山線） ○内容 市道山本高山線に消雪パイプを敷設 ○実施時期 H24 年度～H25 年度	十日町市	【位置付け】 道路消雪施設を整備することにより、自動車及び歩行者の安全で快適な通行を確保する。 【必要性】 安全で快適に移動する環境を整備することは、「暮らす人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	○支援措置 防災・安全交付金（道路事業） ○実施時期 H24 年度 （H24 年度国の一次補正を H25 年度に繰越）	
○事業名 5. 歩道照明設置事業（市道山本高山線、市道川治昭和町線） ○内容 市道川治昭和町線及び市道山本高山線に歩道照明を設置 ○実施時期 H27 年度～H29 年度	十日町市	【位置付け】 歩道照明を設置することにより、歩行者の安全で快適な通行を確保する。 【必要性】 安全で快適に移動する環境を整備することは、「暮らす人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	○支援措置 社会資本整備総合交付金（道路事業と一体となった効果促進事業） ○実施時期 H27 年度～H29 年度	
○事業名 6. 細街路整備事業（市道関口樋口町線、市道栄町6号線） ○内容 市街地内の狭隘な細街路に蓋付側溝を整備（L=370m） ○実施時期 H24 年度～H28 年度	十日町市	【位置付け】 未整備の細街路の側溝を蓋付側溝に改修することにより、市民や来街者の安全で快適な通行を確保する。 【必要性】 安全で快適に移動する環境を整備することは、「暮らす人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	○支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（とおかまち地区〈第2期〉）） ○実施時期 H24 年度～H28 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 7. 地域資源活用調査事業 ○内容 地域資源の掘り起こしを行うための市民ワークショップの開催 ○実施時期 H24 年度～H26 年度	十日町市、NPO 法人にぎわい	【位置付け】 中心市街地の歴史的な建造物等新たな地域資源の掘り起こしを行うため、市民ワークショップ等を通じて調査を実施することにより、にぎわいの創出を図る。 【必要性】 市民協働で新たな地域資源の発掘を行うことは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	○支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業と一体となった効果促進事業） ○実施時期 H24 年度～H26 年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 8. 十日町病院周辺整備事業 ○内容 十日町病院周辺のアクセス道路やバスレーン等の整備 ○実施時期 H25 年度～	十日町市	【位置付け】 十日町病院周辺のアクセス道路やバスレーン、歩道等を整備することにより、来街者のアクセスの向上を図る。 【必要性】 医療機関へのアクセス性の向上及び周辺環境を整備することは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
○事業名 9. 十日町駅高架化検討調査事業 ○内容 線路の高架化について検討・調査 ○実施時期 H23 年度～	民間事業者、十日町市	【位置付け】 十日町駅周辺の鉄道線路の高架化について検討・調査を実施することにより、十日町駅の東西の回遊性の向上を図る。 【必要性】 中心市街地の回遊性を向上させることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

中心市街地には、医療機関、金融機関、教育施設などが多く立地する。また、平成 23 年度に実施した市民アンケートによると、中心市街地への将来的な要望として「魅力的なお店があって楽しく買い物ができるまち」(27.4%) に次いで、「医療や子育て・福祉、買い物サービスが充実したまち」(26.0%) との回答が多かった。

(2) 都市福利施設の整備の必要性

今後も高齢化の進行が予想されることから、高齢者向けの生活支援・ケアサービス機能や子育て支援サービス、市民活動の場等を整備する必要がある。

(3) フォローアップの考え方

計画期間の各年度に各事業の進捗状況を調査し、計画期間の中間点である平成 27 年度末における目標数値の集計分析による達成状況を確認し、状況に応じて事業の改善措置を講じる。計画期間の最終年度には、再度進捗状況を調査し、中心市街地活性化の効果を実証する。

また、目標指標を補完する参考指標を設定し、フォローアップに反映させる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 10. (仮称) 十日町市市民文化ホール・中央公民館整備事業 ○内容 ホール及び市民活動スペース、中央公民館の整備 ○実施時期 H24 年度～H29 年度	十日町市	【位置付け】 (仮称) 十日町市市民文化ホール及び中央公民館を整備することにより、市民によるまちづくり活動の活性化を図る。 【必要性】 中心市街地に市民活動・交流のための拠点施設を整備することは、「活動する人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【(仮称) 十日町市市民文化ホール】 ○支援措置 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業 (とおかまち地区<第2期>)) ○実施時期 H24 年度～H28 年度 【中央公民館】 ○支援措置 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業と一体的な効果促進事業) ○実施時期 H27 年度～H28 年度	
○事業名 11. 老人デイサービス施設整備事業・子育て支援施設整備事業 (旧田倉跡地活用事業) ○内容 サービス付き高齢者住宅及びファミリー向け都市型住宅と一体となった、子育て支援施設、老人デイサービス施設、サテライトクリニック、	民間事業者、十日町市	【位置付け】 子育て支援施設及び老人デイサービス施設を整備し、少子高齢化の進行に伴って求められる子育て世代や高齢者への生活サービスを提供することにより、にぎわいの創出を図る。 【必要性】 子育て世代や高齢者への生活サービス機能を強化することは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	○支援措置 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業 (とおかまち地区<第2期>)) ○実施時期 H24 年度～H26 年度 ○支援措置 社会資本整備総合交付金 (暮らし・にぎ	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
オープンスペース、コミュニティカフェ等からなる複合施設の整備 ○実施時期 H24 年度～H26 年度			わ い 再 生 事業（本町 2 丁 目 地 区） ○実施時期 H26 年度	
○事業名 12. 市民交流センター整備事業（本町分庁舎） ○内容 中心市街地の案内機能や交流・憩いの場を備えた市民交流センターの整備 ○実施時期 H26 年度～H27 年度	十日町市	【位置付け】 本町分庁舎の 1 階部分を市民交流センターとして整備し、中心市街地の情報提供や市民の交流、休憩機能を提供することにより、来街機会の増加を図る。 【必要性】 市民や来街者のまちなか回遊を促進する交流拠点施設を整備し、にぎわいの創出を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	○支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（とおかまち地区〈第 2 期〉）） ○実施時期 H26 年度～H27 年度	
○事業名 13. 市民活動センター・まちなか公民館整備事業 ○内容 市民団体及び市民のまちづくり活動、文化活動の拠点施設の整備 ○実施時期 H24 年度～H28 年度	十日町市	【位置付け】 市民活動・交流のための拠点施設を整備することにより、市民によるまちづくり活動の活性化を図る。 【必要性】 市民活動・交流拠点を整備することは、「活動する人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	○支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（とおかまち地区〈第 2 期〉）） ○実施時期 H24 年度～H28 年度	
○事業名 14. 市民活動拠点施設整備事業 ○内容 空き店舗を活用して中心市街地	十日町市	【位置付け】 空き店舗を活用した市民活動・交流拠点を整備することにより、市民によるまちづくり活動の活性化を図る。 【必要性】	○支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
内で活動する団体の活動・交流拠点の設置 ○実施時期 H24 年度～H28 年度		市民活動・交流拠点を整備することは、「活動する人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	業と一体となった効果促進事業) ○実施時期 H24 年度～H28 年度	
○事業名 15. 市民の健康づくり推進事業（まちなかまちじゅうウォーキングロード） ○内容 中心市街地内の総延長約 3.6km のアーケードを利用した、健康づくり運動の推進 ○実施時期 H25 年度～	十日町市	【位置付け】 市民活動センター内に設置する市民の健康づくり施設を拠点として、中心市街地内約 3.6km のアーケードをウォーキングロードとして活用した健康づくり運動を推進し、市民の健康増進と市民のまちづくり活動の活性化を図る。 【必要性】 市民の健康づくり運動を推進することは、「活動する人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	○支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ○実施時期 H25 年度～	
○事業名 16. 石彫プロムナード活用事業 ○内容 石彫プロムナードの案内看板設置や散策ルートマップの作成 ○実施時期 H25 年度～	石彫シンポジウム実行委員会	【位置付け】 平成 7 年から開催する「十日町石彫シンポジウム」で中心市街地に設置された 66 体の石彫を活用した案内看板等を設置することで、市民や来街者のまちなか回遊を図る。 【必要性】 市民や来街者のまちなか回遊を促進することは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	○支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ○実施時期 H25 年度～	
○事業名 17. 本町分庁舎ウィンドウギャラリー事業 ○内容 本町分庁舎アーケード側の展示スペースへの芸術作品の展示	まちなかギャラリー運営委員会	【位置付け】 本町分庁舎 1 階のウィンドウギャラリーに優れた芸術作品を展示することで、市民や来街者のまちなか回遊を図る。 【必要性】 市民や来街者のまちなか回遊を促進することは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活	○支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ○実施時期 H25 年度～H27 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○実施時期 H23 年度～H27 年度		性化に必要な事業である。		
○事業名 18. まちなか「花の情報マップ」作成事業 ○内容 中心市街地の花木や「コミュニティガーデン」の情報を掲載したマップの作成 ○実施時期 H25 年度～	十日町市、NPO 法人にぎわい	【位置付け】 中心市街地内の花木の開花や、「コミュニティガーデン」の情報を掲載したマップを四季ごとに作成することで、市民や来街者のまちなか回遊を図る。 【必要性】 市民や来街者のまちなか回遊を促進することは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	○支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ○実施時期 H25 年度～	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 19. ラポート十日町周辺地域活性化整備事業 ○内容 無料休憩スペース、ギャラリー、支店機能、駐車場の整備 ○実施時期 H26 年度～H27 年度	十日町農業協同組合	【位置付け】 ラポート十日町に併設して、無料休憩スペース、ギャラリー、支店機能、駐車場等を備えた施設を整備することにより、にぎわいの創出を図る。 【必要性】 周辺住民や来街者の生活利便性向上を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		・支援措置として、社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）の活用を予定

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 20. 十日町病院改築事業 ○内容 地域中核病院として二次救急を担う病院の建設 ○実施時期 H25 年度～	新潟県	【位置付け】 地域中核病院として、主に急性期を中心とした二次救急を担う十日町病院を整備し、生活利便性を向上させることにより、にぎわいの創出を図る。 【必要性】 医療施設の整備により生活利便性の向上を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
○事業名 21. 地域子育て応援カード事業 ○内容 子育て家庭や障がいのある子がいる家庭への、公益施設の利用料減免等のサービスの提供 ○実施時期 H23 年度～	十日町市	【位置付け】 子育て家庭や障がいのある子どもを育てる家庭を対象に、公益施設の利用料減免や商店街等との連携により、協賛店の商品割引などのサービスを提供する。 【必要性】 中心市街地に若者世代が住みやすい環境を整備することは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
○事業名 22. 協働のまちづくり支援拠点運営費補助金 ○内容 中間支援組織による市民活動の支援拠点の開設及び運営に対する支援 ○実施時期 H24 年度～	十日町市	【位置付け】 協働のまちづくりをさらに進めるため、中間支援組織による市民活動の支援拠点の開設及び運営に対し補助することで、市民によるまちづくり活動の活性化を図る。 【必要性】 市民によるまちづくり活動の活性化を図ることは、「活動する人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

〔1〕街なか居住の推進の必要性

（1）現状分析

中心市街地における人口は減少傾向が続いており、平成 24 年では平成 12 年に対して 12.6%減少している。(5,008 人⇒4,372 人)

65 歳以上の高齢者の割合は増加しており、平成 24 年 3 月 31 日現在、中心市街地の高齢化率は 33.0%と市全体の 31.9%を上回っている。

中心市街地は宅地などの敷地面積が狭く、冬期間の屋根雪の処理スペースや駐車場が確保しにくい等の理由から、転居にあたっては敷地が広い郊外が好まれることも高齢化の一因と想定される。

十日町駅西側では、平成 24 年度末に区画整理事業が完了し、市の玄関口という立地を活かして優良宅地の造成等が進んでいる。

（2）街なか居住の推進の必要性

中心市街地内の主要な通りにはアーケードや歩道融雪装置、流雪溝が整備されており、降雪期でも安全で快適に買い物等がしやすい環境が整っている。また中心市街地は J R やバス路線など公共交通が整備され、商業施設や医療機関、公益施設などの都市機能が集積しているため、高齢者等にとっては生活利便性が高い地区である。

一方、本市は日本有数の豪雪地帯であることから、除雪にかかる費用負担をいかに軽減すべきかが課題となっている。

さらに、市の人口の 3 人に 1 人が高齢者であり、今後も高齢化率は上昇すると考えられることから、高齢者をはじめとした市民が安全かつ安心に暮らすことのできる生活環境づくりも課題である。

これらの諸課題に対応するために、まちなか居住を進め、コンパクトな都市構造とすることが必要である。

（3）フォローアップの考え方

計画期間の各年度に各事業の進捗状況を調査し、計画期間の中間点である平成 27 年度末における目標数値の集計分析による達成状況を確認し、状況に応じて事業の改善措置を講じる。計画期間の最終年度には再度進捗状況を調査し、中心市街地活性化の効果を実証する。

また、目標指標を補完する参考指標を設定し、フォローアップに反映させる。

〔2〕具体的事業の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 23. サービス付き高齢者住宅整備事業・ファミリー向け都市型住宅整備事業（旧田倉跡地活用事業） ○内容 空ビル跡地を活用して、サービス付き高齢者住宅 26 戸、ファミリー向け都市型住宅 13 戸を整備。 ○実施時期 H24 年度～H26 年度	民間事業者	【位置付け】 老人デイサービス施設や子育て支援施設を併設したサービス付き高齢者住宅及びファミリー向け都市型住宅を整備することにより、安心して快適な居住環境を提供し、まちなか居住の促進を図る。 【必要性】 高齢者や子育て世帯が安心して快適に暮らせる居住環境の提供をすることによる、まちなか居住を進めることは、「暮らす人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	○支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（とおかまち地区〈第2期〉）） ○実施時期 H24 年度～H26 年度 ○支援措置 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（本町2丁目地区）） ○実施時期 H26 年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 24. まちなか居住共同住宅供給事業 ○内容 優良な 10 個以	民間事業者	【位置付け】 まちなか居住人口増加のため共同住宅を供給し、市民の多様な住宅ニーズに応えた良好な住宅建設を誘発することにより、安心して快適な居住環境を提供し、まちな		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
上の共同住宅を建設する事業者に事業費の一部を助成。 ○実施時期 H25 年度～H29 年度		か居住の促進を図る。 【必要性】 安心して快適な居住環境の提供による、まちなか居住を進めることは、「暮らす人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
○事業名 25. 克雪すまいづくり支援事業 ○内容 屋根融雪装置や融雪・耐雪構造にする住宅の建設・改造などの設置への支援。 ○実施時期 H25 年度～H29 年度	十日町市	【位置付け】 屋根融雪装置を設置した住宅及び融雪・耐雪構造にする住宅の建設・改造に対して、既存制度の嵩上げ助成を行い、雪国でも安心して快適な居住環境を提供して、まちなか居住の促進を図る。 【必要性】 雪国でも快適に安心した居住環境の整備のため、屋根雪処理に対する支援をすることは、「暮らす人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
○事業名 26. まちなか住み替え促進事業 ○内容 中心市街地外から中心市街地内に移住する市民に対し、既存建築物の除却や跡地の緑化等にかかる費用の助成。 ○実施時期 H26 年度～H29 年度	十日町市	【位置付け】 中心市街地への移住に際して、既存建築物の除却や跡地の緑化等にかかる費用に対して助成することにより、まちなか居住の促進を図る。 【必要性】 中心市街地に移住する市民に対して既存建築物の管理に対する不安の解消を図ることは、「暮らす人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

(1) 現状分析

中心市街地の商業環境は、国道 117 号沿いの商店街（本町 1～6 丁目）、駅通り商店街、昭和町通り商店街、高田町 1～3 丁目の 10 の商店街を骨格として形成される。また、十日町駅東側及び市役所庁舎に隣接して合計 3 つの大規模小売店舗が立地する。しかし、中心市街地区域外の西側にある市道高山太子堂線沿線への大規模小売店舗の進出の影響もあり、中心市街地の小売店舗数、従業者数、年間販売額、売場面積はいずれも減少している。

平成 23 年度に実施した市民アンケート調査では、中心市街地に求めるものとして「魅力的なお店があって楽しく買い物ができるまち」との回答が最も多く挙げられている。

(2) 商業の活性化の必要性

中心市街地においては、周辺の大規模小売店舗との差別化によって商業環境の維持・再生を図る必要がある。そのためには、これまでどおりの商業機能の集積のみではなく、十日町市の歴史や文化、芸術といった固有の資源を活用した魅力の創出や、大規模小売店舗への日常的な買い物が困難な高齢者への生活支援などを含めたサービスによって、日常的ににぎわいをつくる必要がある。

(3) フォローアップの考え方

計画期間の各年度に各事業の進捗状況を調査し、計画期間の中間点である平成 27 年度末における目標数値の集計分析による達成状況を確認し、状況に応じて事業の改善措置を講じる。計画期間の最終年度には、再度進捗状況を調査し、中心市街地活性化の効果を実証する。

また、目標指標を補完する参考指標を設定し、フォローアップに反映させる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 27. (仮称) 産業・文化発信館整備事業 (旧娯楽会館跡地活用事業) ○内容 空きビル跡地を活用して、店舗、交流広場等からなる施設を整備。 ○実施時期 H24 年度～H26 年度	民間事業者 (株式会社フラワーホーム)	【位置付け】 そばや日本酒、きもの、現代アート等多くの地域資源の情報を発信する機能を持った拠点を整備することにより、市民や来街者の趣味・興味に基づいた交流の場づくりを図る。 【必要性】 市民・来街者の交流の場づくりを図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	○支援措置 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業 (とおかまち地区<第2期>)) ○実施時期 H24 年度～H26 年度	・支援措置として、社会資本整備総合交付金 (暮らし・にぎわい再生事業) の活用を予定
○事業名 28. 中心市街地にぎわい力アップ事業 ○内容 とおか市 (いち)、にぎわいサタデーの開催、個店研修等 ○実施時期 H24 年度～	NPO 法人にぎわい	【位置付け】 小学生や高校生が主役となったイベント等を開催することで、多世代の市民がまちづくり活動に参画することを促すとともに、商店街の経営力強化や魅力向上を図る。 【必要性】 多世代の市民がまちづくり活動に参画することは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	○支援措置 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業と一体となった効果促進事業) ○実施時期 H24 年度～H28 年度	
○事業名 29. 中心市街地空き店舗等活用促進事業 ○内容 空き店舗等を活用した新規出店者を支援する。 ○実施時期 H25 年度～H27 年度	十日町市	【位置付け】 空き店舗等を活用して、店舗等を整備する新規出店者等に対して助成を行うことで、店舗等の連たん性を確保し来街者の増加を図る。 【必要性】 店舗等の連たん性を確保し来街者の増加を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	○支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ○実施時期 H25 年度～H27 年度	
○事業名	一般社	【位置付け】	○支援措置	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
30. 地域行事等の年間プログラム化 ○内容 十日町市において行われている地域行事等の年間プログラム化を図る。 ○実施時期 H25 年度～	団法人 十日町市観光協会、 NPO 法人にぎわいほか	地域行事等を年間プログラム化し、一体的に広報することにより、プロモーション効果のアップや効率化を図る。 【必要性】 地域行事等のプロモーション効果のアップや効率化を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	中心市街地活性化ソフト事業 ○実施時期 H25 年度～	
○事業名 31. 十日町きものまつり ○内容 きものの里・十日町を全国にPRするとともに、先人式（成人式）等を通して、きものへの関心を高める取り組みを行う。 ○実施時期 S51 年度～	きものまつり実行委員会	【位置付け】 成人式と連動した事業等きものの産地の特性を活かした各種イベントを実施することで、「きものの里・十日町」の情報を発信し、にぎわいの創出と織物産業の活性化を図る。 【必要性】 「きものの里・十日町」を発信し来街機会の増加を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	○支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ○実施時期 H25 年度～	
○事業名 32. きものパーティ ○内容 きもの愛好者の拡大ときもの普及を目的に年2回開催。 ○実施時期 H23 年度～	きものパーティ実行委員会	【位置付け】 きものの産地の特性を活かし、きもの愛好者を拡大するためのイベントを実施することで、幅広い年代を対象に「きものの里・十日町」の情報を発信し、にぎわいの創出と織物産業の活性化を図る。 【必要性】 「きものの里・十日町」を発信し、来街機会の増加を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	○支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ○実施時期 H25 年度～	

- (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし
- (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 33. 中心市街地まちと個店の魅力掘り起こし事業 ○内容 商業者がまちと個店の魅力・個性を洗い出すとともに、情報発信力を強化するため、各種ニーズ調査やワークショップ、外部の専門家を招へいしたセミナー等を実施。 ○実施時期 H25 年度～	十日町商工会議所	【位置付け】 商業者が自らまちや個店の魅力を再発見し、情報発信力を強化することで、中心市街地全体の魅力と競争力を高め高付加価値化を図る。 【必要性】 中心市街地全体の魅力と競争力を高め高付加価値化を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		・支援措置として中心市街地魅力発掘・創造支援事業の活用を予定
○事業名 34. 中心市街地情報板設置事業 ○内容 観光イベント情報や行政情報等を発信する情報板を公益施設等に設置。 ○実施時期 H28 年度～	十日町市	【位置付け】 観光イベント情報や行政情報等を発信する情報板を公益施設等に設置することにより、中心市街地の情報発信機能及び利便性を高め来街者のまちなか回遊を図る。 【必要性】 中心市街地の情報発信機能及び利便性を高め来街者のまちなか回遊を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		・支援措置として、社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（とおかまち地区〈第2期〉）の活用を予定
○事業名	十日町	【位置付け】		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
35. W i - F i 環境整備事業 ○内容 中心市街地内の飲食店や公益施設に無料 Wi-Fi スポットを設置。 ○実施時期 H24 年度～H26 年度	市、民間事業者	市役所本庁舎や本町分庁舎など中心市街地の公益施設や商店街に無料 Wi-Fi スポットを設置し、情報通信機器の利用環境を整備することにより、市民及び来街者の情報受発信面での利便性向上を図る。 【必要性】 情報通信機器の利用環境を向上させることにより、市民及び来街者の情報受発信面での利便性向上を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
○事業名 36. 中心市街地活性化促進支援員設置事業 ○内容 中心市街地整備推進機構に支援員を配置する。 ○実施時期 H25 年度～	十日町市	【位置付け】 NPO 法人にぎわい（中心市街地整備推進機構）の事務局に支援員を配置し、事業の効率的な事業運営及び地元人材の育成を図る。 【必要性】 中心市街地活性化事業の効率的な事業運営及び地元人材の育成を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
○事業名 37. きれいな街づくり運動推進事業 ○内容 商店街と地域が連携した街の美化を推進する。 ○実施時期 H25 年度～	十日町市商店街振興組合連合会	【位置付け】 商店街（10 の商店街組織）と地域が連携して花植え等を行うことで、中心市街地の景観を向上させるとともに、来街者に対するおもてなし意識を醸成する。 【必要性】 来街者に対するおもてなし意識を高めることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
○事業名 38. ゴールドカード事業 ○内容 高齢者向けカード事業（60 歳以上の方にゴールドカードを発行	十日町スタンプ協同組合	【位置付け】 十日町スタンプ組合発行の TOP カードに高齢者向けのサービスを付加することにより、来街機会の増加を図る。 【必要性】 中心市街地への来街機会の増加を図ることは、「訪れる人を増やす」を		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
し、中心市街地での買物を推進する) ○実施時期 H25 年度～		目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
○事業名 39. 一店逸品事業 ○内容 商店街が連携した一店逸品事業を実施する。 ○実施時期 H20 年度～	とおかまち逸品会 (個店活性化勉強会)	【位置付け】 商店街における既存商品のPRや魅力の再発見、新商品の創出等を通じて経営革新を進めることにより、個店の経営力強化及び魅力向上を図る。 【必要性】 個店の経営力強化及び魅力向上を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
○事業名 40. おらちのお宝展 ○内容 商店街のショーウィンドウを活用して、各商店等のお宝を展示する。 ○実施時期 H20 年度～	商工会議所商業部会女性部「アネッサ」 21」	【位置付け】 商店街のショーウィンドウを活用して、各商店等の生活や文化に密着したお宝を展示することにより、来街機会の増加を図る。 【必要性】 中心市街地への来街機会の増加を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
○事業名 41. 十日町織物産地特別招待会 ○内容 観光ツアーと絡めたきもの販売促進イベント ○実施時期 H25 年度	十日町商工会議所、きもの流通業界、十日町織物工業協同組合	【位置付け】 これまで首都圏や関西圏で実施していた「染織の祭典十日町フェア」を中心市街地で開催することで、業界関係者の来街機会の増加及び「きものの里・十日町」の情報発信を図る。 【必要性】 首都圏や関西圏のきもの業界関係者の来街機会の増加及び「きものの里・十日町」の情報発信を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 42. 十日町伝統的工芸品指定 30 周年記念展 ○内容 明石ちぢみと十日町緋の伝統的工芸品指定 30 周年を記念して展示会を開催。 ○実施時期 H25 年度	十日町織物工業協同組合	【位置付け】 明石縮と十日町緋の伝統的工芸品指定 30 周年を記念した展示会を新潟県伝統的工芸品展と同時開催することにより、織物産業やきもの愛好者の来街機会の増加及び「きもの里・十日町」の情報発信を図る。 【必要性】 織物産業及びきもの愛好者を中心とした多数の集客及び「きもの里・十日町」の情報発信を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
○事業名 43. きものの街のキルト展 ○内容 全国から応募のキルト作品のコンテストと、中心市街地の商店街のショーウィンドウを活用したキルト作品を展示する。 ○実施時期 H16 年度～	きものの街のキルト展実行委員会	【位置付け】 商店街のショーウィンドウを活用して、きもの生地を使ったキルト作品展を開催し、織物産業の歴史や発展性を情報発信し、まちなか回遊を図る。 【必要性】 織物産業の歴史や発展性を情報発信して、まちなか回遊を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
○事業名 44. 十日町おおまつり ○内容 夏の十日町市街地で行われる伝統あるまつり。民謡流しや御輿、万灯などのほか打ち上げ花火も行われる。 ○実施時期 江戸時代～	各種団体	【位置付け】 民謡流しや御輿、万灯など地域の歴史や伝統を伝える祭りを開催することにより、来街機会の増加を図る。 【必要性】 地域の歴史や伝統を伝える祭りを中心市街地で開催することで、来街機会の増加を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 45. 生誕地まつり ○内容 世界的平和指導者である十日町名誉市民の庭野日敬氏の生誕地まつりにおいて、来訪者のおもてなしに市民によるイベントや特産品市などを開催する。 ○実施時期 S52 年度～	生誕地まつり実行委員会	【位置付け】 庭野日敬氏の生誕地にちなんで全国から多くの関係者が集まる「生誕地まつり」を開催するとともに、市民によるイベントや特産品市などのおもてなしのイベントを行い、来街者との交流促進を図る。 【必要性】 市民によるイベントや特産品市などのおもてなしのイベントにより、来街者との交流促進を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
○事業名 46. チンコロ市（節季市） ○内容 諏訪町通りで毎年 1 月に伝統的な市を開催する。 ○実施時期 M10 年頃～	一般社団法人十日町市観光協会	【位置付け】 市内外で知名度が高くなっている「チンコロ」に代表される伝統的な市の開催により、冬期間の来街機会の増加を図る。 【必要性】 「チンコロ」に代表される伝統的な市の開催により、冬期間の来街機会の増加を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
○事業名 47. ホワイトミュージアム in 十日町白い愛の祭典「十日町雪まつり」 ○内容 「十日町雪まつり」の実施と併せてイベント・キャンペーンを実施する。 ○実施時期 S25 年度～	雪まつり実行委員会	【位置付け】 現代雪まつりの発祥として知られる「十日町雪まつり」を開催するとともに、市民協働による冬のイベント・キャンペーン「ホワイトミュージアム（純白の美術館）」を実施することにより、冬期間の来街機会の増加を図る。 【必要性】 知名度の高い「十日町雪まつり」と併せてイベント・キャンペーンを実施することにより、冬期間の来街機会の増加を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 48. 十日町市観光土産品コンテスト ○内容 十日町市の名物となる優れた土産品の発掘・育成を図るため、コンテストを開催する。 ○実施時期 H24 年度～	一般社団法人 十日町市観光協会	【位置付け】 市内の団体や個人を対象に、コンテスト形式で優れた土産商品を発掘するとともに、認定商品の販売支援を行うことにより、観光客の満足度を向上させ、リピーターの増加を図る。 【必要性】 観光客の満足度を向上させ、リピーターの増加を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
○事業名 49. コミュニティ FM 放送事業 ○内容 コミュニティ FM を活用した中心市街地や十日町市の情報発信を行う。 ○実施時期 H18 年度～	民間事業者（株式会社エフエムとおかまち）	【位置付け】 中越大震災後、地域からの要望で開局されたコミュニティ FM 局を活用して、中心市街地のイベント・地域情報等を発信することにより、来街機会の増加を図る。 【必要性】 市民や来街者に中心市街地のイベント・地域情報を発信することは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
○事業名 50. とおかまち情報誌発行 ○内容 フリーペーパー情報誌による中心市街地を中心とした情報発信を行う。 ○実施時期 H18 年度～	民間事業者（株式会社エフエムとおかまち）	【位置付け】 コミュニティ FM 局が発行するフリーペーパーを介して、中心市街地のイベント・地域情報等を発信することにより、来街機会の増加を図る。 【必要性】 市民や来街者に中心市街地のイベント・地域情報を発信することは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
○事業名 51. 十菓町スイーツグランプリ ○内容 学生が考えるビジネスプランのコンテスト	民間事業者（株式会社エフエムとおかまち）	【位置付け】 県内外の大学生を対象としたビジネスコンテストから生まれたスイーツグランプリを実施することにより、多世代の市民がまちづくり活動に参画することを促す。 【必要性】		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
「トオコン」での最優秀プランを基に、地元企業がビジネス化し、スイーツのまちづくりを目指す。 ○実施時期 H23 年度～		多世代の市民がまちづくり活動に参画することを促すことは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
○事業名 52. グルメイベント ○内容 中心市街地内の飲食店共通のチケットを販売し、食べ歩き、飲み歩きを楽しむまちなかバルやグルメイベントなどを開催。 ○実施時期 H25 年度～	飲食店有志	【位置付け】 十日町市の食資源のポテンシャルを市内外に広くアピールするため、まちなかバル等のグルメイベントを開催することにより、来街機会の増加を図る。 【必要性】 食を通じた来街機会の増加を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
○事業名 53. 販売力強化セミナー ○内容 商店街等を対象とした販売力強化セミナーを開催する。 ○実施時期 H24 年度～	十日町専門店会協同組合	【位置付け】 商店街等を対象とした販売力強化セミナーを開催し、売り出し企画の内容等を高めることにより、個店の魅力向上と来街機会の増加を図る。 【必要性】 個店の魅力向上と来街機会の増加を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
○事業名 54. 中心市街地活性化基金による市民活動支援事業 ○内容 基金を設置し、市民によるまちづくり活動を支援する。 ○実施時期 H25 年度～	十日町市	【位置付け】 民間からの寄附による基金を造成し、中心市街地における市民のまちづくり活動を財政的に支援することにより、中心市街地のまちづくり活動を活発化させる。 【必要性】 中心市街地のまちづくり活動に対する市民の関心を高め活性化させることは、「活動する人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 55. 十日町オリジナル観光パンフレット事業 ○内容 既存の各種情報を整理した観光パンフレットを作成する。 ○実施時期 H24 年度～	一般社団法人 十日町市観光協会	【位置付け】 中心市街地の商店街や各種団体が持つ情報を網羅した情報マップ等を作成することにより、市民や来街者の情報受発信面での利便性向上を図る。 【必要性】 情報マップ等を作成することにより、市民や来街者の情報受発信面での利便性向上を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
○事業名 56. 大地の芸術祭中心市街地プロジェクト ○内容 越後妻有地域の里山を舞台に3年に1度開催される世界最大の国際芸術祭の中心市街地におけるプロジェクトを進める。 ○実施時期 H25 年度～	大地の芸術祭 実行委員会	【位置付け】 第6回「大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ」の開催(2015年)に向けて、中心市街地でのアートプロジェクトを実施し、地域コミュニティの醸成を図る。 【必要性】 中心市街地でのアートプロジェクト実施により、地域コミュニティの醸成を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
○事業名 57. 「とおかまちナビ」サービス事業 ○内容 スマートフォン用アプリ「Layar (レイヤー)」を活用し、十日町市の情報提供システムを構築する。 ○実施時期 H23 年度～	十日町市	【位置付け】 スマートフォンの「Layar (レイヤー)」アプリケーションを利用して、観光・地域情報を提供することにより、市民や来街者の情報受発信面での利便性向上を図る。 【必要性】 市民や来街者の情報受発信面での利便性向上を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 58. 十日町市観光写真コンテスト ○内容 十日町市のさまざまな魅力を捉えていただき、魅力の再発見につなげる「十日町市観光写真コンテスト」を開催する。 ○実施時期 S55 年度～	一般社団法人十日町市観光協会	【位置付け】 「十日町市観光写真コンテスト」を開催することにより、十日町市の地域資源を再発見するとともに、来街機会の増加を図る。 【必要性】 十日町市の地域資源の魅力を情報発信することは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
○事業名 59. 十日町駅付近観光案内施設設置事業 ○内容 十日町駅付近に観光案内所を設置する。 ○実施時期 H28 年度～	十日町市、一般社団法人十日町市観光協会	【位置付け】 中心市街地の玄関口である十日町駅付近に観光案内所を設置することにより、来街者への情報受発信面での利便性向上を図る。 【必要性】 観光案内所を設置することにより、来街者への情報受発信面での利便性向上を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
○事業名 60. 十日町産業フェスタ ○内容 地域経済の活性化を図ることを目的としたフェスティバルを開催する。 ○実施時期 H20 年度～	十日町商工会議所	【位置付け】 十日町市の地域資源を情報発信する「十日町産業フェスタ」を開催することにより、市民の地域産業への関心度を高め、地域産業の活性化を図る。 【必要性】 市民の地域産業への関心度を高め、産業活性化を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
○事業名 61. ホットひと駅事業 ○内容 市民と連携して商店街の個店等に休憩所を設置するほか、トイレや観光パンフレットの提供を行う。 ○実施時期 H20 年度～	民間事業者、市民	【位置付け】 商店街の個店や市民が協働して来街者のおもてなしを行う「ホットひと駅」を設置することにより、来街機会の増加を図る。 【必要性】 市民が協働して来街者へのおもてなしを行うことは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1) 現状分析

J R 飯山線及び北越急行ほくほく線の十日町駅は、本市の玄関口であり十日町地域の交通結節点の役割を担っている。一方で、市内各地区にアクセスできる路線バスは、モータリゼーションの進展に伴う利用者の減少によって、廃止や運行本数の減少が続いている。

(2) 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

鉄道との交通結節点である中心市街地と市内各地区を結ぶ路線バスは、利用者が減少する一方で、高齢化の進行による移動制約者の増加が見込まれることを受け、自家用車を利用できない高齢者等が日常生活を営むうえで欠かせない交通手段として、その維持と確保が課題となっている。

(3) フォローアップの考え方

計画期間の各年度に各事業の進捗状況を調査し、計画期間の中間点である平成 27 年度末における目標数値の集計分析による達成状況を確認し、状況に応じて事業の改善措置を講じる。計画期間の最終年度には、再度進捗状況を調査し、中心市街地活性化の効果を実証する。

また、目標指標を補完する参考指標を設定し、フォローアップに反映させる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

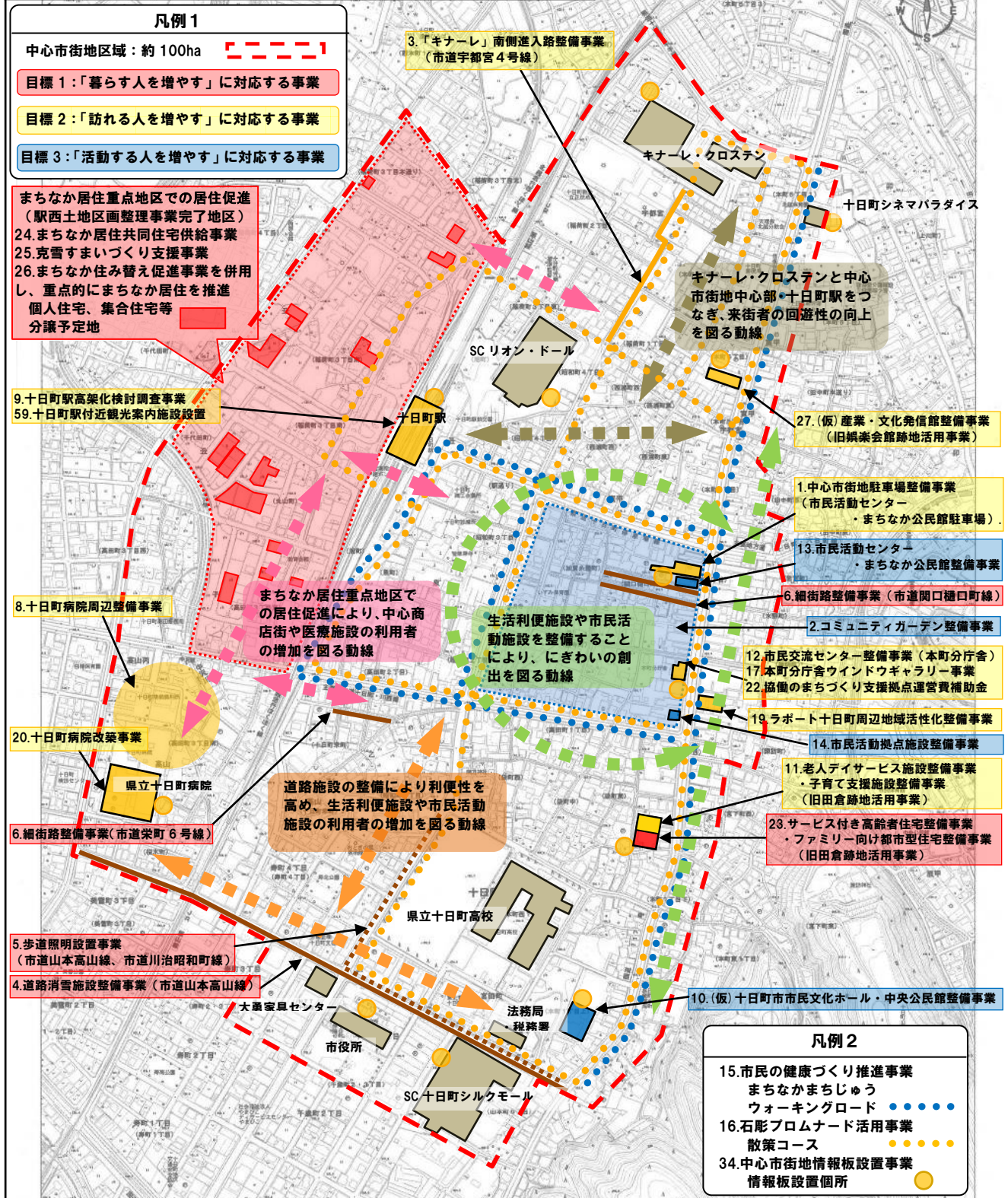
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 62. 予約型乗合タクシー運行事業 ○内容 交通空白地区と中心市街地を結ぶ予約型乗合タクシーの運行。 ○実施時期 H23 年度～	十日町市	【位置付け】 市内の公共交通空白地区と中心市街地を予約型乗合タクシーで結び、来街者の利便性を向上させ、来街機会の増加を図る。 【必要性】 交通空白地区を解消して、中心市街地への来街機会を増加することは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
○事業名 63. 楽々まちめぐり！電動レンタサイクル「里チャリ」 ○内容 電動アシスト型自転車「里チャリ」のレンタル。 ○実施時期 H23 年度～	一般社団法人十日町市観光協会	【位置付け】 高低差の激しい中心市街地の回遊性をより向上させるため、十日町駅西口観光案内所に電動アシスト型レンタサイクルを配置し、来街者の利便性の向上を図る。 【必要性】 電動アシスト型レンタサイクルを配置し来街者の利便性の向上を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所



■ 中心市街地全域を対象とする事業

- | | | |
|--------------------------|--------------------------------------|-----------------------------|
| 24. まちなか居住共同住宅供給事業 | 37. きれいな街づくり運動推進事業 | 50. とおかまち情報誌発行 |
| 25. 克雪すまいづくり支援事業 | 38. ゴールドカード事業 | 51. 十葉町スイーツグランプリ |
| 26. まちなか住み替え促進事業 | 39. 一店逸品事業 | 52. グルメイベント |
| 7. 地域資源活用調査事業 | 40. おらちのお宝展 | 53. 販売力強化セミナー |
| 18. まちなか「花の情報マップ」作成事業 | 41. 十日町織物産地特別招待会 | 55. 十日町オリジナル観光パンフレット事業 |
| 21. 地域子育て応援カード事業 | 42. 十日町伝統的工芸品指定 30 周年記念展 | 56. 大地の芸術祭中心市街地プロジェクト |
| 28. 中心市街地にぎわいカアップ事業 | 43. きものの街のキルト展 | 57. 「とおかまちナビ」サービス事業 |
| 29. 中心市街地空き店舗等活用促進事業 | 44. 十日町おまつり | 58. 十日町市観光写真コンテスト |
| 30. 地域行事等の年間プログラム化 | 45. 生誕地まつり | 60. 十日町産業フェスタ |
| 31. 十日町きものまつり | 46. チンコロ市(節季市) | 61. ホットひと駅事業 |
| 32. きものパーティ | 47. ホワイトミュージアム in 十日町白い雪の祭典「十日町雪まつり」 | 62. 予約型乗合タクシー運行事業 |
| 33. 中心市街地まちと個店の魅力掘り起こし事業 | 48. 十日町市観光土産品コンテスト | 63. 楽々まちめぐり！電動レンタサイクル「里チャリ」 |
| 35. Wi-Fi 環境整備事業 | 49. コミュニティ FM 放送事業 | 54. 中心市街地活性化基金による市民活動支援事業 |
| 36. 中心市街地活性化促進支援員設置事業 | | |

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 庁内の推進体制

本計画の策定にあたっては、本市の中心市街地活性化の方向性を確認しつつ、全庁的に活性化に取り組むために、「十日町市中心市街地活性化基本計画策定委員会」及び3つの分科会から構成される「十日町市中心市街地活性化基本計画策定検討部会」を設置し、計画内容の庁内の横断的な検討を行うとともに、各関係者との情報交換を行っている。

■庁内策定委員会構成員

(平成25年4月1日現在)

区分	所属・役職
委員長	副市長 村山 潤
副委員長	教育長 蔵品 泰治
副委員長	総務部長 高橋 勝芳
委員	市民福祉部長 高橋 徳一
委員	産業観光部長 大津 善彦
委員	産業観光部長（中心市街地活性化担当） 山岸 航
委員	建設部長 貴田 幸吉
委員	建設部技監 東 佑亮
委員	教育次長 池田 則夫

■庁内策定委員会における検討経過

日 時	会議名	主 な 議 題
平成23年4月22日	第1回 策定委員会	・ H22 年度策定作業報告 ・ 作業部会3グループ（案）の協議 ・ 第1次骨子策定に向けての説明
平成23年9月20日	第2回 策定委員会	・ 第1次骨子（案）の協議
平成24年5月22日	第3回 策定委員会	・ H24 年度基本計画策定スケジュールの報告 ・ 旧田倉、旧娯楽会館跡地活用の事業募集結果
平成24年5月24日	第4回 策定委員会	・ 旧田倉、旧娯楽会館跡地活用の応募事業について
平成24年7月23日	第5回 策定委員会	・ 基本計画素案概要の協議
平成24年8月14日	第6回 策定委員会	・ 中心市街地活性化基金の協議
平成25年3月4日	第7回 策定委員会	・ 中心市街地活性化基本計画（案）の協議

■庁内連絡調整会議及び作業部会構成員

区 分	所 属
公共交通	企画政策課
財産管理	財政課
防災安全	防災安全課
福祉施設	福祉課
子育て支援	子育て支援課
病院建設関連	地域中核病院建設推進室
商業振興	産業政策課
観光振興	観光交流課
都市基盤 居住環境整備	都市計画課
生涯学習施設整備	生涯学習課
総合調整	中心市街地活性化推進室

■庁内連絡調整会議及び作業部会における検討経過

日 時	会議名	主 な 議 題
平成 22 年 1 月 14 日	第 1 回連絡調整会議 第 1 回作業部会	・ 基本計画策定の概要 ・ 策定スケジュール
平成 23 年 2 月 24 日	第 2 回作業部会	・ 候補事業の検討（1）
平成 23 年 3 月 9 日	第 3 回作業部会	・ 候補事業の検討（2）
平成 23 年 3 月 22 日	第 4 回作業部会	・ 活性化施策の図上プロット
平成 23 年 4 月 6 日	第 5 回作業部会	・ 作業部会(案)の作成（1）
平成 23 年 4 月 13 日	第 6 回作業部会	・ 作業部会(案)の作成（2）
平成 23 年 4 月 22 日	第 1 回策定委員会 第 2 回連絡調整会議	・ H22 年度策定作業報告 ・ 作業部会 3 グループ（案）の協議 ・ 第 1 次骨子完成に向けての説明
平成 23 年 9 月 15 日	第 3 回連絡調整会議	・ 第 1 次骨子の協議
平成 24 年 7 月 18 日	第 4 回連絡調整会議	・ 基本計画（素案）の協議
平成 25 年 2 月 19 日	第 5 回連絡調整会議	・ 基本計画（案）の協議

■中心市街地活性事業募集の経過

中心市街地の活性化の推進を図るため、市が所有する市街地内の2箇所の遊休地の活用と、その他の箇所での民間事業者による中心市街地活性化事業を募集した。

日 時	会議名等	内 容
平成24年3月6日	庁議	事業募集要項について
平成24年3月12日	市長定例記者会見	事業募集の発表 市報、HP掲載のほか主要な事業者への要項発送と訪問説明
平成24年3月25日	市報、HP掲載	
平成24年4月20日	応募締切	
平成24年5月7日	市長定例記者会見	応募結果の公表 ・市所有土地：8件 ・その他の土地：6件
平成24年5月29日 30日	応募事業審査会	審査件数：12件 審査員：基本計画策定委員 9名 学識経験者（大学教授ほか） 2名
平成24年6月4日	市長定例記者会見	公募事業の選定結果について

（2）中心市街地活性化に関する検討の場の設置

中心市街地が抱える課題について、地域に関わる人々と行政が協働で課題の解決に向けての方策を検討し、十日町市中心市街地活性化基本計画に反映させることを目的として事業検討市民ワーキングを開催した。

■事業検討市民ワーキングの構成員

第1分科会	地域住民、商店街にぎわい研究所、芸術協会、青年会議所、タクシー協会、商店街振興組合、南越後観光バス(株)
第2分科会	芸術協会、地区振興会、商店街振興組合、地域住民、専門店会、タクシー協会、新聞社
第3分科会	観光ガイドの会、商業者、石彫シンポジウム、商店街振興組合、地区振興会、きものの街のキルト展、
第4分科会	商店街振興組合、社会教育委員会、旅館組合、エフエムとおかまち、地域協議会、商店街振興組合、青年会議所
第5分科会	地域住民、建築士会、観光ガイドの会、文化協会連合会、地域協議会、観光ガイドの会、
第6分科会	建設業協会、地場産業振興センター、商工会議所、福祉法人、観光ガイドの会、青年会議所、社会福祉協議会
第7分科会	青年会議所、建設業協会青年部会、観光ガイドの会、市民活動ネットワーク法人、地域協議会、芸術協会、医師会
第8分科会	健康運動指導士会、商店街振興組合、越後交通(株)、商店街振興組合、地域住民、商工会議所

■事業検討市民ワーキングにおける検討経過

日 時	会議名	主 な 議 題
平成 23 年 4 月 26 日	第 1 回ワーキング	・計画策定の概要説明 ・作業部会(案)の説明 ・グループ分け（8 班）による「中心市街地の課題」抽出
平成 23 年 5 月 12 日	第 2 回ワーキング	< 8 グループによる討議 > ・中心市街地の現状分析 ・中心市街地の環境分析（SWOT 分析）
平成 23 年 5 月 17 日	第 3 回ワーキング	< 8 グループによる討議 > ・中心市街地の環境分析（SWOT 分析）
平成 23 年 5 月 25 日	第 4 回ワーキング	< 8 グループによる討議 > ・重点事業の選定 ・事業の行動計画の作成
平成 23 年 6 月 5 日	第 5 回ワーキング	・各グループのプレゼン ・行動計画の改善点の討議

（３）経済産業省 中心市街地活性化の取り組みに対する診断・助言事業

各種統計資料の調査等の定量調査や、ニーズヒアリング等の定性調査を実施した上で、地域ビジョンの確立や多様な事業者による事業の推進について検討及び助言をいただき、意見交換会を通して多様なまちづくり関係者間の合意形成を進めた。

■事業の取り組み内容

項 目	日 時	内 容
専門家による現状把握 市：担当部長ほか 3 名 経済産業省：1 名 アドバイザー：1 名	平成 23 年 8 月 12 日	・中心市街地の状況 ・中心市街地活性化基本計画策定に向けた取り組み状況 ・中心市街地活性化の課題 ・診断、助言事業に対する期待、要望
来街者アンケート調査	平成 23 年 10 月 7 日 8 日	調査地点 < 中心市街地 > 3 か所（207 サンプル） < 郊外拠点 > 大規模小売店舗 1 か所（103 サンプル）
第 1 回勉強会 市：担当室長ほか 2 名	平成 23 年 10 月 19 日	・中心市街地活性化基本計画の進捗状況 －基本計画策定の進捗状況と今後の予定 －観光関係調査の進捗状況 ・意見交換会（第 1 回）の検討事項等の確認
第 1 回意見交換会 パネルディスカッション 市民：5 名	平成 23 年 10 月 30 日	・第 1 次骨子の概要説明 ・パネルディスカッション －まちなかに誇れる宝物（資源）、まちなかの課題、活性化に向けて苦労した話、活性化に

アドバイザー：2名		向けて取り組んでみたいこと
第2回勉強会 市：担当室長ほか2名	平成23年 11月28日	・ 中心市街地活性化基本計画の進捗確認 ・ 意見交換会（第2回）の検討事項の等の確認 ・ 最終報告会の検討事項等の確認 ・ 最終成果物の確認
第2回意見交換会 市：副市長ほか6名 民間：9名	平成23年 12月16日	・ 中心市街地活性化基本計画案へのアドバイス ・ 中心市街地活性化に資する事業の芽、気運等に対する意見交換会 － 全体的な方向性の確認 － 自主的に取り組みたいと思う個別事業の吸い上げ・膨らまし
最終報告会 行政：副市長ほか6名 民間：9名	平成24年 2月8日	・ 統計データ、アンケート等の分析結果報告 ・ 専門家によるアドバイス ・ 意見交換会

（４）市民への広報等の状況

①中心市街地活性化市民シンポジウム及びパネルディスカッションの開催

第1回 平成23年10月30日（日）

第1次骨子の説明及び市民代表によるパネルディスカッション

第2回 平成24年5月14日（月）

計画素案に向けた講演会及び市民代表等によるパネルディスカッション

②市民や各種団体との意見交換会等の取り組み

■市民や関係団体への中心市街地活性化の取り組み、第1次骨子の説明会

日 時	関係団体
平成23年5月23日	とおかまち市民討議会 2011(社)十日町青年会議所主催 「とり戻そう！！賑わいのある中心市街地」
平成23年12月12日	高田町2丁目商店街協同組合
平成23年12月13日	本町2丁目商店街振興組合、本町3丁目商店街振興組合
平成23年12月15日	高田町1丁目商店街振興組合
平成23年12月15日	キルト展関係者
平成23年12月19日	駅通り商店街振興組合、昭和町通り商店街協同組合
平成23年12月21日	本町4丁目商店街振興組合、本町5・6丁目商店街振興組合
平成24年2月22日	商業三団体（十日町スタンプ、セントラルパーキング、ラポート十日町）
平成24年11月29日	経済産業省主催「中心市街地の商店街キャラバン」

③市内の主要事業者との意見交換会

市内の主要な民間事業者等を訪問し、第1次骨子に示す事業への取り組みの可能性や、計画に対する意見交換を行う。

■平成23年11月～平成24年1月

訪問事業者数：33事業者

④市報への記事掲載

掲載号	タイトル
平成23年5月25日号	「十日町市中心市街地活性化基本計画の策定に取り組んでいます」
6月10日号	「取り戻そう！にぎわいのある中心市街地」
7月25日号	「中心市街地活性化基本計画策定事業「市民事業検討ワーキング」が開催されました」
10月10日号	「十日町市中心市街地活性化基本計画第1次骨子を策定しました」
11月25日号	「十日町市中心市街地活性化市民シンポジウムを開催しました」
平成24年3月25日号	「中心市街地の活性化を進めるために事業の募集を行っています！」
5月25日号	「「にぎわい創出@まちなか」シンポジウム開催」、「にぎわいなう（若手経営者を中心に中心市街地を元気にするために生まれたプロジェクトの活動紹介）」
6月25日号	「中心市街地活性化基本計画への登載を目指して市と協議を行う事業が審査会により決定しました」、「中心市街地活性化基本計画策定に関する今後の予定」
8月10日号	「にぎわいなう」
9月25日号	「中心市街地活性化協議会が設立されました」、「にぎわいなう」
11月25日号	「デザインの力で社会をより良く（市民有志による大学と連携した中心市街地の活性化を考えるワークショップ開催）」、「にぎわいなう」
12月10日号	「（経済産業省による）「中心市街地の商店街キャラバン」が行なわれました」、「中心市街地活性化推進室からのお知らせ」
平成25年1月25日号	「中心市街地整備推進機構（NPO法人にぎわい）のメンバー・活動紹介」

⑤市ホームページへの掲載

掲載日	タイトル
平成 23 年 7 月 26 日	「市民事業検討ワーキングが開催されました」
10 月 11 日	「中心市街地活性化基本計画第 1 次骨子が完成！」
12 月 1 日	「十日町市中心市街地活性化基本計画の策定に取り組んでいます」、「十日町市中心市街地活性化市民シンポジウムを開催しました」
平成 24 年 5 月 29 日	「『十日町なか元気プロジェクト』始動！」
6 月 13 日	「中心市街地活性化基本計画への登載を協議する事業の選定結果」
9 月 3 日	「中心市街地活性化基本計画の素案がまとまりました！」
9 月 6 日	「中心市街地活性化協議会が設立されました！」

⑥公式フェイスブックページの開設

平成 24 年 4 月開設。まちなかのにぎわい創出につながる各種イベントや取り組みなどの情報を発信（URL：<https://www.facebook.com/chukatsusinpo>）。

⑦パブリックコメント

中心市街地活性化に対する市民の声を取り入れるため、平成 25 年 3 月に「十日町市中心市街地活性化基本計画（素案）」に対する市民意見の募集（パブリックコメント）を実施したところ、1 名から 1 件の意見が提出された。

〔2〕 中心市街地活性化協議会に関する事項

（１）十日町市中心市街地活性化協議会の概要及び開催状況

十日町商工会議所及び特定非営利活動法人にぎわいが共同設置者となり、法第 15 条に基づく「十日町市中心市街地活性化協議会」を平成 24 年 9 月 1 日に設置した。

協議会の協議事項の調整を図るため、協議会の下部組織として役員会を設置し、多様な主体が相互連携を図り、中心市街地の活性化に効果的かつ効率的に取り組むこととしている。

■ 中心市街地活性化協議会設立に向けた勉強会等の開催経過

日 時	会議名	主 な 議 題
平成 23 年 11 月 9 日	第 1 回勉強会 (会議所・市)	・ 協議会の役割や構成について ・ 協議会組織、まちづくり会社について
平成 23 年 12 月 12 日	商 工 会 議 所 常 議 員 会	・ 中心市街地活性化への取り組みについて ・ 協議会の役割や構成について ・ 第 1 次骨子の説明
平成 23 年 12 月 27 日	第 1 回勉強会 (会 議 所 常 議 員)	・ 協議会の設置者、構成員について ・ 協議会設立スケジュール及び手法 ・ まちづくり会社について ・ 主要な事業における事業スキームの研究 ・ 都市計画手法の特別用途地区について
平成 24 年 1 月 11 日	第 2 回勉強会 (会 議 所 常 議 員)	・ 協議会の組織及び構成員（案）について ・ 協議会設立スケジュール及び手法 ・ まちづくり会社等のイメージ ・ 1 月以降の取り組みスケジュール ・ 組織の役割分担について
平成 24 年 1 月 25 日	第 3 回勉強会 (会 議 所 常 議 員)	・ 協議会の組織及び構成員（案）の確認 ・ タウンマネージャーについて ・ 協議会設立スケジュール及び手法 ・ 中心市街地まちづくり基金の検討 ・ 主要な事業の 5 年間の取り組みイメージ
平成 24 年 2 月 1 日	第 4 回勉強会 (会 議 所 常 議 員)	・ まちづくり会社または NPO の事業内容の検討 ・ 中心市街地まちづくり基金の税制 ・ 主要な事業の 5 年間の取り組みイメージ
平成 24 年 2 月 10 日	第 5 回勉強会 (会 議 所 常 議 員)	・ 市街地内の市民活動を推進する組織のイメージ ・ 市街地内の拠点施設整備の検討 ・ まちづくり会社または NPO が行う業務の検討 ・ 和のまちづくりについての検討

平成 24 年 2 月 24 日	第 6 回勉強会 (会 議 所 常 議 員)	・市街地内の市民活動を推進する組織について ・市街地内の拠点施設整備の検討 ・まちづくり会社または NPO が行う業務の検討 ・にぎわい創出会議の開催について
平成 24 年 3 月 9 日	商 工 会 議 所 常 議 員 会	・中心市街地活性化の取り組みの中間報告 協議(勉強会)の経過及び今後の取り組みについて

■ N P O 法人設立にむけた市民団体との協議経過

日 時	会議名	主 な 議 題
平成 24 年 5 月 10 日	第 1 回にぎわ い創出会議	・中心市街地で活動する団体の課題把握
平成 24 年 5 月 17 日	第 2 回にぎわ い創出会議	・まちづくり推進組織の役割と組織形態等の検討
平成 24 年 5 月 24 日	第 3 回にぎわ い創出会議	・まちづくり推進組織の取り組み方向について ・設立に向けた組織、構成員について

■ 中心市街地活性化協議会の開催経過

日 時	会議名	主 な 議 題
平成 24 年 5 月 9 日	第 1 回 中心 市 街 地 活 性 化 協 議 会 設 立 準 備 会	・協議会の設立趣旨の確認について ・協議会組織について ・協議会構成員(案)について ・役員選任について ・民間事業の応募結果について
平成 24 年 7 月 31 日	第 2 回 中心 市 街 地 活 性 化 協 議 会 準 備 会	・中心市街地整備推進機構について ・構成員の追加(事業実施者の追加) ・基本計画素案の概要説明 ・今後のスケジュール
平成 24 年 9 月 1 日	第 1 回 中心 市 街 地 活 性 化 協 議 会 (設立総会)	・協議会規約(案)の承認 ・協議会構成(案)の承認 ・基本計画素案の説明
平成 24 年 11 月 15 日	第 2 回 中心 市 街 地 活 性 化 協 議 会	・基本計画の策定状況等について ・基本計画(案)第 1 章の一部、第 2 章について
平成 24 年 12 月 6 日	第 3 回 中心 市 街 地 活 性 化 協 議 会	・基本計画の策定状況等について ・基本計画(案)第 1 章の一部、第 3 章について
平成 25 年 1 月 8 日	第 4 回 中心 市 街 地 活 性 化 協 議 会	・基本計画の策定状況等について ・基本計画(案)第 4 章～第 12 章について

平成 25 年 2 月 6 日	第 5 回 中心市 街地活性化協 議会	・基本計画の策定状況等について ・基本計画（案）全編について
平成 25 年 3 月 1 日	第 6 回 中心市 街地活性化協 議会	・基本計画（案）全編について
平成 25 年 3 月 26 日	第 7 回 中心市 街地活性化協 議会	・基本計画（案）全編について ・意見書について

■ 中心市街地活性化協議会役員会の開催経過

日 時	会議名	主 な 議 題
平成 24 年 8 月 29 日	第 1 回 中心市 街地活性化協 議会役員会	・設立総会について
平成 24 年 11 月 1 日	第 2 回 中心市 街地活性化協 議会役員会	・第 2 回活性化協議会について
平成 25 年 1 月 30 日	第 3 回 中心市 街地活性化協 議会役員会	・第 5 回活性化協議会について
平成 25 年 3 月 19 日	第 4 回 中心市 街地活性化協 議会役員会	・第 7 回活性化協議会について

■ 中心市街地活性化協議会における商業関係者協議の開催経過

日 時	会議名	主 な 議 題
平成 24 年 10 月 17 日	第 1 回検討会	・事前ヒアリングの結果 ・WS①中心市街地内の回遊性につながる取り組みについて
平成 24 年 11 月 6 日	第 2 回検討会	・WS②中心市街地内の回遊性につながる取り組みについて
平成 24 年 12 月 4 日	第 3 回検討会	・WS③中心市街地内の回遊性につながる取り組みについて

十日町市中心市街地活性化協議会規約

(設置)

第1条 十日町商工会議所及び特定非営利活動法人にぎわいは、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 本会は、十日町市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第3条 協議会は、十日町市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、法第9条第1項の規定により十日町市が作成する中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）並びに法第9条第10項の規定による認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）の実施に関し、必要な事項を協議し、十日町市中心市街地の活性化の推進と発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、その目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 十日町市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- (2) 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (3) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進について必要な事項の協議

(協議会の構成員)

第5条 協議会は次の者をもって構成する。

- (1) 十日町商工会議所
- (2) 十日町市中心市街地整備推進機構（特定非営利活動法人にぎわい）
- (3) 十日町市
- (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
- (5) 前号に掲げる者のほか、協議会において特に必要があると認める者

2 前項第4号に該当する者であつて、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。

3 前項の申出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(委員)

第6条 委員は、第5条第1項各号に掲げる者が指名する者をもって充てる。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 理事 5名以内

2 役員は、協議会の会議（以下、「会議」という。）において委員の中から選任する。

3 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

（職務）

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（役員会）

第9条 役員会は、第4条に掲げる事項及び協議会の運営について、必要な協議又は調整を行うため、適宜開催する。

2 役員会の運営その他の事項は、会長が別に定める。

（専門部会）

第10条 協議会の目的を達成させるために専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は会長が指名する。

3 専門部会の運営に関しては、会長が別に定める。

（タウンマネージャー、アドバイザー及びオブザーバー）

第11条 協議会の活動を円滑に進めるため、まちづくりについての専門知見を有するタウンマネージャー、アドバイザー及びオブザーバーを置くことができる。

（事務局）

第12条 協議会の事務局は十日町商工会議所に置く。

2 事務局に、事務局長及び事務局員を置く。

3 事務局長は、理事の中から会長が任命する。

4 事務局員は、会長が任命する。

（会議）

第13条 会議は会長が招集する。

2 会長は委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

（会議の運営）

第14条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は会議の議長となる。

3 会議の議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（協議結果の尊重）

第15条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

（公表）

第16条 協議会の公表は、十日町商工会議所の広報紙又はホームページへの掲載のほ

か、必要に応じて十日町市の広報紙及び新聞掲載により行う。

- 2 会議は、公開を原則とする。ただし、公開することにより協議会、協議会の委員又は第三者の権利、利益もしくは公共の利益を害するおそれがあると認められるときは、会長は会議を非公開とすることができる。

(会計年度)

第17条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費の負担)

第18条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、補助金及び負担金、その他の収入により負担するものとする。

(解散)

第19条 総会の議決に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

- 2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

(補則)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、役員会の承認を得て、別に定める。

- 2 前項において役員会で決定した事項は、次の会議において報告をするものとする。

附則

- 1 この規約は、平成24年9月1日から施行する。
- 2 協議会設立時の役員の任期は、平成26年5月31日までとする。

十日町市中心市街地活性化協議会 構成員

平成24年9月1日現在

(順不同・敬称略)

No.	区 分	所属団体・役職名	氏 名
1	経済力の向上を推進する者 (法第15条第1項関係)	十日町商工会議所 会頭	丸山 秀二
2	都市機能の増進を推進する者 (法第15条第1項関係)	NPO法人にぎわい 理事長	関口 純夫
3	市町村が作成する基本計画に記載された事業を実施しようとする事業者および基本計画およびその実施に関し密接な関係を有する者 (法第15条第4項関係)	十日町TMO協議会 会長	村山 栄治
4		(社)十日町市観光協会 会長	村山 義政
5		(株)村山土建 代表取締役社長	村山 政文
6		(株)フラワーホーム 代表取締役	藤田 真実
7		社会福祉法人妻有福祉会 理事長	樋口 誠
8		十日町農業協同組合 経営管理委員会 会長	澤口 茂利
9		十日町市商店街振興組合連合会 理事長	庭野 茂美
10		十日町商工会議所青年部 会長	田邊 誠
11		十日町商工会議所商業部会アネッサ21 会長	村山 トミ子
12		十日町市織物工業協同組合 理事長	田村 憲一
13		社会福祉法人十日町市社会福祉協議会 会長	阿部 喜一
14		社会福祉法人十日町福祉会 理事長	小川 徳久
15		十日町セントラルパーキング協同組合 理事長	小林 均
16		(財)十日町地域地場産業振興センター 専務理事	岩船 真人
17		十日町市文化協会連合会 会長	後藤 和夫
18		東日本旅客鉄道株式会社十日町駅 駅長	浅井 誠
19		北越急行株式会社 運輸部営業開発室 室長	近山 直栄
20		越後交通株式会社十日町営業所 所長	天野 剛
21		十日町地区タクシー協会 会長	高橋 等
22		十日町地域振興連合会 会長	水落 明
23		十日町商工会議所 専務理事	池田 春夫
24	規約上、特に必要があると認める者	(社)新潟県建設業協会十日町支部 支部長	高橋 政徳
25		(社)十日町青年会議所 理事長	山田 剛
26		十日町市金融団 (幹事行:北越銀行十日町支店長)	長谷川 明夫
27	市町村(法第15条第4項関係)	十日町市 副市長	村山 潤
28	協議会から協力を求められた者 (法第15条第7項関係)	新潟県十日町地域振興局 局長	高木 努
29		新潟県産業観光労働部商業振興課長	古田 芳久
30		中小機構関東 地域活性化推進部地域振興課長	杉浦 志樹

- ※ 法第15条第1項：中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者及び経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者
- ※ 法第15条第4項：基本計画で定められた事業を実施しようとする者、認定基本計画及びその実施に関し密接な関係を有する者、当該市町村
- ※ 法第15条第7項：関係行政機関等、必要があると認める者
- ※ 法第15条第8項：必要な協力を求めることができる者

(2) 十日町市中心市街地活性化協議会による意見書

協議会における協議の結果、「十日町市中心市街地活性化基本計画」（案）に対して、意見書が平成25年3月28日に提出された。

平成25年3月28日

十日町市長 関口芳史 様

十日町市中心市街地活性化協議会
会 長 丸 山 秀 二

十日町市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、十日町市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書を下記の通り提出します。

記

1. 意見

十日町市中心市街地活性化協議会は、十日町市中心市街地活性化基本計画（案）について、概ね妥当であると判断します。

本計画では、『「新たなにぎわい」に満ちた「魅力あるまち」の創造』を基本理念とし、『雪国でも快適で安心して暮らし続けられるまち』『歩いて楽しいまち』『いきいきとまちづくり活動ができるまち』の3つを基本方針に掲げております。

度重なる被災と豪雪地域であることの当地域の特殊性を鑑み、中心市街地活性化の実現に向けて官・民が一体となって各事業を円滑かつ着実に実施されるよう特段の配慮をお願いします。

2. 付帯事項

- (1) 本基本計画に記載されている事業を着実に推進するために、各事業主体への全面

的な支援を図っていただきたい。

- (2) 本計画に未記載の事業及び今後検討される事業に対して、活性化の効果が期待できる場合は、随時基本計画の調整を行うなど、柔軟な対応をお願いしたい。
- (3) 官民一体となって推進するため、引き続き国・県・関係団体と連携して協議会に対しての強力な支援をお願いしたい。
- (4) 当地域は度重なる自然災害で疲弊しており、まだその爪痕も残されています。防災の観点からも、本基本計画において予定されているハード事業において、防災機能を備えたものにしていただきたい。
- (5) 本計画を推進するためには地域住民や商業者の協力が不可欠ですが、本協議会も一体となって事業の推進に協力して参りますので、総力を結集して活性化の事業推進を図っていただきたい。

[3]基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業・措置の集中実施

① 客観的現状分析

中心市街地の現状を把握するため、各種統計データを用いて客観的な現状分析を行った。統計データを用いた現状分析については、1. [2]中心市街地の現状分析の(3)地域の現状に関する統計的データの把握・分析に記載している。

② 市民ニーズ等の分析

中心市街地の課題と活性化の方向性、中心市街地への市民ニーズ等を探ることを目的として、市民アンケートや中心市街地などへの来街者アンケートを実施した。

市民のニーズ等については、1. [2] 中心市街地の現状分析の(4)地域住民のニーズ等の把握・分析に記載している。

③ 旧基本計画に基づく事業の実施状況及び評価

1. [3] 中心市街地でのこれまでの取り組みと評価に記載している。

(2) さまざまな主体との相互連携

①事業検討市民ワークショップの開催

中心市街地の活性化に向けた必要と思われる事業の提案と、それらを確実に実施するための課題等の整理を行うため、平成23年4月から6月にかけて、市民団体や商業関係者などさまざまな主体の参加によるワークショップを計5回開催した。

②青年会議所との連携による市民討議会の開催

平成23年5月、「取り戻そう!!賑わいのある中心市街地」と題した中心市街地活性化をテーマにした市民討議会を青年会議所との連携により開催した。

③TMO協議会による事業検討会の開催

TMO協議会がこれまで取り組んできた事業の検証と大型空き店舗の活用について検討を行い、平成23年8月に市に対して提言を行った。

④商店街関係者との事業検討会の開催

市及び商工会議所と商業関係者が連携し、今後取り組むべき商業関係の事業について平成24年10月から12月にかけて計3回検討を行った。

⑤商店街振興組合等との意見交換会の開催

市民や商業関係者への中心市街地活性化の取り組みの説明と情報共有を目的に、必要に応じて商店街振興組合等との意見交換会を開催した。

⑥市内主要事業者への説明

平成 23 年 10 月に「中心市街地活性化基本計画 第 1 次骨子」を発表後、市内の主要事業者約 40 社を個別に訪問し、市が中心市街地活性化に取り組む理由、目標とする方向、主要な取り組み内容等についての説明と意見交換を行うとともに、民間事業者からの中心市街地における積極的な投資と事業展開を要請した。

(3) パブリックコメントの実施【再掲】

中心市街地活性化に対する市民の声を取り入れるため、平成 25 年 3 月に、「十日町市中心市街地活性化基本計画（素案）」に対する市民意見の募集（パブリックコメント）を実施したところ、1 名から 1 件の意見が提出された。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

中心市街地における都市機能の集積の促進の考え方として、本計画の上位計画である「十日町市総合計画後期基本計画（平成23年度～平成27年度）」において、以下の内容を推進することとしている。

■十日町市総合計画後期基本計画（平成23年度～平成27年度）

①計画的な土地利用の推進

- ・土地利用関連計画の見直し

都市計画マスタープランに基づき、将来都市の目標像を、無秩序な市街地の拡大を抑制したコンパクトな都市づくりと定め、都市計画の見直しを行う。

②にぎわいを生み出す交流活動の推進

- ・交流拠点を結ぶ動線の整備

交流拠点と商店街などを結び市街地内を快適に移動するための歩道の整備を進めるとともに、市道の維持管理を徹底して行い、来街者や市民が安全安心に移動できる環境づくりに努める。

- ・周辺地区と中心市街地の更なる連携強化

周辺地区と中心市街地それぞれの特性を生かしながら地域振興を進める。

③快適な生活環境の充実

- ・身近な公園・緑地・広場の整備

都市計画マスタープランに基づき、公園・広場整備や市街地・住宅地の緑化を推進する。

[2] 都市計画手法の活用

(1) 準工業地域等における大規模集客施設の立地制限

中心市街地の活性化に関する施策を総合的に推進するとともに、都市機能の無秩序な拡散を抑制し、コンパクトなまちづくりを進めるため、準工業地域において、都市の構造や環境及び交通に大きな影響を与える大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区を定め、併せて、十日町市特別用途地区（大規模集客施設制限地区）建築条例（以下、「建築条例」という。）を制定した。

また、新潟県においては、平成23年8月に「新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例」を制定し、これまで郊外立地により中心市街地の空洞化に影響を与えてきた大規模集客施設について広域的視点から適正な立地の誘導・抑制を図ることにより都市機能の中心市街地への集積を目指している。

■十日町都市計画特別用途地区及び川西都市計画特別用途地区の決定

都市計画特別用途地区を次のように決定する

種 類	面 積	範 囲
十日町都市計画特別用途地区（大規模集客施設制限地区）	約 177 h a	準工業地域全域
川西都市計画特別用途地区（大規模集客施設制限地区）	約 9.1 h a	準工業地域全域

■大規模集客施設立地制限の経緯

◇特別用途地区の決定

平成 24 年	4 月～5 月	制限区域及び要件の方針決定
	5 月 29 日	十日町市都市計画審議会への事前説明
	6 月～8 月	関係機関文書協議
	8 月 30 日	素案説明会
	10 月 11 日～ 10 月 25 日	都市計画案の公告・縦覧
	11 月 27 日	十日町市都市計画審議会 答申
	11 月～12 月	新潟県知事との協議、回答
	12 月 14 日	決定告示

◇建築条例の制定

平成 24 年	12 月 14 日	建築条例の市議会可決
平成 25 年	4 月 1 日	建築条例施行

〔3〕都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

（1）行政機関、教育文化施設、医療施設、病院、学校等の立地状況

本市の中心市街地には、市役所本庁舎及び本町分庁舎、税務署など官公庁が立地している他、金融機関、診療所などが点在している。また、それら公益施設の多くは約 3.6 km に及ぶアーケードで結ばれており、安心安全な移動環境が整備されている。

これらの既存ストックを有効に活用し、中心市街地の活性化を進める。

■中心市街地に立地している主な公益施設

区分	施設名
生活	十日町市役所本庁舎、本町分庁舎 関東信越国税局十日町税務署 新潟地方法務局十日町支局 新潟労働局十日町労働基準監督署 十日町警察署十日町駅前交番
文化施設	越後妻有里山現代美術館
学校	新潟県立十日町高等学校 十日町服飾専門学校
福祉	十日町市社会福祉協議会 十日町市総合福祉センター 北越保育園、いずみ保育園、十日町幼児園、十日町カトリック天使幼稚園、子育て支援センターくるる 特別養護老人ホーム三好園四ツ宮、クリーンセキュリティ、障害者地域生活支援センターエンゼル妻有、デイサービスセンターコロネット、まちトレ十日町

医療	新潟県立十日町病院、本町クリニック、池田医院、小千谷総合病院十日町診療所、庭野医院、山口医院、西野歯科医院、阿部歯科医院、蕪木歯科医院、田村歯科医院、中央歯科医院、中林歯科医院、服部歯科医院、山崎歯科医院
金融	第四銀行十日町支店、北越銀行十日町支店、大光銀行十日町支店、新潟県信用組合十日町支店、新潟県労働金庫十日町支店、十日町郵便局、十日町高田郵便局、十日町本町簡易郵便局、J Aバンク十日町支店
その他	十日町商工会議所 十日町地域地場産業振興センター 十日町農業協同組合十日町支店、ラポート十日町温泉施設（明石の湯）

（２）大規模小売店舗の立地状況

■中心市街地内及びそれ以外の大規模小売店舗（店舗面積1,000 m²を超えるもの）

分類	店舗名称	業態	店舗面積 (m ²)	開設年月
中心市街地内	リオン・ドール十日町店	スーパー	5,491	S54.12
	十日町シルクモール（原信十日町店）	その他	7,403	H5.04
	大勇家具センター	専門店	1,400	S43.12
中心市街地外	十日町S C （コメリH C十日町店・原信十日町北店）	その他	7,970	H15.03
	コメリホームセンター十日町新座店	ホームセンター	1,911	S62.10
	妻有S C北館（イオン十日町店）	ショッピングセンター	10,178	H6.11
	妻有S C南館（ケーズデンキ十日町店）	専門店	5,054	H15.11
	ホームセンタームサシ十日町店	ホームセンター	14,023	H17.04
	ファミリードラッグ十日町店	専門店	1,182	H19.04
	スーパーハリカ十日町店	専門店	1,224	H8.07
	真電十日町店	専門店	1,500	S61.10
	中里SC U-MALL（ラポート十日町中里店）	スーパー	1,980	H4.5
	ヤマダ電機テックランド十日町店	専門店	1,540	H24.3

〔４〕都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積を図るため、以下の事業を実施し、これらの事業を一体的に進める。

４．市街地の整備改善のための事業

- １．中心市街地駐車場整備事業（市民活動センター・まちなか公民館駐車場）
- ２．コミュニティガーデン整備事業
- ３．「キナーレ」南側進入路整備事業（市道宇都宮４号線）
- ４．道路消雪施設整備事業（市道山本高山線）
- ５．歩道照明設置事業（市道山本高山線、市道川治昭和町線）
- ６．細街路整備事業（市道関口樋口町線、市道栄町６号線）
- ７．地域資源活用調査事業
- ８．十日町病院周辺整備事業
- ９．十日町駅高架化検討調査事業

５．都市福利施設を整備する事業

- １０．（仮称）十日町市市民文化ホール・中央公民館整備事業
- １１．老人デイサービス施設整備事業・子育て支援施設整備事業（旧田倉跡地活用事業）
- １２．市民交流センター整備事業（本町分庁舎）
- １３．市民活動センター・まちなか公民館整備事業
- １４．市民活動団体支援団体活動拠点設置事業
- １５．市民の健康づくり事業（まちなかまちじゅうウォーキングロード）
- １６．石彫プロムナード活用事業
- １７．本町分庁舎ウインドウギャラリー事業
- １８．まちなか「花の情報マップ」作成事業
- １９．ラポート十日町周辺地域活性化整備事業
- ２０．十日町病院改築事業
- ２１．地域子育て応援カード事業
- ２２．協働のまちづくり支援拠点運営費補助金

６．居住環境向上のための事業

- ２３．サービス付き高齢者住宅整備事業・ファミリー向け都市型住宅整備事業（旧田倉跡地活用事業）
- ２４．まちなか居住共同住宅供給事業
- ２５．克雪すまいづくり支援事業
- ２６．まちなか住み替え促進事業

７．商業の活性化のための事業

- ２７．（仮称）産業・文化発信館整備事業（旧娯楽会館跡地整備事業）
- ２８．中心市街地にぎわい力アップ事業

29. 中心市街地商店街空き店舗等活用促進事業
30. 地域行事等の年間プログラム化
31. 十日町きものまつり
32. きものパーティ
33. 中心市街地まちと個店の魅力掘り起こし事業
34. 中心市街地情報板設置事業
35. 行政施設 Wi-Fi 環境整備事業
36. 中心市街地活性化促進支援員設置事業
37. きれいな街づくり運動推進事業
38. ゴールドカード事業
39. 一店逸品事業
40. おらちのお宝展
41. 十日町織物産地特別招待会
42. 十日町伝統的工芸品指定 30 周年記念展
43. きものの街のキルト展
44. 十日町おおまつり
45. 生誕地まつり
46. チンコロ市（節季市）
47. ホワイトミュージアム in 十日町白い愛の祭典「十日町雪まつり」
48. 十日町市観光土産品コンテスト
49. コミュニティ FM 放送事業
50. とおかまち情報誌発行
51. 十菓町スイーツグランプリ
52. グルメイベント
53. 販売力強化セミナー
54. 中心市街地活性化基金による市民活動支援事業
55. 十日町オリジナル観光パンフレット事業
56. 大地の芸術祭中心市街地プロジェクト
57. 「とおかまちナビ」サービス事業
58. 十日町市観光写真コンテスト
59. 十日町駅付近観光案内施設設置事業
60. 十日町産業フェスタ
61. ホットひと駅事業

8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業

62. 予約型乗合タクシー運行事業
63. 楽々まちめぐり！電動レンタサイクル「里チャリ」

1 1. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) まちづくりへの市民参画の活発化

平成 22 年度に開設した「商店街にぎわい研究所」を中心とした若手商店主などによる「とおか市」の定期的な開催が新たなにぎわいを生みだしたほか、Uターン者が中心となったグループが主催する「日本で最も過酷な J AM」を売りにした「豪雪 J AM」が十日町雪まつりに新たな価値を与えるなど、市民主体のまちづくり活動の機運が高まっている。

(2) 商業関係団体の連携促進

若手を中心とした連携による活動のほか、商店街振興組合及び同連合会等の既存商業関係団体からも商業者と地域が連携した取り組みの必要性が自発的に議論されはじめており、具体的な事業実施も視野に入れた検討会を開催するなどしている。

(3) 高校・大学との連携

地元の高校 2 校の生徒 100 人以上が企画段階から参加した「高校生まちなか文化祭」や、若手建築家グループと長岡造形大学との連携による「まちなかフィールドワーク」の開催、近隣大学による公開講座の実施やサテライト構想など、若者がまちづくりに参画する素地づくりの動きが始まっている。

[2] 都市計画等との調和

(1) 十日町市総合計画後期基本計画（平成 23 年度～平成 27 年度）

第 5 章 施策 1 (2) 交流拠点を核とする中心市街地の再生・活性化

1. 空き地と遊休施設の利活用

「総合計画後期基本計画」では、災害時の避難場所や冬期間の排雪場所として空き地活用を進めるほか、遊休施設については、商業や事業所による利活用を促す施策を充実させるとしている。

これに基づき、本計画においても「(仮称) 十日町市市民文化ホール・中央公民館整備事業」や「サービス付き高齢者住宅整備事業・ファミリー向け都市型住宅整備事業」、「(仮称) 産業・文化発信館整備事業」など、中心市街地の遊休施設等を活用した都市施設の整備を行う。

2. 交流拠点等の整備・充実

「総合計画後期基本計画」では、中心市街地の商業やサービス業の活力向上を支援しながら、更なる誘客のための核施設と市街地内の面的連携強化など b の検討を進めるとしている。

これに基づき、本計画においても「(仮称) 産業・文化発信館整備事業」で誘客のための核施設の整備を行い、中心市街地の面的連携強化を図る。

3. 交流拠点をつなぐ動線の整備

「総合計画後期基本計画」では、交流拠点と商店街などを結び市街地内を快適に移動できるための歩道の整備を進めることとしている。

これに基づき、本計画においても「「キナーレ」南側進入路整備事業」を進めることにより、十日町駅・中心市街地内のアクセスを向上させる。

4. 周辺地域と中心市街地の更なる連携の強化

「総合計画後期基本計画」では、周辺地区と中心市街地、それぞれの特性を活かしながらの地域振興に注力するとともに、交流拠点や交通結節点を市域の顔や玄関ととらえ、市街地への来訪者など、多くの人や物を周辺地区に循環させる仕組みづくりを進める。一方で、周辺地区の地域資源を更に掘り起こしながら、中心部に情報などを集め、十日町ブランドを全国に発信していくとしている。

これに基づき、本計画においても「(仮称) 産業・文化発信館整備事業」で、十日町市の伝統・歴史を発信する市民や来街者の交流できる施設を整備し、周辺地区を含めた十日町市の交流の玄関口・情報発信拠点と位置付ける。

(2) 十日町市都市計画マスタープラン（平成 20 年 3 月）

第 4 章－ 1

(1) ③ 市街地形成ゾーン

十日町中心部については賑わいの創出に努め、国道 117 号沿道に広がる市街地や川西地域中心部については農地との調和を図りながら計画的な市街地整備を進め、コンパクトな都市の形成を図る。

(2) 拠点① 都市拠点

十日町中心部を都市拠点とし、商業機能の集積を図るとともに、活力ある都市づくりを担う都市基盤の整備を推進する。

(3) 新潟県・十日町市地域再生計画「農とのふれあい・交流ネットワーク」

(平成 22 年度～平成 26 年度)

地域再生法に基づき策定された「新潟県・十日町市地域再生計画」では、「有機的な道路交通ネットワークを構築することにより、地域間や都市部との交流機能を強化し、農産物の集出荷や観光交流施設の利便性を高めるとともに、災害が発生した場合の緊急輸送路や迂回路を確保することで安全・安心なまちづくりに取り組み、地域の活性化を図る」ことを目標に掲げ、基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の取り組みの中で、「越後妻有アートトリエンナーレ」や「交通空白地解消社会実験事業」に取り組むこととしている。

本計画においても、「大地の芸術祭中心市街地プロジェクト」や「予約型乗合タクシー運行事業」を通じて、これらの施策に積極的に取り組むこととする。

(4) 十日町市住生活基本計画（平成 23 年 3 月）

住生活基本法に則して策定された「十日町市住生活基本計画」では、目標を達成する

ための基本方針に「基本方針４：中心市街地の再整備と連携したまちづくり」を掲げ、「中心市街地の再生を目指し、商店街の活性化と合わせて市街地居住者のための住環境整備を目指した計画の推進を図ります。」としている。

本計画においても、生活環境の魅力を向上させるため、市民の除雪の負担を軽減する支援策や居住促進のための支援策等を拡充するほか、少子高齢化に対応した居住施設の整備を進めることとする。

（５）十日町市次世代育成支援対策行動計画（後期）（平成 22 年 3 月）

次世代育成支援対策推進法に基づき策定された「十日町市次世代育成支援対策行動計画（後期）」では、施策目標に「施策目標 3 地域における子育てネットワークづくり」を掲げ、地域子育て支援センター事業の推進方策として「子育て家庭における育児支援をめざし、利用者のニーズの把握に努めながら今後も事業の推進を図ります。」としている。

本計画においても、「子育て支援施設整備事業（旧田倉跡地活用事業）」を通じて、地域子育て支援センター機能の拡充を図ることとする。

（６）十日町地域（十日町市、津南町）産業活性化基本計画（平成 23 年度～平成 27 年度）

企業立地促進法に基づき策定された「十日町地域産業活性化基本計画」では、機械・金属製品製造業等関連産業、食品製造業関連産業、循環型社会形成関連産業、観光関連産業の集積を図り、これらの業種に係る企業立地件数 10 件、製造品出荷額（増加額）50 億円、新規雇用創出数 200 人の達成を目指すとしている。

本計画においても、（仮称）産業・文化発信館や老人デイサービス施設の整備のほか、県立十日町病院やラポート十日町の改築、空き店舗活用支援といった各種事業を通じて、中心市街地内での新規創業・雇用促進に取り組むこととする。

〔３〕その他の事項

■ 市長の議会での施政方針開陳

（１）平成 23 年第 1 回定例会

中心市街地活性化基本計画の策定については、これまで、取り組みの阻害要因の一つであった、旧娯楽会館などの取得が決まり、今後は、中心市街地の快適で魅力ある生活環境をつくり、都市機能の集積と創造的な事業活動を促進してまいります。さらに、中心商店街の「商店街にぎわい研究所」の活動や商店街の活性化に取り組む団体などを支援し、元気な商店街づくりを進めるために、これが最後のチャンスととらえて振興策を推進してまいります。

（２）平成 24 年第 1 回定例会

昨年「中心市街地活性化基本計画 第 1 次骨子」を策定し、私も先頭に立って市内各団体や企業の皆様に計画の説明に回りました。この計画に着手したのは、交通空

白地解消対策や地域おこし協力隊の皆様の活躍などにより、市内の周辺地域の居住環境の改善対策がある程度なされたことから、今度は、空洞化が著しい中心市街地の活性化対策が必要であると判断したからです。計画の説明に回る中で、昨年、市が取得した田倉・娯楽会館等の跡地を、福祉施設やホテル、文化交流等の活動拠点として利用したいなど多くのご意見をいただき、たいへん心強く感じています。計画は、広範囲かつ多様性に富むため、市だけで実施するには限界があります。そのために、民間による投資が不可欠であり、その投資を促すための国や県の支援を引き出すための仕組みを確実に作り上げます。そして何よりも「この度の市の姿勢は本物だ。このチャンスをとらえて事業を拡大しよう」と思っただけのように全力で取り組みます。難しいチャレンジであり、克服しなければならない課題もありますが、1つひとつ乗り越えて魅力ある街をつくりあげてまいりたいと思います。

(3) 平成 25 年第 1 回定例会

活力を生むための基盤整備においては、これまで課題であった中心市街地活性化基本計画を具体化させていきます。私はこれまで、まちづくりにおいては、まず山間集落の課題解決に力を注いできました。全国に先駆けて地域おこし協力隊を設置し、マンパワーで地域を支える仕組みや、また交通空白地の解消などに重点的に対応してきました。その結果、集落において伝統行事が復活したり、特産品開発がすすめられたりと、活性化に向けた取り組みがなされてきました。

そのことを受けて、次なる課題でもある、中心市街地活性化に着手した次第です。その条件整備として、市街地の旧田倉や旧娯楽会館の用地取得を行い、そして民間活力を反映するために事業プランの公募を行いました。結果、多くの事業者の皆さまからプランをお寄せいただき、この民間投資と行政事業を組み合わせることで、未来に向けた市街地の基盤づくりに結びつくものと思っています。併せて、中心市街地の活性化を進めるためのNPO法人が設立されるなど、今後の市街地づくりに大いに期待しています。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針及び3. 中心市街地の活性化の目標に記載
	認定の手続	9. 4～8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項の[2]中心市街地活性化協議会に関する事項に記載
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	2. 中心市街地の位置及び区域に記載
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	9. 4～8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項に記載
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項の記載
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項に記載
第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められる こと	中心市街地の活性化を実現するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	4. から8. に記載
	基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	3. 中心市街地の活性化の目標に記載
第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4. から8. に記載
	事業の実施スケジュールが明確であること	4. から8. に記載

